

四万十市地域防災計画

(一般災害対策編)

四万十市水防計画

平成17年12月策定
(平成18年7月一部修正)
(平成19年1月一部修正)
(平成20年6月一部修正)
(平成22年7月一部修正)
(平成27年3月一部修正)
(平成28年4月一部修正)
(平成29年4月一部修正)
(平成30年1月一部修正)
(令和2年3月一部修正)
(令和3年3月一部修正)
(令和4年4月一部修正)
(令和5年4月一部修正)
(令和6年4月一部修正)

四万十市防災会議
四万十市水防協議会

目 次

I 四万十市地域防災計画（一般災害対策編）

第1章	総 則	
第1節	計画の方針	1
第2節	防災組織	4
第3節	四万十市の概況	5
第4節	四万十市の既往の主な災害	6
第5節	防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	8
第6節	住民・自主防災組織、事業者の責務	12
第2章	災害予防対策計画	
第1節	水害予防	14
第2節	高潮災害予防	16
第3節	がけ崩れ、土石流、地すべり予防	17
第4節	農林水産災害予防	18
第5節	火災予防	19
第6節	地震・津波災害予防	20
第7節	竜巻等突風災害予防	20
第8節	防災施設及び資機材の整備	20
第9節	防災体制の確立	21
第10節	事業者による自主防災体制の整備	24
第11節	要配慮者対策	25
第12節	消防団を中心とした地域の防災体制	28
第13節	備蓄体制の整備	29
第3章	災害応急対策計画	
第1節	組 織	31
第2節	動員計画	45
第3節	情報の収集、伝達計画	50
第4節	被害状況等の調査及び報告計画	56
第5節	災害広報計画	57
第6節	避難計画	60
第7節	医療・救護計画	70
第8節	食料供給計画	71
第9節	給水計画	73
第10節	被服等生活必需品等供給計画	76
第11節	建築物・住宅応急対策計画	78
第12節	行方不明者の捜索及び遺体の収容・埋葬計画	81
第13節	保健衛生活動計画	83
第14節	愛玩動物等の保護及び管理計画	86
第15節	心のケア計画	86
第16節	災害廃棄物応急処理計画	87
第17節	障害物の除去計画	89
第18節	輸送計画	91
第19節	交通対策計画	96
第20節	教育・保育対策計画	99
第21節	公共建築物等災害応急対策計画	106

第22節	道路、漁港施設等災害応急対策計画	107
第23節	公園緑地施設災害応急対策計画	109
第24節	上水道施設災害応急対策計画	110
第25節	下水道施設等災害応急対策計画	112
第26節	電力供給施設応急対策計画	115
第27節	電気通信施設応急対策計画	116
第28節	災害応急融資計画	116
第29節	自衛隊災害派遣要請計画	117
第30節	ボランティア活動支援計画	121
第31節	要配慮者支援対策計画	123
第32節	災害救助法適用計画	126
第33節	被災者生活再建支援法適用計画	129
第34節	被災者支援対策計画	131
第35節	義援金及び救援物資の募集・配分計画	133
第36節	浸水想定区域における対策計画	135
第37節	土砂災害警戒区域等における対策計画	136
第4章	災害復旧・復興計画	
第1節	公共施設災害復旧計画	137
第2節	災害復旧に対する融資	142
第3節	被災者の生活の確保	142
第4節	復興計画	143
第5章	公共事業施設防災計画	
第1節	災害予防計画	145
第2節	災害応急対策計画	149
第6章	大規模火災対策計画	
第1節	火災の予防	153
第2節	火災応急対策	154
第7章	林野火災対策計画	
第1節	林野火災予防対策	155
第2節	林野災害応急対策	155
第8章	特殊災害対策計画	
第1節	突発的重大事故対策計画	156
第2節	排出油災害対策計画	157
第9章	原子力事故災害対策計画	
第1節	予防対策	160
第2節	応急対策	162
第3節	復旧対策	165
II	四万十市水防計画	167

【注記】 一般災害対策編等における用語について

住民・・・・・・・・四万十市（以下「本市」「市」という。）の地域に住所を有する者をいいます。

住民等・・・・・・・・上記に加え、他市町村から本市の地域に通学、通勤する者及び災害時に他市町村の地域に滞在する者等も含めます。

事業者・・・・・・・・事業を行う者で、個人事業者と各種法人・団体をいいます。

要配慮者・・・・・・・・高齢者、障害者、乳幼児、外国人その他の特に災害時に配慮を要する方をいいます。

要配慮者施設・・・・・・・・高齢者、障害者、乳幼児、外国人その他の災害時特に配慮が必要な方が利用する施設をいいます。水防法では、学校、医療機関も含まれます。

避難行動要支援者・・要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に、自ら避難することが困難な方であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方をいいます。

防災関係機関・・・・・・・・国、県、市、指定公共機関及び指定地方公共機関をいいます。

関係機関・・・・・・・・防災関係機関以外でその分野における防災に関係する機関をいいます。

県・・・・・・・・県の部局及び出先機関、教育委員会等をいいます。

警察・・・・・・・・警察法で定められた組織で、警察本部、警察署をいいます。

市・・・・・・・・市の部課、行政委員会、一部事務組合（消防機関を除く）をいいます。

消防機関・・・・・・・・消防署、消防団をいいます。

自衛隊・・・・・・・・陸上、海上及び航空自衛隊をいいます。

ライフライン・・・・・・・・電力、ガス、上下水道、工業用水道及び通信の事業をいいます。

指定緊急避難場所・・災害対策基本法第 49 条の 4 に基づき、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に住民等の安全を確保するための一時的な避難場所として、市が指定する避難場所をいいます。

（１）拠点避難場所・・災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に住民等の安全を確保するために開設する施設で、災害の状況によりその後「指定避難所」に機能を移行することができる施設

（２）緊急避難場所・・災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、「拠点避難場所」以外の公園、広場、施設等で、緊急に安全を確保するために避難できる場所等

① 一時避難場所・・緊急避難場所のうち「津波緊急避難場所」又は「協定避難場所」以外の公園、広場、施設等で、安全を確保するために避難できる場所等

② 津波緊急避難場所・・緊急避難場所のうち、津波災害から避難するために各地区の津波避難計画に定められた避難場所

③ 協定避難場所・・緊急避難場所のうち、台風や集中豪雨等による大規模な洪水、内水氾濫等が発生した際に、住民等の一時的な避難場所として使用させてもらうことを目的に市と施設所有者との間で協定を交わしている避難場所

指定避難所・・・・・・・・災害対策基本法第 49 条の 7 に基づき、災害が発生した後に、避難した住民等が自らの居住の場所を確保することが困難な被災した住民を滞在させるための場所として、市が指定する避難所をいいます。

福祉避難所・・・・・・・・大規模な地震、風水害その他の災害が発生した際に、身体等の状況により「指定避難所」では他の避難者と同様な避難生活を送ることが困難な要配慮者を収容する施設で、あらかじめ市と施設所有者との間に協定を交わしている避難所をいいます。

第1章

総 則

第1節 計画の方針

1 計画の目的

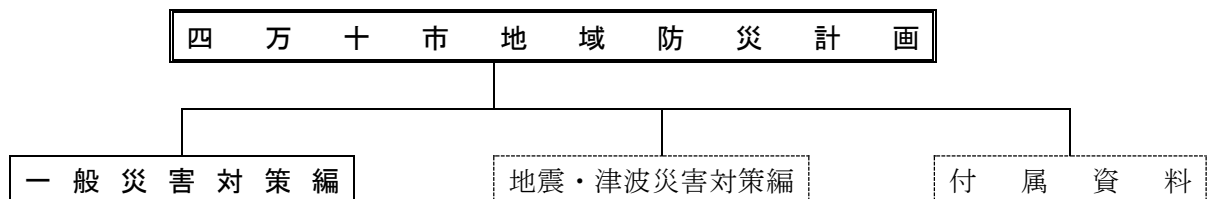
四万十市地域防災計画（一般災害対策編）（以下「本計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、四万十市防災会議が作成する風水害等の対策に関する計画であって、市域の災害予防、災害応急対策及び災害復旧等を総合的・計画的かつ有効的に実施することにより、住民の生命、身体、財産及び地域の文化遺産を保護するとともに、風水害等による被害の軽減（防災・減災）を図り、社会の秩序の維持及び公共の福祉に資することを目的とします。

2 計画策定機関

四万十市防災会議

3 計画の構成及び一般災害対策編の内容

四万十市地域防災計画は、市域において想定される災害に対して、市が処理すべき事務又は業務に関し市域内の関係機関の協力業務を含めて定めるものであり、一般災害対策編、地震・津波災害対策編及び付属資料で構成します。



一般災害対策編は、以下の計画から構成されます。

(1) 総則

本計画の目的、防災関係機関の責務の大綱等、本市が行う風水害等の対策に関する計画の方針について定めます。

(2) 災害予防対策計画

風水害等の災害を未然に防止し、また、災害が発生した場合にその被害を最小限に食い止めるための基本的な措置等について定めます。

(3) 災害応急対策計画

風水害等の災害が発生し又は発生する恐れがある場合に、これを防御し、又は応急的対応を行うなど、災害の拡大を防止するため応急的に実施する対策の基本的な措置等について定めます。

(4) 災害復旧・復興対策計画

風水害等の災害の復旧にあたっての各種援護措置及び公共施設復旧にあたっての基本方針について定めます。

(5) 公共事業施設防災計画

防災関係機関が所掌する電力、公衆通信及び鉄道の各施設に関する防災計画について定めます。

(6) 大規模火災対策計画

林野火災を除く大規模な火災に対する防災計画について定めます。

(7) 林野火災対策計画

林野火災に対する防災計画について定めます。

(8) 特殊災害対策計画

突発的に発生する重大事故や、油排出事故等に対する防災計画について定めます。

(9) 原子力事故災害対策計画

原子力事故に対する防災計画について定めます。

4 被害を最小化するために重点を置くべき事項

(1) 本市は、風水害や地震・津波による災害が発生しやすい自然条件下にあり、また、近年、降水量が非常に多い等、河川氾濫や土砂災害の危険性が増しており、土砂災害を含む大規模な風水害等が懸念されます。これまで災害発生原因分析、予測と耐災環境の整備に資源の投入を図ってきましたが、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であり、時として多大な人命並びに財産を失ってきています。

このため、本市においては、「命を守る」ことを基本とし、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方にに基づき、とりわけ人命を守るための対策を最重視し、また、経済的被害をできるだけ少なくするよう、防災関係機関、事業者、住民が一体となって、さまざまな対策を組み合わせた防災対策を推進します。

(2) 地域における生活者の多様な視点に配慮した防災対策を進めるため、防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災対策の策定において女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立します。また、多様な視点に基づいて、被災者の避難生活や生活再建に対しきめ細かな支援を行います。

(3) 自らの命、安全・財産を自ら守る「自助」、地域の安全等を自分たちで守る「共助」、公的機関が援助等を行う「公助」の理念に基づいた災害に強いまちづくりを進めます。また、住民や自主防災組織と連携して、災害発生時の円滑かつ安全な避難を行えるような体制を整備します。

(4) 減災のためには積極的な情報収集やいち早い住民への伝達が必要で、そのための体制やツールの整備を行います。また、沿岸部や中山間部では孤立地域が発生することが考えられ、被災地への迅速な応急対策支援や物資の円滑な供給等が図られる体制整備を進めます。

(5) 大規模な災害が発生した場合は、本市だけでの対応は難しいことが想定されるため、国・県及び他の市町村との広域連携、医療及びライフライン事業者を含む防災関係機関との連携が重要で、平時からの連携強化を進めます。このような連携は、災害応急対策ばかりでなく、円滑かつ迅速な復興にも役立つと考えます。

(6) 令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における感染拡大防止対策など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進します。

5 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正します。

6 細部計画の策定

本計画を具体的に実施するにあたって必要な細部計画については、本市の各対策部及び各部門並びに防災関係機関において定めるものとします。

7 国・県の防災計画との関係

本計画は、国の定める防災基本計画、指定行政機関及び指定公共機関が定める防災業務計画並びに高知県地域防災計画（一般対策編・火災及び事故災害対策編）（以下「県計画」という。）との整合性・関連性を有するものとします。

8 計画の習熟

本市各対策部及び各部門並びに防災関係機関は、本計画の遂行にあたってそれぞれの責務が充分果たせるよう平素から研修・訓練の実施により、本計画及び本計画に関連する細部計画の習熟に努めるものとします。

また、住民への周知を図るため、広報・啓発活動に努めるものとします。

第2節 防災組織

1 四万十市防災会議

本市の防災を総合的に推進するため、災害対策基本法第16条の規定に基づいて組織するものであり、本市の防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るほか、市長の諮問に応じて本市の地域に係る防災に関する重要事項を審議し、市長に意見を述べます。

【参考】

災害対策基本法

(市町村防災会議)

第十六条 市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、市町村防災会議を置く。

2 前項に規定するもののほか、市町村は、協議により規約を定め、共同して市町村防災会議を設置することができる。

3 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときその他市町村防災会議を設置することが不適当又は困難であるときは、第一項の規定にかかわらず、市町村防災会議を設置しないことができる。

4 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を設置しないこととしたとき（第二項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときを除く。）は、速やかにその旨を都道府県知事に報告しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

6 市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて、当該市町村の条例（第二項の規定により設置された市町村防災会議にあつては、規約）で定める。

2 四万十市災害対策本部

災害対策基本法第23条の2の規定に基づき本市の地域内に災害が発生し、又は発生する恐れがあり、防災対策の実施のため市長が必要と認めたときは、四万十市災害対策本部を設置し、水防、消防、災害救助、その他災害応急活動を実施します。

災害対策本部の解散は、災害の発生のおそれが解消し又は災害応急対策が完了したと認められたときに行います。

災害対策本部の組織及び運営については、四万十市災害対策本部条例に定めます。

3 四万十市災害対策本部西土佐支部（以下「支部」という。）

西土佐地区で災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に、支所長を支部長として対応にあたる組織であり、災害対策本部に準じ西土佐地区における水防、消防、災害救助、その他災害応急対策活動を実施します。

第3節 四万十市の概況

1 地勢

(1) 位置等

本市は、高知県西南部四万十川の中下流域に位置し、北西部は愛媛県との県境に接し、土地は東・西・北部は山岳丘陵地帯が多く、南東部は土佐湾に面しています。渡川水系の3つの一級河川の流域に沿って農耕地が広がり、下流域の河川に挟まれた地域に市街地が形成されています。

気候は全般的に温暖で雨量が多く、植物の育成には最も適した気象条件を具備していますが、台風の常襲地帯であること、四万十川の中下流に位置するため、過去幾度となく洪水に見舞われ被害をうけています。

また、近年では海岸に面した下田地区において、高波による越波のため年間に数回の警戒を要するなど新たな災害への対応が必要となってきました。

東 端	東 経	133° 03' 27"	南 端	北 緯	32° 57' 23"
西 端	東 経	132° 36' 54"	北 端	北 緯	32° 47' 14"

東西 41.3km 南北 39.2km 面積 632.50km²

(2) 主な河川

水系名	河川名	延長 (km)	河川名	延長 (km)
渡 川	四万十川	1 9 6 . 0	広 見 川	5 5 . 8
	中 筋 川	3 6 . 4	目 黒 川	2 2 . 4
	後 川	3 5 . 4	黒 尊 川	2 1 . 0

(3) 主な山岳

山岳名	標高 (m)	山岳名	標高 (m)
横の森	1, 2 2 6	不動山	7 7 9
八面山	1, 1 6 5	ほけが森	7 5 1
譲ガ葉森山	1, 0 1 9	仏が森	6 8 7
大黒山	1, 1 0 6	鍋が森	6 3 5
堂ヶ森	8 5 6		

2 人口

本市の人口は、合併前の昭和60年の国勢調査による旧2市村の計40,609人をピークに徐々に減少傾向が続いています。令和2年の人口は、ピーク時に比べ18.4%、平成27年の国勢調査に比べても4.7%減少しています。一方、世帯数は増加しており核家族化が進行しています。本市は、引き続き幡多地域における最大の都市です。

人口構成は、年少人口(15歳未満)が11.2%、生産年齢人口51.7%、高齢人口(65歳以上)37.1%と、近年少子・高齢化の波は急速に進んでいます。

人口の推移(単位:人、%) 国勢調査結果 各年10月1日現在)

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総人口	40,066	38,991	38,784	37,917	35,933	34,313	32,694
年少人口(0～14歳)	7,610 (19.0)	6,522 (16.7)	5,678 (14.6)	5,086 (13.4)	4,537 (12.7)	4,052 (11.8)	3,659 (11.2)
生産年齢人口(15～64歳)	25,219 (62.9)	24,157 (62.0)	23,580 (60.8)	22,574 (59.5)	20,598 (57.5)	18,391 (53.6)	16,896 (51.7)
高齢人口(65歳以上)	7,101 (17.7)	8,312 (21.3)	9,506 (24.5)	10,249 (27.0)	10,686 (29.8)	11,716 (34.1)	12,139 (37.1)

第4節 四万十市の既往の主な災害

市域で発生した主な災害は、次のとおりです。

	概 況	被 害 状 況
昭和10年 8 月 台風 5 号 (旧中村市)	8月20日サイパン島東方海上で発生、奄美大島、宮崎市の東方海上を経て、同月28日15時頃土佐清水市付近に上陸。高知県を縦断し徳島県を経て、そのまま北東に進み本州を縦断した。 26日～28日にかけての豪雨は、大用で620mmを記録し、被害は激甚を極め、渡川の水位は明治23年以来の大出水となり旧中村町は全町水没の大災害となった。 水位 28日最高水位 具同 24時 11.30m 29日最高水位 具同 13時 12.07m	旧中村町は28日正午頃より後川堤防未完成部分よりの逆流のため、全戸約1,900戸の内16戸を除き全戸浸水、家財商品等一物も取り出せず惨状目を覆うものがあつたが、救援作業適切のため人命を失った者がなかった事は幸いであつた。 被災世帯数 1,650世帯(7,243人) 負 傷 者 60人 全壊家屋 277戸(内住家 75戸) 半壊家屋 403戸(内住家 209戸) 床上浸水 1,585戸(内住家 1,500戸) 床下浸水 235戸(内住家 150戸)
昭和21年12月 南海大地震 (旧中村市)	12月21日午前4時19分6秒、南海道沖の北緯33度00分東経135度30分を震央とするマグニチュード8.1の地震が発生。 県西南部に壊滅的な打撃を与え、とりわけ旧中村町は全家屋の9割が倒壊し、本町北部からの出火により66戸が全焼し、多くの人命が失われた。 また、四万十川鉄橋も8径間のうち両側2径間を残し落下した。	死 者 291人 負 傷 者 3,425人 全壊家屋 3,048戸(内住家 1,833戸) 半壊家屋 2,322戸(内住家 1,168戸) 焼失家屋 110戸(内住家 63戸) 参考(上記のうち旧中村町の被害) 死 者 273人 負 傷 者 3,358人 全壊家屋 2,501戸(内住家 1,621戸) 半壊家屋 773戸(内住家 483戸) 焼失家屋 105戸(内住家 63戸)
昭和38年 8 月 台風 9 号 (旧中村市)	7月30日グアム島の北西で発生した台風9号はその後次第に勢力を増し、8月5日朝には中心気圧940ミリバール、最大風速60m、半径300km以内は25mの勢力をもって時速10kmの速さで北西ないし北方に進み、9日9時には豊後水道に達し、その後わずかに西に進路を転じて北上、10日日本海へ抜けた。 本市も3日間にわたり暴風雨の圏内にあり連続して猛烈な風雨に見舞われ瞬間最大風速は足摺岬37.5m、宿毛41.8mを記録、また雨量は県西南部の山間地域を中心に船戸の連続雨量(48時間)915mmを最高に未曾有の豪雨となり、9日12時具同観測点水位は10.45mに達し、市内全域に避難指示。この後まもなく佐岡堤防100m、84mの2箇所、古津賀堤防1箇所100m、下田港砂丘500mを決壊流出し、10日未明ようやくにして減水を始めた。	被災世帯数 3,203世帯 死 者 1人 全壊家屋 14戸 半壊家屋 54戸 流失家屋 11戸 床上浸水 2,145戸 床下浸水 975戸 被害総額 15億6千万円
昭和45年 8 月 台風10号 (土佐湾台風) (旧中村市)	8月15日サイパン島の北東海上で発生、強い勢力を維持したまま、21日午前8時過ぎ幡多郡佐賀町に上陸した後、四国を縦断し安芸灘に入った。 上陸時の中心気圧は955ミリバール。風は土佐湾に面した海岸地方と中心通過付近で強く、瞬間最大風速は足摺岬で46.8mを記録、雨量は県東部と西部の山間部で多く、300mm～700mmに上った。	被災世帯数 3,464世帯 負 傷 者 20人 全壊家屋 9戸 半壊家屋 57戸 床上浸水 98戸 床下浸水 255戸 被害総額 11億5千万円

昭和46年 8 月 台風23号 (旧西土佐村)	足摺岬に上陸	浸水家屋 55戸、死者 1名 被害総額 192,640千円 最高水位 12.7m (江川崎) 宮地県道 上40cmまで増水した。
昭和50年 8 月 台風 5 号 (旧中村市)	8月11日グアム島西方海上で発生した熱帯低気圧は、12日15時には発達して台風5号となり、15日～16日にかけて四国地方に接近、17日午前8時50分宿毛市付近に上陸した。 上陸時には中心気圧960ミリバール、最大風速40m、瞬間最大風速52.1m、25m以上の暴風雨半径は東側200km、西側150kmの中型で並の台風となったが、幡多地方を中心に家屋の倒壊や河川の氾濫など大きな被害を出した。 この台風の特徴は、中心が宿毛市付近を通過したものの比較的近距離であったため降雨量も少なかったが、渡川の氾濫により佐田沈下橋の流失、中筋川・磯の川堤防の一部決壊、家屋の浸水、農作物等の被害、暴風雨による家屋の倒壊など、被害は予想に反して大きかった。	被災世帯数 4,575世帯 全壊家屋 51戸 半壊家屋 281戸 床上浸水 25戸 床下浸水 114戸 被害総額 45億7千万円
昭和57年 8 月 台風13号 (旧西土佐村)		総雨量 374mm、 江川崎最高水位 12.8m 床上浸水 29世帯 床下浸水 27世帯 非住宅 9棟
平成4年 8 月 台風11号 (旧中村市)	8月18日21時前、宮崎県と大分県の県境付近に上陸した台風11号は、19日早朝、山口県宇部市付近に再上陸し、その後日本海に抜け熱帯低気圧となった。 高知県では17日夜半から台風の前面を取り巻く雨雲により断続的に1時間40mmを超える強い雨が降り続いた。特に、台風が速度がゆっくりであったため、高知県には南から湿った空気が流入し、山間部を中心に19日深夜まで県全域が強い雨に見舞われた。 本市では、時間最大雨量57mm、降り始めからの総雨量が600mmを超えた。これに伴い各河川で警戒水位を突破したのをはじめ、秋田地区では計画高水位を上回った。幸い堤防の決壊には至らなかったが、内水の排除がおいつかず、各地で内水による浸水被害が相次ぎ、近年にない大きな被害をうけた。	被災世帯数 279世帯 全壊家屋 -戸 半壊家屋 -戸 床上浸水 160戸 床下浸水 119戸 被害総額 26億5千万円
平成17年 9 月 台風14号	8月30日に発生し強い勢力を保ったまま非常にゆっくりと北上し9月6日長崎県諫早市付近に上陸。 高知県では4日より波浪警報が発令され、下田では砂州を波が越え、砂州は消失した。雨は4日宵のうちより断続的に続き、降り始めからの総雨量は中村410mm、江川崎509mmを観測。 四万十川は江川崎の広見川との合流点で氾濫。下流の口屋内から大川筋、下田に至る広範囲で床上浸水被害が発生。昭和38年以来の洪水となり、具同水位観測所では計画高水位まであとわずかのところまで水位が上昇した。	被災世帯数 308世帯 死 者 1名 軽 傷 者 1名 全壊家屋 3棟 半壊家屋 35棟 一部破損 3棟 床上浸水 212棟 床下浸水 106棟 非住家被害 376棟 被害総額 6億9千万円

第5節 防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

1 防災関係機関の責務

(1) 四万十市

本市は、災害対策基本法第5条の規定に基づき、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、高知県（以下「県」という。）、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体、住民及び事業者の協力を得て、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策等の活動を実施します。

また、住民及び事業者から防災訓練の実施や避難行動要支援者等の避難支援体制の構築といった自発的な防災活動の計画を地区防災計画の素案として提案を受け、必要があると認める場合は、地域防災計画に、地区防災計画を定めます。

さらに、市の活動を有効に行うため、事業継続計画（BCP）※の策定を行います。

※事業継続計画（BCP）：潜在的損失によるインパクトの認識を行い実行可能な継続戦略の策定と実施、事故発生時の事業継続を確実にする継続計画のこと。事故発生時に備えて開発、編成、維持されている手順及び情報を文書化した事業継続の成果物のこと。

(2) 高知県

県は災害対策基本法第4条の規定に基づき、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体、住民及び事業者の協力を得て防災活動を実施するとともに、本市の防災活動を援助し、かつその調整を行います。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、災害対策基本法第3条の規定に基づき、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策等の活動を実施するとともに、本市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導及び助言等の措置を行います。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害対策基本法第6条の規定に基づき、その業務の公共性又は公益性に照らして自ら防災活動を実施するとともに、災害時には災害応急対策を実施します。また、本市の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力します。

(5) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

幡多医師会等の公共的団体及び病院等の防災上重要な施設の管理者は、災害対策基本法第7条第1項の規定に基づき、平常時からそれぞれの業務に応じた災害予防体制を整備するとともに、災害時には災害応急対策を実施します。また、本市の防災活動に協力します。

2 市の地域内の防災関係機関の処理すべき事務又は業務の概要は次のとおりとします。

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
四万十市	1 四万十市役所 【平時に果たす役割・災害予防活動】 (1) 四万十市地域防災計画の作成及びこれに基づく対策の実施 (2) 防災に関する組織の整備 (3) 防災知識の普及・教育及び防災訓練の実施 (4) 自主防災組織の育成指導その他住民の自発的な防災活動の促進 (5) 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検 (6) 防災のための施設、設備の整備及び点検 (7) 災害発生時の避難支援の円滑な実施及び関係者・関係団体の協力確保

	(8) その他災害予防のための処置 【災害時・発災後に果たす役割・災害応急対策】 (9) 要配慮者の生命及び身体确保安全確保 (10) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報 (11) 避難指示等の発令及び避難場所の開設運営 (12) 消防、水防その他応急措置 (13) 被災者の救助及び救護活動 (14) 施設、設備の点検及び応急対策 (15) 緊急輸送の確保 (16) 食料、医薬品、その他物資の確保 (17) 災害時の保健衛生及び応急教育 (18) その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置 【災害復旧・復興】 (19) 災害復旧・復興の実施 2 四万十市消防団、幡多中央消防組合(四万十消防署、西土佐分署) (1) 応急災害対策業務、防災思想の普及 (2) 消防活動、水防活動、その他の応急措置 (3) 避難支援及び被災者に対する救助及び救護活動 (4) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査
高知県	1 総合防災対策推進幡多地域本部、幡多福祉保健所、幡多土木事務所ほか 【平時に果たす役割・災害予防活動】 (1) 高知県地域防災計画の作成及びこれに基づく対策の実施 (2) 防災に関する組織の支援 (3) 防災知識の普及・教育及び防災訓練の実施 (4) 自主防災組織の育成支援その他住民の自発的な防災活動の促進 (5) 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検 (6) 防災に関する施設、設備の整備及び点検 【災害時・発災後に果たす役割・災害応急対策】 (7) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報 (8) 市が実施すべき避難指示等の発令及び指定避難所の開設の代行 (9) 水防その他応急措置、市が実施すべき応急措置の代行 (10) 被災者の救助及び救護活動 (11) 緊急輸送の確保 (12) 食料、医薬品、その他物資の確保 (13) 災害時の交通規制、保健衛生及び教育の確保 (14) 防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整 (15) その他地震災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置 【災害復旧・復興】 (16) 災害復旧・復興の実施 2 中村警察署 【災害時・発災後に果たす役割・災害応急対策】 (1) 大規模災害時における治安並びに警察行政の調整 (2) 避難誘導、被災者の救出その他人命保護 (3) 交通規制、緊急通行車両の確保及び緊急交通路の確保 (4) 行方不明者の捜索及び死体の検視 (5) 犯罪の予防・取締り、混乱の防止その他秩序の維持に必要な措置
指定地方 行政機関	1 四国森林管理局四万十森林管理署 (1) 国有林野の治山、治水事務の実施並びに民有林直轄治山事務の実施 (2) 国有保安林の整備保全 (3) 災害応急対策用木材(国有林)の需用に関すること。

	2 四国地方整備局中村河川国道事務所（四万十川出張所、中村国道出張所）、 渡川ダム統合管理事務所 (1) 直轄国道の維持管理、改築及び災害復旧工事 (2) 直轄河川に関する水防警報及び洪水予報 (3) 直轄河川の維持管理、改修及び災害復旧工事 (4) 出水時における中筋川ダムの洪水調節 (5) 中筋川ダムの放流に伴う関係機関への通知及び一般住民への周知 (6) ダム堤体及び周辺の安全管理 (7) ダム災害の情報資料の収集 (8) 道路啓開を含む公共土木施設の応急・復旧、地域の復興等に関する応援・支援 3 高知地方気象台 (1) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報の発表並びに関係機関への伝達 (2) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集並びに発表 (3) 災害発生が予想される場合あるいは災害発生時における気象状況推移及び予想の解説 (4) 防災関係機関と連携した防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発 4 海上保安庁海洋情報部 (1) 潮汐推算、検潮所記録の公表 Http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KANKYO/TIDE/tide_pred/ (2) 高知県を含む地域の津波の予測
指定公共機関	1 日本郵便株式会社 土佐中村郵便局ほか市内全郵便局 (1) 郵便配達業務中に確認した災害状況の報告 (2) 災害地における郵便業務の確保及び為替貯金業務、簡易保険業務の非常取扱い (3) 簡易保険福祉事業団に対する災害救護活動の要請 2 西日本電信電話株式会社（高知支店） (1) 公衆通信施設の災害予防措置 (2) 災害時における通信の確保、被災設備の早期復旧 (3) 災害応急措置の実施に必要とする通信の優先確保 3 株式会社N T T ドコモ 四国支社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社 (1) 電気通信設備の保全及びその災害復旧 (2) 災害非常通話の確保 4 四国電力送配電株式会社（中村支社） (1) 電力施設の保全、保安 (2) 電力の供給 5 四国旅客鉄道株式会社（予土線） (1) 鉄道施設等の保全 (2) 救助物資及び避難者の輸送の協力 6 日本放送協会（NHK） (1) 住民に対する防災知識の普及及び警報等の周知徹底 (2) 災害時における広報活動及び被害状況等の速報 (3) 生活情報、安否情報の提供 (4) 社会福祉事業団等による義援金品の募集協力
指定地方公共機関	1 株式会社高知放送、株式会社テレビ高知、高知さんさんテレビ株式会社、株式会社エフエム高知 (1) 気象警報等の放送 (2) 災害時における広報活動

	(3) 住民に対する防災知識の普及 (4) 住民に対する災害応急対策等の周知徹底 (5) 生活情報、安否情報の提供 2 土佐くろしお鉄道株式会社 (1) 鉄道施設等の保全 (2) 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力 3 (一社) 高知県バス協会 (高知西南交通株式会社) (1) 災害時における旅客自動車による救援物資並びに避難者等の輸送の協力
公共的 機関	1 高知県農業協同組合中村支所 (1) 災害時における緊急食料の緊急引渡し (2) 市が行う農業関係被害状況調査への協力 (3) 農地、農業用施設等の災害防止対策の指導 (4) 農作物の災害応急対策の指導 2 (一社) 幡多医師会 (1) 災害時における救急医療活動 (2) 大規模災害時には「高知県災害時医療救護計画」に基づく関係機関と協力した救急医療活動 3 四万十市社会福祉協議会 (1) 災害ボランティアの受け入れ (2) 地域における要配慮者の把握等への協力 (3) 市が行う避難及び応急対策への協力 4 中村商工会議所、西土佐商工会 (1) 災害時における物価安定についての協力、徹底 (2) 救助用物資、復旧資材についての協力、あっせん (3) 市が行う商工業関係被害調査への協力 5 中村市森林組合、西土佐村森林組合 (1) 災害応急対策用資材の需給協力 (2) 林野火災予防対策指導 6 (一社) 高知県L Pガス協会 (1) ガス施設の保全、保安 (2) ガスの供給 (3) 災害時協力協定に基づく支援 7 (一社) 高知県建設業協会 (中村支部) (1) 災害時における公共土木施設及び公共施設等への応急対策業務への協力に関すること 8 (公社) 高知県建築士会 (1) 災害の調査 (被災建築物応急危険度判定等)
自衛隊	(1) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集 (2) 県及び市が実施する防災訓練への協力 (3) 災害派遣の実施 (被害状況の把握、避難の援助、避難者等の捜索・救助、水防活動、消防活動、道路の啓開 (応急復旧)、応急医療、救護及び防疫、通信支援、人員・物資の緊急輸送、給食、給水及び入浴支援、宿泊支援、危険物の保安及び除去) (4) 防衛省の管理に属する物品の災害救助のための無償貸与及び譲与

第6節 住民・自主防災組織、事業者の責務

1 住民・自主防災組織

住民は、「自らの命は自ら守る」という意識を持ち、災害対策基本法第7条第2項の規定に基づき、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的に防災活動に参加するなど、それぞれの立場で防災・減災に寄与するものとし、災害時には相互に協力し助け合います。また、家族内の連絡方法を決めておき、災害時に活かします。

住民の隣保協同の精神に基づき自発的に組織された自主防災組織は、住民が「自らの命は自ら守る」という自助を実践したうえで、地域においてお互いに助け合う共助の体制を構築するために災害及び防災に関する知識の普及啓発、地域における安全点検、防災訓練その他の災害予防対策を実施するよう努めるとともに、避難、救助、初期消火その他の災害応急訓練を実施するよう努めるものとします。

住民及び自主防災組織は、自助・共助の精神にのっとり、市が実施する防災対策に協力するよう努めるものとします。

○平時に果たす役割

- (1) 風水害等に関する知識の習得
- (2) 地域固有の災害危険性の理解と認識
- (3) 火気使用器具等の安全点検と火災予防措置
- (4) 指定緊急避難所、指定避難所等の確認
- (5) 避難路の点検・安全確認
- (6) 飲料水、食料、生活必需品等の備蓄（家庭内備蓄・3日以上）、自動車へのこまめな満タン給油
- (7) 地域の実情に即した自主防災組織の結成、運営
- (8) 防災訓練、学習会への参加
- (9) 住宅・建築物の耐震化及び家具転倒対策
- (10) 出火防止対策
- (11) 災害教訓の伝承
- (12) 地域内に居住する要配慮者の所在把握
- (13) 家族同士の避難後の再集合場所の打合せ
- (14) 地域内で所有する文化財の把握及び古文書等の保存協力

○災害時に果たす役割

- (1) 正確な情報の把握及び伝達
- (2) 近所の声かけ合いと適切な避難
- (3) 出火防止措置及び初期消火
- (4) 組織的な応急復旧活動への参加と協力
- (5) 負傷者、避難行動要支援者等の援助、救助

○発災後に果たす役割

- (1) 指定避難所運営
- (2) 被害にあった子ども、高齢者等への支援（一時的な居住場所提供等）

2 事業者

事業者は、南海トラフ地震防災対策計画を作成し、地震・津波災害時に果たす役割を十分認識します。また、地震時に重要業務を継続するための業務継続計画（ＢＣＰ）の策定・運用、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐水化、予想被害からの復旧計画、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど防災活動の推進に努めるものとします。

○平時から果たす役割

- (1) 風水害、地震・津波が生じた際の、地域における被害拡大要因の点検
- (2) 浸水想定区域や土砂災害警戒区域（土砂災害特別警戒区域を含む。）にある要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画を策定するとともに避難訓練を実施します。

○災害時に果たす役割

- (1) 従業員や利用者等の安全確保
豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときには、従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めます。
- (2) 事業の継続
- (3) 地域への貢献・地域との共生、市との連携・市への協力
- (4) 二次災害の防止

第2章

災害予防対策計画

第1節 水害予防

1 治水

本市は、四国西南部に位置し、台風の常襲地帯としても知られるように、過去幾度となく台風災害にみまわれ、甚大な被害をこうむってきました。また、近年台風の勢力が大きくなる傾向がうかがわれ、集中豪雨や局地的大雨（ゲリラ豪雨）の発生回数も増加し、記録的な降水量を経験する機会が増えることが想定されます。最近の災害（紀伊半島大水害等）では、河川を山腹崩壊で発生した土砂が堰止め、流れが変わって人家や道路を流出させた事例も見られます。

なかでも、清流「四万十川」とその支流「中筋川」及び「後川」のデルタ地帯に町並みが発展してきた市街地とその周辺部は、河川の氾濫による水害に長い間悩まされてきました。また、西土佐地域をはじめ市の北部地域はその面積のほとんどを山地が占め、土砂災害発生の危険性が高い地域は、砂防指定地や崩壊土砂流出危険地区、急傾斜地崩壊危険区域及び山腹崩壊危険地区などに指定されています。

こうした地理的、自然的な条件のなかで、住民の生命と財産を守り安定した地域の形成を目指し、台風時に「暴れ川」となる四万十川の治水対策を促進する目的で、中村地域では昭和41年度に「渡川改修期成同盟会」を行政、地域住民及び関係民間団体で組織し、24年間にわたって本市の悲願であった渡川水系の河川改修を国に対して要請してきました。

以来、渡川水系の堤防護岸の補強、水門・揚水機の設置等に加え、中小河川の改修、更には、本格的な治水対策事業として昭和59年度から建設された「中筋川ダム」が平成10年度に完成するとともに、平成15年度から建設された横瀬川ダムも令和元年度に完成し、中筋川沿川及び四万十川下流域における治水安全度の更なる向上が図られています。

今後も引き続き、渡川水系の治水対策を国・県との緊密な連携のもとに、事業促進し災害防止と住民の安全確保に努めます。

(1) 一級河川の改修促進

「四万十川改修期成同盟会」と連携し、河川改修事業の促進に努め、安全性の向上を図るとともに直轄管理区間の拡大を推進します。

(2) 中小河川の改修促進

県の管理河川や日常生活に密着した中小河川の改修を促進し、快適な生活環境の確保に努めます。

(3) 水位の周知

河川増水時には、県総合防災情報システム等の情報により河川の水位等を予測して、災害の軽減と避難作業等の合理化に努めます。

また、既往浸水区域や、土石流の発生によって人家や公共施設、道路等に被害が及ぶ恐れのある区域等は、その周知によって災害時の被害の軽減につなげます。なお、後川及び中筋川についても同様に行います。

2 内水排除

宅地開発及び市街地の伸展は遊水地帯の埋立て、道路舗装の伸びと相俟って、降水時における一時流出量の激増をとめない排水路の越流、浸水被害が発生している現状から、また、近年発生が増加している局地的大雨（ゲリラ豪雨）への対策として、排水対策事業等を実施し、災害の防止又は軽減を図ります。

(1) 自然排水

排水路、水門等の系統的な整備を実施します。

(2) ポンプ排水

系統的な排水施設の整備拡充を実施し、排水能力を高めるとともに維持管理を徹底して、排水能力を維持するものとします。

3 危険区域の想定及び監視警戒

災害発生に際し、人命、身体及び財産に著しい被害を生ずる恐れのある区域を事前に把握しておき、異常降雨時、又は河川の水位が上昇したときは、危険区域の巡視警戒を行うよう監視体制を整えます。

4 工作物の防災管理

防災上重要な工作物の管理者は平常から点検、整備を十分にし、被害を拡大するような破損箇所については修理を行い、また危険発生の場合の水防体制及び通信連絡の方法等について、あらかじめ検討しておくものとします。

5 道路及び橋梁の防災管理

道路及び橋梁の被害予防については、側溝、暗渠等の整備、橋脚の補強、マンホールの安全対策、崩土防止等、平常からその維持補修を行い、災害予防及び緊急時の交通の確保に留意するものとします。

道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努めます。

6 水防活動

具体的水防活動については、別に定める「四万十市水防計画」によるものとします。

7 洪水浸水想定区域の対策

水防法（昭和24年法律第193号）の規定による国土交通大臣が指定する洪水浸水想定区域に居住する住民へ、ハザードマップを作成・配付すること等により情報等の周知、防災意識の向上をはかり、被害の軽減に努めます。

8 洪水予測

過去の災害による洪水事例、時間ごとの雨量や上流市町村の水位情報などから、より正確な流域の洪水予測ができるよう資料の収集・分析を行います。また、その洪水予測結果や、土石流の発生によって人家や公共施設・道路等に影響が及ぶ恐れがある情報を住民へ迅速に周知することにより被害の軽減を図ります。

(1) 洪水予測体制の確立

広大な流域面積を有する渡川水系において四万十川、中筋川及び後川の3つの河川ごとに、過去の洪水時における雨量、水位等の資料の収集・分析を行い、流域の主な地点ごとに洪水予測を行うことができるよう体制を整備し、住民への情報提供に努めます。

(2) 洪水予測の住民周知

雨量や上流の水位状況により下流で予測される状況に係る情報を、河川流域住民へ周知し被害の軽減を図ります。周知の方法については、気象状況に応じて、その時点における最も適切・確実な方法により実施します。

9 事前防災行動計画（タイムライン）の策定

近年、頻発する局地化・集中化・激甚化する降雨に伴う浸水対策については、河川管理者及び関係機関と連携し、事前防災行動計画（タイムライン）の策定・活用及び市民への周知を図り、減災対策に努めます。

※タイムライン…「いつ」、「だれが」、「どのような行動」をあらかじめ時系列で整理した防災計画。

第2節 高潮災害予防

高潮による災害の未然防止と軽減のため、港湾、護岸及び防潮堤等の整備を管理者に要望するとともに、危険区域の実態を把握し応急措置を講じ、警戒体制を確立するための計画を定め被害防止に努めます。特に、近い将来発生が予想されている南海トラフ地震による津波防災については、「四万十市地域防災計画（地震・津波災害対策編）」に定めます。

1 海岸保全

管理者と連携し海岸施設を整備し被害防止に努めます。

2 施設、貯蔵物及びけい留船舶

沿岸部に整備されているタンク等の施設や木材、コンテナ等の野外で保管する物の管理者は、高潮による漂流がないように確実な固定を行うものとします。

船舶の完全けい留により移動、漂流、転覆等の防止及び港湾施設、防潮堤、護岸等の損傷の防止を図ります。

3 保安林の整備

潮害防備林の造成と維持を図り、後背地の保全を図ります。

4 監視、警戒

警報等を的確に把握するとともに、海岸地域及び河川沿岸を巡視し潮位、波高等を警戒します。

第3節 がけ崩れ、土石流、地すべり予防

本市の地勢、地盤、地質及び市街地の実態を十分に調査しがけ崩れ、土石流、地すべり等の危険が予想される区域を把握して防止対策を検討します。特に急傾斜地帯における宅地造成等については、規制法規に基づく防災措置を講ずるよう十分な指導監督を行うものとします。

1 誘因の監視

(1) 降水量の監視

気象台、県総合防災情報システム、インターネット等の情報により、危険区域の降雨量に留意し、通報体制を確立するとともに警戒、監視に努めます。

(2) 地下水の監視

崖からの湧水及び地下水流路に変動がないか警戒するとともに、異常が発見された場合には、付近住民を避難させるなどの措置をとります。

(3) がけ崩れ（急傾斜地崩壊）、土石流、地すべり危険予想箇所

危険が予想される地域の実態を十分調査し防止対策を検討の上、予防に努めます。

(4) 土砂災害警戒情報

気象台と県（防災砂防課）が共同で発表する土砂災害警戒情報が発表された場合は、警戒活動を強化します。

2 土砂災害及び山地災害予防対策

大雨によるがけ崩れ、土石流などの被害を防止するため、市、県、住民等との情報交換を密にし、保全対象民家に周知するとともに各種予防事業を積極的に進め、保全対象物の安全を図ります。

(1) 対策方針

公共事業、県の補助事業等積極的に取組み、被害の防止に努めます。また、自然防災機能を重視し、水源かん養機能の向上に取組みます。

(2) 急傾斜地崩壊予防対策

急傾斜地の崩壊による災害から住民の生命、財産を守るため、県や関係機関に対し区域指定、対策工事の実施等要望していきます。また、がけ崩れなど住家に対して被害が予測される時には、速やかに避難指示を発令するなど、災害の防止に努めます。

(3) 砂防対策

土石流等の土砂災害防止のため荒廃山腹の土砂生産の抑制、上流山地からの流出土砂の抑制、土石流危険溪流における土石流対策等の事業について県に要望し推進します。

(4) 森林保全対策

森林の持つ土砂流出防備や保水機能により、山地や溪流の崩壊、洪水を予防するとともに荒廃山地の復旧整備を行い、災害の防止、軽減を図ります。

(5) 山地災害危険地の周知

県の山地災害危険地の見直し結果を本計画に反映し、住民等への周知を図るとともに防災意識の向上に努め、山地災害を未然防止を図ります。

第4節 農林水産災害予防

農林水産施設を改修し、災害の未然防止と軽減に努めます。

1 農業対策

(1) 排水路

排水路については、洪水時に災害を誘発するような原因となる護岸の決壊箇所の修復及び流水を阻害するような雑物の取り除きに努めます。

(2) 農道

ア 降雨による施設の被害を防ぐため側溝の整備を行い、特に排水暗渠等の点検を行います。

イ 道路の崩壊危険箇所、落石地帯等の位置及び危険度を把握し、住民への周知徹底に努めます。

(3) 農地保全

急傾斜、又は特殊土壌地帯の農地、主として樹園地や畑作地帯の降雨による土壌の流亡や崩壊を防止します。

(4) 農作物

農作物の風水害予防については、時期別、作物別の技術的な面についての予防措置並びに対策を指導するとともに恒久対策としては河川、堤防の補強修理、耕地の基盤整備、排水施設の完備、客土等による水田のかさあげ、防風林、暴風垣の設置などにより、災害の予防に努めるものとします。

なお、海岸部等においては潮水害、潮風害の防止に留意するものとします。

(5) 家畜に対する措置

家畜舎についてはあらかじめ補強の措置を講じ、防疫（予防接種等）等を徹底しておくものとします。

なお、災害発生時には飼料確保が困難になると想定されるため、事前に十分確保しておくものとします。

(6) 農業用ため池

ため池については、洪水時に災害を誘発するような原因となる護岸の決壊箇所の修復に努めるとともに、耐震性の低いため池については補強し、耐震性を確保します。

また、ハザードマップ等による住民への周知徹底に努めます。

2 林業対策

林道及び治山施設の災害を防止するため、林道及び治山施設をあらかじめ調査、補強を行う等適正措置を講じるものとします。

3 水産対策

(1) 漁船の防災措置

常に気象情報に留意して予防措置を講じます。

出港中の漁船は、最寄りの良港に避難させ、陸上に引揚げ、十分な大きさのロープで固く縛り、また、陸上げできないものについては船首を固くけい留させ、流出、衝突、座礁等を防ぐものとします。

(2) 水産施設及び漁具の防災措置

施設については倒壊を防止するため、あらかじめ補強の措置を講じ、また、漁具については流失、破損等を未然に防ぐため、安全な場所に移動させるものとします。

第5節 火災予防

火災予防については、防火思想の普及徹底と消防体制の充実強化を図ることにより相当な効果を期待し得るものであるので、幡多中央消防組合と連携し、消防力の充実と消防水利施設の設置を促進するとともに、防火対象物の定期査察の徹底あるいは火災予防運動の実施により、住宅への火災報知機の設置や防火思想の向上啓発指導を行うものとします。

1 消防施設の整備、点検

消防ポンプ自動車の増強、消火栓・防火水槽等の消防水利施設の整備を図るとともに、消防機械器具の機能を最高に保持し、能率的かつ効果的な運用を図り得るよう点検整備を行います。

2 火災予防運動

火災多発時期の前に火災予防運動を実施し、広報、講習会等各行事を通じて防火思想の向上啓発指導を行うものとします。

3 防火管理制度の確立

消防法施行令（昭和36年政令第37号）に定める施設には、同施行令に定める資格を有する防火管理者を選任させ、訓練、講習会等を実施し自主防災体制を確立させるものとします。

4 火災予防査察

火災発生及び被害の拡大を防止するため、次のとおり火災予防査察を実施します。

(1) 定期査察

毎年1～2回定期査察を幡多中央消防組合火災予防条例（昭和48年条例第19号）の規定により実施します。

(2) 臨時査察

祭礼等で特に査察を必要と認めるとき、又は管内特殊防火対象物の新築又は改築をしたとき並びに仮設興業場等が設置されたとき及び特に要請があったときは臨時査察を実施します。

(3) 特別査察

次の施設について防火管理者の協力を得て予防対策、消火設備、避難設備等を重点的に査察するものとします。

工場、大規模スーパー、興業場、学校、旅館、病院、危険物取扱い施設、文化財等

5 危険物に対する予防措置

(1) 危険物、その他火薬類、LPガス等の爆発引火する恐れのある物品を貯蔵する建物及び設置場所等の実態把握あるいは法令規制違反事項の是正に努めます。

(2) 危険物取扱主任者等に対する法令の講習の実施、及び消防訓練の指導防火教育の徹底を図るとともに自衛消防組織の育成を図ります。

第6節 地震・津波災害予防

地震・津波災害予防については、「四万十市地域防災計画（地震・津波災害対策編）」に定めます。

第7節 竜巻等突風災害予防

近年、竜巻等の突風による被害が全国で発生しています。積乱雲又は積雲に伴って発生する渦巻であり、年間を通じて日本のどこかで発生しています。竜巻等の突風による災害は、破壊力が大きく、人命のみならず在家、交通機関等への局地的に甚大な被害をもたらす場合があります。竜巻は、地表が強く熱せられ上昇気流を生じ、積乱雲が発生するような場合に起きやすいため、日本の最高気温を記録した本市は、潜在的に竜巻の発生しやすい条件を有していると考えられます。

竜巻等の突風による被害及び避難行動について、住民に啓発します。

第8節 防災施設及び資機材の整備

災害応急対策に必要な資機材及び施設を、災害に際して有効適切にその能力を発揮できるよう定期的に点検を実施するとともに、備蓄資機材の設備拡充を図ります。

また、備蓄する資機材は単一の施設に集中しないよう、地域ごとの災害特性を踏まえ必要な物資とともに分散備蓄に努めます。

1 水防資機材の整備点検

(1) 定期的に各水防倉庫に保有する資機材の点検を実施し整備します。

(2) 通信、連絡体制の確保

災害時における各種情報の収集伝達を迅速かつ的確に行うため専用電話、防災行政無線等の充実を図ります。また、消防無線については幡多中央消防組合に通信体制の確保について要請します。さらに、通信途絶時に備えた非常用通信手段の確保を行います。

(3) 避難所

災害時における被災者の指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、住民に周知徹底します。

また、避難所生活において、身体的事由等により配慮が必要な方のため、福祉避難所となり得る施設との協力協定を進め、その確保に努めます。

2 風水害を予防する施設整備

治山、治水、海岸保全、急傾斜地崩壊対策、農地防災等の事業による風水害対策が必要な場合は、国及び県に対策の事業化を要望します。

3 防災上重要な施設・設備

駅等不特定多数の者が使用する施設、学校、行政関連施設の応急対策上重要な施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等については、風水害に対する施設の安全性の確保に配慮します。

また、災害時に救助・救急活動の拠点となる四万十消防署は、老朽化が進行していることに加え浸水想定区域内に位置していることから、消防機能維持のため、災害リスクの低い区域への移転・建て替えを検討します。

第9節 防災体制の確立

1 防災意識の啓発

職員は、平時より防災に対する関心を持ち、災害発生時若しくは発生への恐れのある場合には、職務として住民の生命及び財産を守るため防災対策に従事しなくてはならず、常に防災意識の向上に努めなければなりません。

2 災害教訓の伝承

ア 過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を収集・整理し、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めます。

イ 災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めます。

ウ 市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行い、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとし、住民は、自ら災害教訓の伝承に努めます。

3 防災知識の普及

防災事務（業務）に従事する職員及び住民に対して、災害時における適正な判断力の養成と防災体制の確立を目的として、あらゆる機会を利用して、防災教育・防災知識の普及徹底を図るものとします。

(1) 印刷物による広報

ア 「広報しまんと」を通じて、住民への普及を図ります。

イ 一般印刷物により、住民への普及を図ります。

(2) 報道機関による広報

報道機関に対し資料を提供し、本市の地域防災計画、災害注意事項に係る広報について協力を依頼し普及を図ります。

(3) 広報車等による広報

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、防災行政無線、公用車、消防無線放送及び地区有線放送等により情報を伝達します。

(4) 啓発活動による防災知識の普及

次の日又は週間に、訓練又は広報を行い、防災知識の高揚を図ります。

ア 毎月第1日曜日（四万十市自主防災の日）

イ 7月1日（国民安全の日）

ウ 9月1日（防災の日）

エ 春秋の火災予防週間

オ 11月5日（津波防災の日）

【広報内容の例】

(知 識)

○各機関の実施する防災対策 ○災害の基礎知識 ○地域の災害特性・危険場所

(災害への備え)

○指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の確認

○家具等の固定、ガラス飛散防止フィルムの貼り付け、家屋・塀・擁壁の安全対策

○防災訓練、地域の自主防災組織活動への参加

○3日分以上の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトーパー等の物資の備蓄

○非常持ち出し品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備

○警報等発表時や避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動、指定緊急避難場所での行動の確認

○災害時の家族内の連絡体制の確認

(災害時の行動)

○身の安全の確保方法、救助、応急手当の方法 ○要援護者への支援 ○情報の収集方法

4 危険物を有する施設などにおける防災研修

危険物を有する施設、病院、ホテル、旅館、大規模小売店舗等の安全管理や緊急時の対応に関する防災研修を推進します。

5 防犯の視点を取り入れた防災研修

被災地においては、窃盗などの犯罪の多発が予想されることから、自主防災組織等に対して、被災地での犯罪事例の紹介や防犯活動のノウハウ取得などに関する防災研修を推進します。

6 実践的な防災訓練の実施

防災関係機関は、災害応急対策の万全を期すため、単独又は共同して、実践的（現在行われている訓練の次のステップまで行う等の訓練）で総合的な防災訓練を実施し、防災応急体制の確立と技術の向上を図ります。また、訓練後は課題を明確にし、次回の訓練に活かします。

(1) 水防訓練

梅雨期及び台風時の出水に備え、水防活動を迅速かつ的確に遂行するため、水防訓練を実施するとともに必要に応じて、水防関係機関相互が緊密な連携をもとに合同訓練を実施します。

(2) 消防訓練

消防活動の円滑な遂行を図るため、消防訓練を実施するとともに、必要に応じて、消防関係機関相互が緊密な連携をもとに合同訓練を実施します。

(3) 無線通信訓練

災害時における情報の収集、伝達のための通信網を確保するため、県防災行政無線通信訓練、市防災行政無線通信訓練、その他各機関の保有する無線システムによる通信訓練を実施し、通信及び通信機器操作の技術の練磨に努めるとともに、災害使用時の誤操作を防ぐため平時より防災行政無線を利用した通信を行い、操作の習熟に努めます。

(4) 避難訓練

洪水、火災等の災害を想定した住民参加訓練を実施し、住民自らが安全な避難経路、避難場所、避難方法等について確認し、災害時に素早い安全な避難が出来るよう訓練します。

(5) 総合訓練

防災関係機関の参加・協力により実施します。

(6) 広域訓練

県及び他市町村と密接に連携を図りながら、広域訓練を実施します。

(7) 要配慮者等へ配慮した訓練

住民等が参加して行う避難訓練を実施する際には、高齢者や障害者等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において支援する体制が整備されるように努めるとともに、男女のニーズの違いなど、様々な視点に十分配慮するよう努めます。

7 自主防災組織等の整備

災害時における災害応急活動については、災害発生時の初期活動が最も重要です。

しかしながら、広域的に災害が発生した場合、行政、消防等は被害全体の対応にあたるためそれぞれの被災地に出向いての活動には限度があります。そのような事態に備えるため、地域の実情（地形や過去の被災事例、発生が想定される災害等）に応じて、住民の連帯感（自助、共助）のもとに自主的な地域防災組織の育成に努め、地域の防災力の強化、防災協力体制の確立を目指します。また、広域的な災害に対応するため、自主防災組織同士の広域連携（幡多地区自主防災連絡協議会）や消防団・防犯活動団体との連携を図り、体制を強化します。

自主防災組織の設立、運営のためには地域住民の理解・協力はもとより、防災関係機関による育成協力体制の確立がなければ困難です。防災に関する住民意識の普及啓発、指導を防災関係機関が協働して努めるとともに、必要な資機材の配置等を行うものとします。

自主防災組織等の整備に当たっては、多様な世代が参加できるような環境を整備するとともに、

女性の参画の推進に努めます。

(1) 自主防災組織の役割

自主防災組織の「重要な役割」として欠かせないものは以下のとおりです。

- ア 地域で起きる災害について正しい知識を広める取組
- イ 災害発生時に安全に避難する取組
- ウ 高齢者など要配慮者への支援

(2) 自主防災組織の活動

上記「重要な役割」以外の取組は、自主防災組織で話し合っ、どの活動を行うのか決めます。

(平常時の活動)

- 災害に関する知識の普及
- 地域における危険箇所の把握と周知
- 地域における防災施設（消防水利、避難所等）の把握と周知
- 防災訓練の実施
- 高齢者、障害者等の要配慮者の把握
- 家庭における防災点検の実施
- 情報収集・伝達体制の確認
- 物資（防災資機材、非常食、医薬品等）の備蓄・点検
- 自主防災組織の広域連携とその取組

(災害時の活動)

- 集団避難、要配慮者の避難誘導
- 地域住民の安否確認
- 救出・救護の実施
- 初期消火活動
- 情報の収集・伝達
- 給食・給水の実施及び協力
- 指定避難所の運営に対する協力及び訓練の実施

8 自主防災組織と消防団・防犯活動団体との連携

自主防災組織と消防団との連携を促進することにより、地域コミュニティの防災体制の充実・強化を図ります。

防災訓練や研修などを通じ、自主防災組織と防犯活動団体との連携を促進することにより、地域コミュニティの防災体制の充実・強化を図ります。

9 民間事業者の連携

市は、民間事業者等と協定を締結するなどし、民間事業者のノウハウや能力等を活用します。

第10節 事業者による自主防災体制の整備

事業者は、災害時に顧客の安全を確保する等の社会的責任を果たすため、防災施設の整備、自衛防災組織の育成強化等に努めます。

1 災害時に事業者が果たす役割

事業者が災害時に果たす役割は、以下のとおりです。

- ア 従業員や利用者等の安全確保
- イ 地域の一員としての立場のもと、周辺住民の被害軽減に努める
- ウ 地域の防災活動、防災関係機関の応急対策活動への協力
- エ 事業の継続
- オ 二次災害の防止

2 事業者の自衛防災組織の防災活動

事業者は、自衛防災組織を設立し防災活動に取り組みます。

(1) 平常時の自衛防災組織の活動

- ア 防災訓練の実施
- イ 施設及び設備等の整備
- ウ 従業員等の防災に関する教育の実施
- エ 防災マニュアル（災害時行動マニュアル）の作成
- オ 地域の防災訓練への参加、地域の自主防災組織との協力

(2) 災害時の自衛防災組織の活動

- ア 情報の収集伝達
- イ 避難誘導
- ウ 救出救助
- エ 地域の防災活動及び防災関係機関の行う応急活動への協力

3 市の支援

市は、事業者が災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）策定やその他の防災活動に資する情報提供等を進めます。また、あらかじめ商工会議所、商工会等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めます。

第11節 要配慮者対策

市は、要配慮者への支援対策を進めるにあたっては本人の意思、プライバシーの保護、要配慮者の特性及び男女のニーズの違い等、多様な視点への配慮を行うとともに、「障害者差別解消法」にも配慮した支援となるよう検討を進めます。

要配慮者を、発災前から避難後の生活までの段階に区分し、時間軸に沿って要配慮者について整理すると、以下のとおりです。

- ア 発災前から要介護状態や障害等の理由により、発災時の避難行動に支援が必要な者
- イ 避難途中に障害等を負い、避難支援が必要となった者
- ウ 避難後に避難所等での生活に支援が必要となった者

このうち、在宅等でアに該当する者を「避難行動要支援者」といい、その避難支援を行うために市が作成し、活用する名簿を「避難行動要支援者名簿（個別避難計画を含む。以下同じ）」といいます。

避難行動要支援者本人からの同意を得て、災害時に避難行動要支援者の避難を支援する「避難支援等関係者」に平常時から情報を提供します。

また、現に災害が発生、又は発生のおそれが生じた場合には、市は本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に提供します。

1 在宅等の避難行動要支援者等への支援

(1) 避難支援等関係者となる者

避難行動要支援者の避難を支援する者で、消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織、自治会を避難支援等関係者とします。

(2) 避難行動要支援名簿に記載する者の範囲

要配慮者の中には、医療機関や福祉施設で入院・入所している者、家族と同居しており日常的に支援を受けることができる者、支援を受けなくても本人避難が可能な者が含まれています。避難行動要支援者は、要配慮者のうち、このような者を除いた、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、円滑かつ迅速に避難の確保を図るために特に支援を必要とする者であり、次のいずれかに該当する者としてします。

- ア 介護保険法の規定により要介護認定3～5を受けている者
- イ 身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障害者（心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く）
- ウ 療育手帳制度要綱の規定により療育手帳Aを所持する者
- エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
- オ 日常生活において介助を要する在宅難病患者
- カ その他上記に該当しない者で、本人等から避難行動要支援者名簿への登録、希望の申出があった者で、市長がその必要を認めた者

本市では、避難行動要支援者を避難行動要支援者名簿に登録し、名簿には、避難行動要支援者に関する下記の事項を記載し、又は記録するものとします。

- ①氏名、②生年月日、③性別、④住所又は居所、⑤電話番号その他の連絡先、⑥避難支援等を必要とする事由、⑦前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

避難行動要支援者名簿は、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管しておくこととします。

(3) 避難行動要支援名簿作成に必要な個人情報及び入手方法

市において、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、市の関係部署で把握している情報の集約に努めます。

また、市が把握していない情報（例えば、難病患者に係る情報等）の取得が避難行動要支援名簿の作成に必要と認められる時は、知事その他の者に対して、情報提供を求めます。なお、情報提供の依頼及び提供に際しては、災害対策基本法第49条の10に基づく依頼又は提供であることを、書面をもって明確にします。

(4) 避難行動要支援者名簿の更新に関する事項

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する機関や仕組みを構築し、名簿情報を最新の状態に保ちます。

(5) 避難行動要支援者名簿の提供に際し、情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置

平常時に避難支援等関係者に対して、避難行動要支援者名簿の提供に際し、情報漏えいを防止するために以下の措置を講じます。

ア 避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること

イ 災害対策基本法第49条の13に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられることを十分に説明すること

ウ 施錠可能な場所へ避難行動要支援者名簿を保管するように指導すること

エ 受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないように指導すること

オ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体の場合、その団体内で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するように指導すること

カ 名簿情報の取扱状況を報告させること

キ 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催すること

(6) 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

要配慮者が円滑に避難するため、又は、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるように、通知又は警告の発令及び伝達に当たっては、以下の事項を配慮する。

ア 高齢者や障害者等にも分かりやすい言葉や表現、説明等により一人一人に的確に伝わるようにすること

イ 同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること

ウ 高齢者や障害者等に合った必要な情報を選んで流すこと

エ 外国人に対する情報提供の方法について検討すること

(7) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は避難行動要支援者の避難を支援しますが、個人や支援者の家族等の生命、身体を守ることが大前提となります。

(8) 住民による支援

自主防災組織などで避難行動要支援者とともに避難する計画を検討します。

(9) 市における支援体制の確立

災害発生時の避難支援は、迅速に避難できるよう、高齢者等避難の伝達を行うなど、市があらかじめ定めたマニュアル・計画に沿った避難支援を行います。

災害発生時の避難誘導、安否確認及び救出については、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティアなど多様な主体と連携して、消防団を中心とした情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握を行います。そのため情報共有し、避難支援計画等の避難誘導体制の整備に努めます。また、消防本部や警察と連携して避難誘導や救出の体制を整備します。

長期の避難については、指定避難所の設備の整備や応急仮設住宅への入居などについて、要配慮者に配慮した計画を策定します。

2 社会福祉施設等における防災対策

(1) 実態把握と継続的な防災対策

施設管理者は、安全対策シート等により施設の防災対策の実態を把握したうえで、防災上の課題について優先順位を整理のうえ、防災対策マニュアルを整備し、防災対策に取り組めます。また、職員一人ひとりが災害時に適切な行動がとれるように、職員全員が参加した防災対策に継続的に取り組めます。

(2) 施設・設備の安全確保対策

施設管理者は、施設の耐震化に努め、高台への移転や建て替えを検討します。立地環境、建物の構造及び入居者の状況等を踏まえた適切な安全確保対策を実施します。

- 火災報知器、スプリンクラー、緊急地震速報受信機等の整備
 - 非常用電源、備蓄物資及び防災用資機材の設置場所の嵩上げ等
 - 垂直避難のための器具、救難艇、ライフジャケット等の設備等
 - 新型コロナウイルス感染症等の発生に備え、マスク等の衛生用品の備蓄
- また、危険物の管理や家具・書棚等の転倒防止対策等の安全管理に努めます。

(3) 施設入所者の避難対策

夜間・休日における災害の発生や状況によっては、施設入所者が2度避難することを想定するなど、現実的な避難誘導計画を防災マニュアル等の中で作成します。また、夜間の勤務者数での訓練など実践的な避難訓練や、災害時に職員が的確な判断ができるように図上訓練を実施します。消防団や自主防災組織などと連携した避難体制づくりを進めます。

長期的な避難が必要な場合、入所者等一人ひとりについて、他事業者等へ引き継ぐための情報を整理するとともに、避難生活に必要な薬品や器具等を整備します。また、広域的な避難に備え、県内及び他府県の同種又は類似の施設との相互の避難と受入れに関する災害協定の締結に努めます。

避難生活の長期化等に備え、介護職員等の応援派遣体制の整備に努めます。また、各施設は、他事業者等から支援を受けることを想定し、必要な受援マニュアル等の整備に努めます。

(4) 防災関係機関との連携

要配慮者入所施設等の被災後の状況を想定し、代替的なものも含め施設管理者との連絡体制を確立します。また、消防機関は、施設の安全確保対策、避難対策について指導・助言を行います。

第12節 消防団を中心とした地域の防災体制

消防団の活動能力の向上を図るため、団員確保等の体制整備、教育訓練及び活動環境の整備を行います。また、消防団を中心とした地域の防災体制づくりを進めます。

(1) 体制整備

青年層・女性層の消防団への参加を促進する等により消防団員の確保を図ります。

(2) 教育訓練

消防団の消防活動技術の向上を図るとともに、平常時の住民に対する防災啓発や訓練指導の活動が増加していることから、指導者としての力量を高める教育を行います。

(3) 環境整備

消防団の施設・装備を充実し活動環境の整備に努めます。また、被雇用者（会社員）消防団員の消防団活動を整備するため、勤務時間中の災害出動等について、事業者の理解・協力が得られるように努めます。

(4) 住民に対する消防団活動の周知

広報誌等を活用し消防団活動の周知を図ります。

(5) 自主防災組織等との連携

消防団は地域の防災リーダー及び防災コーディネーターとして、地域の自主防災組織の育成、避難訓練の実施等について指導的役割を果たします。

(6) 消防団員の安全確保

消防団員は、消防団員本人や家族等の生命、身体の安全を守ることが大前提となります。

第13節 備蓄体制の整備

災害が発生した直後には流通機構が混乱状態となり、一時的に住民の食料、燃料、その他生活必需品等が不足することが想定されます。そのため、被災時における活動を円滑に行えるよう、平時より災害時に備え必要となる食料、生活必需品等の確保を目的とし、「南海地震対策等に関する市町村課題検討会WG」での検討を踏まえ、備蓄体制の整備を図ります。

1 非常用食料及び生活必需品の確保

災害に備えて、住民の食料備蓄や行政の地域備蓄拠点での備蓄、流通業者並びに応援協定締結市町村等との協定等により、総合的な備蓄体制を確立し、災害発生後4日分相当の食料等の確保に努めます。

なお、市が備蓄すべき品目、必要量の基準等は、付属資料に記載します。

(1) 各家庭による備蓄

災害発生後には食料品等の確保、供給が困難と予想されるため、日頃から災害に備えて各家庭で3日以上、孤立の恐れのある地域では1週間分程度の食料等を備蓄するよう住民への啓発を行います。特に、疾病等で薬を服用している場合など、生命を維持するために必要な品目の備蓄については、個人の責任において確保するよう啓発を行います。

(2) 地域備蓄拠点での備蓄

道路の通行止めや災害による孤立等を勘案し、地域の指定避難所に指定している学校等に備蓄庫を整備し現場備蓄を行います。

なお、備蓄物資の中で耐用年数のあるものについては、適宜入れ替え若しくは点検整備を実施し、品質管理及び機能の維持に努めます。

(3) 流通業者からの確保

卸、小売業者等と災害時における食料及び生活必需品の確保及び供給に関する協定等を締結し、その安定確保を図ります。

なお、市が現在協定を締結している業者については、付属資料に記載します。

(4) その他地方公共団体からの確保

災害時における食料及び生活必需品の確保及び供給に関する協定等を締結している市町村等の応援により、確保を図ります。

2 医薬品及び医療救護用資機材の確保

災害時における医療救護等の迅速かつ適切な措置を講ずるため、幡多医師会及び医療関係団体と協議して必要な医薬品及び医療救護用資機材の確保に努めます。

また、不足に対応するため、市内の医療品業者団体及び医療器具業者団体等と協定を締結するとともに応援協定締結市町村等の応援により、調達体制の整備を図ります。

3 燃料及びその他応急対策用資機材の確保

災害時における救出・救助活動等の応急対策活動を迅速かつ適切に行うため、流通備蓄等による燃料の確保を行います。そのため、市内における給油所について災害対応型給油所の整備を促進します。また、救出・救助用等の資機材を整備するとともに、関連業者や応援協定締結市町村等の応援により確保を図ります。

4 飲料水兼用耐震性貯水槽の整備・拡充

被災者に対する飲料水を確保するため、各地域の指定避難所を中心に飲料水兼用耐震性貯水槽の整備・拡充を図ります。

5 備蓄スペースの確保

指定避難所及びその周辺で地域住民が自ら備える備蓄スペースを確保し、避難生活に必要な物資等の備蓄を進めます。

第3章

災害応急対策計画

第1節 組織

1 四万十市災害対策本部の設置及び解散

(1) 設置

市長は、市の地域内に災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合で、必要と認めたときは、四万十市災害対策本部（又は支部。以下同じ。）を設置します。

災害対策本部設置基準は、次に掲げる基準に該当する場合とします。なお、四万十市水防計画による「四万十市水防本部」は、災害対策本部が設置された場合は統合されます。

区分	体制区分	設置基準			
		風水害	地震・津波	林野火災	その他
注意体制	情報収集体制	①気象業務法に基づく次の警報が発表された時 (1)大雨警報 (2)洪水警報 (3)高潮警報 (4)大雪警報 ②気象業務法に基づく次の警報が発表され、市長が必要と認めた時 (1)波浪警報 (2)暴風警報 ③河川の観測所において、水防団待機水位を超えた時	遠地で地震が発生し、高知県沿岸への津波の影響の恐れがある時	焼損面積が概ね10ha以上になる恐れがある時	災害が発生する恐れがある時
	第1水防配備	高知県水防指令第2号が発令されるか、又は以下の状況になった時 ①大雨、洪水警報が発表され、河川流域内に相当の降雨が予想され、水防団待機水位に達した時 ②高潮、津波警報が発表され、潮位の異常上昇が予想され、その必要があると認められる時 ③局地的な集中豪雨や異常高潮があり、その必要が認められる時			
警戒体制	臨時情報第1配備		南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合		
	警戒体制 【第1配備】	気象業務法に基づく警報が引き続き発令され、河川において氾濫注意水位を超えることが予測される時	県内に津波注意報が発表された時。又は市内で震度4の地震が発生した時 【震災第1配備】 西土佐支部においては、津波警報又は大津波警報が発表された時	①地元消防力で対応できないと予想される時 ②自衛隊の派遣を要請した時	災害が発生し、又は災害の発生が予想され、地震防災課長が必要と認めた時

警戒体制	災害対策本部 【第2配備（縮小版）】	気象業務法に基づく警報が引き続き発令され、避難所開設と市所有インフラの管理保全等が必要と予測される時			
厳重警戒体制	臨時情報第2配備		南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合		
	災害対策本部 【第2配備】	市長が、災害の発生状況、気象情報、河川水位及び潮位等を総合的に判断し、必要と認めた時 （判断基準） 次のいずれかに該当する場合 ①降りはじめからの総雨量が100mmを超え、かつ、引き続き1時間に40mmを超える雨量が予測される時 ②1時間雨量が40mmを超え、引き続いて同程度の雨量が予測される時 ③台風の進路にあたり、3時間後には市域の全部又は一部が台風の暴風圏に入ることが予測される時 ④河川において、氾濫注意水位を超え、なお水位の上昇が予測される時 ⑤土砂災害警戒情報が発表された時 ⑥特別警報が発表された時	災害対策本部 ①市内で震度5弱の地震が発生した時 ②高知県に津波警報が発表された時（西土佐支部は震災第1配備） 【震災第2配備】	総合的な対策を講ずるため、市長が必要と認める時 （判断基準） 鎮圧の見込みがたらず、且つ住民の生命、住家又は公共施設に相当な規模に及ぶ被害が発生し、又は発生する恐れがある時	突発的な事故等による災害が発生し、その被害が相当大規模に及ぶ恐れがあり、且つこれに対する総合的な対策を講ずるため市長が必要と認めた時
非常体制	災害対策本部 【第3配備】 【第4配備】		①市内で震度5強以上の地震が発生した時 ②県内に大津波警報が発表された時（西土佐支部は震災第1配備） 【震災第3配備】		

(2) 警報等の発表基準

警報・注意報発表基準一覧表

令和4年5月26日現在
発表官署 高知地方気象台

四万十市	府県予報区	高知県	
	一次細分区域	西部	
	市町村等をまとめた地域	幡多	
警報	大雨	大(浸水害) 雨(土砂災害)	表面雨量指数基準 23 土壌雨量指数基準 191
	洪水		流域雨量指数基準 四万十川流域=75.4, 竹島川流域=9.4, 津蔵淵川流域=11.2, 深木川流域=10.3, 後川流域=41.7, 中筋川流域=36, 手洗川流域=10.7, 黒尊川流域=18.6, 目黒川流域=23.6, 藤の川流域=14.8, 広見川流域=43.6, 江川川流域=10.5, 岩田川流域=15.4, 板の川流域=7.1, 内川川流域=22.4, 森沢川流域=9.5, 磯ノ川川流域=8.4, 横瀬川流域=12.9, 家地川流域=10.1
		複合基準 *1	四万十川流域=(15, 48.3), 後川流域=(15, 26.2), 中筋川流域=(13, 36), 手洗川流域=(11, 9), 黒尊川流域=(9, 18.6), 目黒川流域=(11, 22.2), 広見川流域=(15, 39.2), 岩田川流域=(11, 13.8)
		指定河川洪水予報による基準	四万十川[具同(無堤)・具同(有堤)]
	暴風	平均風速	陸上 陸上 20m/s 海上 海上 25m/s
	暴風雪	平均風速	陸上 陸上 20m/s 雪を伴う 海上 海上 25m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 30cm
	波浪	有義波高	6.0m
	高潮	潮位	2.1m
	大雨	表面雨量指数基準	13
		土壌雨量指数基準	141
		流域雨量指数基準	四万十川流域=60.3, 竹島川流域=7.5, 津蔵淵川流域=8.9, 深木川流域=8.2, 後川流域=33.3, 中筋川流域=28.8, 手洗川流域=8.5, 黒尊川流域=14.8, 目黒川流域=18.8, 藤の川流域=11.8, 広見川流域=34.8, 江川川流域=8.4, 岩田川流域=12.3, 板の川流域=5.6, 内川川流域=17.9, 森沢川流域=7.6, 磯ノ川川流域=6.7, 横瀬川流域=10.3, 家地川流域=8
注意報	洪水	複合基準 *1	四万十川流域=(11, 43.5), 後川流域=(11, 23.6), 中筋川流域=(13, 21.4), 手洗川流域=(11, 6.8), 黒尊川流域=(9, 14.8), 目黒川流域=(11, 15), 広見川流域=(11, 27.8), 岩田川流域=(11, 9.8)
		指定河川洪水予報による基準	四万十川[具同(無堤)・具同(有堤)]
	強風	平均風速	陸上 陸上 12m/s 海上 海上 15m/s
	風雪	平均風速	陸上 陸上 12m/s 雪を伴う 海上 海上 15m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 15cm
	波浪	有義波高	3.0m
	高潮	潮位	1.8m
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪		
	濃霧	視程	陸上 100m 海上 500m
	乾燥	最小湿度 40%で実効湿度 60%	
	なだれ	積雪の深さが 50cm 以上あり次のいずれか 1 降雪の深さ 20cm 以上 2 最高気温が 2℃以上 3 かなりの降雨	
	低温	最低気温-4℃以下 *2	
	霜	3 月 20 日以降の晩霜	
	着氷		
	着雪	24 時間降雪の深さ:20cm 以上 気温:-2℃~2℃	
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量	120mm

特別警報発表基準

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風
高潮	暴風が吹くと予想される場合
波浪	や同程度の温帯低気圧により 高潮になると予想される場合 高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

現象の種類	基準
津波	高いところで 3 メートルを超える津波が予想される場合 (大津波警報を特別警報に位置づける)
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 (噴火警報(居住地域)を特別警報に位置づける)
地震 (地震動)	震度 6 弱以上の大きさの地震動が予想される場合 (緊急地震速報(震度 6 弱以上)を特別警報に位置づける)

(3) 解散

災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、予想された災害の危険が解消したと認めた場合、又は災害応急対策が概ね完了したと認められた場合は、災害対策本部を解散します。

(4) 設置及び解散の通知

ア 設置

災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を次の表の区分により通知及び公表するとともに、災害対策本部の標識を市役所本庁舎に掲示します。

通知・公表先	通知・公表の方法	通知責任者
市 防 災 会 議	文書又は有線電話若しくは防災行政無線	地震防災課長
各 部 班	庁内放送又は有線電話	〃
県 本 部	県防災情報システム若しくは県防災無線又は有線電話	〃
防 災 関 係 機 関	口頭、文書又は有線電話若しくは防災行政無線	〃
各 報 道 機 関	口頭又は有線電話	〃

注) 住民への通知及び公表は、不安を増長することのないよう配慮しながら行います。

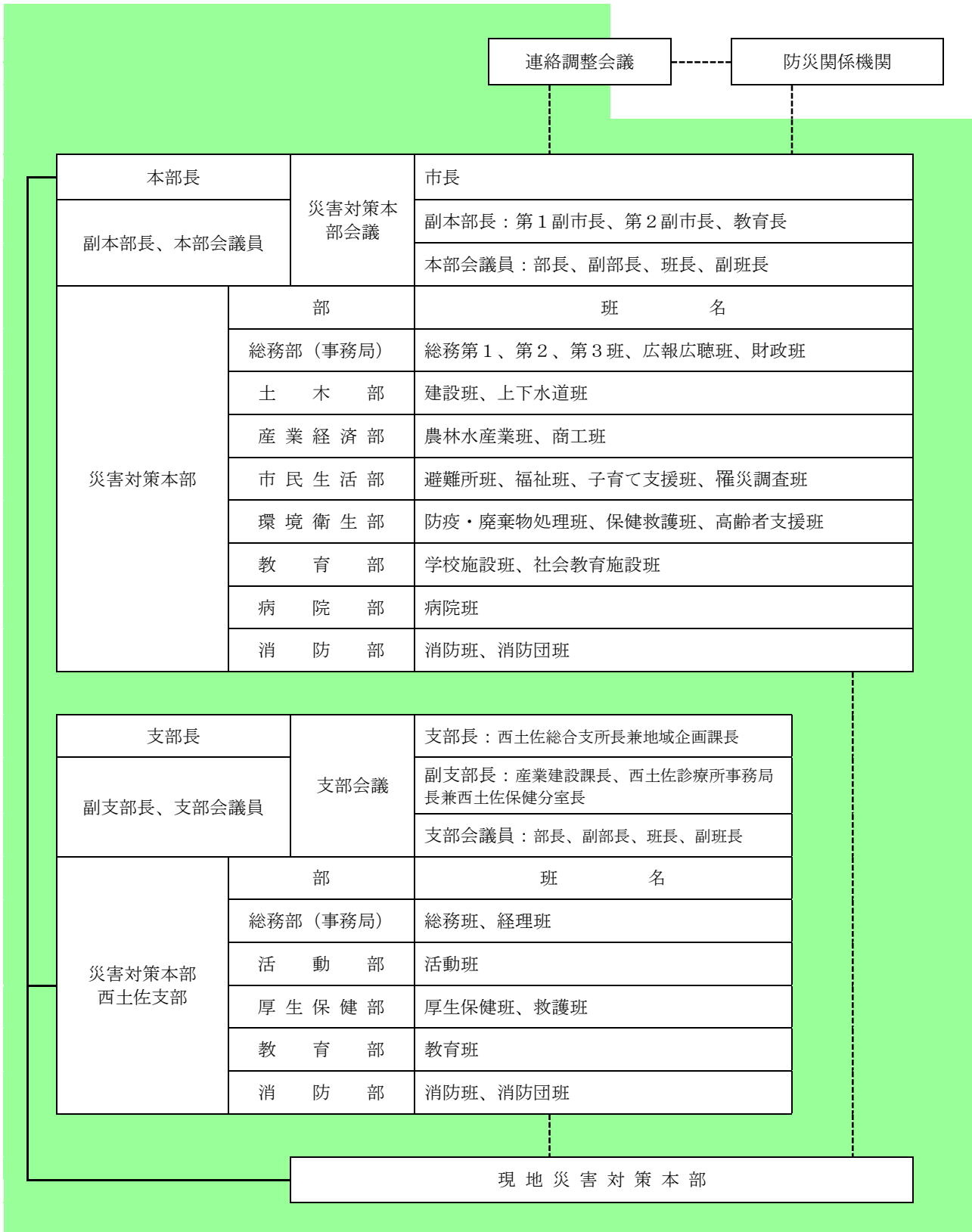
イ 解散

災害対策本部を解散した場合の通知は、設置に準じて行います。

2 四万十市災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部の組織及び運営の方法については、各課の日常業務を考慮し、災害に即応できるよう次のように定めます。

(1) 災害対策本部の構成



(2) 本部長（市長）

本部長は、災害対策本部の事務を総括し職員を指揮監督します。また、本部長が災害発生時に登庁困難若しくは登庁に時間を有する場合の代理者は、次の順位とします。

順 位	職 名
第1順位	第1副市長
第2順位	第2副市長
第3順位	教育長
第4順位	地震防災課長
第5順位	以降、総務課長、企画広報課長、財政課長の順とする。

(3) 副本部長（第1・第2副市長、教育長）

副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代行します。

(4) 災害対策支部

西土佐地域で災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に、総合支所長兼地域企画課長を支部長として対応にあたる組織であり、災害対策本部に準じそれぞれの地域における水防、消防、災害救助、その他災害応急対策活動を実施します。

支部長が災害発生時に登庁困難な場合、若しくは登庁に時間を要する場合の職務代理者は次の順位とします。

順 位	職 名
第1順位	産業建設課長
第2順位	西土佐診療所事務局長兼西土佐保健分室長

(5) 本部員

本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事します。本部員とは、組織図に示す部の部長、副部長、班長及び副班長をいいます。

(6) 対策本部事務局、支部事務局

災害対策本部に本部事務局を置き、支部に支部事務局を置きます。

ア 本部及び支部の事務局長は、(8)の表（以下この節において「表」という。）に掲げる者をもって充て、本部長の命を受け事務局の事務を掌理します。

イ 本部及び支部の事務局次長は、表に掲げる者をもって充て、事務局長に事故があるときはその職務を代行します。

(7) 部

災害対策本部に部を置きます。

ア 部長は、表に掲げる者をもって充て、本部長の命を受け、部の事務を掌理します。

イ 副部長は、表に掲げる者をもって充て、部長に事故があるときはその職務を代行します。

ウ 班

部に班を置きます。班名及び分掌事務は、表のとおりとします。

(ア) 班長は、表に掲げるものをもって充て、上司の命を受け班の事務を掌理し、班員を指揮監督します。

(イ) 班員は、班長の所属する課又は機関の職員とします。

エ 情報連絡員

(ア) 部に情報連絡員を置きます。情報連絡員は本部長に対し部の所管に係る情報を伝達し、本部長の指令等を部長に伝達します。

(イ) 情報連絡員は部長が部の職員の中から指名し、本部事務局に派遣するものとします。

(8) 災害対策本部会議、支部会議

災害対策本部（支部）は、必要に応じて災害対策本部会議（支部会議）を開催し次に掲げる事項について情報交換を行うとともに、その基本方針を決定します。ただし、災害対策本部会議を開催するいとまがない場合は、本部長がその方針を決定します。

災害対策本部会議又は支部会議は、本部長若しくは支部長が招集します。

災害対策本部会議	
本 部 長	市長
副 本 部 長	第1副市長、第2副市長、教育長
部 長 ・ 副 部 長 班 長 ・ 副 班 長	所属長及びその他指定する職員
所 掌 事 務	・被害状況、対策状況等の総合的な掌握に関する事 ・災害応急対策計画の協議、決定に関する事 ・現地災害対策本部の設置に関する事 ・自衛隊及び他団体等への災害派遣要請に関する事 ・その他災害応急対策の重要事項の決定に関する事

災害対策支部会議	
支 部 長	西土佐総合支所長兼地域企画課長
副 支 部 長	産業建設課長、西土佐診療所事務局長兼西土佐保健分室長
部 長 ・ 副 部 長 班 長 ・ 副 班 長	所属長及びその他指定する職員
所 掌 事 務	・被害状況、対策状況等の総合的な掌握に関する事 ・支部における災害応急対策計画の協議、決定に関する事 ・その他災害応急対策の重要事項の決定に関する事

(9) 災害対策本部の事務所掌

災害対策本部の事務所掌は、通常業務体制を考慮し次のとおりとします。なお、出先機関の職員は、各課に含みます。

ア 災害対策本部の組織

総務部（本部事務局）	部長（事務局長）……地震防災課長 副部長（事務局次長）…総務課長、企画広報課長、財政課長、会計課長、選挙管理委員会事務局長	
班	分掌事務	課等名
総務第1班 班 長 地震防災課長（部長兼務） 副班長 地震防災課長補佐 地震防災係長 財政課副参事 兼課長補佐 建築土木監理係長	・ 注意体制での情報収集、伝達、対応に関する事 ・ 警戒体制（第1配備）での情報収集、伝達、対応に関する事 ・ 厳重警戒体制（第2配備）での対策本部の事務に関する事 ・ 県総合防災情報システムへの情報入力及び情報の収集、報告に関する事 ・ ウェザーニューズとのコンサルティングに関する事 ・ 関係機関との連携調整に関する事 ・ 防災行政無線の運用に関する事 ・ 災害救助法の適用要請に関する事 ・ 法令等による応援、派遣要請に関する事 ・ 被害調査票の収集、集計に関する事 ・ 災害応急対策の技術指導に関する事 ・ 災害復旧工事の技術指導に関する事 ・ 市街地排水対策に関する事 ・ 洪水の予測、住民への周知方法の確立に関する事 ・ 本部長からの連絡に関する事 ・ 職員参集及び配置に関する事 ・ 支部との連絡調整に関する事	地震防災課 財政課
総務第2班 班 長（副部長兼務） 総務課長 副班長（副部長兼務） 選挙管理委員会事務局長 副班長 総務課長補佐 総務課長補佐 （人事担当）	・ 本部長、副本部長の秘書に関する事 ・ 各部・支部・指定避難所からの応援要請の受付及び処理 ・ 国・県・その他自治体からの受援に関する事 ・ 国・県・その他自治体からの応援職員の配置に関する事 ・ 事務局内の応援及び本部指令による各部への協力	総務課 選挙管理委員会事務局
総務第3班 班 長 会計課長（副部長兼務） ※部長が必要と認めたときに編成	・ 出納業務に関する事 ・ 職員等の給食、衛生管理に関する事 ・ 義援金の管理運用及び配分に関する事 ・ 事務局内の応援及び本部指令による各部への協力	会計課
広報広聴班 班 長 企画広報課長（副部長兼務） 副班長 企画広報課長補佐	・ 情報の広報、広聴及び避難広報の要請に関する事 ・ 災害記録写真等の撮影及び整理に関する事 ・ 報道機関等への情報の提供に関する事 ・ 電算システム、電子情報の確保に関する事 ・ 電算システムによる被災情報の共有処理に関する事 ・ 事務局内の応援及び本部指令による各部への協力	企画広報課
財政班 班 長 財政課長（副部長兼務）	・ 避難者の公営住宅への収用に関する事 ・ 食料・物資及び物品の配給計画策定、調達（支部用・避難所用）・配送に関する事 ・ 応急仮設住宅の建設、入居者の決定及び管理に関する事 ・ 災害対策予算編成に関する事 ・ 市有財産の被害調査及び応急対策に関する事 ・ 公用車の配車計画及び運行管理に関する事 ・ 災害復旧工事の契約に関する事 ・ 事務局内の応援及び本部指令による各部への協力	財政課

土 木 部		
部長……まちづくり課長 副部長…上下水道課長		
班	分 掌 事 務	課等名
建設班 班 長 まちづくり課長 (部長兼務)	・河川、土砂災害等危険個所の調査、巡視及び警戒並びに応急対策に関すること ・所管水門および排水機場等の操作・管理保全に関すること ・所管排水路及びスクリーンの管理保全に関すること ・土嚢用土取場の確保に関すること ・水防法に基づく水防活動に関すること ・河川堤の応急対策及び補修に関すること ・道路等危険個所の調査、巡視及び警戒並びに応急対策に関すること ・通行不能個所の調査及び対策に関すること ・緊急輸送道路の確保に関すること ・仮設道路の建設及び障害物の撤去等に関すること ・緑地、公園施設の被害調査及び応急対策に関すること ・建設業者との連絡調整に関すること ・部内の応援及び本部指令による各部への協力	まちづくり課
上下水道班 班 長 上下水道課長 (副部長兼務)	・市街地排水対策に関すること ・浸水地区の情報収集及び排水機場操作等に関すること ・市内排水施設及びスクリーンの管理保全に関すること ・下水道の被害調査及び応急対策に関すること ・農業集落排水処理施設の被害調査及び応急対策に関すること ・水道施設の被害調査及び応急対策に関すること ・飲料水等の確保及び供給（未給水地域を含む全域）に関すること ・部内の応援及び本部指令による各部への協力	上下水道課

産業経済部		
部長……農林水産課長 副部長…観光商工課長		
班	分 掌 事 務	課等名
農林水産業班 班 長 農林水産課長 (部長兼務)	・農道、農業施設の被害調査及び応急対策に関すること ・農林畜産物の被害調査及び応急対策に関すること ・かんがい排水対策に関すること ・林道、林業施設の被害調査及び応急対策に関すること ・災害時にける病虫害の駆除に関すること ・漁港、漁業施設及び水産物の被害調査及び応急対策に関すること ・所管事項に係る罹災証明の発行及び融資相談に関すること ・農林水産業者に対する災害情報の提供に関すること ・部内の応援及び本部指令による各部への協力	農林水産課
商工班 班 長 観光商工課長 (副部長兼務)	・商工業施設、生産品、商品等の被害調査及び応急対策に関すること ・観光施設への災害情報の提供、被害調査及び応急対策に関すること ・所管事項に係る罹災証明の発行及び融資相談に関すること ・非常用食料品の確保に関すること ・部内の応援及び本部指令による各部への協力	観光商工課

市民生活部		部長……市民・人権課長 副部長…福祉事務所長、子育て支援課長、税務課長
班	分掌事務	課等名
避難所班 班 長 市民・人権課長 (部長兼務) 副班長 議会事務局長 〃 監査事務局長	・指定避難所の開設及び管理運営に関する事 ・市の指定する福祉避難所の開設及び管理運営に関する事 ・避難者の確認及び必要物資の手配に関する事 ・議員、各委員会委員の安否確認及び情報提供に関する事 ・議会、各委員会委員への災害対応協力要請に関する事 ・部内の応援及び本部指令による各部への協力	市民・人権課 各事務局
福祉班 班 長 福祉事務所長 (副部長兼務)	・義援金・見舞い金等の支給、生活必需品の給与に関する事 ・居住不能者への住宅確保、斡旋に関する事 ・身元不明遺体の収容及び埋葬に関する事 ・安置所の開設に関する事 ・遺体の処理に関する事 ・日赤その他福祉団体との連絡及び協力要請に関する事 ・要配慮者対策に関する事 ・非常食料の炊出し及び配分に関する事 ・災害ボランティアの受入れ、配置等に関する事 ・部内の応援及び本部指令による各部への協力	福祉事務所
子育て支援班 班長 子育て支援課長 (副部長兼務)	・保育所施設の被害調査及び応急対策に関する事 ・園児の避難対策、被災児童に対する保育に関する事 ・要配慮者対策に関する事 ・部内の応援及び本部指令による各部への協力	子育て支援課
罹災調査班 班 長 税務課長 (副部長兼務)	・被災世帯等の状況調査に関する事 ・家屋・事業所等の被害調査及び罹災証明発行に関する事 ・市税の減免に関する事 ・行方不明者の相談窓口に関する事 ・部内の応援及び本部指令による各部への協力	税務課

環境衛生部		部長……環境生活課長 副部長…健康推進課長、高齢者支援課長
班	分掌事務	課等名
防疫・廃棄物処理班 班 長 環境生活課長 (部長兼務)	・被災地域の防疫・消毒活動に関する事 ・所管公共施設の被害状況調査及び応急対策に関する事 ・被災地域での廃棄物及びし尿処理に関する事 ・災害ごみの収集と処理に関する事 ・被災者の生活環境整備に関する事 ・保健所、衛生業者への協力要請に関する事 ・被災動物等の保護及び収容に関する事 ・部内の応援及び本部指令による各部への協力	環境生活課
保健救護班 班 長 健康推進課長 (副部長兼務)	・所管公共施設の被害状況調査及び応急対策に関する事 ・被災者の健康管理、保健活動に関する事 ・医療救護所の開設、運営に関する事 ・医薬品や衛生材料の手配、搬送に関する事 ・市災害時医療救護計画に基づく活動に関する事 ・部内の応援及び本部指令による各部への協力	健康推進課
高齢者支援班 班 長 高齢者支援課長 (副部長兼務)	・所管公共施設の被害状況調査及び応急対策に関する事 ・要配慮者対策に関する事 ・福祉避難所利用者の選別に関する事 ・部内の応援及び本部指令による各部への協力	高齢者支援課

教 育 部		部長……学校教育課長 副部長…生涯学習課長
班	分 掌 事 務	課等名
学校施設班 班 長 学校教育課長 (部長兼務)	・児童生徒の避難、安全確保に関すること ・指定避難所の供与及び受入れに関すること ・指定避難所の管理運営支援に関すること ・災害時の教育の確保に関すること ・学校施設の被害調査及び応急対策に関すること ・PTA等教育団体への協力要請に関すること ・学校職員への災害対応出務要請に関すること ・部内の応援及び本部指令による各部への協力	学校教育課
社会教育施設班 班 長 生涯学習課長 (副部長兼務)	・指定避難所の管理運営支援に関すること ・指定避難所の供与及び受入れに関すること ・社会教育施設の被害調査及び応急対策に関すること ・文化財等の被害調査及び応急対策に関すること ・婦人会等教育団体への協力要請に関すること ・部内の応援及び本部指令による各部への協力	生涯学習課

病 院 部		部長……事務局長
班	分 掌 事 務	課等名
病院班 班 長 事務局長 (部長兼務)	・救護病院の開設 ・応急医療体制の確保に関すること ・医師会、民間病院等との連絡調整に関すること ・市災害時医療救護計画に基づく活動に関すること ・本部指令による各部への協力	市民病院

消 防 部		部長……四万十消防署長 副部長…四万十市消防団 団長
班	分 掌 事 務	課等名
消防班 班長 四万十消防署長 (部長兼務)	・救急・救出活動に関すること ・所管公共施設の被害状況調査及び応急対策に関すること ・消防職員（団員）の非常召集及び解除に関すること ・消防職員（団員）の被害状況調査に関すること ・災害広報・警報及び指導に関すること ・消防無線の活用に関すること ・災害用資機材の掌握、土のうの準備等に関すること ・緊急消防援助隊の出動要請及び待機所の確保に関すること	四万十消防署
消防団班 班長 四万十市消防団 団長 (副部長兼務)	・消防、水防団隊の編成並びに出動 ・消防団員の被害状況調査に関すること ・資機材の点検、土のうの準備等に関すること ・水防活動の実施に伴う関係機関との調整に関すること ・水防活動の実施に関すること ・避難指示等の告知及び誘導に関すること ・救急・救出に関すること ・危険区域の警戒及び応援復旧に関すること ・水防監視員への連絡 ・搬送者名簿の作成に関すること ・死者・行方不明者名簿の作成 ・行方不明者の捜索及び死体の搬送に関すること	消防団中村西部・東部方面隊 (12分団)

イ 災害対策本部西土佐支部の組織

《支部長 … 支所長、副支部長 ① … 地域企画課長、② … 産業建設課長》

総務部 (西土佐支部事務局)		部長(事務局長) ……地域企画課長 副部長(事務局次長) …地域企画課長補佐、会計分室長
班	分掌事務	課等名
総務班 班長 地域企画課長 (部長兼務) 副班長 地域企画課長補佐 (副部長兼務)	・本部との連絡調整に関すること ・各部の相互連絡及び調整に関すること ・協力機関、その他の伝達に関すること ・体制の周知、情報の広報に関すること ・防災行政無線、情報網の確保に関すること ・災害の予測、記録に関すること ・関係機関との連絡調整に関すること ・県防総合防災情報システムに関すること ・災害情報の収集に関すること ・災害写真収集及び編集に関すること ・指定避難所の開設及び管理運営に関すること ・福祉避難所の開設及び運営に関すること ・公用車の配車に関すること ・報道機関との連絡に関すること ・支部長の秘書及び連絡に関すること ・各部・指定避難所からの応援要請等の受付及び処理、本部への支援要請 ・部内の応援及び本部指令による各部への協力	地域企画課
経理班 班長 会計分室長 (副部長兼務)	・救援物資等の出納に関すること ・災害用物資の購入に関すること ・その他出納に関すること ・部内の応援及び支部指令による各部への協力	西土佐住民分室

活動部		部長 ……産業建設課長 副部長 …産業建設課長補佐(管理土木担当)
班	分掌事務	課等名
活動班 班長 産業建設課長 (部長兼務)	・各種産業施設の災害対策に関すること ・災害の集計と報告に関すること ・交通計画に関すること ・避難誘導に関すること ・自動車の配車に関すること ・道路障害防止に関すること ・小災害応急処置に関すること ・水道施設の被害調査及び応急対策 ・飲料水等の確保及び供給(未給水地域を含む全域)に関すること ・部内の応援及び支部指令による各部への協力	産業建設課

厚生保健部		部長 ……西土佐診療所事務局長兼西土佐保健分室長 副部長 …西土佐診療所事務局長補佐
班	分掌事務	課等名
厚生保健班 班長 西土佐診療所事務局長兼西土佐保健分室長(部長兼務)	・医療計画に関すること ・防疫計画に関すること ・食料供給計画、物資供給計画に関すること ・隣保互助民間団体活動計画に関すること ・要配慮者に関すること ・部内の応援及び支部指令による各部への協力	保健分室
救護班 班長 診療所事務局長補佐(副部長兼務)	・医療、救護に関すること ・医療救護所の開設、運営に関すること ・部内の応援及び支部指令による各部への協力	診療所

教 育 部		部長……西土佐教育分室長 副部長…西土佐教育分室教育振興係長
班	分 掌 事 務	課等名
教育班 班 長 教育分室長 (部長兼務)	・本部の教育部の事務分掌に準じる ・部内の応援及び支部指令による各部への協力	教育分室

消 防 部		部長……西土佐分署長 副部長…四万十市消防団西土佐方面隊長
班	分 掌 事 務	課等名
消防班 班 長 西土佐分署長 (部長兼務)	・消防事務最低要員の外は、活動班の業務を主として、他一般消防業務に関すること ・活動については、活動班と相互連絡を密にする ・本部消防班の分掌に準じる	西土佐分署
消防団班 班 長 四万十市消防団 西土佐方面隊長 (副部長兼務)	・分団長は、支部の指令により分団員を統制する ・団員は、支部の指令により分団長の統制下に入る ・分団長は、連絡員を指名し支部に連絡。支部、その他の機関と緊密な連絡を保つこと ・本部消防団班の分掌に準じる	消防団西土佐 方面隊 (5分団)

(10) 防災関係機関との連携

防災関係機関は、本部長の派遣要請に応じて職員を派遣し参加するものとします。

(11) 連絡調整会議

事務局長は、災害応急対策に関して各部又は防災関係機関と連絡調整を図るため、必要に応じて各部の班長又は防災関係機関の代表者等を招集して、連絡調整会議を開催します。

連絡調整会議構成イメージ

防災関係機関	分野
中村警察署 四万十消防署 自衛隊（要請した場合）	救助・捜索
四万十市医師会 幡多福祉保健所	応急医療
幡多土木事務所 国土交通省中村河川国道事務所	緊急輸送（交通確保）
NTT西日本高知支店 四国電力送配電株	ライフライン
四万十市社会福祉協議会	ボランティアセンター

(12) 現地災害対策本部

本部長は、災害が発生する恐れがある場合又は災害が発生した場合の規模や状況に応じて必要があると認めるときは、現地災害対策本部を設置します。

ア 設置期間

現地災害対策本部は、地域での主要な災害応急対策が概ね完了するまでの間、又は現地災害対策本部設置の必要性がなくなつたと認められるまでの間設置します。

イ 設置場所

現地災害対策本部は、原則として防災センター又は被災地を管轄する消防分団屯所に設置します。

ウ 組織

現地災害対策本部に、現地災害対策本部長及び現地本部員を置きます。

- (ア) 現地災害対策本部長は、本部員のうちから本部長が指名する者を充て、現地災害対策本部の事務を掌理します。
- (イ) 現地災害対策本部員は、災害対策本部の本部員のうちから本部長が指名し、現地災害本部長の命を受け、現地災害対策本部の事務に従事します。

第2節 動員計画

市域において災害の発生が予想され又は発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するために必要な人員を動員配備します。

1 職員配備体制

(1) 配備体制の基準等 P-31 の設置基準のほか次のとおりです。

区 分	状 況	配 備 内 容	備 考
情報収集 (注意体制)	気象業務法に基づく気象警報が発表され、災害の発生が予想され注意を必要とする場合 河川の水位観測所において、水防団待機水位を超えた場合	少数の人員による情報収集活動及び第1配備体制等に移行できる体制（地震防災課、地域企画課ほか必要人員）	地震防災課長が総括責任者
第1水防配備 (注意体制)	高知県水防指令第2号が発令されるか、又は以下の状況になった時 ①大雨、洪水警報が発表され、河川流域内に相当の降雨が予想され、水防団待機水位に達した時 ②高潮警報が発表され、潮位の異常上昇が予想され、その必要があると認められる時 ③局地的な集中豪雨や異常高潮があり、その必要が認められる時	情報収集活動及び危険個所の巡視、警戒等にあたり状況により第1配備に移行できる体制 情報収集体制に以下の課等を追加 総務課 選挙管理委員会事務局 企画広報課 まちづくり課 上下水道課 農林水産課 産業建設課 四万十消防署 消防団	地震防災課長が総括責任者
第1配備 (警戒体制)	気象業務法に基づく気象警報が引き続き発令され、河川においては、氾濫注意水位を超えることが予想される場合	情報収集活動及び危険個所の巡視、警戒等にあたり状況により第2配備に移行できる体制 第1水防配備に以下の課等を追加 財政課 市民・人権課 福祉事務所 子育て支援課 高齢者支援課 西土佐住民分室 西土佐保健分室	第1副市長が総括責任者
第2配備（縮小版） (警戒体制)	気象業務法に基づく警報が引き続き発令され、避難所開設と市所有インフラの管理保全等が必要と予測される時	災害に対する警戒と共に、避難所開設体制を構築、インフラの管理、状況により速やかに第2配備に移行できる体制 第1配備に以下の課等を追加 観光商工課 税務課	災害対策本部設置 (水防本部統合)

		健康推進課 学校教育課 生涯学習課 市民病院 学校教育課西土佐教育分室	
第2配備 (嚴重警戒体制)	災害が発生し、又は災害の発生する恐れが強く、警戒を必要とする場合	災害に対する警戒と共に、災害が発生した場合に対処でき、状況により速やかに第3配備に移行できる体制 第2配備(縮小版)に以下の課等を追加 会計課 議会事務局 監査事務局 西土佐診療所	災害対策本部設置 (水防本部統合)
第3配備 (非常体制)	現に災害が発生し、又は相当規模の災害が発生する恐れがある場合	全課男性職員数に相当する職員を配備し、災害対応を行うと共に、いつでも第4配備に移行できる体制	
第4配備 (非常体制)	災害が発生し、被害が広範囲又は全域に及ぶ恐れがある場合、若しくは被害が特に甚大と予想される場合	全職員を配備し、直ちに災害応急対策を行うことができる体制	

(2) 配備体制表(「四万十市災害対応職員初動マニュアル」に定めるところにより実施します。)

ア 第1・第2配備人員は、状況に応じ適宜増員あるいは減員することができます。(必要人員については、あらかじめ所属長が指名しておきます。)

イ 第1配備体制から第2配備体制の移行は、第1副市長が市長と協議し、市長が決定します。
また、第1・第2配備の消防署及び消防団の必要人員は、消防本部策定の地震災害等初動対応マニュアルによるものとします。

ウ 職員は常に参集できる状態確保に努めなければならない。震度5強以上の大きな地震をはじめ、大規模な災害が発生した場合は、すべての職員が参集します。なお、震度5強以上の地震時は、伝達を待つことなく、自分の家族等の安全を確保した後、直ちに非常体制の配備につくものとします。

エ 居住地と勤務地が中村地域と西土佐地域で異なる職員で、災害発生時に勤務場所に登庁することが困難な場合は、所属長に連絡したうえで指示に従うものとします。

オ 支部において、勤務時間外における地震や集中豪雨などの突発的な災害に伴う体制を確保するため、西土佐支部への参集が可能な職員による「突発事象時限定」の動員計画を別途定めるものとします。

カ 支部の解散は、本部長が決定します。

2 配備体制への移行

(1) 勤務時間内の場合

気象情報の通知を受け災害発生が予想される場合、本庁の地震防災課長及び西土佐総合支所の地域企画課長は、市長(本部長)の指示により非常配備を決定し庁内放送、内線電話等により職員の配備の伝達を行います。

(2) 勤務時間外の場合

ア 四万十消防署及び西土佐分署は、住民から被害発生の情報を受けた時は、直ちに署長若しくは分署長の指示に従い適切な措置をとるとともに、市役所警備員(本庁及び西土佐総合支

所。以下同じ。)に通報するものとします。

イ 市役所警備員は、住民からの通報、情報及び水防警報の通知を受けた時は、直ちに四万十消防署若しくは西土佐分署に連絡するとともに、本庁では地震防災課長、支所では地域企画課長に連絡します。

また、四万十消防署若しくは西土佐分署から連絡があった時も、同様とします。

ウ 市役所警備員から連絡を受けた本庁の地震防災課長及び支所の地域企画課長は、関係者に連絡をとるとともに、直ちに登庁し情報収集を行うとともに配備体制を整え対策にあたるものとします。

エ 災害発生を確認した市職員は、消防署への通報等適切な措置をとるとともに、市役所警備員若しくは防災担当者に連絡をします。

(3) 配備状況の報告

各部は、職員の配備状況について、本部事務局に報告します。

3 職員の動員、招集、出動及び参集

(1) 動員：災害の種類、規模を勘案し、本部設置前にあたっては市長の、設置後は本部長の命により行います。

(2) 招集：各課長は、動員命令を受けたときは配備区分に従い直ちに職員を招集し、防災・災害活動に支障をきたさないようにします。

(3) 出動：本部長、支部長若しくは地震防災課長からの出動の命を受けた各部長は、あらかじめ定められた体制により、その状況に応じて部、班員を指揮し、業務を遂行します。

(4) 参集：災害が発生した際には、進んで上司との連絡をとり、また自らの判断で参集して応急対策に従事するとともに、あらかじめ定められた業務に従事できるよう配慮します。

4 配備に対する職員の心構え

(1) 職員は、あらかじめ定められた災害時における配備体制及び自己の任務を十分に習熟します。

(2) 職員は、災害が発生する恐れがあるときは、ラジオ又はテレビの聴視、地震防災課等への電話照会等の方法によるほか、自ら工夫してその災害の状況、水防警報の発令、配備命令等を知るように努めます。

(3) 職員は、災害が発生し、又は災害が発生する恐れが強いときは、水防警報その他配備命令がない場合であっても、状況によっては所属長と連絡をとり、進んでその指揮下に入るよう努め、また自らの判断で速やかに部署に参集し、防災活動に従事するものとします。

(4) 万一被災により道路、交通機関の利用が不可能で、いかなる手段によっても定められた配備部署につくことが不可能な場合は、

ア 通信連絡により所属長又は本部の指示を受けなければなりません。

イ それが不可能な場合は、本庁、西土佐総合支所又は指定避難所に参集し、本部長又は部長若しくは現地災害対策本部長の指示により防災活動に従事します。

5 職員の応援

災害対策本部若しくは支部の各部長は、防災活動を実施するため職員が不足し、応援を必要とするときは、災害対策本部事務局長あて、次の様式で要請するものとします。ただし、防災活動を実施するための時間的余裕が無い場合は、口頭で要請することができます。

応 援 動 員 要 請 書			
本部事務局長 あて			
年	月	日	時 分
支部		⑨	
部長			
期 間		年 月 日 ～ 年 月 日	
勤務（従事）場所			
勤務（従事）内容			
必 要 人 員		男 人、女 人、計 人	
携 行 品			
集合日時、場所			
その他参考事項			

6 労務供給計画

災害応急対策を実施する場合、災害対策本部職員及び奉仕団員のみでは労力に不足が生じるときに必要な人員の確保を次のとおり実施します。

(1) 従事協力命令

市長は、災害応急対策実施のため人員が不足し、緊急に確保の必要が生じた場合は、次の命令により住民等に従事命令・協力命令及び保管命令を発し、労務の提供を求めることができます。

対 象 事 業	区 分	執行者	根 拠 法 令
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	市町村長	災害対策基本法第65条第1項
		警 察 官	災害対策基本法第65条第2項
災害救助作業 (災害救助法に基づく救助)	従事命令 協力命令	知 事	災害救助法第24～25条
災害応急対策事業 (災害救助を除く応急措置)	従事命令 協力命令	知 事 (市町村長)	災害対策基本法第71条第1項
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	警 察 官	警察官職務執行法第4条
水 防 作 業	従事命令	水防管理者 水防団長 消防機関の長	水防法第17条
消 防 作 業	従事命令	消防吏員 消防団員	消防法第29条第5項

ア 従事命令等の執行

(ア) 従事命令等の執行に際しては、必要最小限度とします。

(イ) 従事命令等の執行に際しては、法令等に定める命令書を交付します。

イ 損害賠償

従事命令又は協力命令により災害応急対策に従事し、そのことによって死亡あるいは負傷し、若しくは疾病等にかかった人又は遺族に対する補償は、次の法律に基づき行います。

- (ア) 消防法第36条の3
- (イ) 災害救助法第29条
- (ウ) 水防法第34条
- (エ) 警察官の職務に協力援助した人の災害給付に関する法律

7 応援職員の受入れ

本市が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに關して締結している応援協定は、次のとおりです。必要があるときは、応援協定に従い、応援を要請するものとします。また、国、県等の外部からの応援職員の受入れに關する体制等について定めた「四万十市受援計画（令和3年6月作成）」に基づいて、応援職員の受入れを行います。

- (1) 高知県内市町村災害時相互応援協定
- (2) 高知県内広域消防相互応援協定
- (3) 四国西南サミット災害時相互応援協定
- (4) 姉妹都市との防災協定（沖縄県名護市、大阪府枚方市、北海道別海町）

第3節 情報の収集、伝達計画

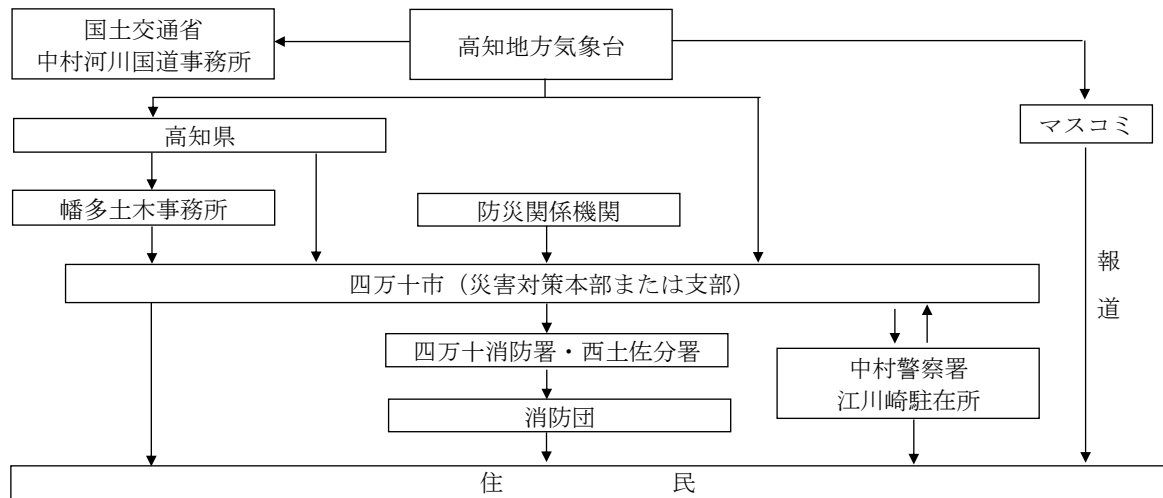
高知地方気象台、その他防災関係機関から発表される警報等及び災害情報は、災害応急対策の万全を図る上において欠くことのできないものであるため、その受領・伝達を迅速かつ的確に行うため、受領伝達系統を定めます。なお、予警報等は、災害対策本部若しくは支部が設置されているときは事務局が、その他の場合は地震防災課若しくは本庁警備員が受領し、内容に応じた適切な処置をとるものとします。また、県から送致される情報は本庁のみに送致されるため、西土佐総合支所へは本庁より伝達します。

1 情報収集の基本方針

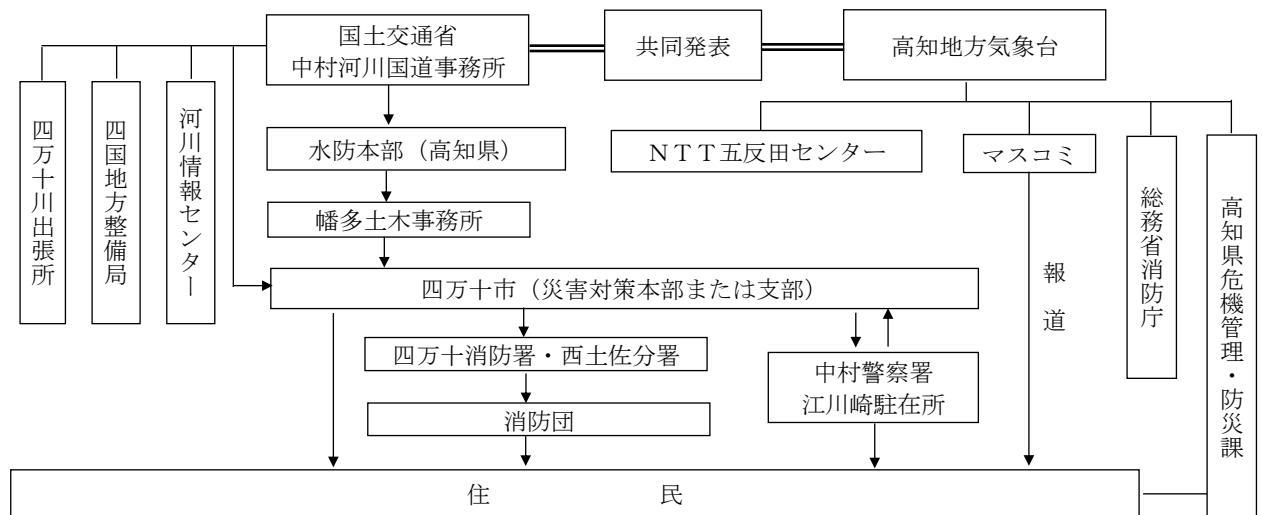
- ア 被害情報の収集及び災害対策本部への報告は、災害応急対策を実施するうえで極めて重要であるため、あらかじめ各部において報告責任者（正・副各1名）を定め、報告の確実さを期するように努めなければなりません。
- イ 情報収集の迅速・効率化を図るとともに、情報の共有・一元化を図るため「四万十市災害情報管理システム」の構築を図ります。各部からの情報は、災害情報管理システムにより集約します。
- ウ 災害対策本部事務局はLアラート（災害情報共有システム）からの情報やNHK等の情報を収集します。
- エ 集約にあたっては、中村警察署他関係機関とも十分連絡をとることとします。
- オ 各部で収集した住民等からの災害に関する情報のうち緊急を要する場合は直ちにその対策を指示し、その後災害対策本部事務局に報告しなければなりません。
- カ 被害情報等の収集にあたっては、災害対応の各時期において必要な情報を適時、適切に収集し、災害応急対策に活用していきます。
 - （ア） 職員の参集時の情報収集
職員は参集途上における被害状況の把握に努めます。
 - （イ） 初動（緊急対応）期の情報収集
発災直後において時期を逸することなく、被害の発生及び被害の拡大防止措置を実施するため、緊急対応に必要な災害情報及び被害状況の把握に努めます。
 - （ウ） 応急対策（回復沈静）期の情報
発災直後の混乱期を経過し、災害が沈静化しはじめたときには、事後の対策に必要な具体的な災害情報及び被害状況の把握に努めます。

2 情報の収集、伝達系統

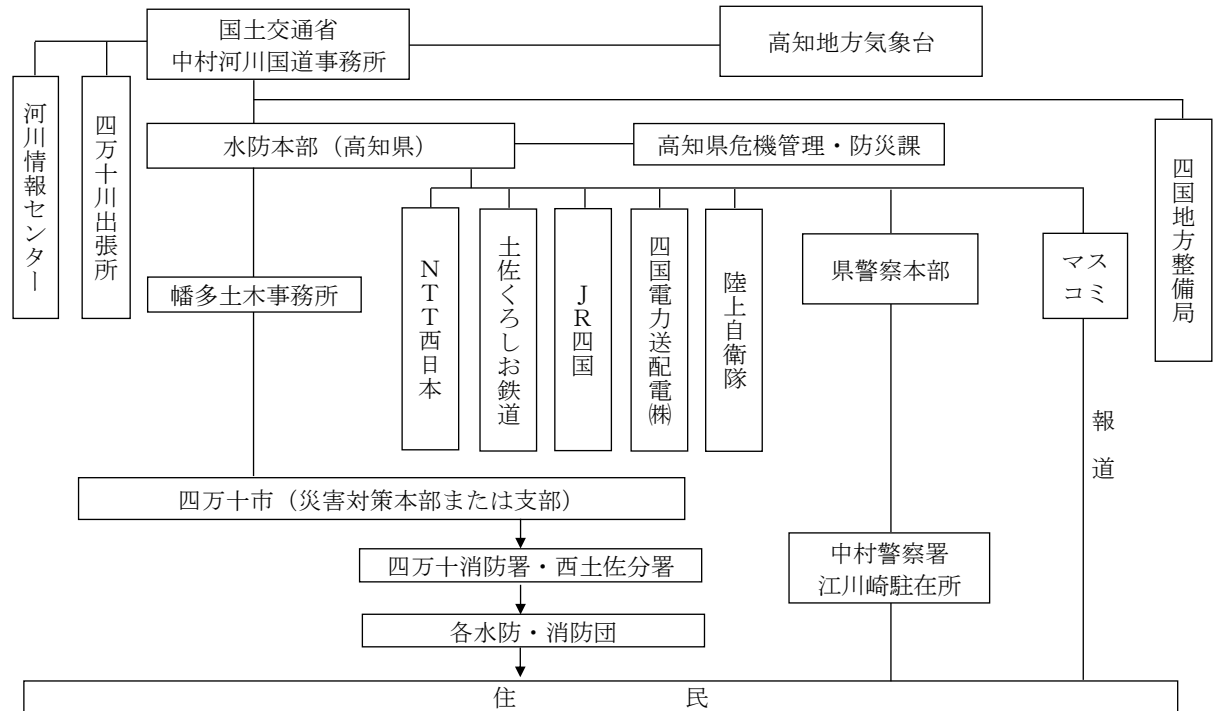
(1) 気象台からの気象警報等



(2) 四万十川の洪水予報



(3) 四万十川、中筋川、後川の水防警報



2 情報の収集・伝達方法

- (1) 警報等及び災害情報の収集及び伝達は、N T T有線回線、県総合防災情報システム、防災行政無線等その都度最も有効な方法により、迅速かつ正確に行わなければなりません。
- (2) また、非常時における情報の収集及び伝達を適正に行うため、防災行政無線をはじめとする複数の通信システムを定め、それぞれの系統ごとに通信訓練を関係機関の協力を得て実施するとともに、関係機関が行う通信訓練に参画し非常時に備えます。
- (3) 気象警報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報、避難指示等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討します。
- (4) 住民の積極的な避難行動に繋がるよう、危険の切迫性に応じて伝達文の内容を工夫します。

3 異常な現象発見者の通報

- (1) 災害の発生する恐れのある異常な現象を発見したものは、遅滞なくその旨を市長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければなりません。
- (2) 通報を受けた警察官若しくは海上保安官は、速やかにその通報事項を市長に伝達するものとします。
- (3) 前各号により通報を受けた市長は、遅滞なく次の関係機関に伝達するものとします。

ア 高知地方気象台

イ 知事（危機管理・防災課経由：災害対策本部が設置されている場合は同本部）

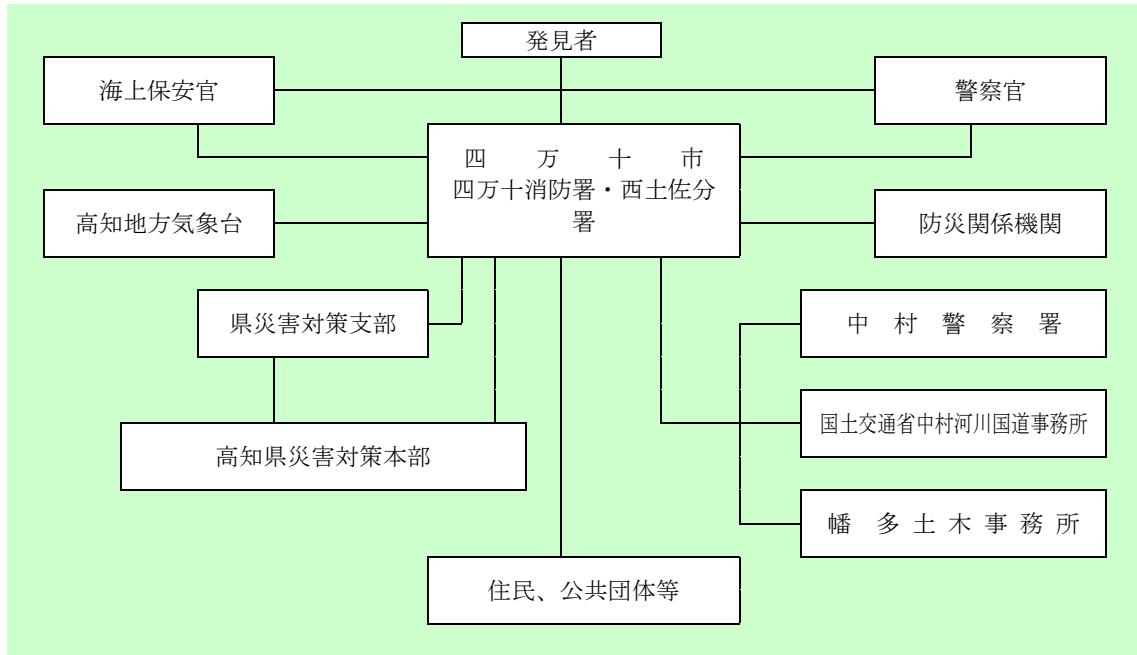
ウ 警察署、国土交通省中村河川国道事務所、幡多土木事務所等予想される災害に関係がある関係機関

エ 市長はウによる伝達と同時に、住民その他防災関係機関に周知するとともに、対処すべき必要な措置について指示するものとします。

オ 夜間休日等勤務時間外における通報については、消防署において受理し、消防署長に報告し指示を受けるものとします。

市役所警備員に連絡のあった場合は、四万十消防署及び西土佐分署に連絡するとともに、本庁では地震防災課長、支所では地域企画課長に報告するものとします。

カ 異常現象発見者からの通報系統図



4 非常通信計画

市と関係機関との間における非常通信計画は次のとおりです。

(1) 通常確保されているルート

①四万十市防災行政無線 (260MHz)

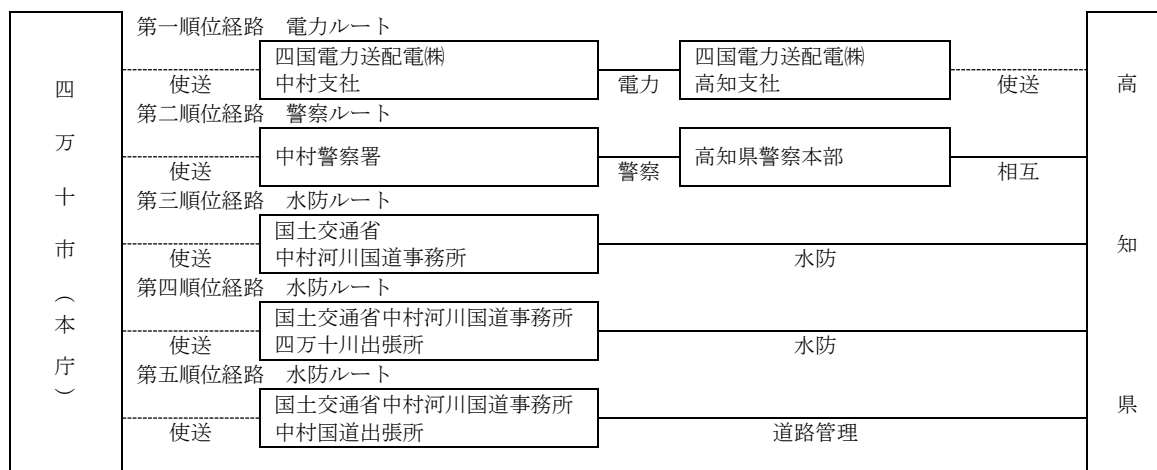
局名 (常置場所)	無線番号
四万十市 統制台	100
四万十市 統制台 FAX	103
四万十消防署 (2階事務室)	119
〃 (2階 FAX)	119#5
中村警察署	110
〃 (FAX)	110#5
国交省中村河川国道事務所	500
〃 (FAX)	500#5
高知県幡多土木事務所	501
〃 (FAX)	501#5
高知県幡多福祉保健所	519
四国電力送配電 (株) 中村支社	502
〃 (FAX)	502#1
四万十市医師会	520
四万十森林管理署	516

②高知県防災行政無線

局名（常置場所）	無線番号
四万十市	210-61
〃（FAX）	210-70
四万十消防署	912-60 912-61
〃（FAX）	912-70
高知県幡多土木事務所	820-605 外
〃（FAX）	820-700
高知県幡多福祉保健所	832-60 832-61
〃（FAX）	832-70

(2) 非常通信ルート

非常通信ルートは下記のとおりとし、高知県非常通信協議会の協力を得て、他機関の有する無線通信施設を利用するものとします。



(3) 関係機関の窓口

四万十市（本庁）地震防災課	電話	0880-35-2044
四万十市（西土佐総合支所）地域企画課	電話	0880-52-1111
幡多中央消防組合消防本部（四万十消防署）	電話	0880-34-5881
四国電力送配電(株)中村支社（ネットワークサービス部）	電話	0880-34-6621
中村警察署	電話	0880-34-0110
中村警察署江川崎駐在所	電話	0880-52-1006
高知県警察本部災害対策課	電話	088-826-0110（内線 5762）
国土交通省中村河川国道事務所	電話	0880-34-7301 （衛星電話 080-8634-1811）
国土交通省中村河川国道事務所 四万十川出張所	電話	0880-36-2320
国土交通省中村河川国道事務所 中村国道出張所	電話	0880-34-2252
高知県危機管理部危機管理・防災課危機管理・ 防災担当	電話	088-823-9320

5 被災者への情報提供

- (1) 要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者等の情報入手が困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図ります。
- (2) 居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、避難元と避難先の市町村間で情報を共有する仕組みの整備を図ります。

第4節 被害状況等の調査及び報告計画

担当	本部	総務部、各部
	西土佐支部	総務部、各部

1 被害状況の調査

- (1) 被害調査は、災害状況の把握、事後の被害対策及び災害救助法適用の要否の判断並びに適用後の措置等の基本となるものなので、迅速かつ正確に実施します。
- (2) 災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、現地調査を行うなど状況把握に努め、勧告等を行うための判断を行うなど、適時適切な避難誘導に努めます。
- (3) 被災建築物に対する応急危険度判定及び被災宅地の応急危険度判定の実施体制を確立します。

2 被害状況の報告

(1) 調査結果報告

各部は、災害情報管理システムに調査結果を入力し、速やかに災害対策本部（支部）事務局に報告するものとし、災害対策本部事務局は、その調査結果をとりまとめ本部長に報告します。

(2) 被害状況等の報告

災害が発生し、ある程度被害の概要が判明した場合は、これをとりまとめ、県をはじめ関係機関へ報告します。

ア 緊急報告

本部長は、人身、家屋等に被害が発生したとき、又は発生する恐れがあるとき並びに避難指示等の応急対策を実施したときは、次の事項を緊急報告します。

- (ア) 発生日時
- (イ) 発生場所
- (ウ) 災害の状況（人的被害、住宅被害、ライフライン被害等）、応急措置の概要
- (エ) その他参考となる事項

イ 中間報告及び確定報告（別紙様式6）

本部員は、災害の拡大にともない、被害の状況を調査・集計し、その都度本部長に報告（中間報告）するとともに、被害が確定したときは、遅滞なく確定報告を行います。

第5節 災害広報計画

担当	本部	総務部、各部
	西土佐支部	総務部、各部

災害発生前から生活再建時期までに災害関連情報を住民に迅速かつ的確に伝達するため、報道機関との連携、広報紙の発行など効率的な広報活動を実施する広報計画を定めます。

また、被災者に対して生活上の不安や悩みなどの相談に応じ、少しでも不安や悩みを解消し、生活の再建と安定を支援するための広聴計画を定めます。

1 広報活動

災害時における広報は、人心の安定と社会秩序の維持を図るため、災害の状態、災害応急対策の実施状況を住民に周知するよう災害広報に努めます。

(1) 広報の内容

災害時に住民の求める情報は、時間の経過とともに変化し、被災者を取り巻く状況も刻々と変化していくことから、概ね次の区分により住民ニーズに応じた迅速かつ的確な広報を行います。

〔災害発生前〕

- ア 気象、水位等の状況
- イ 避難指示等の避難情報

〔応急対策初動期〕

- ア 被害状況の概要（人的被害、家屋・建物被害、公共施設被害、その他）
- イ 指定避難所・医療救護所の状況（設置個所、収容状況、今後の見通し）
- ウ 二次災害防止に関する情報
- エ 救援活動の状況
- オ 安否情報
- カ 災害対策の実施状況
- キ 医療機関の活動状況
- ク 水・食料等の物資の供給状況
- ケ その他必要事項

〔応急対策本格稼働期〕

- ア 生活関連情報
- イ ライフラインの被害状況と復旧見込み
- ウ 道路・交通情報
- エ 衛生・医療情報
- オ 生活再建関連情報
- カ 被災者相談窓口の開設状況
- キ ボランティア受入情報
- ク 罹災証明、見舞金・義援金関連情報
- ケ その他必要事項

(2) 広報の方法

ア 報道機関との連携

災害発生直後は、主に報道機関と連携し、広範囲かつ迅速な広報に努めます。

特に、テレビ・ラジオの利用が有効であることから、NHK高知放送局及び民間放送各社に対し広報事項の放送を依頼します。

イ 報道機関に対する情報提供

報道機関への情報提供はＬアラートを用いて行います。

また、必要に応じプレスルームを設置し、かつ収集した災害情報や市の対策の重要事項を報道機関に発表し、情報提供に努めるとともに迅速的確な報道について協力を得ることとします。報道機関から災害対策本部等への取材や情報提供は、プレスルームで行うこととします。

また、プレスルーム設置の際は、掲示板等の設置により災害関連情報資料を常時閲覧できる体制を整備します。

ウ 広報車、防災行政無線等による広報

災害の状況に応じて、必要地域へ防災行政無線、消防無線及びＩＰ告知端末による広報を行うとともに、広報車による広報を実施し、特に必要が認められる地域に対しては、職員を派遣し広報を行います。

エ 広報紙等による広報

複雑な情報を被災者に的確に伝えるため、速やかに文字情報としての広報紙を作成し、配付することとします。

(ア) 発行

平常時の紙面形態にこだわらず、広報紙の印刷発行を行うこととします。

(イ) 配付場所

新聞折り込みによる配付が困難である場合は、指定避難所、消防分団屯所等被災者が共通して見られる場所への配付と街頭での貼り出しを重点的に行います。

(ウ) 配送手段

指定避難所等への配送は、物資等の配送ルートを利用するとともに、ファックス等の伝達手段も可能な限り活用します。

オ 通信メディアによる広報

ファックス、パソコン通信、インターネット等の通信メディアによる情報伝達を可能な限り実施し、住民への広報を補完するとともに、県内外への情報発信を行います。

カ 要配慮者及び外国人への広報

災害時に迅速かつ的確な行動がとりにくい高齢者、障害者及び外国人等に対する広報については、各種ボランティア団体等との連携を図り、文字情報の点字化、多言語化、手話通訳によるテレビ放送等を可能な限り実施します。

2 広聴相談活動

災害時における被災者からの相談、要望、照会等や全国各地からの問い合わせ等に対応するため、速やかに広聴体制の確立を図るとともに、国、県等防災関係機関及び関係する各部と連携を密にしながら広聴相談活動を実施します。

(1) 総合相談窓口等の設置

災害の状況により必要と認めたときは、被災者からの相談・要望等を受けるため、市役所内に総合相談窓口及び各地区公立施設に住民相談窓口を設置するとともに、市の行う施策だけでなく、国、県等の他の機関による支援情報を総合的に収集し、住民に提供します。

(2) 巡回相談の実施

災害の状況により必要と認めたときは、巡回相談（地区集会所、指定避難所等）を実施します。

(3) 専門家による相談

災害の状況に応じ、法律問題、借地・借家問題、土地・建物の登記手続き、減免等の税務相談、住宅の応急修繕など専門的な問題解決のため、各種専門家の協力を得て専門家による相談窓口を設置します。なお、各種専門家との災害発生時における支援協力に係る協定締結状況は以下の通りです。

締結相手先	協力の内容
高知県行政書士会	(1) 罹災証明書申請書類に関する相談 (2) 自動車登録申請書類に関する相談 (3) 相続関係書類に関する相談 (4) 許認可申請書類に関する相談 (5) 権利義務・事実証明関係書類に関する相談
高知県土地家屋調査士会	(1) 建物登記に関する相談 (2) 土地境界復元等に関する相談
高知県司法書士会	被災者支援のための相談

(4) 相談窓口開設の周知

相談窓口を開設したときは、効果的な広報手段により開設の周知を積極的に行います。

3 災害時における記録写真

報告、記録等に供する写真は災害対策本部（支部）事務局が担当し、各部の撮影した写真を収集するとともに、住民等が撮影した写真についても提供を依頼し記録します。

第6節 避難計画

担当	本部	総務部、市民生活部、教育部、環境衛生部、消防部
	西土佐支部	総務部、活動部、教育部、消防部

風水害等の災害から住民等の生命・身体等の安全を確保するため、迅速かつ的確な避難活動を実施するとともに、指定避難所を開設し焼失等により住居を失った住民を保護収容するため、避難に必要な措置と指定避難所の管理運営等について定めます。

1 避難情報の発令

(1) 実施者

高齢者等避難等の避難情報の発令は、本部長（市長）が行い、必要に応じて関係機関に住民の避難誘導の協力を要請します。

(2) 発令基準

避難情報の種別及び発令基準は、以下のとおりです。

避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行います。

ア 警戒レベル3 高齢者等避難

災害が発生するおそれがある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況において、本部長（市長）が当該区域内の居住者等に対し発令する情報です。避難に時間を要する高齢者等は、この時点で避難することにより、災害が発生する前に指定緊急避難場所等への立退き避難を完了することが期待されます。

イ 警戒レベル4 避難指示

災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況において、本部長（市長）が当該区域内の居住者等に対し発令する情報です。居住者等は、この時点で避難することにより、災害が発生する前に指定緊急避難場所等への立退き避難を完了することが期待されます。

ウ 警戒レベル5 緊急安全確保

災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、指定緊急避難場所等への「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう、本部長（市長）が特に促したい場合に、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して発令する情報です。

避難情報の発令基準

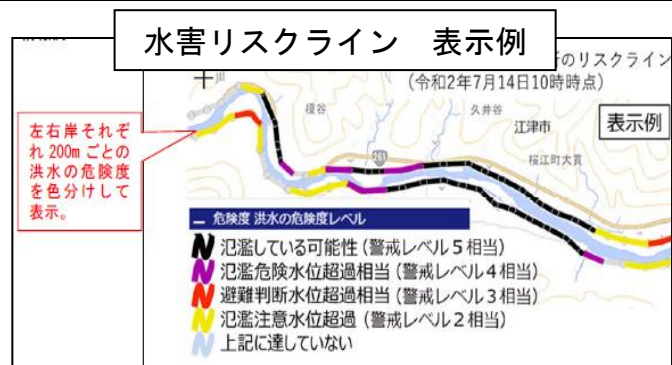
① 洪水

区分	判断基準		
	四万十川		
	具同観測所 【避難判断水位】 無堤部 7.70m 有堤部 9.70m 【氾濫危険水位】 無堤部 8.15m 有堤部 10.10m 【氾濫開始相当水位】 無堤部 8.63m 有堤部 11.44m	川登観測所 【避難判断水位】 13.20m 【氾濫危険水位】 13.60m	津野川観測所 【避難判断水位】 11.90m 【氾濫危険水位】 12.70m
警戒レベル3 高齢者等避難	①指定河川洪水予報等により、水位観測所の水位が「避難判断水位」を超え、引き続き水位の上昇が見込まれる場合 ②指定河川洪水予報等により、水位観測所の水位が「氾濫危険水位」に到達することが見込まれる場合(急激な水位上昇による氾濫のおそれがある場合) ③国管理区域における洪水の危険度分布(水害リスクライン)が「避難判断水位の超過に相当(赤)」になった場合 ④堤防の漏水等が発見された場合		
警戒レベル4 避難指示	①指定河川洪水予報等により、水位観測所の水位が「氾濫危険水位」を超え、または超えることが予測され、引き続き水位の上昇が見込まれる場合 ②具同観測所の水位が「氾濫危険水位」に到達していないものの、「氾濫開始相当水位」に到達することが見込まれる場合 ③国管理区域における洪水の危険度分布(水害リスクライン)が「氾濫危険水位の超過に相当(紫)」になった場合 ④堤防の異常な漏水等が発見された場合		
警戒レベル5 緊急安全確保	①具同観測所の水位が「氾濫開始相当水位」に達した場合 ②国管理区域における洪水の危険度分布(水害リスクライン)が「氾濫している可能性(黒)」になった場合 ③堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊の恐れが高まった場合 ④樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合 ⑤堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合		

※参考

戦後の洪水における最高水位(具同観測所)

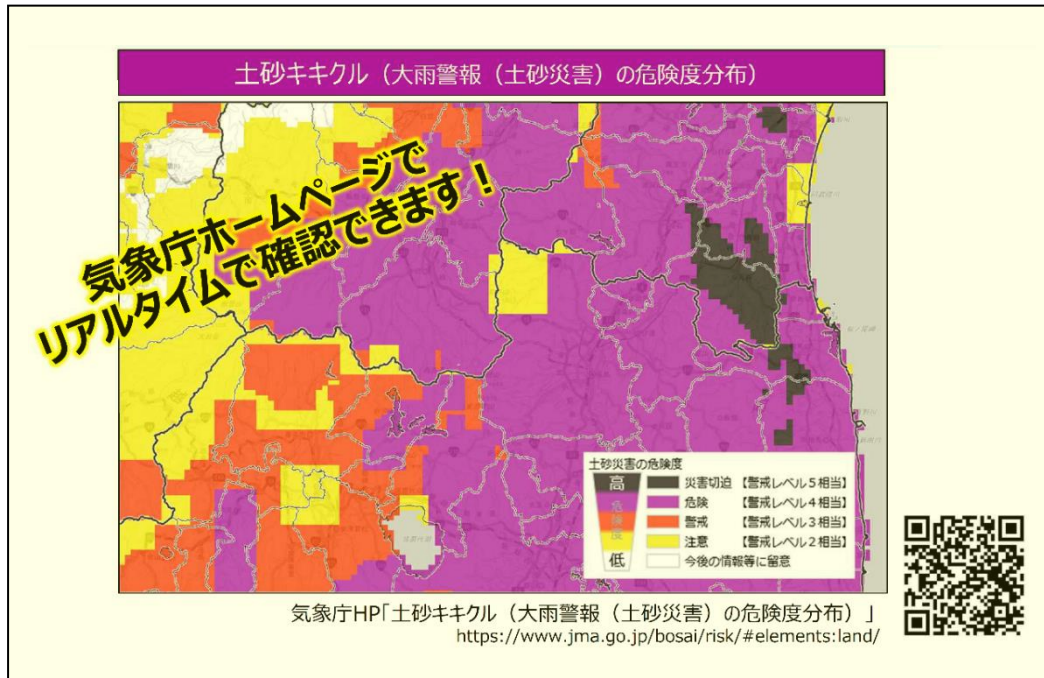
- 1位 10.45m (S38.8.9)
 2位 9.86m (H17.9.6)
 3位 9.08m (H26.8.10)



区分	判断基準	
	後川	中筋川
	秋田観測所 【氾濫注意水位】 5. 0 0 m 【避難判断水位】 5. 6 7 m 【氾濫危険水位】 6. 6 6 m	磯ノ川観測所 【氾濫注意水位】 5. 5 0 m 【避難判断水位】 7. 4 0 m 【氾濫危険水位】 8. 1 1 m
警戒レベル3 高齢者等避難	①水位観測所の水位が「避難判断水位」を超え、引き続き水位の上昇が見込まれる場合 ②水位観測所の水位が「氾濫注意水位」を超えた状態で、次の1又は2のいずれかによって、急激な水位上昇のおそれがある場合 1 洪水警報の危険度分布で「警戒(赤)」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合） 2 上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ③堤防の漏水等が発見された場合	
警戒レベル4 避難指示	①水位観測所の水位が「氾濫危険水位」を超え、または超えることが予測され、引き続き水位の上昇が見込まれる場合 ②水位観測所の水位が「避難判断水位」を超えた状態で、次の1又は2のいずれかによって、急激な水位上昇のおそれがある場合 1 洪水警報の危険度分布で「非常に危険(紫)」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合） 2 上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ③水位観測所の水位が「氾濫危険水位」に到達していないものの、氾濫の発生が予測される場合 ④堤防の異常な漏水等が発見された場合 ⑤中筋川ダム、横瀬川ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合	
警戒レベル5 緊急安全確保	①堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊の恐れが高まった場合 ②樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合 ③堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合	

② 土砂災害

区分	判断基準
警戒レベル3 高齢者等避難	大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」となった場合
警戒レベル4 避難指示	①土砂災害警戒情報が発表され、かつ土砂災害の危険度分布が「非常に危険（うす紫）」となった場合 ②土砂災害の前兆現象（湧水、地下水の濁り等）が発見された場合
警戒レベル5 緊急安全確保	①大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合 ②土砂災害の発生が確認された場合



③ 高潮

区分	判断基準
警戒レベル3 高齢者等避難	高潮注意報の発表において警報に切り換える可能性が高い旨に言及された場合
警戒レベル4 避難指示	高潮警報又は高潮特別警報が発表された場合
警戒レベル5 緊急安全確保	①海岸堤防等が倒壊した場合 ②潮位が上昇し、浸水が発生した場合 ③異常な越波、越流が発生した場合

④ 津波

区分	判断基準
高齢者等避難	「遠地地震に関する情報」において発表される津波の到達時刻等の情報に基づき、高齢者等の避難に時間を要する人が津波警報等の発表前に安全な場所に立ち退き避難を開始する必要がある場合
避難指示	①津波警報又は大津波警報が発表された場合 ②停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは揺れが弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合

(3) 屋内での待機等の安全確保措置

本部長（市長）は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶ恐れがある場合には、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待機その他の屋内における避難のための安全処置を指示することが出来ます。

(4) 避難の周知

ア 伝達内容

避難の周知を行うときは、次の事項を明確に伝達します。

- (ア) 警戒レベル
- (イ) 避難を要する理由
- (ウ) 避難の対象地域
- (エ) 指定緊急避難場所
- (オ) その他必要な事項

イ 伝達手段

気象状況に応じてサイレン、警鐘、防災行政無線、標識、拡声器、広報車、ＩＰ告知端末、緊急速報メール、モバイルアプリケーション、Ｌアラート（災害情報共有システム）、市ＨＰ、衛星携帯電話等を活用し、その時点における最も適切・確実な広報手段により速やかに伝達します。

ウ 避難広報の要請

- (ア) 報道機関にテレビ、ラジオによる避難の広報実施について要請します。
- (イ) 県、県警察本部にヘリコプターによる広報実施の協力について要請します。

(5) 避難指示等の解除

本部長（市長）は、避難の必要がなくなったときは、避難している住民等に対して直ちにその旨を公示します。

2 警戒区域等の設定

本部長（市長）は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、住民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第63条に基づき警戒区域を設定します。

(1) 必要な措置

- ア 警戒区域を設定した場合は、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域から退去を命じます。
- イ 警戒区域を設定したときは、消防部や警察に協力を要請し、バリケードや規制ロープの展張等によりその区域を明示します。

3 指定緊急避難場所への避難

(1) 避難順位及び携帯品

ア 避難順位

避難を行うに当たっては、避難行動要支援者に配慮するとともに、地元の自治会や自主防災組織等の協力を得て避難の介助を行います。

イ 携帯品

住民は、避難指示等により立退くときは、必要な携帯品を持ち出すことが出来るよう日頃から準備・点検をしておきます。（現金、貴重品、食料2～3食程度、水筒、タオル、石けん、ちり紙、着替え、懐中電灯、救急薬品、携帯ラジオ、アレルギー対応食、持病の医薬品、マスク、体温計等）

(2) 避難誘導

避難誘導は警察署、地区区長等の協力を得て実施します。

避難誘導は特に沈着な態度で指示を与え、避難者に不安の念を与えてはなりません。

ア 誘導にあたって特に注意すべき事項

- (ア) 誘導に当たっては、事前に安全な経路を選定し、道路管理者や警察官等の協力を得て障害物の撤去等を行い、危険個所については表示や縄張り等をするなど事故防止に努めます。
- (イ) 迅速かつ安全な避難を確保するため、警察、消防部と協力して避難路等の要所に避難誘導員を配置します。
- (ウ) 火災等で最初の指定緊急避難場所が危険と判断された場合は、他の安全な指定緊急避難場所へ再避難させるとともに、報道機関に広報の要請を行うなど移動先の周知に努めます。
- (エ) 指定緊急避難場所が遠方の場合は、状況に応じて車両による避難を行います。また、浸水等の場合はロープ等を利用して安全を図るほか、必要に応じて船艇やヘリコプター等を活用し、住民を迅速かつ安全に避難させます。

(3) 拠点避難場所の開設及び管理運営

拠点避難場所として、あらかじめ指定されている市立の小・中学校及び県立高等学校の施設等を拠点避難場所として開設する場合の開設方法及び管理運営等については、次のとおりとし、避難所担当班が行います。ただし、災害の状況により職員の派遣が困難な場合は、施設管理者、自主防災組織等の協力を得て開設及び運営を行うものとします。

ア 開設の方法

避難所担当班は、避難指示等の発令や住民等の自主的避難により拠点避難場所を開設する必要がある場合は、災害対策本部(支部)事務局と協議し、あらかじめ指定している拠点避難場所のうちからその災害の状況、地域性に応じて開設する拠点避難場所を選定し、直ちに担当職員を派遣して施設管理者や地域住民の協力を得て開設することとします。

イ 担当職員の配置

避難所担当班は、拠点避難場所を開設したときは、運営にあたるため速やかに担当職員を配置します。

ウ 避難状況等の報告

避難所担当班の担当職員は、下記の事項を班長に報告し、班長は災害対策本部(支部)事務局に報告します。

- (ア) 開設場所
- (イ) 開設日時
- (ウ) 周囲の被害状況
- (エ) 施設の状況
- (オ) 収容人数及び世帯数
- (カ) 傷病者数及び要配慮者の人数と状況
- (キ) 給食の要否及び給食必要数
- (ク) 毛布等物資の要否及び必要数
- (ケ) その他必要事項

エ 災害対策本部(支部)事務局は、拠点避難場所を開設したときはその状況を速やかに県、警察署及び関係機関に連絡し、必要な措置をとります。

オ 物資等の提供

災害対策本部(支部)事務局及び避難所担当班は、避難状況等の報告に基づき、必要な物資の提供を行います。

カ 情報の提供

広報広聴班は、避難者の不安を解消するため、災害状況等に関する情報を逐次提供します。

(4) 大量避難者への対応

避難所担当班は、収容人員を超えて避難者が集合していると判断した場合は、他の拠点避難場所と調整を図って避難者を移動させます。これに該当しない公の施設についても避難場所として指定することが出来ます。

4 住民等の自主的な避難

(1) 市への連絡等（津波災害以外の災害）

住民等は、危険の切迫又は被災により自主的に避難する場合は、近隣住民にも状況を伝達するとともに、拠点避難場所へ避難する場合は、前もって災害対策本部若しくは支部事務局(本部、支部が設置されていない場合は地震防災課)へ避難先、避難人数等を連絡するものとします。

(2) 避難に当たっての配慮事項（津波災害以外の災害）

危険の切迫による避難の際は、できる限り住民がまとまって行動し、高齢者等の要配慮者の安全確保と避難の補助等を心がけます。また、流水の中を避難しなければならない等の状況によっては、自宅の2階以上の場所に避難していた方が安全である場合があるため、住民各自の判断が必要です。

(3) 避難に当たっての配慮事項（津波災害）

津波の場合は一刻を争うため、てんでんばらばらになっても、津波緊急避難場所等の高い場所へ避難することが基本です。

(4) 市の支援措置

住民が拠点避難場所へ自主避難を開始した場合は、避難所担当班は直ちに担当職員を派遣し、避難行動の支援や指定緊急避難場所の開設等の措置を行います。ただし、災害の状況により職員の派遣が困難な場合は、施設管理者や自主防災組織の協力を得て開設を行います。

5 拠点避難場所に必要な施設・設備・機器の整備

拠点避難場所に必要な施設・設備・機器の整備に努めます。市で整備できない品目については、関係機関と応急支援に関する協定の締結により対応します。

仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、空調、洋式トイレ、テレビ、ラジオ、ポータブル発電機、炊き出し器具、LPガス等

6 指定避難所の開設

(1) 開設の方法

避難所担当班は、風水害等の災害により住居を失い若しくは居住出来ない状況の被災者を収容する必要がある場合は、指定避難所のうちからその災害の状況、地域性に応じて開設する指定避難所を選定し、施設管理者や地域住民の協力を得て開設します。

(2) 担当職員の配置等

避難所担当班は、指定避難所を開設したときは速やかに担当職員を配置するとともに、施設管理者の協力を得て施設を管理します。

(3) 大量避難者への対応

避難所担当班は、指定避難所の収容人員を超えて避難者が集合していると判断した場合は、他の避難所と調整を図って避難者を移動させるとともに、これに該当しない公の施設についても避難所として指定することが出来ます。

(4) 避難状況等の報告

避難所担当班の担当職員は下記の事項を班長に報告し、班長は対策本部(支部)事務局に報告します。

ア 開設場所

イ 開設日時

- ウ 周囲の被害状況
- エ 施設の状況
- オ 収容人数及び世帯数
- カ 傷病者数及び要配慮者の人数と状況
- キ 給食の要否及び給食必要数
- ク 毛布等物資の要否及び必要数
- ケ その他必要事項

7 指定避難所の運営

(1) 運営体制の整備

ア 初動期の運営

避難所担当班、避難の初動期には、各避難所において定められた避難所運営マニュアルに基づいて、自主防災組織が中心となり、防災関係機関、自治会、ボランティア等の協力を得て運営にあたります。

イ 長期の運営

避難所担当班、避難が長期化した場合の対応に配慮し、被災者による自治組織の結成を促し、避難者自らが指定避難所の自主的な運営ができるように努めます。また、リーダーは男女から選ばれるように努めます。避難所担当班は、運営について最大限支援します。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意します。

(2) 物資等の提供

災害対策本部(支部)事務局、避難所担当班は、避難状況等の報告に基づき、必要な物資の提供を行います。

(3) 情報の提供

広報広聴班は、避難者の不安を解消するため、災害状況等に関する情報を逐次提供することとします。

(4) 要配慮者等への配慮

介護の必要な高齢者や障害者については、避難生活で体調を崩さないように指定避難所に専用の場所を設けたり、福祉避難所へ収容するなどして、健康管理に配慮するものとします。

また、男女のニーズの違い等多様な視点に配慮するものとします。

(5) 指定避難所における生活環境の整備

避難生活が長期化する場合は、関係機関の協力を得て避難所生活の環境整備に努めます。また、指定避難所の中に、介護や医療相談を受けることができる人材や空間を確保します。

8 福祉避難所の設置

一般の避難所では生活することが困難な障害者や医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として避難所を指定するよう努めます。

(1) 福祉避難所の指定

福祉避難所として利用可能な施設に関する情報及び福祉避難所の指定要件等を踏まえ、福祉避難所として指定する施設を選定し指定します。また、民間の社会福祉施設等の場合は、市と施設管理者との間で十分調整し、福祉避難所の指定に関する協定書を締結します。

ア 指定避難所の中に、介護や医療相談を受けることができる空間を確保します。

イ 老人福祉施設、障害者支援施設（公共・民間）

ウ 宿泊施設（公共・民間）

(2) 福祉避難所の周知

福祉避難所に関する情報を広く住民に周知します。特に、要配慮者及びその家族、自主防災組織、支援団体等に対して、周知徹底を図ります。

(3) 設置の方法

避難所担当班は、指定避難所の中に、介護や医療相談を受けることができる空間を確保します。また、老人福祉施設、障害者支援施設、宿泊施設を利用する場合は、設置を要請します。

(4) 運営責任者等の設置

福祉避難所を設置した時は速やかに福祉避難所の運営を円滑に行うため、担当職員を配置するとともに、福祉避難所の施設管理者は福祉避難所の運営にあたる運営責任者を置くこととします。ただし、発災当初、市の担当職員を配置することが困難な場合は、施設管理者の協力を得て対応を図ります。

(5) 避難状況等の報告

福祉避難所の運営責任者は下記の事項を担当職員に報告し、担当職員は避難所担当班長に報告します。

ア 開設場所

イ 開設日時

ウ 周囲の被害状況

エ 施設の状況

オ 収容人数及び世帯数

カ 傷病者数及び要配慮者の人数と状況

キ 給食の要否及び給食必要数

ク 毛布等物資の要否及び必要数

ケ その他必要事項

(6) 福祉避難所に必要な施設・設備・機器の整備

福祉避難所に必要なものの備蓄、電源等の確保を含む施設・設備・機器の整備に努めます。

特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等の必要な配慮をするよう努めます。また、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めます。

9 福祉避難所の運営

(1) 運営体制の整備

運営責任者は、施設の設備や人材のノウハウを十分に活用するとともに、防災関係機関、自治会、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て福祉避難所の管理運営にあたることとし、市の担当職員は、運営責任者及び施設管理者の協力を得て円滑な運営が行われるように努めます。

(2) 物資等の提供

避難所担当班は、避難状況等の報告に基づき、必要な物資の提供を行います。

(3) 情報の提供

広報広聴担当は、避難者の不安を解消するため、災害状況等に関する情報を逐次提供することとします。

(4) 運営マニュアル

福祉避難所の運営は、「四万十市福祉避難所設置・運営マニュアル（平成30年8月作成）」に基づいて行います。

10 所要物資の確保

指定避難所開設及び収容保護並びに運営に必要な所要物資は、市において確保します。ただし、市において確保困難な場合は、本部長（市長）は物資の確保を知事に対して要請します。

11 指定避難所・福祉避難所の閉鎖

避難が長期化する場合は、避難者の健全な居住生活と施設の本来機能の早期確保のため、応急

仮設住宅や市営住宅の空室の迅速かつ適切な提供等により、避難者の居住先確保を図り指定避難所や福祉避難所の早期閉鎖に努めます。

12 広域避難

多数の避難者が発生したことによって近隣市町村への広域避難を実施することが必要となった場合、又は近隣市町村の避難者を本市避難所で受け入れることが必要となった場合は、幡多圏域内の市町村（宿毛市、土佐清水市、四万十市、大月町、三原村、黒潮町）で締結した「幡多圏域における広域避難に関する協定（平成31年2月締結）」及び「幡多圏域広域避難計画（平成31年2月作成）」に基づいて実施します。なお、その際の輸送手段を確保するため、必要に応じて、幡多圏域内の市町村とバス事業者とによる「災害時等におけるバスによる緊急輸送等に関する協定（平成31年2月締結）」に基づいて、バス事業者へ協力を要請します。

13 感染症対策

避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、必要な資機材の備蓄、感染症対策に対応した避難所運営マニュアルの整備等を進めると共に、避難所における密集状態緩和のため、状況に応じて、四万十黒潮旅館組合との協定（平成29年4月締結）に基づいて、宿泊施設を避難所として利用することとします。

第7節 医療・救護計画

担当	本部	環境衛生部、消防部
	西土佐支部	厚生保健部、消防部

火災、風水害、その他の災害により、多数の人命被害が予想され若しくは人命危険が発生したときは、迅速な救助・救出活動を行い人命保護に当たります。

1 被災状況の把握

災害発生時に、迅速かつ的確な救急援助活動や医療を提供するため、消防部や保健救護担当班は、関係機関等から以下の事項について情報収集を行います。

- (1) 被災地の交通機関の被害状況
- (2) 医療機関の被害状況
- (3) 負傷者等の状況
- (4) 診療(施設)機能の稼動状況
(人工透析実施の医療機関にあつては、人工透析機器の稼動状況及び稼動見込み)
- (5) 医療従事者の確保状況
- (6) 医療資器材等の需給状況

2 救急救助

(1) 救急救助の優先

多くの救急救助事象が発生することが予想されることから、事故内容から判断して、住民の生命を守るため、緊急性があり効果が大である事象を選択して実施することとします。

(2) 集団救急事象による救護活動

多数の負傷者が発生している災害現場においては、仮設テント等を利用して現地応急救護所を開設し、医師又は救急救命士等の指示によりトリアージ及び応急処置活動を行い、医療機関に搬送します。

3 医療救護所の設置及び医療救護活動

保健救護担当班は、被災状況、被害の発生状況等に応じ、四万十市災害時医療救護計画に基づく医療救護所の設置及び医療救護活動を行います。

4 県等に対する応援要請

保健救護担当班は、災害の発生状況に応じ、被災が著しく、市だけでは対応が困難な場合、県、高知県医師会、幡多医師会及び日本赤十字社高知県支部等に支援要請を行うこととします。

第8節 食料供給計画

担当	本部	総務部、市民生活部
	西土佐支部	総務部、厚生保健部

災害時における被災者及び災害応急対策活動従事者に対する食料の調達、炊き出し及び食品の給与は次のとおりとします。

1 食料供給の対象者

- (1) 被災し、食料の確保が困難で炊き出しによる給食を行う必要がある者。
- (2) 災害地において救助作業、応急復旧作業等に従事する者。

2 食料等の調達・配送

財政担当班は、食料の購入及び配給計画を作成し、被災者等に対する食料・物資・物品の調達・配送を行います。

食料の調達に当たっては、幼児用のミルク等あらゆる世代に給与されることを考慮して行うものとし、要配慮者の特性や栄養バランスに配慮するとともに、食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めます。

市で調達が不可能な食料のうち、米穀及び乾パンについては、県に調達を要請します。

(1) 食料の備蓄

災害発生時においては交通の遮断も予想されることから、災害対策本部(支部)事務局は防災センター、指定避難所として指定した学校等の公共施設等を利用して各地域に備蓄拠点を設け、平常時から食料を備蓄しておくものとします。

(2) 食料等の配付

ア 財政担当班は、避難所担当班の要請に基づいて、必要数量の把握を行い、総合的な供給計画を作成します。

イ 財政担当班が調達した食料等は、避難所担当班及び福祉担当班が自治会、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、避難者に配付することとし、配付は原則として、指定避難所において行うこととします。なお、配付にあたっては、高齢者等の要配慮者への優先的な配付を考慮し行います。

ウ 避難所担当班等は、避難者数を的確に把握し、配付にあたっては不足や重複が生じないよう常に公平な配分に努めるものとします。

エ 在宅の高齢者や障害者等で、指定避難所に出向くことの困難な者に対しては、福祉担当班は民生委員、自主防災組織、ボランティア等の協力を得ながら巡回配付に努めます。

3 炊き出し

(1) 炊き出しの方法

ア 福祉担当班は避難所担当班等と調整のうえ、自治会、自主防災組織、婦人会、食生活改善推進協議会等の協力を得て炊き出しを行います。なお、学校においては学校給食再開までは給食センター調理員も炊き出しに従事し、学校給食再開後は調理指導等の支援を行います。

イ 炊き出しの実施については、避難状況、ライフライン復旧状況及び協力体制の整備状況を勘案して決定します。

ウ 炊き出し等が緊急を要し、市において対応が困難な場合は、県を通じて日本赤十字社高知県支部に応援を要請します。

(2) 炊き出しの場所等

ア 炊き出しは、原則として小中学校の調理室で行うこととしますが、災害の状況によっては公民館等の他の公共施設若しくは指定避難所に近い適当な場所を利用して実施します。

イ 炊き出し用具等が不足する場合は、福祉担当班は災害対策本部(支部)に対して、次の事項を明示して県及び応援協定締結市町村等に応援を要請するものとします。

人員、器具、数量、期間、集積場所、その他参考事項

(3) 炊き出し等の費用及び期間等

災害救助法が適用されない場合の炊き出し等の費用及び期間等は、災害救助法に準じ、災害の規模等を考慮してその都度定めるものとします。

(4) 関係帳簿等の整備

福祉担当班は、次の関係帳簿等を整備し、適時災害対策本部(支部)に報告するものとします。

ア 食料品の現品給与簿

イ 購入代金等支払証拠書類

ウ 炊き出し等受給者名簿

エ 炊き出しその他による食品給与用物品受払簿

オ 炊き出し用品借用簿

カ 炊き出し協力者、ボランティア等名簿

キ 炊き出し日報

(5) 災害救助法の基準等

災害救助法が適用された場合、炊き出しその他食料の給与の対象となる者、基準額、期間等は、災害救助法施行細則別表に定める基準等を適用します。

第9節 給水計画

担当	本 部	土木部
	西土佐支部	活動部

風水害時において飲料水及び生活用水の確保は、被災者の生命維持、人心の安定を図るうえで極めて重要です。

給水にあたっては、緊急を要する医療機関、被災者の収容先等、優先順位を明確にし、衛生対策、要配慮者に十分配慮したうえで、被害状況に応じた適切な給水方法による、飲料水・生活用水等の給水計画を定めます。

1 応急給水

被災後の応急給水は、当面の生命維持に必要な飲料水から炊事、洗面等の生活用水へと、時間の経過とともに、量的にも用途の面でもその重要性が高まってきます。そのため、水道施設の復旧計画とともに、被災者1人あたりの応急給水量を段階的に定め実施します。

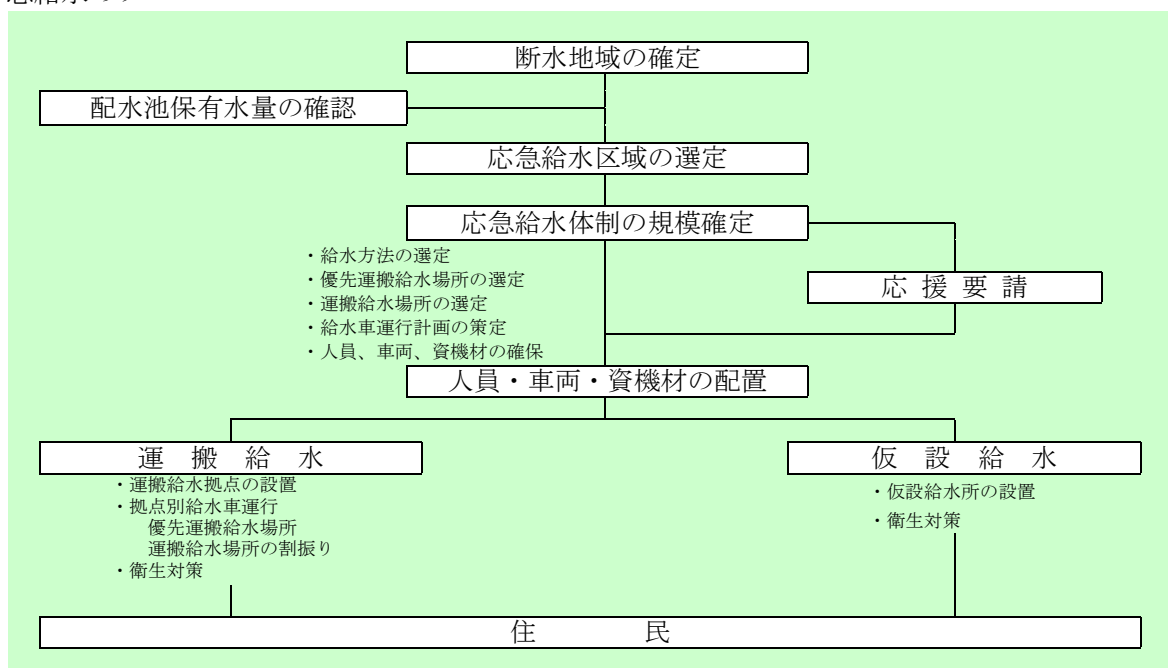
給水方法としては運搬給水、仮設給水等により地区別に適切な方法を選定し効率的に給水します。また、段階の経過とともに、復旧の進捗状況にも応じ柔軟に給水方法の転換、継続、組合せを行いながら、給水地点数、給水量の拡大を図り、目標水量の給水を行います。

また、配水管及び給水管の耐震化を図ります。

＝応急給水の目標水準＝

	災害発生	3 日	1 週間	2 週間
段 階	第1段階	第2段階	第3段階	
目標水準	3ℓ／人日	20～30ℓ／人日	30～40ℓ／人日	
主 用 途	生命維持に必要な飲料水	炊事、洗面等の最低生活用水	生活用水の確保	
給水方法	仮設給水 運搬給水	仮設給水所 運搬給水	仮設給水所の増設	

2 応急給水のフロー



3 給水方法

被害状況に応じ、被災地区別に運搬給水、仮設給水により効率的に給水する。

給水種類	内 容
仮 設 給 水	耐震性貯水槽、造水機、災害時協力井戸より給水する。 復旧した配水管に仮設給水栓を設置して給水する。 組立式給水タンクを配置した応急給水により給水する。
運 搬 給 水	給水車、給水タンク搭載車、散水車等、車両により飲料水を被災地に輸送し給水する。

(1) 仮設給水

耐震性貯水槽を活用し給水を行うとともに、組立式給水タンクによる仮設給水所や、復旧した配水管の消火栓に仮設給水栓を設置して給水する仮設給水所を設けます。

応急復旧第1ステップでは、断水地域住民が自宅から1km以内で給水を受けられるよう仮設給水所を設けます。

応急復旧第2ステップでは、断水地域住民が自宅から500m以内で給水を受けられるよう仮設給水所を設けます。

耐震性貯水槽整備箇所一覧

設置施設名	住所	容量	設置状況	建築年月
岡の下公園	右山元町3丁目2	60t	地下式	H17.3
(旧)下田中学校	下田3216-1	60t	地上式	H27.3
中村小学校	中村新町3丁目20	60t	地下式	H26.3
竹島防災コミュニティセンター	竹島409	40t	地上式	H30.3
具同小学校	具同田黒1丁目4-1	60t	地下式	H30.3
具同体育センター	具同5493-1	60t	地上式	R2.3
武道館	安並4231	40t	地下式	H31.3
旧古津賀東保育所跡地	古津賀2932-48	60t	地上式	H26.3

(2) 運搬給水

担当部署保有の給水車だけでは対応不可能な場合、被害状況に応じ速やかに必要車両、人員の応援を要請します。

運搬給水拠点ごとに人員、車両、応急給水用資機材を適正に配置し、各拠点から効率的に被災地へ給水します。

ア 運搬給水拠点の設置

百笑水源、具同水源、江川崎水源(新)を運搬給水の拠点とします。給水地区及び給水車の運行計画は、被害状況に応じ、運搬給水拠点ごとに策定します。

イ 優先運搬給水場所

人命にかかわる医療施設を最優先とし、福祉施設及び被災者の収容先となる指定避難所を優先給水場所とします。

ウ 運搬給水場所

道路事情、人口密集度等に配慮したうえで、断水地域住民が自宅から500m以内の距離で安全に給水を受けられるよう、できるだけスペースに余裕のある地点(公園、広場など)を運搬給水場所として指定します。

運搬給水は、住居から500m以内の給水を目途としますが、給水体制の整備、復旧の進捗状況によっては、さらに小さい間隔で給水します。

4 応急給水用資機材の確保

担当部署が保有している応急給水用資機材では不十分な場合、関係団体、関係業者等に支援を

要請し、応急給水用資機材を調達します。

5 飲料水の衛生対策

水質の安全性を確保するため、塩素消毒を強化するとともに、飲用に供される水の残留塩素濃度を測定し、適切に消毒されていることを確認します。

残留塩素が確保されていない場合は、塩素消毒剤等により、消毒を徹底したうえで給水します。

第10節 被服等生活必需品等供給計画

担当	本部	総務部、市民生活部
	西土佐支部	総務部、厚生保健部

災害のため住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない衣料品・日用品等の生活必需品を喪失又はき損し、日常生活を営むことが困難な者に対する、日常生活に最低必要な生活必需品を供給又は貸与については、次のとおりとします。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意します。

1 生活必需品供給の対象者

- (1) 災害により住家に被害（床上浸水以上）を受けた者
- (2) 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者
- (3) 被服、寝具その他生活必需品がないため、直ちに日常生活を営むことが困難である者

2 生活必需品等の種類

生活必需品の品目は、概ね次のとおりとします。

- (1) 寝具 タオルケット・毛布・布団等
- (2) 被服 肌着(下着類)・普通着・子供服等
- (3) 身の回り品 タオル・手拭い・靴下・サンダル・傘等
- (4) 炊事道具 鍋・釜・包丁・茶碗・皿・箸等
- (5) 日用品 石鹸・チリ紙・歯ブラシ・歯磨き粉等
- (6) 光熱材料 マッチ・ローソク・LPガス・灯油等
- (7) その他 紙おむつ・生理用品・洗濯バサミ・ハンガー、携帯トイレ、トイレットペーパー、携帯電話の充電器等

3 生活必需品等の調達

財政担当班は被害状況を把握し、物資の購入及び供給計画を作成し、被災者等に対する生活必需品の調達を行います。

(1) 備蓄品の活用

財政担当班は、生活必需品の供給が必要な場合には、備蓄在庫から供給を行います。

(2) 流通業者等による調達

災害の規模や流通状況に応じ、福祉担当班の要請により財政担当班は、生活必需物資の調達に関する協定を締結している市内量販店より調達します。(協定相手の一覧表は資料編に記載) それでも不足する場合は、その他の小売販売業者、卸売業者、大規模小売店舗等から調達します。

4 生活必需品等の輸送

備蓄品の輸送は、福祉担当班の要請により財政担当班が準備する車両等で行うものとしませんが、車両が準備困難等の場合は、民間輸送業者等に協力要請を行い輸送を実施します。

5 生活必需品等の配布

- (1) 福祉担当班は、避難所担当班の要請に基づいて供給計画により生活必需品の配布を実施します。
- (2) 福祉担当班は、避難所担当班と連携のうえ、自治会、自主防災組織、ボランティア等と協力して生活必需品を配布します。配布場所は原則として指定避難所とします。
- (3) 福祉担当班は、避難者数を正確に把握し、配布にあたっては不足や重複が生じないよう常に公平な配分に努めるものとします。
なお、配布にあたっては、高齢者・障害者等の要配慮者へ優先的に配布することとします。
- (4) 在宅の高齢者・障害者等で、指定避難所に出向くことの困難な者に対しては、福祉担当班は区長、民生委員、自主防災組織、ボランティア等の協力を得ながら巡回配布に努めるものとします。

6 生活必需品等の費用及び期間等

災害救助法が適用されない場合の生活必需品等の費用及び期間等は、災害救助法に準じ、災害の規模等を考慮してその都度定めるものとします。

7 関係帳簿等の整備

福祉担当班は、次の関係帳簿等を整備し、適時対策本部(支部)に報告するものとします。

- (1) 供給実施記録(日計票)
- (2) 被服・寝具等受払簿
- (3) 物資の給与状況
- (4) 物資受領書
- (5) 物資調達・支払証拠書類

8 災害救助法の基準等

災害救助法が適用された場合、生活必需品等の給与(貸与)の対象となる者、基準額、期間等は、災害救助法施行細則別表(昭和23年高知県規則第15号)に定める基準等を適用します。

第11節 建築物・住宅応急対策計画

担当	本部	総務部、市民生活部、環境衛生部
	西土佐支部	総務部、厚生保健部

災害による家屋の全壊等で住居を失った被災者のうち、自己の資力で住宅を確保することが困難な被災者に対し、応急仮設住宅の建設や被害住宅の応急修理、公営住宅の提供などを実施し、居住の安定を図ります。

1 応急仮設住宅の建設

(1) 対象者

応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者に対して提供することを原則とします。なお、特別な事情があり、次のような者等に対して応急仮設住宅を提供する必要がある場合は、事前に県と協議を行います。

- ア 住宅の被害を受け、居住することが困難となり、現在、避難所にいる者はもとより、ホテル・旅館、公営住宅等を避難所として利用している者や、親族宅等に身を寄せている者
- イ 「半壊」（「大規模半壊」、「中規模半壊」を含む。）であっても、水害により流入した土砂や流木等により住宅としての利用ができず、自らの住居に居住できない者
- ウ 被害住宅の応急修理をする被災者のうち、応急修理の期間が1か月を超えると見込まれる者であって、自宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者

(2) 設置主体

応急仮設住宅の設置は災害救助法の適用により知事が行い、市長はこれに協力します。
災害救助法の適用が無い場合で設置を必要とするときは、市長が行います。
建設に当たっては、県の作成した「応急仮設住宅供給計画」に基づいて実施します。

(3) 設置戸数等

- ア 設置戸数
市内の全壊（焼）及び流失戸数を把握し、応急仮設住宅への入居の意向を確認します。
- イ 費用限度額
災害救助法施行細則別表に定める範囲内とします。
- ウ 着工
災害発生の日から20日以内に着工するものとします。ただし、内閣総理大臣の承認を得て延長することができます。

(4) 設置場所

- 仮設用地は、四万十市応急期機能配置計画に基づいて選定し、次の事項に留意するものとします。
- ア 交通機関、教育機関等社会施設の便利な場所とします。
- イ ガス、水道、電気等供給施設の布設可能な場所とします。
- ウ 災害地の応急措置の用に供するときは国有財産の無償貸与を受けることができることになっていますが、財務大臣あて普通財産の貸付申請する必要があります。
- エ 民有地の借上による使用料は救助費の対象となりません。
- オ 事前に設置場所の検討を行い、候補地確保に努めます。

(5) 工事の発注及び資材の確保（市が委任を受けた場合を含む）

- ア 工事は原則として請負工事とします。
- イ 施行業者の選定にあたっては、市の契約する工事施行有資格者を優先しますが、緊急時であることからその他業者、又は建設団体等からも適宜選定し、また、状況によっては県へ要

請するなど臨機応変の措置を講じます。

ウ 建築資材の確保については、県へ要請すると同時に、市内の事業者、団体に対し建築資材の安定供給について協力を要請します。

(6) 供与期間

災害救助法及び建築基準法では応急仮設住宅の供与期間は2年間とされていますが、災害復興住宅等の整備や自己再建により自立退去が見込めるまでの間、応急仮設住宅を利用することが考えられます。(特定非常災害の場合は、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成8年6月14日法律第85号)」による存続期間の特例が定められています。)なお、応急修理の期間中に応急仮設住宅を使用する場合の供与期間は、災害発生の日から原則6カ月とし、応急修理が完了した場合は、速やかに退去しなければなりません。

(7) 管理運営

県が設置した応急仮設住宅は、管理委託契約に基づいて市が管理を行い、市が設置した応急仮設住宅は、市が管理を行います。

(8) 賃貸型応急住宅(みなし仮設住宅)

民間事業者の管理する賃貸住宅等を賃貸型応急住宅として活用します。

2 公営住宅等の一時使用

市営住宅の空き部屋の活用と共に、他の公営住宅・公的住宅等の管理者に対し、被災者用住宅としての一時使用を要請します。

3 被害住宅の応急修理

(1) 実施主体

災害救助法が適用された場合の被災住宅の応急修理は、市長が知事の委任を受けて実施します。

(2) 実施内容

市は、市民からの応急修理の申請を受け付け、申請内容の審査を行うと共に、必要に応じて現地調査を実施し、修理業者へ工事实施の依頼を行うものとする。また工事实施後、市は、修理業者の工事完了報告に基づいて修理費用を修理業者に支払いするものとします。

(3) 対象世帯

災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者(「半壊」及び「準半壊」)又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者(「大規模半壊」)

(4) 修理箇所の範囲

住宅の修理部分は、日常生活に欠くことのできない破損箇所で居室、炊事場及び便所等必要最小限度の部分とします。

(5) 実施期間

災害救助法の適用による応急修理は、原則として発災の日から3か月以内(災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6月以内)に完了しなければなりません。

4 野外収容施設の設置

災害によって被害を受け、又は被害を受ける恐れがある者を収容する必要が生じ、かつ付近に適当な収容施設がないか被害者の全員を収容できない場合は、適所に臨時的に野外収容施設を設置するものとします。

5 住宅障害物(土石、竹木等)の除去

(1) 実施主体

災害救助法が適用された場合の住宅障害物の撤去は、市長が知事の委任を受けて実施します。

(2) 実施内容

市は、市民からの住宅障害物の除去の申請を受け付け、申請内容の審査を行うと共に、必要に応じて現地調査を実施し、住宅障害物の除去業者等への除去等の依頼を行うものとする。また除去後、市は、除去業者等の完了報告に基づいて除却費用を除却業者等に支払いするものとする。

(3) 対象世帯

ア 住宅障害物のため、当面の日常生活を営むのに支障をきたす状態にあるもの（住家の一部に住宅障害物が運び込まれたが日常生活を営むのに最低限必要な場所を確保できている場合や、他に被害の少ない建物を所有し、日常生活を営むのに心配のない場合は対象外）

イ 住宅障害物が日常生活に欠くことができない場所（居室、台所、玄関、便所等とし、物置や倉庫等は対象とならない）に運びこまれたもの

ウ 自らの資力をもってしては、住宅障害物の除去ができないもの

エ 住家が半壊（半焼）又は床上浸水したもの

オ 原則として、当該災害により直接被害を受けたもの

(4) 対象経費

ロープ、スコップその他除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費等

(5) 実施期間

災害救助法の適用による住宅障害物の撤去は、原則として発災の日から10日以内に完了しなければなりません。

第12節 行方不明者の捜索及び遺体の収容・埋葬計画

担当	本 部	総務部、市民生活部、消防部
	西土佐支部	総務部、厚生保健部、消防部

災害により行方不明者又は死亡者が発生した場合には、関係機関の協力を得て、行方不明者の捜索、遺体の処理・埋火葬の処置等を速やかに講じ、人心の安定を図ります。

1 行方不明者の捜索

(1) 捜索方法

行方不明者（災害により現に行方不明の状態にある者で、かつ周囲の状況から既に死亡していると推測される者も含む）の捜索は、災害規模等の状況を勘案して、消防部、中村警察署、土佐清水海上保安部、自衛隊等の関係機関及び地域住民の協力を得て行います。

(2) 市のみでは捜索の実施が困難で近隣市町村の応援を必要とする場合は、次の事項を明示し県及び市町村に対して捜索の応援を要請します。

ア 市内での捜索

- (ア) 応援のための要員及び必要資機材並びに集合・集積場所
- (イ) 捜索予定地域
- (ウ) 応援を要する期間
- (エ) その他必要な事項

イ 他市町村での捜索

- (ア) 遺体が埋没又は漂着していると予想される場所
- (イ) 遺体数及び氏名、性別、容貌、特徴、着衣等
- (ウ) その他必要な事項

(3) 安否情報の提供

ア 安否情報の照会・回答

市長は被災者の安否に関する情報について照会があったときは、安否情報を回答することができます。また、安否情報の回答又はその準備に必要な限度で、被災者に関する情報を市内部で目的外利用し、又は他の地方公共団体の長その他の関係者に対し、必要な情報の提供を求めることができます。

イ 安否情報の照会手続き

- (ア) 照会は、市長に対し、照会者や照会に係る被災者の氏名、住所、生年月日及び性別、照会理由等を明らかにして行うものとします。
- (イ) 市長は、照会者に対し運転免許証等の本人確認ができるものの提示を求め、当該照会者本人であることを確認します。
- (ウ) 市長は、当該照会が不当な目的によるものと認められるとき等の一定の場合を除き、照会者と照会に係る者との間柄に応じて、適当と認められる範囲の安否情報を提供することができます。
- (エ) 市長は、照会に係る被災者の同意があるとき等の一定の場合には、照会に係る被災者の居所、死亡・負傷等の状況の安否の確認に必要と認められる情報を提供することができます。

(4) 行方不明者等の相談受付窓口の設置

ア 行方不明者の安否等に関する相談窓口を設置します。

イ 受付の際には、受付票に行方不明者等の住所、氏名、年齢、性別、身長、人相、所持品、着衣、特徴その他必要事項を記載するとともに写真があれば添付します。

(5) 情報の収集及び伝達

行方不明者等の情報について、消防部及び中村警察署に連絡し、情報収集するとともに、関係機関及び住民に対して情報の伝達を行います。

2 遺体の検案、処理方法

遺体が発見された場合は、「四万十市遺体対応マニュアル（平成 30 年 3 月作成）」に基づいて、警察等関係機関に連絡するとともに、福祉担当班が地元住民の協力を得て身元確認を行い、警察官の検視を受けた後、次の要領により処理します。

- (1) 遺体の検案は関係法令に基づき、原則として市の設置する検案所で医師が行います。また、遺体の身元の識別又は埋葬が行われるまでの間、遺体は安置所に集め一時保存することとします。また、検案所では水道設備を確保します。
- (2) 身元が判明し、かつ遺族等の引取人がある場合は、当該遺体を遺族等に引き渡します。
- (3) 身元が判明しない者又は遺族等の確認ができない者については、次により処理します。
 - ア 警察より遺体の引き渡しを受けた後、安置所へ搬送します。
 - イ 寺院、公共施設等から安置所を選定し、遺体の一時保存及び火葬が行われるまでの間、天幕を張る等して遺体を管理します。
 - ウ 発見時の状況、遺体の性別、身長、人相、所持品、着衣、特徴その他必要事項の死体調書への記載及び写真撮影を行い、遺留品と併せて保管します。
 - エ 遺体の洗浄・消毒は、原則として警察の検視班の指示により実施し、所轄警察署の指示により必要に応じて、日本赤十字社高知県支部及び幡多医師会等と協力して行います。
 - オ 遺体の腐敗を防止するため、市内葬祭業者に棺やドライアイス等の手配をするよう要請します。なお、棺等が不足する場合、県を通じ県葬祭業協同組合に手配します。

3 遺体の埋火葬

- (1) 遺族等が火葬を行うことが困難な場合又は身元不明の遺体は、次により埋火葬を行います。
 - ア 身元不明の遺体は、警察署その他関係機関に連絡し、身元確認の調査に当たります。
 - イ 遺体の身元確認ができない場合は、一定期間経過後に行旅死亡人として埋火葬します。
 - ウ 遺体の埋火葬は、死体検案書をもって市民課で埋火葬手続きをとり幡多中央斎場で行います。
 - エ 遺骨は、遺留品とともに一時保管し、縁故者が判明次第引き渡します。
 - オ 死亡者が多数発生した場合、骨箱等については、市内葬祭業者にそれぞれ手配するよう要請します。
- (2) 多数の遺体の発生又は施設の被災等によって、本市が平常時に使用している幡多中央斎場の火葬能力だけで遺体の火葬を行うことが困難になった場合、「高知県広域火葬計画」に基づいて、県内及び県外の火葬場を活用して広域的に火葬を行います。

4 応援要請

行方不明者の搜索、遺体の処理・埋火葬等の実施が困難な場合は、県、自衛隊、近隣市町村等に応援を要請するものとします。

第13節 保健衛生活動計画

担当	本 部	環境衛生部、市民生活部
	西土佐支部	厚生保健部

災害時において生活環境の悪化、被災者の健康状態の悪化等のため感染症等の疾病患者が発生し、又は、その恐れがある場合、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び予防接種法の規定するところにより迅速かつ適切な防疫活動を行い、感染症の発生、まん延の防止に努めます。また、被災者の健康支援等の保健衛生活動については、「高知県南海トラフ地震時保健活動ガイドライン」に基づいて実施します。

1 被害状況の把握

担当部署は、災害発生時に迅速かつ的確な防疫及び保健衛生対策を実施するため、被災地内の医療救護所及び各指定避難所から以下の事項について情報収集を行います。

- (1) 被災地の交通機関及び道路交通網の被害状況
- (2) 指定避難所の設置及び収容状況
- (3) 仮設トイレの設置状況
- (4) 浸水家屋の状況
- (5) 防疫保健衛生資機材等の需要状況
- (6) 食品及び食品関連施設の被害状況
- (7) 集団給食施設の被害状況

2 保健活動

生活環境の悪化による被災者の健康状態の変化に対応するため、保健救護班は、被災者の健康状態を把握し、被災者が健康な生活を送れるよう支援します。

(1) 初期保健チームによる保健活動の実施

保健救護班は、指定避難所の設置情報に基づき保健師等による初期保健チームを編成し、要配慮者等の把握、健康相談等を行うとともに、指定避難所等の衛生維持に努めます。

(2) 巡回保健チーム及び巡回専門チームによる保健活動の実施

ア 保健救護班は、災害の状況に応じて、保健師を中心とする巡回保健チームを編成し、在宅療養者等や指定避難所を巡回し、健康相談や保健指導等を行うとともに指定避難所等の衛生維持に努めます。

イ 保健救護班は、必要に応じて精神科医師等による精神保健チームや歯科医師等による歯科チームなどの巡回専門チームを編成し、指定避難所、応急仮設住宅等での心のケア、健康相談、保健指導等を実施します。

ウ 保健救護班は、巡回保健チーム員の巡回健康相談が効果的、効率的に実施できるよう巡回計画を定めます。

(3) 巡回健康相談・保健指導

巡回健康相談に当たっては、被災者の健康の確保を図るため、次により被災者の健康状態の確認と必要な保健指導を実施します。

また、関係機関等は、相互に連絡調整を図り被災者に対し適切な処遇を行います。

ア 寝たきり者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、医療的ケアの中断が生命の維持に関わる在宅人工呼吸器使用者・在宅酸素療法者・人工透析患者（通院）、外国人等要配慮者の健康状態の把握と保健指導

イ 感染症予防の保健指導

ウ 有症状者への受診勧奨、悪化予防の保健指導

エ 不安の除去等メンタルヘルスへの対応

オ 口腔保健指導

(4) 県等に対する応援要請

保健救護班は、災害の発生状況に応じ、被災が著しく市だけでは対応が困難な場合、県等に応援要請を行うこととします。

3 衛生活動

保健救護班は、指定避難所等の適切な衛生状態の維持に努めるとともに、被災地の生活環境悪化による、感染症発生予防、被災者の健康調査、健康診断の実施及び感染症発生時の入院手続及び防疫対策等まん延防止に努めます。

(1) 指定避難所等の衛生指導

指定避難所、応急仮設住宅等において次の状況を把握し、被災者へ指導等を行うとともに、生活環境の維持に努めます。

ア 食生活の状況（食中毒の予防等への対応）

イ 衣類、寝具の清潔の保持

ウ 身体の清潔の保持

エ 室温、換気等の環境

オ 睡眠、休養の確保

カ 居室、便所等の清潔

キ プライバシーの保護

(2) 防疫活動

防疫・廃棄物処理班は、感染症発生を防止するため、災害規模に応じ、迅速に防疫活動を実施します。

(3) 感染症発生予防対策

防疫・廃棄物処理班は、感染症の発生を未然に防止するため、指定避難所、浸水地区その他衛生状態の悪い場所を中心に、クレゾール及び石灰等の消毒剤を散布して感染症発生予防対策を実施します。

また、保健救護班は、情報紙の発行等による感染症発生予防に関する知識の啓発及び衛生指導を実施します。

(4) 感染症発生時の対策

保健救護班は、感染症発生した場合、保健所と連携し適切な処置に努めます。

4 飲料水及び食品衛生確保対策

被災地における食品の衛生確保を図り、飲食に起因する健康被害を防止するため必要と認めたときは、保健救護班及び上下水道班は、保健所と連携して対策活動を行います。

(1) 緊急食品（援助物資を含む）の安全確保

(2) 営業施設及び給食施設等の指導監視

(3) 飲料水の衛生指導

ア 飲料水用を使用する受水容器や保管場所、保管期間等の衛生指導を行います。

イ 止むを得ず井戸水を飲料水に使用する場合、その住民に対し水質の安全確保について指導します。

ウ 健康被害を引き起こす物質が井戸周辺に流出した場合は、直ちに住民に周知し飲料水として使用しないように指導します。

エ 貯水槽の衛生指導を行います。

5 栄養・食生活支援対策

保健救護班及び子育て支援班内で構成する栄養、食支援チーム（チームの構成等は別に定める。）は、被災者の栄養確保と自立支援を図るため次の活動を行います。なお、災害の状況により必要

と認めたときは、栄養指導班を編成し被災者の栄養指導を行います。栄養指導班の編成にあたっては、被災地区の規模、状況により必要に応じて保健所、栄養士会等に支援を要請することとします。

(1) 炊き出しの栄養管理指導

ア 市が設置した炊き出し実施現場へ栄養士が巡回し、炊き出し内容等の調整及び給食管理指導を行います。

イ 給食業者への食事内容の改善のための支援を実施します。

(2) 巡回栄養相談の実施

ア 指定避難所、応急仮設住宅及び被災家屋を巡回し、栄養相談を実施します。

イ 要配慮者のうち在宅食事療法が必要な者に対して、健康維持のための栄養指導及び支援を行います。

ウ 被災者からの相談に対して、情報提供を含めた自立のための支援を実施します。

(3) 集団給食施設への支援

状況を調査し、保健所と連携し、集団給食施設に対する現地指導を行うとともに、調理方法等、栄養管理上の問題が生じないよう支援します。

第14節 愛玩動物等の保護及び管理計画

担当	本 部	市民生活部、環境衛生部
	西土佐支部	総務部、厚生保健部

犬、猫など、愛玩動物の保護・管理に努めるとともに、災害死した動物の処理を行います。

(1) 愛玩動物との同行避難の支援

市は、犬、猫など、愛玩動物と同行避難した人が、動物と一緒に避難生活ができるよう、隔離スペース、飼育用ケージ等の確保に努めます。

(2) 放浪動物の保護・収容

環境衛生担当部は、市民へ危害を及ぼす恐れのある動物が放浪している場合、幡多福祉保健所等と連携し、保護・収容等を行います。

(3) 死亡動物の処理

災害死した動物は、所有者が処理することが原則であるが、所有者が不明又は所有者が被災により自力で処理できない場合は、環境衛生担当部が関係機関と協力して処理する。

(4) 被災動物の保護及び管理等

環境衛生担当部は、被災者が飼育する動物及び被災により逸走・放浪している被災動物の保護・管理及び情報提供並びに施設・物資の提供等に関し、高知県獣医師会と相互に協力します。

第15節 心のケア計画

担当	本 部	環境衛生部、市民生活部
	西土佐支部	厚生保健部

災害時における心のケア活動を行うための具体的な方策を、県が策定した「災害時の心のケアマニュアル第4版」を参考に検討し、実施します。

「心のケア」の定義と方策は、以下のとおりです。

- (1) 被災により精神医療が必要になった被災者及び発災前から精神科医療を受けていた被災者に対し、災害によって障害された精神医療システムの機能支援を行います。
- (2) 一般の被災者への支援で、災害のストレスによって生じた精神的問題を抱える一般住民への支援を行います。
- (3) 支援者等への支援で、被災者のケアを行う職員・スタッフ、行方不明者の搜索、遺体の処理・埋火葬等の実施に携わる者等に対して、支援を行います。

第16節 災害廃棄物応急処理計画

担当	本部	総務部、環境衛生部、土木部
	西土佐支部	総務部、厚生保健部、活動部

災害によって生じた廃棄物を迅速かつ適正に処理し、住民の生活基盤の早期回復と生活環境の改善に万全を図るため、「生活ごみ」及び「し尿」については保健衛生上、また、「災害廃棄物」については応急対策上、「四万十市災害廃棄物処理計画（令和4年3月改定）」に基づいて、速やかに対応します。

1 被害状況調査及び把握

- (1) 廃棄物処理施設等の被害状況の把握は、防疫・廃棄物処理担当班が調査します。
- (2) 防疫・廃棄物処理担当班は、被害状況報告書を早急に取りまとめ、速やかに災害対策本部(支部)事務局に報告します。

2 家庭ごみの処理

被災地域や指定避難所等における住民の生活活動から生じる「生活ごみ」の処理は次のとおりとします。

(1) 体制

被災地域及び指定避難所等における「生活ごみ」の収集については、防疫・廃棄物処理担当班が実施します。ただし、被害状況に応じ、市のみで対応が困難な場合は、本部長に対して、県及び近隣市町村等の応援を要請します。

(2) 収集

ア 「生活ごみ」については、道路状況や集積所等の被災状況を的確に把握し、速やかに実施します。

イ 住民に対しては、防災行政無線、広報車、報道機関等を通じ、排出ルールを守るよう協力を呼びかけます。

ウ 収集については、市委託業者を基本としますが、状況に応じ、部内及び各部の応援体制を整え効率的で迅速な収集作業を実施します。

(3) 仮置場の確保

「家庭ごみ」の搬出に伴い、道路交通の遮断・渋滞が予想されるため、指定避難所や公園、空き地等を中心としたごみの仮置場を確保し、収集・運搬、処理の方法を事前に検討します。

(4) 処理

ごみの排出方法は、普通ごみ及び粗大ごみ並びに水銀を含むごみ（割れていない蛍光灯）の分別排出とし、幡多広域市町村圏事務組合幡多クリーンセンターで処理します。

3 災害廃棄物の処理

災害時において発生する建築物の倒壊・焼失等から生じる家具・廃木材等「災害廃棄物」の処理方法等について定めます。また、環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置を行います。

(1) 体制

ア 道路、河川、海岸等の応急措置及び復旧による災害廃棄物の処理は、それぞれの維持管理者が行うこととします。

イ 家庭の災害ごみの処理は、次により行います。

(ア) 倒壊家屋等の解体・除去

倒壊した家屋等の解体・除去は原則として所有者が行います。

(イ) 災害廃棄物の分別

- ①木くず(木製家具、机、椅子、食器棚 等)
- ②可燃物(衣類等「洋服、ぬいぐるみ」、紙類「本等」、プラスチック類 等)
- ③畳・布団・敷物類(畳・布団、カーペット、ソファ、マットレス 等)
- ④不燃物(ガラス、陶磁器、瓦、ブロック 等)
- ⑤金属くず(スチール家具、自転車、鍋、やかん)
- ⑥家電4品目(テレビ、冷蔵庫、洗濯機・乾燥機、エアコン・室外機)
- ⑦小型家電(家電4品目以外の家電製品)
- ⑧処理困難物(消火器、ガスボンベ、農薬、バッテリー 等)
- ⑨土砂(土砂「土のう袋」)

災害廃棄物については、原則として、所有者が一次仮置場へ搬入・分別を行います。

ウ 災害廃棄物の収集、処分等が市のみで対応が困難な場合は、県及び近隣市町村等に応援を要請します。

エ 事業所の災害廃棄物は、中小企業(個人商店を含む)から排出されたもののみ、市の一次仮置場へ搬入を認め、所有者が分別する。

※中小企業とは、中小企業基本法第2条に規定する中小企業(中小企業基本法第2条に規定する中小企業並みの公益法人等を含む)をいう。

(2) 収集

ア 災害廃棄物の分別

前記(1)イ(イ)のとおり

イ 特例措置

災害廃棄物は原則所有者による直接持ち込みを基本としますが、被災状況等によっては、市等による個別収集や地区のごみステーションを利用して収集を行うことも検討します。

(3) 仮置場の確保

災害廃棄物が、市の処理能力を大幅に超えて搬出された場合には、公用地又は住民生活に支障のない場所の中から仮置場を確保するとともに、住民に広報等を通じて協力を求めます。なお、仮置場の候補地は事前に検討します。

(4) 処理

被災状況に応じ、被災者の経済的負担の軽減、被災地の早期の復興を図るため、処理手数料の減免等の適切な措置を実施します。

(5) 不法投棄の防止

道路、公園、河川等への不法投棄を防止するため、道路管理者等と連携して啓発等を行います。また、海洋への不法投棄による汚染を防止するため、海上保安庁との連絡を密にします。

4 し尿処理

緊急汲み取り必要箇所の把握に努め、速やかに収集します。

(1) 体制

被災地域及び指定避難所等におけるし尿の収集については、防疫・廃棄物処理担当班が実施します。ただし、被害状況に応じ、市のみで対応が困難な場合は、本部長(支部長)に対して、県及び近隣市町村等の応援を要請します。

(2) 収集

収集については、被災者の生活に支障が生じることのないよう、速やかに市許可業者に要請して行います。なお、バキューム車等が不足する場合は、県及び近隣市町村等に応援を要請します。

(3) 処理

汲み取ったし尿はし尿処理場において処分しますが、し尿処理場が使用できない等の場合は、し尿貯留槽への投入または、中央下水道管理センターにおいて処分できるよう、速やかに県、国と協議を行います。

第17節 障害物の除去計画

担当	本 部	土木部、産業経済部
	西土佐支部	活動部

災害により発生した倒壊家屋や工作物等の障害物を速やかに除去することにより、被災者の日常生活の確保を図るとともに、道路等の交通を確保し、人的、物的輸送を確保します。

1 被災地における障害物の情報収集

対策本部(支部)は被災地全体の状況把握のほか、救命、救助、緊急輸送の関連で障害物除去を必要とする道路・河川・港湾等の公共管理施設について各関係機関との連携のもとに情報を収集します。

なお、被災状況が広範かつ甚大な場合は、国・県等の関係機関との連携を図りながら、障害物除去を実施します。

2 障害物処理の実施

(1) 障害物処理の実施主体

障害物除去は、原則として各施設管理者が実施するものとします。

ア 道路管理者

国：四国地方整備局中村河川国道事務所

県：幡多土木事務所

市：土木部（道路班を中心に部内で対応）

イ 河川管理者

国：四国地方整備局中村河川国道事務所

県：幡多土木事務所

ウ 港湾管理者（港湾施設及びその区域内の障害物除去）

県：幡多土木事務所

エ 漁港管理者（漁港施設）

市：産業経済部（農林水産業班を中心に部内で対応）

オ 建物関係実施主体（災害救助法が適用された場合の障害物除去）

市：土木部、環境衛生部、活動部

カ その他（各施設管理者が上記管理者のほか連携を図る必要のある関係機関）

土佐清水海上保安署、中村警察署、自衛隊、JR四国、土佐くろしお鉄道、消防部等

(2) 各施設の障害物処理

ア 道路関係障害物処理

(ア) 道路管理者は災害対策基本法第76条の6に基づき、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、管理する道路についてその区間を指定して、放置車両やその他の物件の所有者等に対し、必要な措置をとることを命じます。

しかし、その車両等の占有者等が現場にいないために必要な措置をとることが出来ない場合などにおいては、自ら道路外への移動など必要な措置をとります。

(イ) 歩道橋、跨道橋の落橋等については、迅速に切断、除去を行うため集中的に重機や特殊機材等を投入するなどしてこれらの排除にあたるものとします。

イ 河川・港湾関係障害物除去

河川管理者・港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する河川区域・港湾区域及び漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、対策本部に報告するとともに、障害物除去等に努めるものとします。

ウ 建物関係障害物の除去（災害救助法が適用された場合、除去の費用等限度があります）

災害によって建物又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しく支障を及ぼす障害物は地域住民等の協力等により土木部及び環境衛生部、活動部が主体となり除去します。除去の対象者は次の場合に限るものとします。

- (ア) 居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運び込まれているため、一時的に居住できない状態にある者
 - (イ) 自らの資力をもって当該障害物を除去することができない者
 - (ウ) 住家が半壊又は床上浸水を受けた者
- (3) 除去障害物の処分方法
障害物は災害廃棄物として処分します。

第18節 輸送計画

担当	本部	総務部、土木部、産業経済部
	西土佐支部	総務部、活動部

災害応急対策を迅速かつ適切に行うためには、被災者及び救助・救急・消火等の活動に従事する要員並びに必要な資機材、物資を輸送するための陸上等の交通路の確保が重要です。

そのため、緊急輸送道路ネットワークの構築を図るとともに、救援物資等の集積場所等について定めます。

1 事前避難実施時の避難者の輸送

災害対策本部(支部)事務局及び財政担当班は、災害の発生が予測され、住民等の避難が必要となった場合で、徒歩による迅速な避難が困難な場合は、県、県警察本部、土佐清水海上保安署及び自衛隊との連携を強化して、車両、ヘリコプター、船舶、船艇等により、住民等を安全な地域へ輸送するものとします。

2 輸送対象及び輸送手段

(1) 輸送対象

輸送に当たっては、人命の安全、災害の拡大防止、応急活動の迅速な実施等を最重点に、次の事項を輸送対象とします。

また、その輸送対象も被災の状況や応急対策の進捗状況に応じて優先順位を定めます。

第1段階

- ア 事前避難実施時の避難者の輸送
- イ 重傷等の傷病人収容のための輸送
- ウ 医療従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資の輸送
- エ 消防活動等災害の拡大防止のための人員、物資の輸送
- オ 被災者の避難のための輸送
- カ 緊急輸送道路確保のための緊急復旧要員及び資機材等の輸送
- キ 交通規制等に必要の人員及び物資の輸送

第2段階

- ア 飲料水供給のための輸送
- イ 食料供給のための輸送
- ウ 緊急を要する生活必需品供給のための輸送
- エ 遺体の搬送
- オ 災害応急対策要員及び救援用資機材の輸送

第3段階

- ア 生活必需品供給のための輸送
- イ 災害復旧対策要員及び復旧用資機材の輸送

(2) 輸送手段

ア 自動車輸送

(ア) 県が指定した緊急輸送道路と整合を図り、市内の各主要防災拠点を結ぶ緊急輸送道路をあらかじめ指定します。

(イ) 指定緊急輸送道路の確保

a 交通情報の収集

災害時の指定緊急輸送道路等の交通情報の収集は、県警察本部や国・県等の道路管理者と県防災行政無線や市防災行政無線(260MHz帯デジタル移動通信系等)等により行うものとします。

b 道路管理者の行う交通規制

道路管理者は、道路法第46条に基づき、道路の破損、決壊などにより交通が危険である場合や道路に関する工事のためにやむ得ない場合、通行の禁止又は制限を行います。

c 警察の行う交通規制

中村警察署は、緊急輸送道路を確保するため、必要な安全施設の整備または交通管理対策についてあらかじめ定めておくものとします。

(ウ) 指定緊急輸送道路の啓開

a 指定緊急輸送道路啓開の実施体制

災害発生後、速やかに指定緊急輸送道路線の調査を行い、通行可能な路線から啓開を実施します。

なお、道路上に障害物等があり通行不能の指定緊急輸送道路線については、緊急に障害物等を除去するよう努めるものとします。

b 情報収集

土木部、活動部及び国、県等の関係機関は、指定緊急輸送道路を最優先としながら、市内全域で調査、点検を行います。

また、必要に応じ市建設協会や市ハイヤータクシー協会に応援を要請し、調査、点検、報告等を依頼します。

○調査、点検内容

- ・擁壁または法面の崩壊、落石
- ・橋梁、トンネル、ボックスカルバート等立体構造物の落下または崩壊
- ・路面陥没、水没等
- ・橋梁取付け部等での段差
- ・地下埋設物破損
- ・標識類、照明、電柱、電線等の倒壊または落下
- ・道路沿いの建築物、工作物の倒壊または落下
- ・街路樹の倒木、枝の落下、流木
- ・放置車両
- ・地盤沈下により満潮時に浸水する沿岸部の道路状況
- ・その他

c 道路啓開に必要な資機材の確保

平常時に使用する業務用資機材によるほか、高知県建設業協会（中村支部）等に協力を要請し若しくはレンタル会社から借り上げ、資機材を確保します。

(エ) 輸送車両等の確保

a 輸送車両等の確保

市で行う輸送は、原則として各対策部で所有する車両を使用し、不足が生じる場合は、財政担当班所有の車両を使用します。

上記の方法によりなお不足が生じるときは次の事項（概要）を明らかにして、県（危機管理担当課、県災害対策本部が設置された場合は本部）に調達のあつせんを要請します。

（要請事項）

- ・輸送区間及び借り上げ期間
- ・輸送人員又は輸送量
- ・車両等の種類及び台数
- ・集積場所及び日時
- ・その他必要事項

なお、必要に応じトラック等の車両については、市内の運輸会社及び県トラック協会支部に借り上げを要請します。

また、被災者等の輸送については、高知西南交通(株)にバス等の借り上げを要請することとします。

b 運用方法

災害対策本部(支部)や各対策部等からの配車請求について、財政担当班は所有する車両や借り上げた車両で対応します。なお、配分や料金等の負担については次に定めるところによります。

・配車請求

車両を必要とするときは、使用目的、日時、車種、乗車人員、積載トン数、台数、引渡場所等を明示のうえ、財政担当班に請求します。

・配車

財政担当班は、必要車両を調達し請求した災害対策本部(支部)や各対策部等に引き渡します。

・借り上げ料金等

借り上げに要する費用は、市(担当:財政課)が当該輸送業者等の団体若しくは当該業者と協議して定めます。

c 緊急通行車両等の確認手続き

・緊急通行車両の確認・表示

災害対策基本法第76条第1項に基づき交通規制が行われた場合は、緊急通行車両又は緊急輸送車両(以下「緊急通行車両等」という。)は次により緊急通行車両確認証明書及び標章を受けるものとします

・緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けている車両

緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けている車両については、車両を所管する各対策部等が県警察本部交通規制課、各警察署等で証明書等の交付を受けます。

なお、交付後は所定の標章を当該車両の前面の見やすい箇所に掲示し、証明書を携帯します。

・緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けていない車両

緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けていない車両については、車両を所管する各対策部等が緊急通行車両等確認申請書により県警察本部交通規制課、各警察署等に申請し、証明書等の交付を受けます。

なお、交付後は所定の標章を当該車両の前面の見やすい箇所に掲示し、証明書を携帯します。

・財政担当班が借り上げ等で調達した車両

財政担当班が借り上げ等で調達した車両については、財政担当班が緊急通行車両等確認申請書により県警本部、中村警察署に申請し、証明書等の交付を受けます。

なお、交付後は所定の標章を当該車両の前面の見やすい箇所に掲示し、証明書を携帯します。

イ 船艇による海上輸送

(ア) 海上輸送路の確保

災害時の大量輸送という有効性から市街地に最も近い下田地区を海上輸送の緊急物資集積地として位置付け、海上輸送の拠点基地として確保します。

ウ 航空機等による空路輸送

(ア) ヘリコプター離着陸場等

風水害等発生時に災害応急活動に必要な人員、重傷者、物資等の搬送を行うため、ヘリコプター離着陸場等を確保します。

施設等の名称	所在地	施設等の名称	所在地
入田ヘリポート	入田地内	西土佐地区運動場	西土佐用井地内
渡川第二緑地	中村地内	西土佐大宮ヘリポート	西土佐大宮地内
安並補助グラウンド	安並地内	大用ヘリポート	大用地内
西土佐藤ノ川ヘリポート	西土佐藤ノ川地内	八束ヘリポート	間崎地内
西土佐奥屋内ヘリポート	西土佐奥屋内地内	西富山ヘリポート	古尾地内
大川筋ヘリポート	川登地内		

(イ) 管制及び誘導等

ヘリコプター等の管制や発着場所での誘導方法については、県や高知空港事務所、各輸送実施機関と協議して行うものとします。

エ 燃料の確保

車両等の燃料については、市指定の災害対応型給油所に対して燃料の供給を要請することとしますが、確保が困難な場合は知事や関係団体に対して協力を要請し確保するものとします。

四万十市内の災害対応型給油所

名称	住所
幡多石油(株)	四万十市古津賀4丁目1番地
野並商事	四万十市古津賀1619-1
四国エネルギー共販	四万十市中村駅前町16-17
(有)遠近石油商店	四万十市右山元町3-750-2
(株)楓商店	四万十市中村一条通5丁目77, 78
小西石油(株)	四万十市中村東町1-5-27
(有)竹治石油店	四万十市蔵岡甲92-3
渡辺石油店	四万十市大用399-1・400-1
小西石油(株)	四万十市具同5279番地
高知県農協(右山五月)	四万十市右山五月町7-38
高知県農協(後川)	四万十市岩田1-1
高知県農協(西土佐)	四万十市西土佐江川崎153-1
西南石油(有)	四万十市具同2910-1
大宮産業(株)	四万十市西土佐大宮1577-1

3 救援物資等の集積・配送拠点等

(1) 集積・配送拠点等の設定

国からのプッシュ型支援物資、他市町村からの救援物資、協定締結先事業所などから調達した物資等の受け入れ、集約、各地域への配送仕分け等を行うための集積・配送拠点として次の場所を設定します。なお、建物の外部・内部の点検によって具同体育センターの使用が困難と判断された場合には、代替施設を検討することとします。西土佐地域においては、下記3施設から、状況に応じて適切な場所を決定します。

施設の名称	所在地
具同体育センター	具同5493-1
西土佐総合支所	西土佐江川崎2445-1
四万十市消防団川崎分団車庫	西土佐江川崎2405-1
西土佐ふれあいホール	西土佐用井1110-1

(2) 救援物資等の各避難所への配送

ア 救援物資等の対応

救援物資の受付、配送等の対応業務は、総務部財政班及び西土佐支部総務部が四万十市物資配送マニュアルに基づいて、国の物資調達・輸送調整等支援システムを活用して実施します。

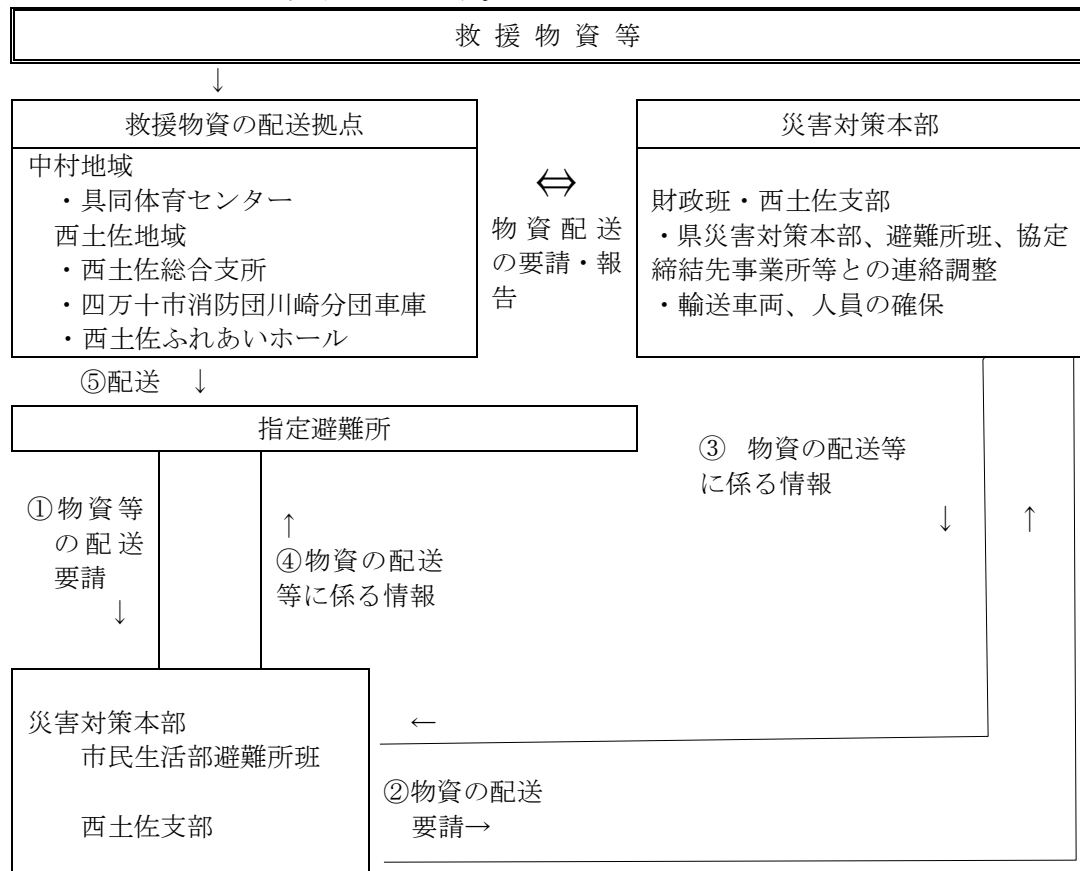
(業務内容)

- (ア) 救援物資の受付
- (イ) 救援物資の集積状況の把握
- (ウ) 救援物資の配送指示
- (エ) 集積、配送状況等の情報の提供
- (オ) 救援物資配送計画の作成
- (カ) 食料、生活必需品等の調達
- (キ) 輸送車両等の配車指示、借り上げ等

イ 集積・配送拠点への人員配置

集積拠点等へは、総務部財政班及び西土佐支部総務部職員を管理・情報要員として派遣し、集積や仕分け、指示、輸送車両の配車指示などの業務に当たります。なお、避難所への配送については、高知県と社団法人高知県トラック協会との「災害時における救援物資等輸送力の確保に関する協定（平成22年3月締結）」に基づいて、高知県を通じて同協会に依頼することとします。また、四万十市自主防災会連絡会議との「災害時における避難所への支援物資配送に関する協定（令和元年7月締結）」に基づいて、可能な範囲で自主防災組織による協力も依頼することとします。また、集積や仕分け等の人員について不足する場合は、各部への動員要請、ボランティアの協力を要請します。

配送システムについて以下に示します。



第19節 交通対策計画

担当	本 部	土木部
	西土佐支部	活動部

風水害等の災害時の交通混乱に対処し、応急対策の的確な実施を確保するため、交通規制措置等について定めます。

区分	実施責任者	範囲	根拠法
道路管理者	国土交通大臣 県 知 事 市 長	1 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認めるとき 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認めるとき	道路法 (46条)
警察	公 安 委 員 会 警 察 署 長 警 察 官	1 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を確保するため必要があると認めるとき 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、必要があると認めるとき 3 道路の損壊、火災の発生、その他の事情により道路においての交通の危険が生じ、又はその恐れがあると認めるとき	災害対策基本法 (76条) 道路交通法 (4・5・6条)

1 基本方針

- (1) 被災地域での一般車両の走行は原則として禁止します。
- (2) 被災地域への一般車両の流入は原則として禁止します。
- (3) 被災地域外への流出は、交通の混乱が生じない限り原則として制限しません。
- (4) 避難路及び緊急交通路については、優先的にその機能の確保を図るため、原則として一般車両の通行を禁止又は制限します。
その他防災上重要な道路についても必要な交通規制を行います。
- (5) 走行中の全車両を道路の左端に寄せて停車させ、道路中央部を避難路、緊急自動車等の通行路として確保するとともに、速やかに道路被災状況等を調査します。

2 交通規制の実施

警察は、大規模な風水害等の災害が発生した場合、交通の混乱を防止し、住民の避難路及び緊急交通路を確保するため、次の交通規制計画を道路管理者とともに実施します。

- (1) 被災地域内の一般車両の流入制限
主要各道路においては被災地域内に流入する車両のうち、緊急自動車及び緊急輸送等災害応急対策に従事する車両（以下「緊急通行車両」という。）以外の車両を極力抑制します。
- (2) 自動車専用道路の通行禁止と流入制限
自動車専用道路にあっては、被災地を中心に全面通行禁止とし、道路の損壊状況を確認するとともに、本線上の車両を直近のインターチェンジから流出させます。
各インターチェンジにおいては、緊急通行車両以外の車両の流入を制限します。
- (3) 緊急交通路等の指定
公安委員会は主要道路の被害調査結果に基づいて、災害対策基本法第76条の規定により、区域又は道路の区間を定めて緊急交通路を指定します。
緊急交通路については、各検問所及びルート内主要交差点において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止します。

また、交通規制資機材を活用し支線からの車両の流入を防止します。

(4) 緊急交通路等における車両等の措置

ア 緊急交通路等を走行中の一般車両については、直ちに同路線以外の道路又は路外へ誘導退去させるとともに、その走行を極力抑制します。

イ 緊急交通路等に放置車両その他交通障害となる物件がある場合、直ちに立ち退き・撤去の広報、指示を行います。

著しく妨害となる物件については、中村警察署、道路管理者等が協力して排除するほか、状況により必要な措置を講ずることとします。

(5) 交通規制の結果生ずる滞留車両運転者及び同乗者の措置

交通規制の結果車両が停滞し、その場で長時間停止することになった場合は、適切なう回路を指示するとともに、関係機関と協力し必要な対策を講じます。

3 緊急通行車両の確認等

緊急通行車両の確認等の手続きは、次により行います。

(1) 確認の実施責任者

緊急通行車両（緊急自動車以外）の確認は、車両の使用者の申出により知事（危機管理担当課）又は公安委員会（県警察本部）が行います。なお、事前届出制度の運用については公安委員会が行います。

次に掲げる緊急通行車両のうち、市やその他の者が所有するものについては公安委員会が確認します。

(2) 緊急通行車両の範囲

緊急通行車両の範囲は、道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車及び災害対策基本法第50条第1項に規定する災害対策の的確かつ円滑な実施のためその通行を確保することが特に必要として政令で定められた車両であり、主に次の業務に従事する車両とします。

ア 警報の発令及び伝達並びに避難指示等に関する事項

イ 消防、水防、その他応急処置に関する事項

ウ 被災者の救護、救助その他保護に関する事項

エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項

オ 施設及び設備の応急の復旧に関する事項

カ 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項

キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項

ク 緊急輸送の確保に関する事項

ケ その他災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項

(3) 緊急通行車両の確認申請受け付け

緊急通行車両の確認申請は、所定の様式により行い、その都度車両の確認を行います。

受け付けは、知事が確認する車両にあつては危機管理担当課、公安委員会が確認する車両にあつては県警察本部及び中村警察署において行います。

(4) 緊急通行車両の事前確認届出

公安委員会は、(2)で掲げる緊急通行車両のうち、市が保有し若しくは他の関係機関・団体等から調達する車両については、あらかじめ災害応急対策用として届出があった場合、事前に確認できるものとします。

(5) 緊急通行車両の標章等の交付

ア 公安委員会は、緊急通行車両の確認後は、速やかに所定の標章及び証明書を交付するものとします。

イ 標章及び証明書は車両1台についてそれぞれ1通とし、通行日時はその車両が緊急通行車両として使用される期間とします。

ウ 標章等の交付を受けた緊急通行車両の使用者は、当該車両の前面に見やすい箇所に標章を

掲示するとともに、証明書を携帯するものとします。

4 関係機関との協力・連携

交通規制の実施に際しては、中村警察署・各道路管理者及び関係機関と緊密に連絡し、状況に即した交通規制を実施するとともに、必要に応じ警備業者等に交通誘導の協力依頼を行います。

5 住民への周知

交通規制を実施した場合は、避難者、運転者、通勤者、住民等に対してラジオ、テレビ、交通情報板、看板等により適時、適切な広報を実施しその周知徹底を図るものとします。

第20節 教育・保育対策計画

担当	本部	教育部、市民生活部
	西土佐支部	教育部、厚生保健部

日常の防災に関する措置、風水害等の災害発生時における児童生徒の安全確保及び教育活動の再開、それらに伴い必要となるその他の措置並びに学校以外の教育施設等の応急対策について定めます。また、学校が指定避難所となった場合、児童生徒の教育機会の確保を優先とし、可能な限り早く指定避難所を閉鎖するように努めます。

1 学校教育対策

(1) 災害発生前の措置

ア 気象情報等により風水害等の災害発生が予測される場合の措置

校長は、臨時休校や授業短縮による一斉下校等の措置をとり、児童・生徒が家庭で保護者といわれるよう配慮します。

下校措置にあたっては、帰宅経路等の安全確認及び保護者への連絡を行ったうえ、児童・生徒を速やかに下校させます。下校に際しては、事故のないよう充分に注意を与え、同一方向、同一地域ごとに集団行動をとらせるものとし、必要に応じて教職員が地域別に付き添うこととします。

イ 校外活動中に風水害等の発生が予測される事態となった場合の措置

引率教職員は活動を中止して本校に連絡をとり、児童生徒を安全に帰校させるものとします。交通の混乱等により直ちに帰校することが困難な場合は、児童生徒の安全を確保したうえで本校に連絡し、校長等と協議して関係機関に協力を要請するなどの対応を行うものとします。

(2) 災害発生時の措置

ア 在校時の場合

児童生徒が在校している時に災害が発生した場合、児童生徒の安全確保のため、次の措置を順次、速やかに行います。

(ア) 発生直後の安全確保

教職員は、安全確保のため児童生徒に的確な指示を行うとともに、火災等の二次災害の防止に努めます。

(イ) 避難誘導

教職員は、避難経路の安全確認のうえ児童生徒をより安全な場所へ避難させます。

(ウ) 安全確認等

学級担任等は、速やかに人員及び負傷者の確認を行い、学年主任、教頭、校長の順に報告します。

校長は、人命救助が必要な場合、全教職員を指揮して、救助に当たります。

校長は、把握した状況を教職員に周知するとともに、児童生徒に対しては、動揺が拡大しないよう不安の除去に努めます。

(エ) 下校措置

校長は、帰宅経路等の安全確認のうえ、児童生徒を速やかに下校させます。小学生・中学生・特殊学級生徒については、あらかじめ保護者へ連絡のうえ、教職員等による引率又は保護者への直接引き渡しにより安全を確認します。

ただし、保護者への連絡が出来ない場合又は帰宅しても保護者がいない場合は、保護者が引き取りにくるまで学校で保護します。

下校に際しては、事故のないよう充分に注意を与え、同一方向、同一地域ごとに集団行動をとらせるものとし、必要に応じて教職員が地域別に付き添います。

イ 登下校時の場合

児童生徒の登下校時に災害が発生した場合、校長は、校内にいる児童生徒の安否と所在を確認するとともに、通学路上の児童生徒についても、可能な限り、その安否の確認に努めます。

保護した児童生徒は、家庭への確実な引き渡しを行います。

ウ 学校にいない場合

児童生徒が学校にいない時に災害が発生した場合、次のとおりとします。

(ア) 教職員の対応

教職員は、直ちに勤務校に参集します。ただし、交通事情等により勤務校に参集できない教職員は、可能な学校に参集します。

(イ) 被害状況調査及び休校措置等

校長は、被害状況（児童生徒、教職員、施設・設備）等を調査し、災害の程度や範囲等に応じて、教育委員会と協議し休校措置その他必要な措置をとります。

この場合、口頭、電話その他の確実な方法で保護者及び児童生徒に連絡します。

(3) 災害発生後に学校が行う措置

ア 被害状況等の収集・伝達

校長は、被害・被災状況（児童生徒、教職員、施設・設備）、住民の避難状況等を調査し、その結果を直ちに防災無線その他の使用可能な通信手段により教育部へ報告します。

教育部は、前段の情報を整理し、対策本部(支部)事務局へ伝達するとともに、必要な措置について関係機関へ要請します。

イ 休校措置

校長は、次に該当する場合は、休校措置をとります。なお、休校措置を児童生徒の登校前に決定したときは、直ちにその旨を電話その他の確実な方法で保護者又は児童生徒に連絡します。

(ア) 校舎の破損、倒壊等により、授業が困難な場合

(イ) 通学路の壊滅等により児童生徒の通学が困難な場合

(ウ) 教職員の確保が困難で児童生徒の履修が困難な場合

(エ) その他校長が休校を必要と認めた場合

ウ 学校災害対策本部の設置

校長は、災害発生状況等により必要に応じて、学校災害対策本部を設置します。

学校災害対策本部は、概ね、統括（校長、教頭等）、情報連絡係、巡視係、消火係、救助係、搬出係、誘導係、指定避難所支援係（指定避難所となった場合に限る。）等で構成されますが、被害状況等に応じて弾力的に組み替えて組織します。

エ 指定緊急避難場所の開設

校長は、避難所担当班及び地域住民と連携して指定緊急避難場所の開設に協力します。

オ 指定避難所開設及び運営の協力

校長等は、避難所担当班と連携して指定避難所の開設・運営に積極的に協力します。

(ア) 教職員等の基本的役割

校長等は、避難所担当班が出動困難な場合における指定避難所初期対応、並びに指定避難所施設管理者としての指示及び協力を次のとおり行います。

- ・校長－施設管理者として指定避難所運営を支援します。
- ・教頭、教諭－校長の指揮のもとで学校の指定避難所運営を支援します。
- ・養護教諭－学校医と連絡をとり、指定避難所の救護活動を支援します。
- ・栄養職員等－学校の調理施設を利用し、炊き出しに協力します。
- ・事務職員等－教育部との情報連絡、学校施設のライフライン確保にあたります。

(イ) 指定避難所の優先順位

指定避難所には、体育館、普通教室などを充てるものとし、校長室、職員室、保健室、

放送室、図書室、コンピュータ室等は、原則として指定避難所としては使用しません。
高齢者、妊婦、乳幼児等の要配慮者には、優先的に条件の良好な部屋（和室等）を提供します。

(4) 教育活動の再開

校長は、学校及び地域の復旧状況を踏まえて、速やかな教育活動の再開に努めるものとします。

被害が甚大である場合、学校施設等の復旧状況、教職員の確保状況、登校可能な児童生徒の状況等を把握したうえ、次のとおり応急教育を実施します。

ア 児童生徒等に対する措置

教職員は、児童生徒の動向（避難先等）及び児童生徒のより具体的な被害状況（教科書、学用品、制服等）を把握するとともに、児童生徒の心理面への影響を確認します。

また、保護者との連絡体制を確立します。

イ 応急教育の区分

校長は、教育委員会と協議のうえ、次のような応急教育を実施します。

・短縮授業 ・合併授業 ・二部授業 ・分散授業 ・複式授業 ・前記の併用授業

ウ 学校施設等の確保

校長は、通学路の安全確保と安全指導を行います。

校長は、授業形態の工夫により残存施設を活用するとともに、教育委員会と協議のうえ校舎等の応急措置、安全点検、設備の復旧を進めます。なお、教育委員会は、学校施設の使用が不可能な場合、校長その他関係者と協議のうえ、次のような措置をとります。

(ア) プレハブ等仮施設を建設するとともに、用水等の確保を図ります。

(イ) 被害を免れた最寄りの他の学校、公民館、神社等の利用を図ります。

(ウ) 隣接市町村に対し類似施設の使用を要請します。

エ 教育実施者の確保

教育委員会は、教員の被災等により通常の授業が実施できない場合、校長の報告を踏まえて、次の方法により教員確保の応急措置を実施します。

(ア) 各学校で、教員の出勤状況に応じて一時的な教員組織を編成します。

(イ) 交通事情等により勤務校に出勤できない教員は、教育委員会と協議のうえ、可能な学校へ赴き指導します。

(ウ) 県教育委員会に対し補助教員の配置を要請します。

(エ) 県教育委員会に対し県内外の教職員の人的支援を要請します。

オ 児童・生徒の健康保持等

校長は、被災した児童生徒に対しては、その被災状況に応じて保健指導、カウンセリング等を実施し、児童生徒の健康の保持、心のケア等に努めます。

教育委員会は、校長、学校医と連携を密にし、必要に応じ次の事項について、関係機関の協力を得、学校の保健、衛生管理に努めます。

(ア) 児童生徒の健康観察を強化し、健康診断

(イ) 防疫上必要と思われる場合の保健所の指導により臨時の予防接種

(ウ) 飲料水の水質検査を実施

(エ) 校舎消毒用薬品の確保

(オ) し尿及び汚物の処理

(5) 学用品の調達・支給

災害により住家が被害を受け、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある児童生徒に対して、災害救助法施行細則に定めるところにより、学用品を支給します。

ア 支給対象者

災害により住家が全壊、全焼、半壊、半焼、流失及び床上浸水等の被害を受け、就学に支障を生じている小学校児童、中学校生徒（盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部児童及び中

学部生徒を含む。)及び高等学校生徒とします。

イ 対象者の把握

校長は救助対象者の確実な学年別人員数等必要な事項を把握します。

ウ 学用品の調達

教育委員会は、校長の報告に基づき、必要な学用品を調達します。

エ 学用品の支給

学用品は、学校を通じて支給対象者に支給します。

オ 学用品の範囲

学用品の範囲は、教科書、教材、文房具及び通学用品とします。

カ 費用の限度

教科書及び教材は実費とし、文房具及び通学用品は県の定める額を限度とします。

キ 支給時期

教科書及び教材は災害発生の日から1カ月以内に、文房具及び通学用品は災害発生の日から15日以内に支給を完了するよう行うものとします。

(6) 学校給食の措置

ア 児童生徒に対する学校給食は、次の場合には一時中止します。

(ア) 伝染病その他の危険の発生が予想される場合

(イ) 災害により、給食食材の入手困難な場合

(ウ) 給食施設が被災し、実施が不可能となった場合

(エ) 指定避難所となった学校において、食料供給上の緊急措置として、学校給食施設で炊き出しを実施する場合

(オ) その他、給食の実施が適当でないと認められる場合

イ 学校施設の被災により中断された給食を再開するため、次の措置をとります。

(ア) 給食施設・設備、給食関係職員、納入業者等の被害状況を把握し、学校再開にあわせて学校給食が実施できるよう努めます。

(イ) 被害状況等により完全給食の実施が困難な場合は、状況に応じて簡易給食を実施します。

(ウ) 完全給食の再開にあたっては、施設・設備の清掃消毒及び衛生検査並びに給食関係職員の健康診断を実施し、保健管理について万全を期すとともに、再開可能校から逐次実施します。

2 生涯学習施設及び体育施設の応急対策

教育部又は施設の管理者は、災害が発生した場合において速やかに被害の発生状況を把握し、その状況に応じた措置を構じます。

(1) 利用者の安全確保

施設の管理者は、直ちに施設で行われている事業を中止し、人命の安全確保を図ります。

(2) 避難誘導

施設利用者については、不特定多数である場合が多く混乱が予想されるため、施設の管理者は速やかに適切な指示と避難誘導を行います。

(3) 被害状況等の情報収集・伝達

施設の管理者は、速やかに被害状況等を把握し、教育部に報告します。

(4) 避難所等や食料等の集積場所となった場合の対応

施設が避難所等や食料等の集積場所となった場合、施設の管理者は、対策本部及びその他関係機関と緊密に連絡調整を図り、施設使用について適切な対応措置をとります。

3 文化財の応急対策

文化財の応急対策については、次の措置を実施します。

(1) 教育部等への報告

所有者又は管理者は、社会教育施設担当班に被災状況を報告します。

(2) 被害拡大防止のための応急措置

社会教育施設担当班は、前項による被災状況の報告を受けたときは、直ちに文化財の被害拡大を防止するために必要な応急措置をとるよう指示します。

4 保育対策

保育所における対策は、学校教育対策に準じて実施します。

(1) 災害発生前の措置

ア 気象情報等により風水害等の災害発生が予測される場合の措置

保育所長（以下、4では「所長」という。）は、子育て支援課と協議し臨時休所や短縮による一斉降所等の措置を取り、園児が家庭で保護者といられるよう配慮します。

降所措置にあたっては、保護者への連絡を行い、保護者に引き渡すこととします。

イ 所外活動中に風水害等の発生が予測される事態となった場合の措置

引率職員は活動を中止して保育所に連絡を取り、園児を安全に帰所させるものとします。

交通の混乱等により直ちに帰所することが困難な場合は、園児の安全を確保したうえ保育所に連絡し、所長等と協議して関係機関に協力を要請するなどの対応を行います。

(2) 災害発生時の措置

ア 在園時の場合

園児が在園している時に災害が発生した場合、園児の安全確保のため、次の措置を順次、速やかに行います。

(ア) 発生直後の安全確保

職員は、安全確保のため園児に的確な指示を行うとともに、火災等の二次災害の防止に努めます。

(イ) 避難誘導

職員は、避難経路の安全確認のうえ、園児をより安全な場所へ避難させます。

(ウ) 安全確認等

担任等は、速やかに人員及び負傷者の確認を行い、所長に報告します。

所長は、園内の人命救助が必要な場合、全職員を指揮して、救助に当たります。

所長は、把握した状況を職員に周知するとともに、園児に対しては、動揺が拡大しないよう不安の除去に努めます。

(エ) 降所措置

所長は、保護者へ連絡のうえ、保護者への直接引き渡しにより安全を確認するものとします。ただし、保護者への連絡が出来ない場合は、保護者が引き取りにくるまで保育所で保護するものとします。

イ 登降所時の場合

園児の登降所時に災害が発生した場合、所長は、園内にいる園児の安否と所在を確認します。保護した園児は、家庭への確実な引き渡しを行います。

ウ 保育所にいない場合

園児が保育所にいない時に災害が発生した場合、次のとおりとします。

(ア) 職員の対応

職員は、直ちに勤務所に参集します。ただし、交通事情等により勤務所に参集できない職員は、可能な保育所に参集します。

(イ) 被害状況調査及び休所措置等

子育て支援課長は、保育所の被害状況（園児、職員、施設・設備）等を調査し、災害の

程度や範囲等に応じて、所長等職員と協議し休所措置その他必要な措置をとります。

この場合、口頭、電話その他の確実な方法で保護者に連絡します。

(3) 災害発生後に保育所が行う措置

ア 被害状況等の収集・伝達

所長は、被害・被災状況（園児、職員、施設・設備）、住民の避難状況等を調査し、その結果を直ちに電話その他の使用可能な通信手段により子育て支援班へ報告します。

子育て支援班は、前段の情報を整理し、対策本部（支部）事務局へ伝達するとともに、必要な措置について関係機関へ要請します。

イ 休所措置

子育て支援課長は、次に該当する場合は、休所措置をとります。なお、休所措置を園児の登所前に決定したときは、直ちにその旨を電話その他の確実な方法で保護者に連絡します。

（ア） 園舎の破損、倒壊等により、保育が困難な場合

（イ） 通園路の壊滅等により園児の登所が困難な場合

（ウ） 職員の確保が困難で園児の履修が困難な場合

（エ） その他所長が休所を必要と認めた場合

ウ 保育所災害対策本部の設置

所長は、災害発生状況等により必要に応じて、保育所災害対策本部を設置します。

保育所災害対策本部は、概ね、指揮係（所長）、情報連絡係、避難誘導係、防護安全係、救助係、初期消火係、応急救護係、搬出係等で構成されますが、被害状況等に応じて弾力的に組み替えて組織します。

エ 指定緊急避難場所の開設（八束・蕨岡）

所長は、避難所担当班及び地域住民と連携して指定緊急避難場所の開設に協力します。

オ 避難所等開設及び運営の協力（八束・蕨岡）

所長は、避難所担当班と連携して指定避難所等の開設・運営に積極的に協力します。

（ア） 職員等の基本的役割（八束・蕨岡）

所長等は、指定避難所等の運営担当班が出動困難な場合における指定避難所等の初期対応、並びに指定避難所施設管理者としての指示及び協力を次のとおり行います。

・ 所 長 ― 施設管理者として指定避難所等の運営を支援します。

・ 保育士 ― 所長の指揮のもとで保育所の指定避難所運営を支援します。

保育所医と連絡を取り、指定避難所等の救護活動を支援します。

市民生活部、厚生保健部との情報連絡、保育所施設のライフライン確保にあたります。

・ 調理職員等―保育所の調理施設を利用し、炊き出しに協力します。

（イ） 指定避難所等の優先順位（八束・蕨岡）

指定避難所には、保育室を充てるものとし、職員室は、原則として指定避難所等としては使用しません。

老人、妊婦、乳幼児等の要配慮者には、優先的に条件の良好な部屋（和室等）を提供します。

(4) 保育の再開

子育て支援課長は、保育所及び地域の復旧状況を踏まえ、速やかな保育の再開に努めるものとし、

被害が甚大である場合、保育所施設等の復旧状況、職員の確保状況、登所可能な園児の状況等を把握したうえ、次のとおり応急保育を実施します。

ア 園児等に対する措置

職員は、園児の動向（避難先等）及び園児のより具体的な被害状況（保育用品等）を把握するとともに、園児の心理面への影響を確認します。

また、保護者との連絡体制を確立します。

- イ 応急保育教育の区分

所長は、子育て支援課と協議のうえ、次のような応急保育を実施します。

 - ・短縮保育 ・分散保育 ・前記の併用保育
 - ウ 保育所施設等の確保

所長は、通園路の安全確保と安全指導を行います。

所長は、保育形態の工夫により残存施設を活用するとともに、子育て支援課と協議のうえ、保育所施設等の応急措置、安全点検、設備の復旧を進めます。

なお、子育て支援課は、保育所施設の使用が不可能な場合、所長その他関係者と協議のうえ、次のような措置をとります。

 - (ア) プレハブ等仮設施設を建設するとともに、用水等の確保
 - (イ) 被害を免れた最寄りの他の保育所、公民館、神社等の利用
 - (ウ) 隣接市町村に対し類似施設の使用を要請
 - エ 保育実施者の確保

子育て支援課は、職員の被災等により通常の保育が実施できない場合、所長の報告を踏まえて、次の方法により職員確保の応急措置を実施します。

 - (ア) 各保育所で、職員の出勤状況に応じて一時的な職員組織の編成
 - (イ) 交通事情等により勤務所に出勤できない職員は、子育て支援課と協議のうえ、可能な保育所へ赴き指導
 - (ウ) 総務課に対し補助職員の配置を要請
 - オ 園児の健康保持等

所長は、子育て支援課と連携し被災した園児に対しては、その被災状況に応じて保健指導、カウンセリング等を実施し、園児の健康の保持、心のケア等に努めます。

子育て支援課は、所長、保育所医と連携を密にし、必要に応じ次の事項について、関係機関の協力を得、保育所の保健、衛生管理に努めます。

 - (ア) 園児の健康観察を強化し、健康診断
 - (イ) 防疫上必要と思われる場合は、保健所の指導により臨時の予防接種
 - (ウ) 飲料水の水質検査を実施
 - (エ) 保育所施設消毒用薬品の確保
 - (オ) し尿及び汚物の処理
- (5) 保育所給食の措置
- ア 園児に対する保育所給食は、次の場合には一時中止します。
 - (ア) 伝染病その他の危険の発生が予想される場合
 - (イ) 災害により、給食食材の入手困難な場合
 - (ウ) 給食施設が被災し、実施が不可能となった場合
 - (エ) 指定避難所となった保育所において、食料供給上の緊急措置として、保育所給食施設で炊き出しを実施する場合
 - (オ) その他、給食の実施が適当でないと認められる場合
 - イ 保育所施設の被災により中断された給食を再開するため、次の措置をとるものとします。
 - (ア) 給食施設・設備、給食関係職員、納入業者等の被害状況を把握し、保育所再開にあわせて給食が実施できるよう努めます。
 - (イ) 被害状況等により完全給食の実施が困難な場合は、状況に応じて簡易給食を実施します。
 - (ウ) 完全給食の再開にあたっては、施設・設備の清掃消毒及び衛生検査並びに給食関係職員の健康診断を実施し、保健管理について万全を期するとともに、再開可能保育所から逐次実施します。
- (6) 市立保育所の責務
- 市立保育所長は、子育て支援課と協議し、必要に応じて在園する園児以外の園児を一時預かりすることとします。具体的な体制等について検討します。

第21節 公共建築物等災害応急対策計画

担当	本部	各部、防災関係機関
	西土佐支部	各部、防災関係機関

災害時における公共施設の保全を図るとともに、被災地における人命の救助、二次災害の防止、人心の安定、都市機能の早期回復を図るため、公共施設等の災害応急計画について定めます。

1 災害発生直後の施設の緊急点検

各施設の管理者は、災害発生後、緊急点検実施の体制を速やかに整え、緊急点検を実施します。その際、被災した施設等の被害情報の迅速な収集等を行うため、建築技術職員及び施設の管理、点検等に携わってきた人材を活用し調査を行い、被災状況を把握します。

2 公共建築物の被害調査

緊急点検後の通報により、初動調査、詳細調査にわけて段階的に進めますが、大規模な被害を受けた施設については、復旧方法の経済性・機能性・緊急性を比較検討して応急対策計画をたてます。また、建築物被害だけでなくガス漏れや停電復旧に伴う漏電による被害も緊急調査として考慮します。

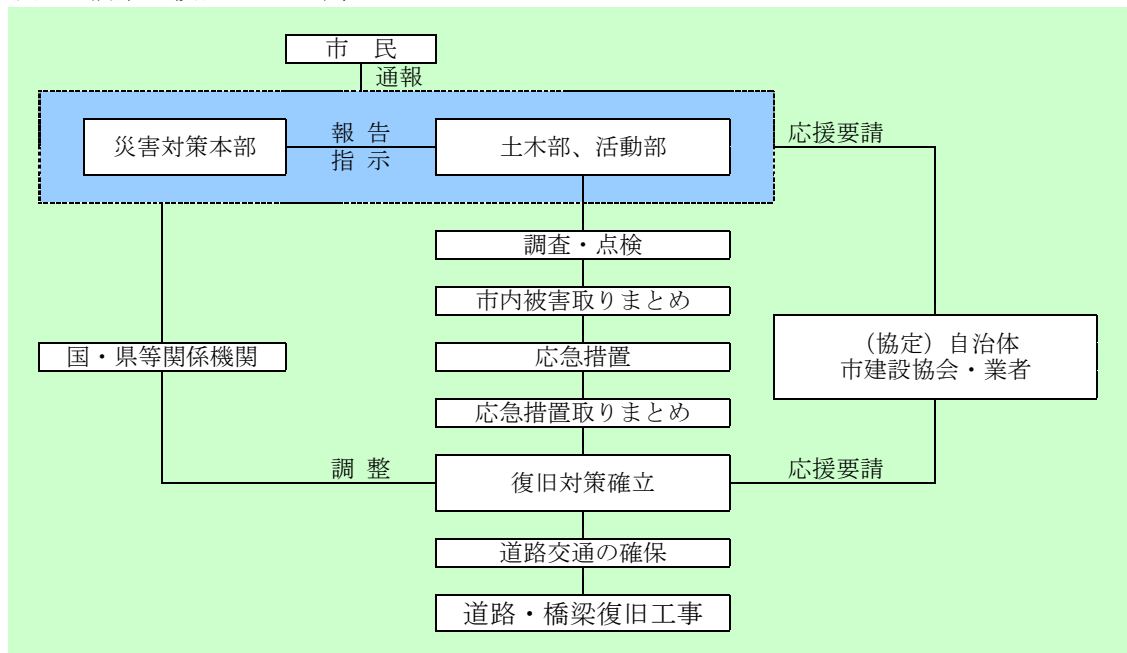
第22節 道路、漁港施設等災害応急対策計画

担当	本部	土木部、産業経済部
	西土佐支部	活動部

風水害等の発生時において、各種の応急対策活動を支え都市機能の回復を図るためには、交通機能の確保が極めて重要であることから、道路及び漁港施設管理者は、各施設の被害状況の把握及び交通確保のための応急対策を迅速・的確に行います。

1 道路、橋梁施設応急対策

(1) 道路及び橋梁点検及び応急措置フロー



(2) 道路及び橋梁応急対策

災害が発生した場合、各道路管理者はパトロール等により道路、橋梁の点検、情報収集を行い、被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るため、交通規制、迂回路選定等の通行者の安全策を講じます。

ア 緊急の措置等

道路利用者の安全確保を図るため、被害箇所、区間において関係機関と連携を図りつつ必要に応じて交通規制等の緊急措置を講じます。

また、必要に応じて迂回道路の選定、その誘導等の措置を関係機関と調整し、交通路の確保に努めるとともに、道路の状況について広報に努めます。

イ 道路交通の確保

(ア) 関係機関との調整を図りつつ、路上障害物の除去や簡易な応急作業により道路の啓開を行います。

(イ) 道路交通の確保は、可能な限り迅速に行い、原則として二車線の通行を確保します。被害の状況によりやむを得ない場合には、部分的に一車線としますが、この場合には危険を回避するため、誘導員及び監視員を置き、徐行誘導等を行います。

(ウ) 路上の障害物の除去について、道路管理者、中村警察署、消防部及び自衛隊等は、状況に応じ協力して必要な措置をとります。

ウ 防災拠点等のアクセスの確保

上記の緊急の措置及び道路啓開等にあたっては、防災活動拠点、輸送拠点、防犯拠点、その

他公共施設とのアクセス道路の機能確保を優先して行うとともに、各道路管理者は連携して協力・支援等を行います。

(3) 応急復旧

応急復旧工事は道路啓開の後、施設の重要度・被災状況等を検討し、迅速かつ的確に順次実施します。

(4) 防災機関等への連絡

道路管理者は、災害による道路の被害状況、措置状況の情報を対策本部や防災機関へ速やかに連絡します。

(5) 交通規制

風水害等の災害の発生と同時に中村警察署と協力して交通規制を行い、ラジオ、標識、情報板、看板及び道路管理者所有のパトロールカー等により、運転者や通行者に対し道路情報等を提供します。

(6) 占用施設

上下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合は、当該施設管理者に通報するとともに、緊急時には現場付近の立入禁止、避難誘導、広報等住民の安全確保のための措置を取り、事後速やかに連絡するとともに応急復旧を実施します。

また、道路管理者は必要に応じて協力、支援等を行います。

2 漁港、水産施設応急対策

漁港や水産施設は、災害時には救援活動や物資等の緊急輸送の拠点として重要な位置を担っており、被災した場合は早急に復旧する必要があります。

そのため、大規模な災害が発生した場合は、速やかに被災状況を調査することを原則とします。なお、小規模な災害であっても漁港や水産施設に被害が見込まれる場合は、この限りではありません。

(1) 漁港

ア 応急対策

(ア) 被害状況の把握

災害後、ほぼ一両日の日程で目視観測を中心として、漁港施設の被災概要（被災の有無・大小・位置）を把握するとともに、大きな二次災害につながる可能性のある箇所を発見するための調査を実施します。

(イ) 緊急処置

二次災害の恐れのある被災箇所については、立入禁止のためのバリケードや警告板設置による安全管理の処置を行います。

(2) 水産施設

ア 被害状況の把握

水産施設等の被害状況を把握するため、漁業協同組合等と相互に連携し、被害情報を対策本部及び県に報告します。

イ 緊急対策

(ア) 水産施設の被災による二次災害発生防止のため必要があると認めた場合は、船舶燃料等の漏出防止や排出油への引火防止措置を漁業協同組合に指示します。

(イ) 大規模な燃料排出等の場合は、土佐清水海上保安署、国土交通省、県、中村警察署、消防部に通報し緊急対策を要請します。

ウ 応急対策

水産施設の被害状況に応じ、漁業協同組合等と連携し、次の応急措置を講じます。

- ・船舶活動支援施設（給油、給水）の応急修繕
- ・県指導漁業無線局による就航船舶、出漁漁船に対する漁港施設被害状況の提供
- ・冷凍、冷蔵施設が被災した場合、他漁港への移送又は緊急出荷等に関しその受け入れ先の確保及び調整等

第23節 公園緑地施設災害応急対策計画

担当	本 部	土木部
	西土佐支部	活動部

災害が発生した場合、公園緑地施設は住民の一時避難所として利用されること等を考慮し、速やかにパトロール等を実施し公園緑地の被害状況を把握し対策を行います。

倒木等による周辺住民への被害処理を最優先にするとともに、二次災害防止策の措置を講じます。

1 パトロールによる調査、点検（被害状況の把握）

災害が発生した場合は、公園緑地のパトロールを実施し、樹木や遊具等の調査点検を行うとともに、住民からの通報も含め、公園緑地の被害状況を把握します。

2 倒木・遊具等の応急処理（被災箇所の処置）

公園緑地の樹木等が、隣接する住宅等に支障をきたしているものについては、至急、撤去するなどの措置を講じるとともに、公園内の被災状況に応じて危険箇所は防護柵などで囲うなど二次災害の防止に努めます。

第24節 上水道施設災害応急対策計画

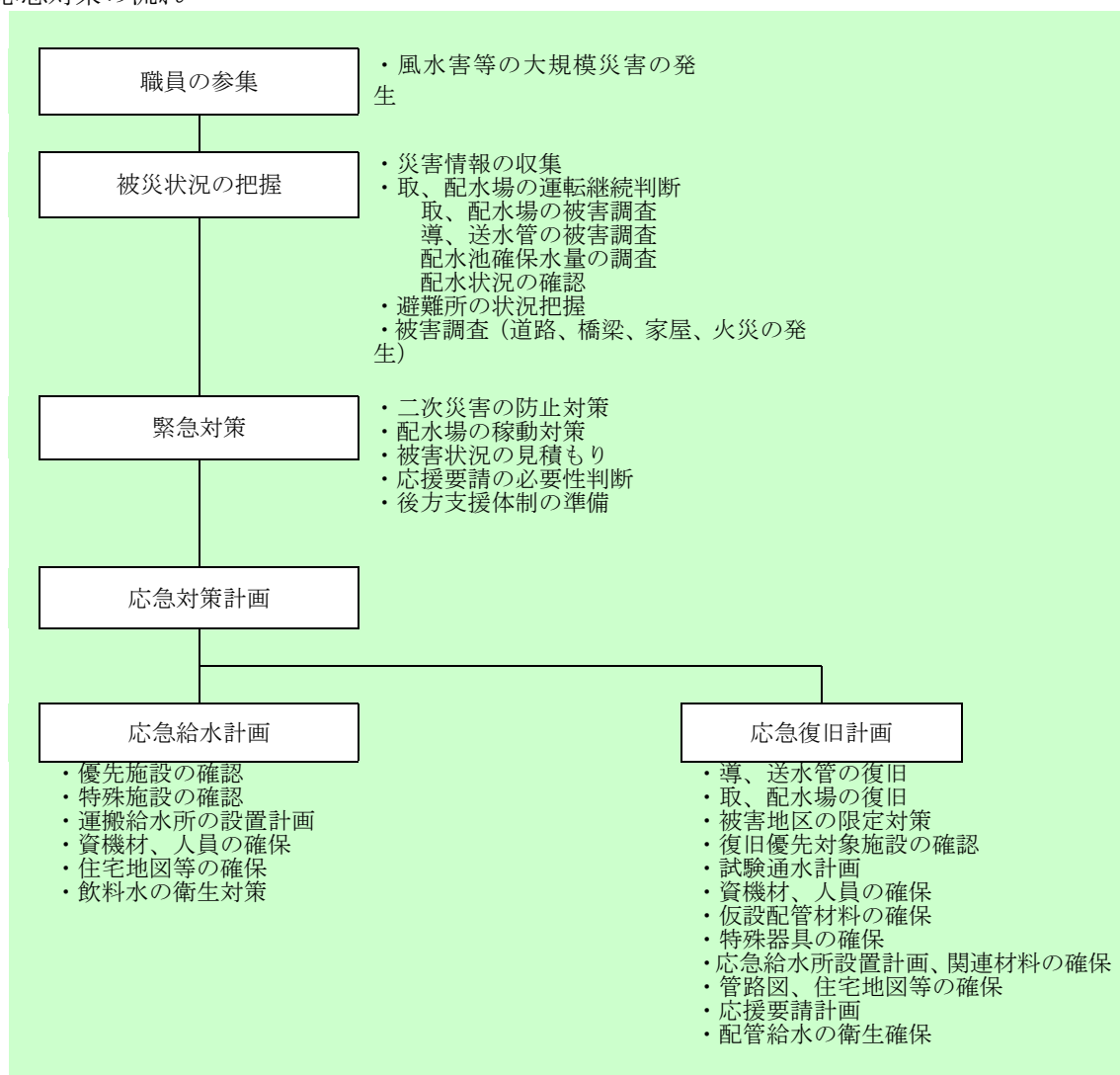
担当	本 部	土木部
	西土佐支部	活動部

災害時における飲料水をはじめ、生活水の確保及び被害施設の早期復旧に対処するため、上下水道部及び活動部は、これに必要な人員、車両ならびに資機材の確保、情報連絡体制等を確立します。

災害時初期は被害の状況に応じ、飲料水の供給に努めるとともに、被害地域の限定対策により、可能な限り広範囲での生活水の供給と、早期復旧に向けて効率的に復旧作業を進めます。

なお、災害初期における給水区域は、水道給水地域に限らず、無給水地域を含む市内全域を給水対象区域とします。

1 応急対策の流れ

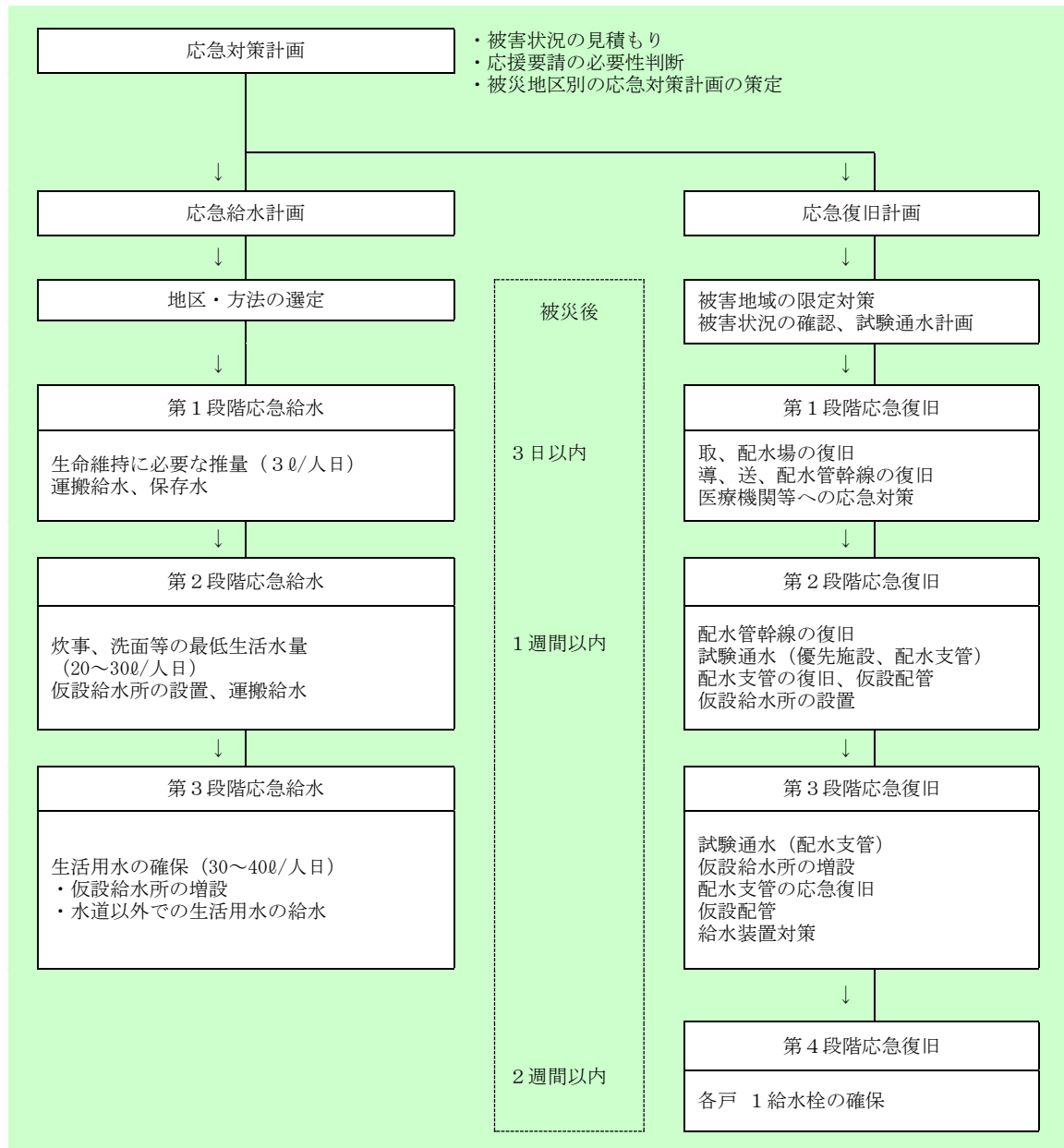


2 応急対策の目標水準

被害状況を迅速かつ的確に把握し、被災地区別に応急復旧と応急給水を関連させながら、応急対策を実行するものとします。

応急対策の策定にあたっては、段階的に目標水準を定め、被災後3日以内は運搬給水等により生命維持に必要な水量の給水を確保し、その後は仮設給水等により生活用水の給水を行い、2週間以内に各戸1給水栓を確保することを目標とします。

この目標達成のため、平常時より水道施設のレベルアップを進めるとともに、被災時の広域応援体制の強化を図ります。



第25節 下水道施設等災害応急対策計画

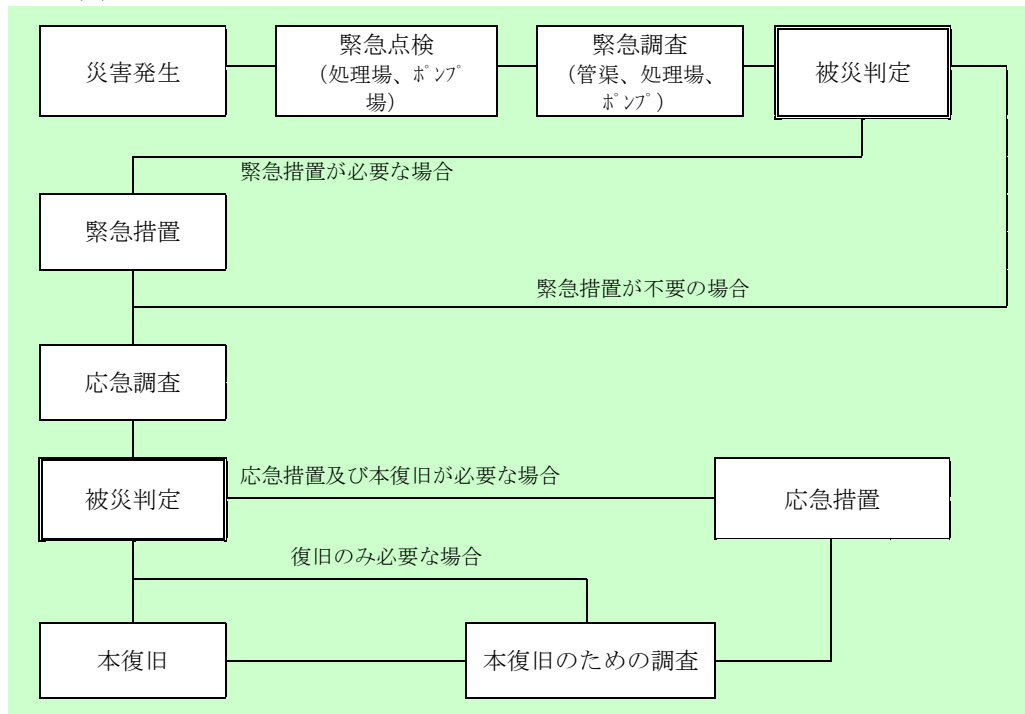
担当	本部	土木部
	西土佐支部	—

下水道施設等は、ライフライン施設として住民の生活基盤の一翼を担うものですが、被災時には多くの場合に補修・復旧が困難であり、住民に与える影響が大きいため早期復旧を図ります。

1 下水道施設応急対策

上下水道班は、災害時における下水道機能の確保及び被害施設の早期復旧に対処するため、これに必要な人員、車両及び資機材の確保、情報連絡体制等を確立します。被災時は災害の状況に応じ、二次災害の防止に努めるとともに、施設の被害状況を迅速かつ正確に把握し、早期復旧に向けての基礎づくりを行います。

(1) 応急対策のフロー



(2) 応急対策における主な作業項目

段階 (作業項目)		管渠	処理場	ポンプ場
第1段階	緊急点検	—	・人的被害につながる二次災害の未然防止 (有毒ガス、燃料の排出防止等のための元弁の完全閉止、機器の運転停止等)	・処理場と同じ
	緊急調査	・被害の拡大、二次災害防止のための調査 (主に地表からの調査) ・下水道本来の機能より道路等他施設に与える影響調査 ・重要幹線等の被害状況の把握	・被害状況の概要把握 ・大きな機能障害につながる二次災害防止のための調査	・処理場と同じ
	緊急措置 (例)	・陥没部への土砂投入 ・危険箇所での交通規制 ・可搬式ポンプによる仮配水 ・下水道施設の使用中止等の広報	・火気の使用禁止 ・施設内への立入禁止措置 ・漏洩箇所の仮止水措置	・処理場と同じ
第2段階	応急調査	・被害の拡大、二次災害防止のための調査 (管内、マンホール内までに範囲を広げての調査) ・機能的、構造的な被害程度の調査	・処理場施設の暫定機能確保のための調査	・ポンプ場施設の暫定機能確保のための調査
	応急復旧 (例)	・管内、マンホール内の土砂の浚渫 ・止水バンドによる圧送管の止水 ・可搬式ポンプによる下水の排除 ・仮管渠の設置 等	・コーキング等による水路の仮締切 ・仮配管の布設 ・弁操作による配管ルートの切り廻し ・可搬式ポンプによる揚水 ・固形塩素剤による消毒 等	・コーキング、急結セメント等による仮復旧 ・可搬式ポンプによる揚水 ・仮配管の布設 等

2 農業集落排水処理施設応急対策

(1) 計画の基本方針

農業集落排水処理施設はライフライン施設として、下水道施設同様に被災住民の生活に大きな影響を与えることから、災害時の組織体制を速やかに確立し、被災箇所の早期把握により、ポンプ施設、処理施設においては最小限の機能回復を、管路施設においては本復旧工事までの暫定的な下水機能の確保等の応急復旧を講じます。

(2) 初動対応

ア 農業集落排水処理施設対策本部の設置

土木部は、部内に必要に応じ総括指揮班、調査班、情報収集班、応急対策班からなる農業集落排水処理施設対策本部を設置し、迅速かつ効果的な対策を実施します。

イ 非常配備体制の確立

(ア) 運転時における機器等故障の業務委託業者への24時間通報体制の確立

(イ) 職員と業務委託業者(電気設備、処理場・中継ポンプの機器点検、汚泥引き抜き)との連絡体制の確立

ウ 初動対策

(ア) 施設内外の危険箇所への立ち入り規制など緊急防護措置

(イ) 応急工事による機能回復措置

(ウ) 仮設トイレの設置

エ 調査、情報の収集

(ア) 処理場、中継ポンプ場、管渠及び排水設備等の緊急調査並びに情報収集

- (イ) 水道、ガス、電気、通信施設の緊急調査並びに情報収集
- (ウ) 道路及び河川の緊急調査並びに情報収集
- オ 広報活動
 - (ア) 利用者に対する水洗便所、風呂等の使用制限の協力要請
 - (イ) 被害状況、復旧方針、復旧状況などの情報提供
 - (ウ) 関連業者の協力による、宅地内排水設備の復旧相談窓口の設置案内
- カ 処理場、中継ポンプ場の応急復旧
 - (ア) 二次災害防止のための調査の実施
 - (イ) 可搬式ポンプの設置及び仮設配管の布設による揚水機能の復旧
 - (ウ) 固形塩素剤方式による消毒機能の回復等

3 排水機場施設応急対策

(1) 計画の基本方針

降雨時に運転する排水機場施設は、住家の床上浸水の防止ならびに農地の湛水を防除し、また、一部の区域の生活雑排水をも排水することから、被災時における排水機場の被害は農作物、被災住民の生活に大きな影響を与えるため、早期の復旧が必要となります。

(2) 非常配備体制の確立

- ア 農林水産業班、建設班(※)、各排水機場運転委託従事者、排水機場管理委託業者との非常配備体制の確立(※楠島第二排水機場が該当)
- イ 応急工事に必要な建設資材及び重機械、車両等の確保について関連業者等との体制確立

(3) 初動対策

- ア 施設内外の危険箇所への立入規制などの緊急防護措置
- イ 機械設備やその他の施設についての再点検および破損箇所の機能回復措置
- ウ 常時運転の排水機場、他の機場との連絡調整
- エ 土地改良区、農協、生産組合等関係機関・団体に対する協力要請
- オ 仮設ポンプの設置

(4) 調査、情報の収集

- ア 農地被害状況調査および情報の収集
- イ 排水機場、排水路等の状況調査および情報の収集
- ウ 電気、通信施設の状況調査および情報の収集
- エ 道路及び河川の状況調査および情報の収集
- オ 国、県の施設の情報収集

(5) 広報活動

被害状況、復旧方針、復旧状況など住民に対する情報の提供

第26節 電力供給施設応急対策計画

実施担当	四国電力送配電(株)中村支社
------	----------------

災害が発生した場合、電気供給設備の早期復旧に努めます。

1 災害時における広報

防災関係機関、報道機関、インターネット等を通じて、電気供給設備の被災概要・停電状況等について、適切迅速な情報提供を行います。

2 要員、資材対策

電気供給設備の被災状況等に応じた要員・資機材を効果的に投入し、早期復旧に努めます。要員・資機材が不足する場合は、関係事業者等に応援要請を行います。

3 保安対策

送電を継続することが危険と認められる場合、又は防災関係機関から要請があった場合には、当該地域の保安停電を行います。保安停電は、被害の状況及び地域住民の影響を十分に考慮し、停電範囲の縮小・時間の短縮に努めます。

4 供給設備の復旧対策

関係機関と協力し、公共保安の確保に必要なものから、電気供給設備の復旧を行います。

第27節 電気通信施設応急対策計画

実施担当	西日本電信電話(株)高知支店（N T Tグループ）
------	---------------------------

電話は、現在の生活を営むうえで、無くてはならないものとなっており、市はもとより防災関係機関との重要な通信手段となっています。そのため、災害により電気通信施設に被害を受けた場合、西日本電信電話株式会社高知支店は重要通信を確保し、あるいは被災した電気通信設備を迅速に復旧するため、「災害対策規定（昭和61年1月10日社長達第108号）」に基づき、迅速な災害対策に万全を期すこととします。

1 災害対策本部の設置

防災業務の円滑、かつ的確な実施を図るため、被害の状況に応じて、災害対策本部、又はこれに準ずる組織を設置し、被害状況、通信のそ通状況等の情報連絡、通信のそ通確保、設備の復旧、広報活動、地方行政機関等の設置する災害対策本部等との情報連絡及び調整その他の災害対策に関する業務を行います。

2 通信のそ通に対する応急措置

災害に際し、次により臨機に措置をとり、通信の途絶の解消、ふくそうの緩和、及び重要通信の確保を図ります。

- (1) 臨時回線の作成、中継順路の変更等そ通確保の措置をとるほか、必要に応じて孤立防止用無線電話機の運用、臨時公衆電話の設置等の措置を行います。
- (2) 通信のそ通が著しく困難となり、重要回線を確保するため必要があるときは、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第8条第2項及び同法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第56条並びに契約約款の定めるところにより、臨機に制限等の措置を行います。
- (3) 非常、緊急通話又は非常、緊急電報は、電気通信事業法第8条第1項及び同法施行規則第55条並びに契約約款の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取扱うものとします。

3 設備の応急復旧

被災した電気通信設備の応急復旧工事は、次により速やかに実施します。

- (1) 被災した電気通信設備の復旧は、契約約款に定めるところの復旧順位に従い、原則として西日本電信電話株式会社の標準的復旧方法により行います。
- (2) 復旧工事に要する要員、資材及び輸送は、社会的に優先して応援し、使用し、及び実施するほか、必要に応じ、社外の機関に対し応援又は協力を要請するものとします。

4 復旧に関する広報

被災した電気通信設備の応急復旧の状況、通信のそ通及び利用の制限の措置状況等利用者の利便に関する事項について、広報車、ラジオ・テレビ放送、新聞掲載等を通じ広報を行うこととします。

第28節 災害応急融資計画

担当	本部	総務部
	西土佐支部	総務部

緊急を要する災害応急復旧事業のため資金が不足する場合は、災害つなぎ資金の融資を受けるものとします。

第29節 自衛隊災害派遣要請計画

担当	本 部	総務部
	西土佐支部	総務部

災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認められる場合は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき、自衛隊の派遣を要請するものとします。

1 自衛隊に対する災害派遣要請

(1) 災害派遣要請

本部長は、災害が発生し又は発生しようとしている場合、住民の生命又は財産の保護のため必要と認めるときは、知事に対して自衛隊の災害派遣を要請します。

ただし、通信の途絶等で知事と連絡がとれないときは、本部長は、自衛隊に対し、その旨及び災害の状況を通知します。その際本部長は、事後速やかにその旨を知事に通知しなければなりません。

(2) 災害派遣要請の手続き

ア 災害派遣要請の手続きは、災害対策本部事務局（地震防災課）が行います。

イ 本部長は、派遣要請を決定した時は、次の「要請にかかる事項」を記載した自衛隊災害派遣要請依頼書をもって県知事に要請します。

ただし、緊急を要する時は、必要事項を電話等で依頼し、事後速やかに派遣要請依頼書を提出します。

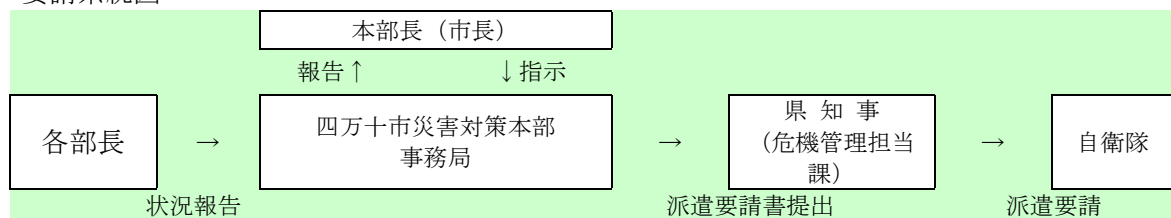
* 派遣要請事項

- (ア) 派遣要請依頼日時
- (イ) 災害状況及び派遣依頼理由
- (ウ) 派遣期間
- (エ) 派遣区域
- (オ) 現地連絡員
- (カ) 派遣活動内容
- (キ) その他必要事項

(3) 派遣要請連絡窓口

- ア 高知県
危機管理部危機管理・防災課
- イ 自衛隊
自衛隊高知地方協力本部

＝要請系統図＝



区 分		連 絡 先	電 話 番 号	
			県防災行政無線	一般加入電話
高知県	平 時	危機管理・防災課	72-9096 80-640 (FAX)	088-823-9699
	夜間（休日）	当直	72-9328	088-823-1111(代)
	災害対策本部設置時	災害対策本部	72-2180	同 上
陸上 自衛隊	平 時	第50普通科連隊	477619 477710 (FAX)	0887-55-3171
	夜間（休日）	第50普通科連隊 当直司令室	477611	同 上

(4) 自主派遣

自衛隊の災害派遣は知事からの要請で派遣されることを原則としていますが、例えば大規模な地震（震度5弱以上）等の災害が発生した場合、関係機関への情報提供を目的にした情報収集のための部隊等の派遣や通信等の途絶等により県との連絡が不可能である場合における人命救助のための部隊等の派遣等天災地変その他の災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められる時は、要請を待たないで部隊等を派遣することができます。

この場合、自衛隊は速やかに知事又は災害対策本部へ派遣部隊に関する情報を伝達します。

(5) 派遣要請の範囲

派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の救護を必要とし、かつ事態がやむを得ない場合で、概ね次のとおりの活動内容を要請します。

ア 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握します。

イ 避難の援助

避難指示等が発令され、避難や立ち退き等が行われる必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助します。

ウ 避難者等の搜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の救援作業等に優先して搜索救助を行います。

エ 交通規制

警察官が現場にいない場合、自衛隊用緊急車両の円滑な通行を確保するための交通規制や通行を妨害する障害及び車両の除去を行います。

オ 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては水防活動を行います。なお、必要な資材については、自衛隊と調整します。

カ 消火活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の消火用具をもって、消防部と協力して消火にあたります。

キ 道路又は水路の啓開

道路又は水路が損壊し、若しくは障害物がある場合には、それらの啓開、除去にあたります。

ク 応急医療、救護及び防疫

被災者の応急医療、救護及び防疫を行います。

（薬剤等は、関係機関の提供するものを使用します。）

ケ 通信支援

災害派遣任務の達成に支障をきたさない限度における通信支援を行います。

コ 人員及び物資の緊急輸送

緊急患者、医師、その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施します。

この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行います。

サ 炊飯及び給水の支援

緊急を要し、他に適当な手段がない場合、被災者に対し、給食及び給水支援を行います。
(米穀及び水は、関係機関から提供されるものを使用します。)

シ 救援物資の無償貸付及び譲与

「防衛庁の管理に属する物品の無償貸与及び譲渡等に関する総理府令（昭和 33 年総理府令）」に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付又は譲与します。

ス 危険物の除去等

自衛隊の能力の範囲内における火薬類、爆発物(不発弾等)等危険物の除去等を行います。

セ その他

自衛隊の能力で対処可能なものについては、要請によって所要の措置をとります。

2 派遣部隊の受入体制

本部長が自衛隊の派遣要請を依頼し、その派遣を受けたときの受入体制は、次のとおりです。

(1) 自衛隊との緊密な連絡

対策本部及び自衛隊は、災害にかかる各種情報を的確に把握し、相互に迅速な情報交換を行います。

派遣された自衛隊の部隊（以下「派遣部隊」という。）に関する総括担当は、災害対策本部の事務局とします。

(2) 連絡員の派遣

本部長は、必要に応じて自衛隊に対し災害対策本部又は現地災害対策本部に連絡員の派遣を要請します。

(3) 派遣部隊指揮所の設置

市は、自衛隊の災害派遣業務を調整し災害応急体制を確立するため、市役所内又は災害対策本部設置施設内に派遣部隊の指揮所を提供します。

(4) 災害派遣部隊の誘導

災害派遣を受け入れる対策部・班等は、派遣部隊の市内進入ルート及び集結地点、又は救援物資の受取場所等を選定し、災害派遣部隊を誘導します。

(5) 派遣部隊の宿泊施設及び野営適地等の提供

派遣部隊には、市の公共用建物等を基本とし、概ね次の宿泊所又は野営適地を提供します。

名 称	所 在 地
安並運動公園補助グラウンド	安並
四万十ひろば	西土佐用井

(6) ヘリコプター離発着場の提供

災害派遣要請を行う場合、主に次の施設をヘリコプター離発着場として提供します。

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
四万十スタジアム	安並	渡川第二緑地（四万十川河川敷）	中村岩崎町
西土佐地区運動場	西土佐用井		

3 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した費用は、原則として派遣を受けた市等が負担するものとし、下記を基準とします。

(1) 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地建物等の使用料及び借上料

(2) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費・燃料費（自衛隊装備品に係わるものを除く）水道料、電話、通信費及び入浴料等

- (3) 派遣部隊が活動するために必要な資材、機材等の調達、借上、修理費
- (4) 派遣部隊の救援活動に伴い発生した(自衛隊装備品以外)損害の補償
- (5) その他、救援活動の実施に要する経費で、負担区分について疑義が生じた場合は、自衛隊と協議・調整します。

4 派遣部隊の撤収要請の手続き

本部長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは県知事や派遣部隊と協議を行い、速やかに知事に対し自衛隊の撤収を依頼します。

＊ 撤収依頼事項

- ア 撤収日時
- イ 派遣部隊名
- ウ 事故の有無
- エ 派遣人員、機材及び従事作業内容
- オ その他

5 住民の協力

住民は、派遣部隊の作業を傍観することなく、積極的に協力して作業を遂行します。

6 災害対策基本法に基づく自衛官の権限

災害派遣を命じられた派遣部隊の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において市職員、警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限り、次の措置をとることができます。この場合において、当該措置をとったときは直ちにその旨を本部長に通知しなければなりません。

- ア 警戒区域の設定及びそれに基づく立入制限・禁止並びに退去命令
- イ 他人の土地、建物等の一時使用等
- ウ 現場の被災工作物等の除去等
- エ 住民等を応急措置の業務に従事させること

第30節 ボランティア活動支援計画

担当	本 部	市民生活部
	西土佐支部	厚生保健部
	関 係 機 関	四万十市社会福祉協議会、日本赤十字社高知県支部

大規模な災害等による災害応急対策を実施するうえで、効果的なボランティア活動を行うため、市社会福祉協議会、日本赤十字社高知県支部、ボランティア団体等との連携体制を構築するとともに、ボランティアニーズの把握や情報の提供等、ボランティア活動に対する支援体制について定めます。

1 災害ボランティア本部の設置

災害発生後、「四万十市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル（社会福祉法人四万十市社会福祉協議会作成）」に基づいて、社会福祉センターに「災害ボランティアセンター」を設置し、災害対策本部と連絡を取り、被害状況に応じて以下の活動を行います。

〔活動内容〕

- ・ボランティアの受付、登録
- ・ボランティアニーズの把握及びボランティアへの情報の提供
- ・災害対策本部からの要請に基づくボランティアの派遣
- ・災害対策本部との連絡調整
- ・ボランティア活動情報の集約・管理
- ・活動に関するボランティアへの事前説明（活動内容、宿泊、食事等）
- ・外部ボランティア組織や地元ボランティア組織との活動調整
- ・ボランティア保険加入業務
- ・その他

2 災害ボランティア本部の体制

災害ボランティア本部は、市社会福祉協議会を中心に、日本赤十字社高知県支部やボランティア団体等によって運営し、活動方針や運営については、災害ボランティア本部自らの決定に委ねることとし、市はその運営に協力します。

3 災害ボランティアの受け入れ業務

(1) 一般ボランティア

- ・指定避難所管理運営
- ・避難者リストの作成整理（50音順）
- ・給水
- ・物資の仕分け・運搬
- ・炊き出し
- ・安否情報や生活情報の収集・伝達等の広報、情報収集業務補助
- ・清掃等の衛生管理
- ・ボランティア対策事務の補助

(2) 専門職ボランティア

- ・通訳（外国語、手話）
- ・高齢者、障害者等の介護、看護補助者
- ・アマチュア無線技師
- ・パソコン通信等のためのコンピュータ関係者

4 災害ボランティアの受付、登録

災害ボランティアの受付・登録は、災害ボランティアセンターにおいて、市社会福祉協議会の定めた様式により行います。

5 ボランティア活動への支援

市は、ボランティア活動に対し、次の支援を行います。

- (1) 災害の状況、災害応急状況等の情報提供
- (2) 机や電話、市内地図などの資機材の提供
- (3) 会議室等の活動拠点の提供
- (4) 職場や学校へ提出するための従事証明書の発行
- (5) 光熱水費などの経費の負担

6 ボランティア保険への加入奨励

ボランティア活動時の事故等の補償のため、災害ボランティア活動者についてはボランティア保険加入を奨励します。

第31節 要配慮者支援対策計画

担当	本 部	市民生活部、教育部、環境衛生部
	西土佐支部	教育部、厚生保健部

風水害等の災害が発生する恐れがある場合の事前周知・事前避難や、発生直後の避難誘導や指定避難所での生活環境、健康状態の把握、応急仮設住宅の建設など、要配慮者の応急対策について計画を定めます。また、各種の支援活動においては、「障害者差別解消法」に配慮した支援となるよう努めます。

1 社会福祉施設等における対策

(1) 事前避難

風水害等の災害が発生する恐れがあるために高齢者等避難が発令された場合、施設管理者は直ちに避難体制を整え、入・通所者の安全な避難誘導を行います。

(2) 施設の安全確認

災害発生直後、施設管理者は直ちに組織的な防災体制を取り、出火の防止措置等、二次災害を最小限に止めるための措置をとります。

(3) 避難場所への誘導

施設管理者は施設の被災状況を判断し、避難が必要な場合は入・通所者全員の確認後、最も適切な方法によりあらかじめ決められた避難場所へ入・通所者を誘導します。

なお、施設管理者、施設職員だけで誘導ができない場合等は、住民や自治会、自主防災組織等の協力を得て避難するよう努めます。

(4) 入・通所者の安否確認、所在の把握（施設の被災状況報告）

災害発生直後、施設職員は定められた防災業務計画に基づき入・通所者の安否確認や施設の被災状況等を確認します。

なお、状況により（電話等の通信が可能な場合）保護者や家族に連絡をとり、必要な措置をとります。

(5) 入・通所者の安否や施設の被災状況の報告方法

施設管理者は、入・通所者の安否や所在、施設の被災状況を取りまとめ、的確かつ迅速に福祉担当班へ報告します。報告を受けた福祉担当班は、報告された情報を災害対策本部や県に報告します。

なお、被害が甚大で電話による通信が不能の場合は、近くの消防屯所等の防災行政無線など可能な方法により報告します。

(6) 高齢者、障害者等の被災者の緊急入所（短期・長期）の対応

施設管理者は、福祉担当班から指定避難所や在宅での生活が困難となった高齢者や障害者の緊急受け入れ（短期・長期）について依頼された場合、定員の許す範囲で受け入れるものとします。

なお、定員枠を超えて高齢者や障害者を受け入れるよう通知があった場合は、定員枠を超えて受け入れを行います。

(7) 施設設備の開放

施設管理者は、災害時、浴室や食堂、医務室等、利用可能な施設設備を住民に開放するものとします。

(8) 施設使用不能の場合の対応

災害時の被災状況から施設設備が使用不能になった場合、施設管理者は入・通所者を介護可能な他の社会福祉施設への移送や、保護者等の同意による自宅待機とする対応をとることとします。

また、民間保育園等の園児については保護者に直接引き渡し、再開までの間、自宅待機とし

ます。

なお、保護者の都合等により緊急に保育が必要な園児については、保育が可能な近隣の代替施設で保育を行えるように努めます。

2 在宅要配慮者に対する対策

(1) 事前周知

風水害等の災害発生の恐れがある場合、住民や自治会、自主防災組織、消防機関等の協力のもとパトロール等を行い、あらかじめ要配慮者に対する事前周知を行います。

(2) 避難誘導・救助

避難行動要支援者の避難誘導や救助にあたっては、「避難行動要支援者名簿」を作成し、避難所担当班、消防部、警察官等が近隣に居住する住民や自治会、自主防災組織、NPO等の協力を得て安全かつ迅速に避難できるよう努めます。

(3) 安否確認・所在の把握

災害発生後、住民や自主防災組織、民生委員、児童委員、ボランティア等の協力のもと、在宅の障害者、高齢者等の要配慮者の安否や所在の確認を速やかに行うよう努めます。

(4) 在宅援護（ケア）

在宅で援護可能な高齢者や障害者等の要配慮者に対してはホームヘルプ、訪問看護等福祉サービスを優先的に提供し、在宅生活の支援を行います。

3 指定避難所等の対策

(1) 要配慮者の実態把握

市民生活部、環境衛生部及び厚生保健部は、高齢者や障害者等を対象とした実態調査を実施し、要配慮者の実態を速やかに把握するよう努めます。

(2) 高齢者や障害者等の健康状態の把握

実態調査により把握した高齢者や障害者等を対象として健康調査を実施します。この場合、部長は必要に応じ保健救護担当班及び協力班に協力要請し実施します。

(3) 介護が必要な高齢者や障害者の二次避難所への搬送

健康調査の結果、指定避難所での生活が困難な高齢者や障害者等については、あらかじめ把握してある社会福祉施設や病院、福祉避難所等に緊急一時入所や緊急入院のための搬送を実施します。

(4) 要配慮者のための情報機器等の設置

聴覚障害者や視覚障害者等の避難している指定避難所に対して、いち早く災害情報を把握できる文字放送テレビやFAX、ラジオ等の機器を設置するよう努めます。

(5) 手話奉仕員等の派遣

実態調査により手話通訳等を必要とする指定避難所に対しては、聴覚障害者協会やボランティア等の協力による手話奉仕員や要約筆記奉仕員を体制が整い次第、派遣します。

(6) 障害者手帳、補装具、日常生活用具の交付・修理等

市民生活部は、災害により紛失や破損した障害者手帳、車椅子、補聴器、杖などの交付・修理等について、障害者やその家族等からの申し出により速やかに対応することとします。

(7) 医師、カウンセラー、ケースワーカー等の巡回相談の実施

実態調査により把握した要配慮者に対しては、医師、カウンセラー、ケースワーカー等による定期的な巡回相談を実施します。

4 児童への対応

民生委員、児童委員、住民等の通報に基づき孤児や遺児等の実態把握に努め、幡多児童相談所等関係機関と協力して、保護・生活支援等必要な措置を講じます。

災害時において保育を必要とする児童があるとき又保護者等を死亡等により失った児童があ

るときは、速やかに次により保護するものとします。

- (1) 保育を必要とする児童があるときは、保育所への入所を検討します。
- (2) 保護者を失った児童があるときは、幡多児童相談所に連絡して収容施設に収容保護するものとします。

5 外国人に対する対策

(1) 外国語による災害情報の提供

外国人への災害情報の提供のため、ラジオ放送や印刷物の多言語化を図ります。

(2) 相談窓口の開設

日本語によるコミュニケーションが困難な外国人に対して、災害後の生活全般について外国語で相談を受け付ける窓口を市役所内又は災害対策本部設置施設内に開設します。

(3) 通訳ボランティアの確保

市内の国際交流団体や外国語学習グループや外国語の堪能な住民の協力を求め、外国人からの問い合わせや各種相談、救援情報の提供に当たる通訳ボランティアの確保に努めます。

6 要配慮者のための応急仮設住宅の建設及び提供

車椅子等の使用が可能なバリアフリー設備を備えた要配慮者向け応急仮設住宅を市街地の公共空地などに建設し、提供することとします。

7 要配慮者の一元的対応の整備

市民生活部は、災害発生後に要配慮者の安否確認・避難先、社会福祉施設の被害状況、福祉ニーズ等の情報の一元化を図り、円滑な救護活動を実施するための専門部門を設ける等対応の整備を図ります。また、早期に相談窓口を開設します。

第32節 災害救助法適用計画

担当	本部	総務部、各部
	西土佐支部	総務部、各部

市域に大規模な災害が発生し、被災者が応急的な救助を必要としている場合は、災害救助法の適用を要請するための所定の手続きを行うとともに、迅速かつ的確な災害救助業務を実施し、被災者の基本的生活の保護と全体的な社会秩序の保全を図ります。

1 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条の定めるところによりますが、本市の人口に応じ、住家が滅失した世帯の数が次のいずれかに該当する災害です。

災害救助法の適用基準（人口規模）	
適用基準1	市内の住家滅失世帯数が60世帯以上に達した場合
適用基準2	高知県内の住家滅失世帯が1,000世帯以上であり、かつ市内の住家滅失世帯が30世帯以上に達した場合
適用基準3	高知県内の住家滅失世帯が5,000世帯以上であり、市内の住家滅失世帯数が多数である場合
適用基準4	多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受ける恐れが生じた場合であって、次のいずれかに該当すること。 ① 災害が発生し、又は発生する恐れのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。 ② 災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

(1) 被害の算定

住家が滅失した世帯の算定は、次のとおりです。なお、住家の滅失等の認定及び世帯、住家の単位は、被害認定の算定基準の例によります。

滅失世帯 = (全壊・全焼・流失) + (半壊・半焼×1/2) + (床上浸水等×1/3)

住宅滅失等世帯の算定		
1	住家が全壊、又は全焼、流失する等の世帯	1世帯
2	住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯	2世帯で1世帯とみなす
3	住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することが出来ない状態となった世帯	3世帯で1世帯とみなす

(2) 住家の滅失等の認定基準

災害救助法による被害状況認定基準

被害区分		認 定 基 準
人的被害	死 者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認した人、又は遺体を確認することができないが、死亡した事が確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者
	負 傷 (重傷) (軽傷)	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要がある人のうち「重傷」とは1ヶ月以上の治療を要する見込の人とし、「軽傷」とは1ヶ月未満で治癒できる見込の者
住家の被害	全 全 壊 全 流 失	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70 %以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50 %以上に達した程度のものとする。
	大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 50 %以上 70 %未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40 %以上 50 %未満のものとする。
	中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む 相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 30 %以上 50 %未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 30 %以上 40 %未満のものとする。
	半 半 壊 半 焼	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20 %以上 70 %未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20 %以上 50 %未満のものとする。
	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 10 %以上 20 %未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10 %以上 20 %未満のものとする。
	床上浸水	浸水がその住家の床上以上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの
	一部損壊	準半壊にいたらない程度(住家の損害割合が 10%未満)の住家の破損で補修を必要とする程度のもの。
住 家 と は		現実にその建物を居住のために使用しているものをいい、必ずしも1戸の建物に限らない。例えば、炊事場、浴場又は便所が別であったり、離座敷が別であるような場合には、これら生活に必要な部分の戸数は合して1戸とします。また、社会通念上、住家と称せられる程度のものであることを要しません。例えば、一般

	に非住家として取り扱われる土蔵、小屋等であっても、現実に住家として人が居住しているときは住家とします。
世帯とは	生計を1つにしている実際の生活単位を言います。したがって、同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば2世帯とします。また、マンションのように1棟の建物内で、それぞれの世帯が独立した生計を営んでいる場合も、それぞれを1世帯とします。

2 災害救助法の適用

市長は、市内における災害の規模が上記の適用基準に該当し、又は該当する見込がある場合は、直ちに次の事項を明確にしたうえで知事に報告し、災害救助法の適用を要請します。

ただし、災害の状況により県に対して報告ができない場合（災害対策基本法第53条第1項）は内閣総理大臣に対し直接報告し、県との連絡が可能となった場合は知事に対して行います。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び被害の状況
- (3) 法の適応を要請する理由
- (4) 法の適用を必要とする期間
- (5) 既に実施した救助措置及び今後実施予定の救助措置

3 救助の実施機関

- (1) 災害救助法の適用を受けた時は、知事が救助を実施し、知事からの権限の一部を委任された時は、知事の補助機関として市長が救助を行います。その場合、知事は事務の内容及び期間を市長に通知します。
- (2) 災害の事態が急迫して、知事による救助を待ついとまがない時は、市長はその状況を直ちに知事に報告し、その指示により災害救助法の規定に基づく救助に着手します。

4 救助の種類

救助の種類は、次のとおりです。なお、救助の程度、方法及び期間は、あらかじめ知事に申請し、承認を受けます。

- (1) 避難所の供与
- (2) 応急仮設住宅の供与
- (3) 炊き出しその他食品の給与
- (4) 飲料水の供給
- (5) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (6) 被害者の救出
- (7) 医療及び助産
- (8) 被災住宅の応急修理
- (9) 生業に必要な資金給与又は貸与
- (10) 学用品の給与
- (11) 埋葬
- (12) 遺体の捜査及び処理
- (13) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしている障害物の除去

5 災害救助法による救助の基準

災害救助法による救助の程度、方法及び期間等は「災害救助法による救助の基準」のとおり（付属資料参照）です。この基準により実施することが困難な場合は、内閣総理大臣の同意を得て知事が定める基準により実施します。

第33節 被災者生活再建支援法適用計画

担 当	本 部	総務部、各部
	西土佐支部	総務部、各部

被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号、改正平成23年法律第100号）が適用される場合の基準及び適用手続について定めます。

1 制度の対象となる自然災害

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村
- (2) 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
- (3) 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
- (4) (1)又は(2)の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
- (5) (1)～(3)の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
- (6) (1)もしくは(2)の市町村を含む都道府県又は(3)の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）

2 支援金の支給対象

- (1) 住宅が「全壊」した世帯
- (2) 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- (5) 住宅が半壊し、相当程度の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

3 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となります。

（※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）

住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 (2.(1)に該当)	解体 (2.(2)に該当)	長期避難 (2.(3)に該当)	大規模半壊 (2.(4)に該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額（全壊・大規模半壊）	200万円	100万円	50万円
支給額（中規模半壊）	100万円	50万円	25万円

4 支援金の支給申請

- | | |
|------------|---|
| (申請窓口) | 市 |
| (申請時の添付書面) | ①基礎支援金：罹災証明書、住民票等
②加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等）等 |
| (申請期間) | ①基礎支援金：災害発生日から13月以内
②加算支援金：災害発生日から37月以内 |

5 基金と国の補助

- 国の指定を受けた被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県会館）が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給（基金の拠出額：600億円）
- 基金が支給する支援金の1/2に相当する額を国が補助

6 住宅の被害認定

住宅の被害認定は、「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日内閣府政策統括官（防災担当）通知）」により、市が行います。

被害認定にあたっては、その重要性に鑑み、迅速かつ適正に行うよう努めます。

7 被災者生活再建支援法の適用申請

市長は、市内における災害の規模が上記の適用基準に該当し、又は該当する見込がある場合は、直ちに次の事項を明確にしたうえで知事に報告し、被災者生活再建支援法の適用を申請します。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び被害の状況
- (3) 住宅に被害を受けた世帯の状況
- (4) その他必要な事項

第34節 被災者支援対策計画

担当	本部	総務部、各部
	西土佐支部	総務部、各部

1 罹災証明の発行

被災者から申請のあった場合には、遅滞なく、住家の被害等の被害状況の調査を行い、罹災証明書を発行します。なお、住家の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとします。

(1) 被害調査と罹災台帳、被災者台帳の作成

県が行う被害調査に協力します。また、市長は各種の被災者への支援措置を早期に実施するため、被災状況を調査のうえ、罹災台帳を整備します。

ア 担当部は、各部からの情報と固定資産課税台帳及び住民基本台帳から全世帯の被災者台帳（被害調査票）を作成し、被害の総合的な把握に努めます。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとします。

イ 担当部は、住家等被害判定調査等の調査結果に基づき、必要事項を登録します。

(2) 罹災証明書の発行

罹災証明書は、災害救助法による各種施策や市税等の減免を実施するにあたって必要とされる被害程度について、被災者の応急的、一時的な救済を目的に、市長又は消防署長（火災によるものに限る）が確認できる程度の被害について行います。

ア 罹災証明の対象

罹災証明は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋について、以下の項目の証明を行うものとします。なお、家屋以外のものについては、被害調査を行っていない場合（家屋調査票に記載にある場合を除く）は、証明は行いません。

（ア）全壊、流出、半壊、床上浸水、一部破損、床下浸水

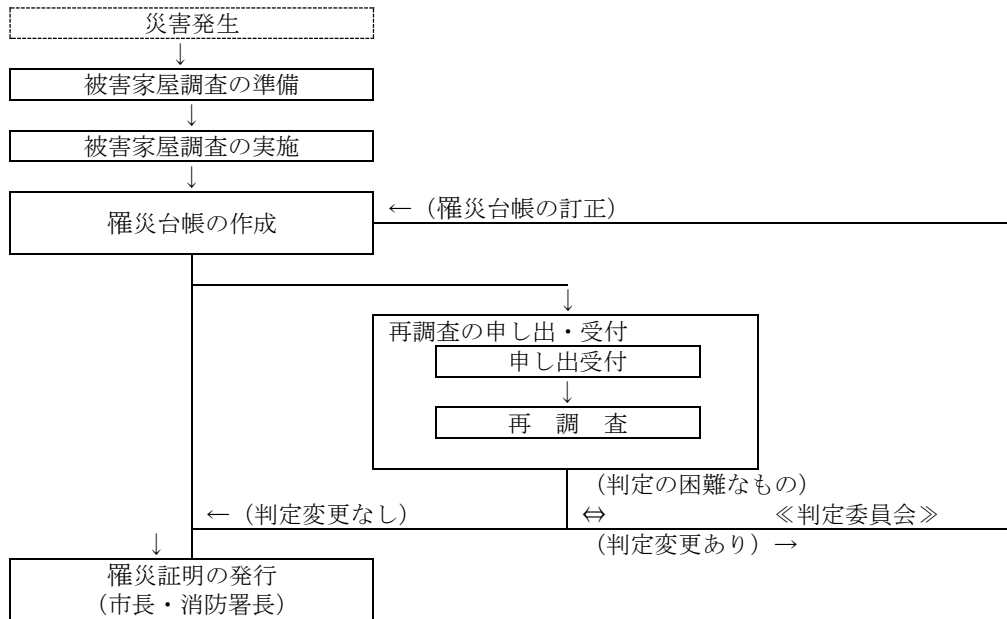
（イ）罹災証明書は、罹災証明の対象となる家屋の所有者、占有者及び一時滞在者の申請に基づき、市長又は消防署長が作成した罹災証明書をこれらの者に発行することにより行うこととします。ただし、発行は1世帯1枚を原則としますが申請者の事情を考慮します。

(3) 再調査の申し出受付と再調査の実施

被災者は、罹災証明の判定に不服がある場合及び物理的に調査ができなかった家屋について、やむを得ない事情が認められる場合を除いて、災害発生日から3ヶ月以内であれば再調査を申し出ることができます。

被害調査担当班は、申し出のあった家屋に対し迅速に再調査を実施し、判定結果を被災者に連絡するとともに、必要に応じ罹災台帳を修正し、罹災証明書を発行します。

なお、判定の困難なものについては必要に応じて判定委員会を設置し、委員会の意見を踏まえ市長が判定します。



2 災害弔慰金等の支給等

災害弔慰金の支給等に関する条例（平成 17 年条例第 111 号）及び四万十市災害見舞金の支給に関する条例（平成 17 年条例第 151 号）の規定に基づき、災害により被害を受けた者に対し、災害弔慰金及び災害障害見舞金等の支給及び低所得者に対して災害援護資金等の融資を行い、被災者の早期立ち直りを図り、併せて生活の安定化を促進します。

(1) 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給

条例の定めるところにより、一定規模以上の自然災害により死亡した場合、遺族に対して災害弔慰金を支給し、災害による負傷や疾病が治った後に身体又は精神に障害が残った場合、その者に対して災害障害見舞金を支給します。

(2) 災害救護資金の貸付け

災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して、その生活の立て直しに資するため災害救護資金の貸付けを行います。

(3) 災害見舞金の支給

災害のため住家が全壊又は半壊となった場合、その住民に対して見舞金を支給します。

3 租税等の徴収猶予及び減免等

被災した納税義務者等に対し、地方税法等の関係法令又は市条例によって、期限の延長、徴収猶予及び減免等の緩和措置を災害の状況に応じ適切に対応します。

第35節 義援金及び救援物資の募集・配分計画

担当	本部	総務部、各部
	西土佐支部	総務部、各部

1 義援金

義援金は、「四万十市災害義援金取扱要領」に基づいて、受付・保管・配分を行います。

(1) 義援金の受付

ア 口座振込により義援金を受け入れるため、会計管理者が必要と認める金融機関に口座を開設します。

イ 義援金の寄贈があったときは、そのつど義援金出納簿に受付年月日、金額、寄贈者の住所、氏名を記載し、受付の状況を明らかにするとともに、寄贈者には直ちに受領書を交付するものとします。

ウ 受領書は、原則として会計管理者名とするが、特に寄贈者から要請があるときはこの限りでない。

(2) 義援金の保管

ア 現金(小切手を含む。)で受領した義援金は、普通預金口座に預け入れるものとします。ただし、預入できない日時に受領した義援金については、会計課備え付けの金庫に保管し、預入ができるようになり次第直ちに預け入れるものとします。

イ 高知県から災害見舞金が配分された場合は、会計管理者の普通預金口座(歳入歳出外現金)に預け入れることができます。

ウ 義援金は、毎日午後3時30分現在で、義援金集計表に集計し、会計管理者の決裁を受けるものとします。

(3) 配分委員会

ア 義援金の被災者への公平な配分を確保するため、四万十市災害見舞金配分委員会(以下「委員会」という。)を置きます。

イ 委員会は委員をもって構成し、委員は、第1副市長、会計管理者、西土佐総合支所長、地震防災課長、福祉事務所長の職にある者をもって充てます。

ウ 委員会は、義援金の配分基準、配分対象者、配分方法等を決定します。

エ 委員会の事務局は会計課に置き、事務局長は会計課長の職にある者をもって充てます。

(4) 義援金の配分

被災者等への義援金の配分は、委員会の決定に基づき行うものとします。

2 救援物資

救援物資は次の方法によって、募集・配分します。

(1) 救援物資の募集方法

ア 財政担当班は、救援物資の受付、配送等の対応業務を総合的に行なうため、市民生活部が作成した避難施設等における不足物資のリストを集約し、県、報道機関等を通じて募集依頼を行います。

イ 募集依頼を行う場合は、必要とする物資の内容、量、送付方法等について明確な情報を提供するとともに、次の事項に配慮してもらうよう要請します。

(ア) 救援物資は荷物を開閉しなくても物資名、数量がわかるように表示すること

(イ) 複数の品目を混在しないこと

(ウ) 近隣で協力者のある場合は、その方々と連絡を図り、小口の救援物資を避けること

(エ) 食料は腐敗の恐れがあるので、可能な限り必要な物資又は、義援金としてお願いすること

(2) 救援物資の受入れ

総務第3班は、救援物資の受入窓口を開設し、寄託者から救援物資を受領したときには、受領書を発行し、救援物資受付名簿に記録します。

- (3) 配分の基準は特に定めず、その時の実情を十分考慮して、それぞれの目的に添い、効率的な配分を個々に検討して行います。

(4) 配分方法

ア 県及び郡単位機関から配分割等を受けた救援物資、また、本市において受け付けた救援物資は、県における配分の方法を参考とし、民生委員その他関係者の意見を聴き、指定避難所の状況を把握しながら実情に則して配分します。

イ 配分に当たっては、要配慮者を最優先することとします。

(5) 配分の時期

配分はできる限り受付又は引継ぎを受けた都度行うことを原則としますが、救援物資が少量時の配分は世帯別には困難であり、輸送あるいは労力等経費の浪費となるので、一定量に達したときに行う等配分の時期に十分留意して行うものとします。ただし、腐敗変質の恐れのある物資については、速やかに適宜の処置を行います。

(6) 救援物資の処理

配分を済ませ、必要がないと認められる物資については、適宜処分することとします。

(7) 費用

救援物資の配分等に要する経費は、原則として市が負担します。

第36節 洪水浸水想定区域における対策計画

担当	本部	総務部
	西土佐支部	

水防法第14条の規定により、洪水予報河川である四万十川、水位情報周知河川である支流の後川、中筋川について洪水浸水想定区域が指定されます。

この節では、洪水浸水想定区域に居住する住民への洪水予報の伝達方法、避難場所等を周知し迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めます。

1 洪水浸水想定区域

洪水浸水想定区域は、国土交通大臣が指定する区域とします。

2 区域の住民への周知

洪水浸水想定区域に居住する住民への当該地域の洪水浸水想定情報の周知は、浸水ナビ（WEB サイト）、国土交通省中村河川国道事務所のホームページ（四万十川、後川、中筋川）、地震防災課に備える図面の閲覧、市広報誌への掲載等の方法により実施します。

3 洪水予報の伝達方法

洪水浸水想定区域に居住する住民及び事業者等への洪水予想の伝達方法は、第5節に規定する広報の方法に準じ行なうものとします。

4 洪水予報発表時における避難場所

洪水浸水想定区域に居住する住民の生命・身体等の安全を確保するため、国土交通省から洪水予報が発表された時の避難及び指定避難所については、第6節の規定により行うものとします。

5 洪水ハザードマップの作成

洪水浸水想定区域の洪水ハザードマップを作成し、洪水浸水想定区域に居住する住民及び事業者に避難情報等周知するとともに、防災意識の向上に努めます。なお、洪水浸水想定区域外など安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進にも努めます。

また、洪水ハザードマップ作成にあたっては、河川管理者である国土交通省が公表する情報をもとに、過去の浸水実績を加えるなど、住民に必要とする情報が的確に伝わるよう内容を検討します。

更に、ハザードマップポータルサイト（web サイト）等にて、幅広く四万十市を訪れる方などへも、災害リスク情報や防災に役立つ情報の発信に努めます。

6 洪水浸水想定区域における要配慮者施設対策

水防法第15条第1項第4号ロに規定される主に高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設で当該施設を利用する者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の名称および所在地は、資料編のとおりとします。

水防法第15条第2項の伝達方法は、電話、FAX、広報車等を利用したその時に最も迅速確実と考えられる手段を持って行うものとします。

また、所在地が洪水浸水想定区域が発表されていない箇所にある要配慮者施設についても、過去の浸水履歴等から避難の必要があると判断される場合は、同様の取扱いとします。

第37節 土砂災害警戒区域等における対策計画

担当	本部	総務部、市民生活部、環境衛生部
	西土佐支部	総務部、厚生保健部

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成13年4月施行：平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）第7条及び第9条の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（以下「土砂災害警戒区域等」という。）が指定されます。

この節では、土砂災害災害防止法第8条の規定による警戒避難体制について記載します。

1 土砂災害警戒区域等

土砂災害警戒区域等は、知事が指定する区域とします。

2 区域の住民への周知

土砂災害警戒区域等に居住する住民への情報の周知は、地震防災課に備える図面の閲覧、市広報誌への掲載等の方法により実施します。

3 警戒避難情報の収集・伝達方法

高知地方気象台が県と共同で発表する土砂災害警戒情報を県防災行政無線、N T T F A X、インターネットにより受信した場合は、警戒区域を管轄する消防団や自主防災組織に消防無線、市防災行政無線、電話等その時に最も確実な方法により伝達するものとします。

土砂災害警戒区域等に居住する住民及び事業者等への警戒避難情報の伝達方法は、第5節に規定する広報の方法に準じ行なうものとします。

4 土砂災害警戒情報発表時における避難場所

土砂災害警戒区域等に居住する住民の生命・身体等の安全を確保するため、高知地方気象台が県と共同で発表する土砂災害警戒情報が発表され、また住民等から土砂災害の前兆現象の連絡があった場合の避難及び指定避難所については、第6節の規定により行うものとします。

5 ハザードマップの作成

土砂災害警戒区域等が記載されたハザードマップを作成し、土砂災害警戒区域等に居住する住民及び事業者に避難情報等周知するとともに、防災意識の向上に努めます。なお、土砂災害警戒区域外など安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進にも努めます。

更に、ハザードマップポータルサイト（web サイト）等にて、幅広く四万十市を訪れる方などへも、災害リスク情報や防災に役立つ情報の発信に努めます。

6 土砂災害警戒区域等における要配慮者施設対策

土砂災害防止法第8条第1項に規定される主に要配慮者が利用する施設で当該施設を利用する者の土砂災害時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の名称および所在地は、資料編のとおりとします。

それらの施設に対する警戒避難情報の伝達方法は、電話、F A X等を利用したその時に最も迅速確実と考えられる手段を持って行います。

第4章**災 害 復 旧 ・ 復 興 計 画****第1節 公共施設災害復旧計画**

担当	本 部	総務部、各部
	西土佐支部	総務部、各部

災害により被災した公共施設の災害復旧は、応急措置を講じた後、災害復旧事業の実施責任者において各施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生がないよう必要な施設の新設・改良を行う等の事業計画を速やかに確立し、住民の生活の安定及び経済的、社会的活動の早急な回復を図るため、迅速に実施することとします。

復旧に当たっては、被害の状況に応じ重要度と緊急度の高い施設から事業を優先して行います。

1 公共建築物の復旧計画

公共建築物の被害調査の結果に基づき、被害額の算定及び施設の緊急性等を考慮し順次、復旧計画をたてます。

2 市営住宅対策

被災した市営住宅の被害状況を的確に調査把握するとともに、速やかに復旧計画を策定し、早期な災害復旧事業の推進を図ります。

- (1) 全市営住宅の被害状況調査、集計
- (2) 災害復旧事業計画の作成
- (3) 災害市営住宅の建設及び既設市営住宅の復旧にあたり適用される法律

事 業	適用される法律	
	通常災害	激甚災害
公営住宅災害等復旧事業	公営住宅法	激甚法第3条
罹災者公営住宅建設事業	公営住宅法	激甚法第22条

※激甚法…激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律

(4) 既設市営住宅復旧事業の手続きの流れ

- ア 既設市営住宅災害確定報告書及び既設市営住宅復旧計画書の提出
(災害発生後15日以内、事業主体→知事→国土交通大臣)
- イ 補修費及び宅地復旧費の査定
- ウ 復旧計画の内示(国土交通大臣→知事)
- エ 補助金交付申請(事業主体→知事→国土交通大臣)
- オ 補助金交付決定(国土交通大臣→知事→事業主体)

3 公共土木施設災害復旧事業

被災した公共施設の災害復旧は、できるだけ早い原形復旧と合わせ、再度の災害発生を防止するため、長期的視点に基づいた十分な検討による施設の新設又は改良等が必要です。

(1) 復旧事業の対象

災害復旧事業名	根拠法
(1) 公共土木施設災害復旧事業	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
(2) 都市施設災害復旧事業	都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針

(2) 激甚災害の指定

適用すべき措置	指定基準
「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害指定基準	次のいずれかに該当する災害 A基準 公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額 ＞全国標準税収入×0.5% B基準 公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額 ＞全国標準税収入×0.2% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上 (1) 都道府県の公共施設災害復旧事業費の査定見込額 ＞当該都道府県標準税収入×25% 又は (2) 都道府県内市町村の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額 ＞都道府県内市町村の標準税収入額×5%額

(3) 局地激甚災害の指定

適用すべき措置	指定基準
「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく局地激甚災害指定基準	当該市町村の公共施設災害復旧事業等の事業費等の査定事業費 ＞当該市町村の標準税収入×50% (ただし、当該査定事業費10,000千円未満の市町村を除く) となる市町村が1以上ある災害 ただし、上記に該当する市町村ごとの当該査定事業費の額を合算した額がおおむね1億円未満である場合を除く

4 公園緑地災害復旧事業

災害状況に応じ、樹木の植栽や遊具等の改良など災害予防の視点も考慮した公園緑地の復旧を行うとともに、災害箇所以外の公園緑地についても、適宜、予防計画に基づいた補植や改良等を実施していきます。

5 漁港及び水産施設復旧事業

(1) 漁港及び水産施設

ア 被災点検調査

被災概要調査で被害が発見された箇所等を中心に、構造物の安全性の確認及び施設の利用可能性の判定に視点をおいて、被害状況を詳細に把握するための調査を行います。

イ 応急工事

応急的に施設の機能を確保するための工事で、被害状況のほか、施設の重要度や必要資機材の入手可能性や工期等も考慮し、優先順位を定め段階を追って進めます。

ウ 復旧工事

災害復旧については、公共土木施設災害復旧事業国庫負担法に基づき、被災施設の速やかな復旧を図ることに努めます。

6 上水道施設復旧事業

応急的な復旧作業を終了した後に、全般的な漏水調査を実施し、完全復旧を図るとともに、将来計画及び地震後の都市計画等を配慮し、計画的に施設面及び体制面での災害予防対策を充実させ、恒久対策を推進します。

(1) 漏水防止調査

地上に噴出して発見できた漏水個所の他に、地下の漏水個所を詳細に調査し、修理計画を策定し、優先順位を定め漏水を完全に防止します。

(2) 恒久対策計画

原型復旧だけでなく水道システム全体の耐震化、近代化の向上を図ります。特に軟弱地盤の改良、老朽管の更新、管路の伸縮、可撓化等の耐震性の向上を図るとともに、配水区域のブロック化、配水管幹線のループ化、連結管のバイパスルートの確保等によりバックアップシステムの構築を図ります。

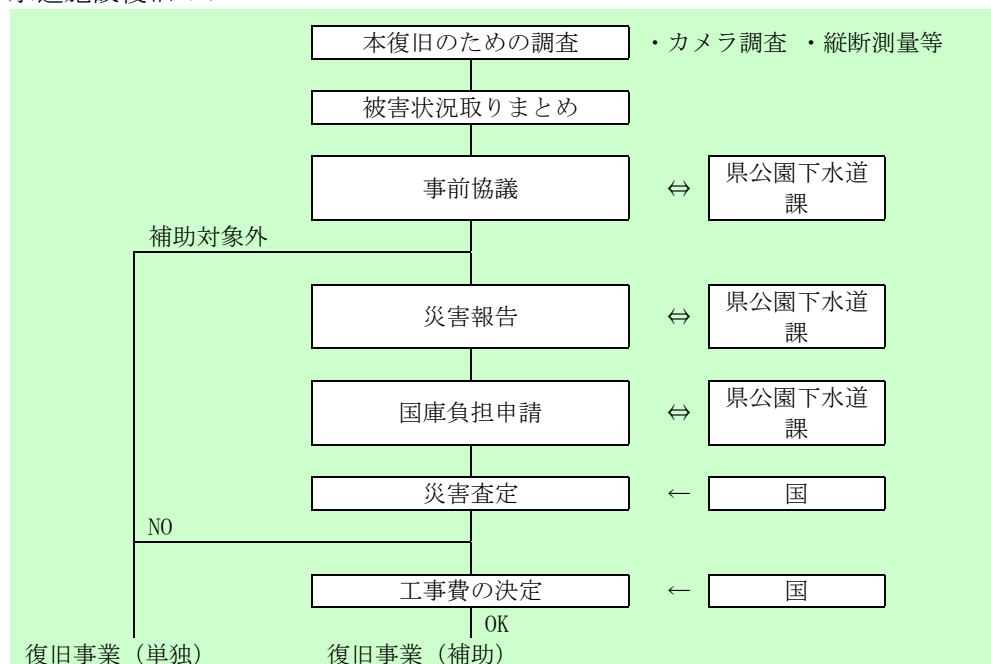
(注) 第3章第24節「上水道施設災害応急対策計画」参照

7 下水道施設復旧事業

(1) 施設の復旧に当たっては、耐震性の強化・ネットワーク化や危険分散等を視野に入れた「災害に強い下水道」を目指します。

(2) 平常時から非常時にわたる下水道機能の高度化・多様化を総合的かつ広域的に進めることを基本とします。

(3) 下水道施設復旧のフロー

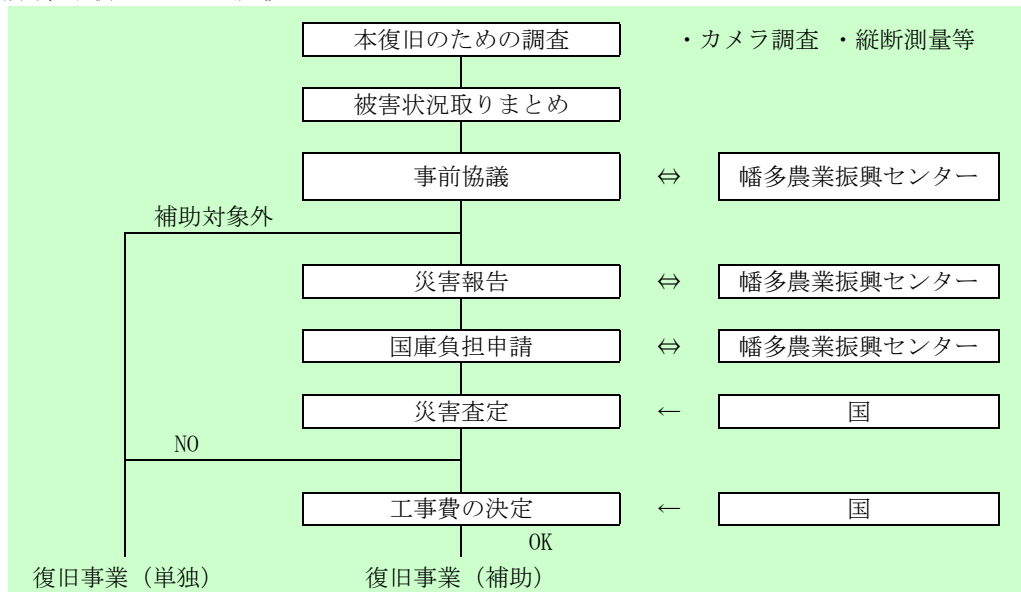


8 農業集落排水処理施設復旧（古津賀、森沢）

(1) 復旧対策の方針

原形機能を復旧するとともに、地域の将来計画も勘案した本復旧を行います。

(2) 農業集落排水処理施設復旧フロー



9 排水機場施設復旧

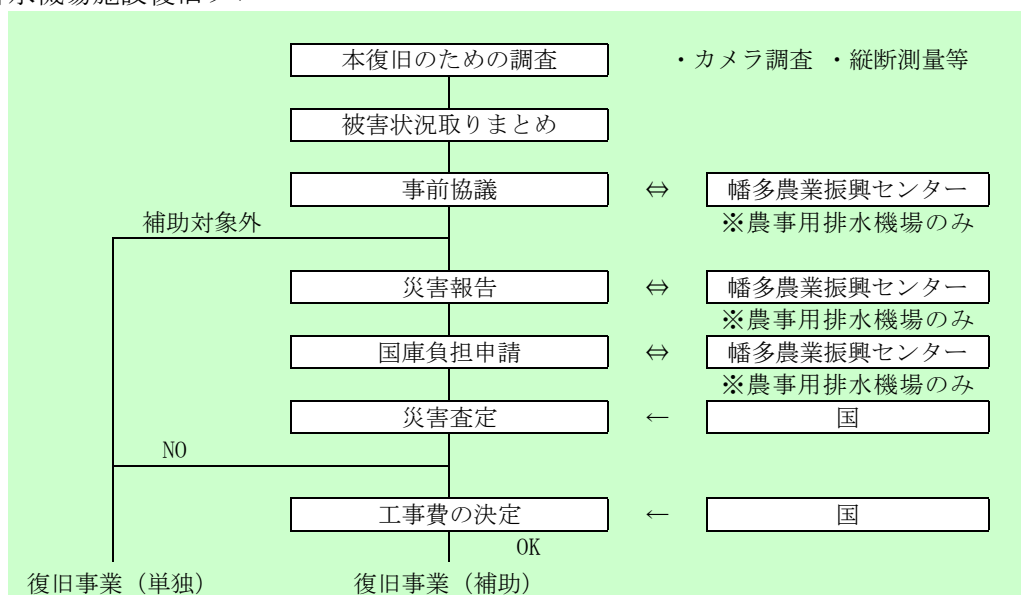
(1) 復旧対策の方針

- ア 住家の床上浸水を防止します。(楠島第二排水機場が該当)
- イ 農業用施設の被害及び農地の湛水被害を最小限に食い止めます。
- ウ 人的災害につながる二次災害の発生の防止を優先します。
- エ 復旧を適切に実施するため、的確な被害状況調査を行います。

(2) 復旧対策

- ア 施設全体の被害状況の把握
- イ 二次災害の発生の防止工事
- ウ 施設の緊急復旧工事、応急復旧工事
- エ 本復旧は農作物の作付時期等をふまえて土地改良区、農協、農家組合、他関係機関との調整を密にして早期復旧に努めます。

(3) 排水機場施設復旧フロー



10 激甚災害の指定促進

災害が発生した場合、市は、速やかに公共施設の災害の実態を調査し、緊急災害査定に備えるとともに、場合によっては「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の適用が受けられるよう所要の措置を講ずることとします。

(激甚災害に係る財政援助措置)

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア 公共土木施設災害復旧事業
- イ 公共土木施設災害関連事業
- ウ 公立学校施設災害復旧事業
- エ 公営住宅等災害復旧事業
- オ 生活保護施設災害復旧事業
- カ 児童福祉施設災害復旧事業
- キ 老人福祉施設災害復旧事業
- ク 身体障害者更正援護施設災害復旧事業
- ケ 知的障害者援護施設災害復旧事業
- コ 婦人保護施設災害復旧事業
- サ 伝染病予防施設災害復旧事業
- シ 堆積土砂排除事業
- ス 湛水排除事業

(2) 農林水産業に関する特別の助成

- ア 農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置
- イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ウ 天災による被害農林漁業者等に対する融通に関する暫定措置の特例
- エ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- オ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- カ 共同利用小型漁船の建造費の補助等

(3) 中小企業に関する特別の助成

- ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
- ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ 中小企業者に対する資金の融通に関する特例
- オ 災害対策特別融資（高知県中小企業等融資制度）

(4) その他の財政援助及び助成

- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- イ 市が施行する伝染病予防事業に対する負担の特例
- ウ 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付の特例
- エ 水防資材費の補助の特例
- オ 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
- カ 産業労働者住宅建設資金融通の特例
- キ 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助

第2節 災害復旧に対する融資

担当	本 部	各部
	西土佐支部	各部

1 農林漁業災害資金

災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体の事業の復旧を促進するため、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」により融資します。

2 中小企業復興資金

被災中小企業に対する資金対策として、市中金融機関、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫、国民生活金融公庫による融資と信用保証協会による保証を行います。

3 住宅復興資金

住宅に災害を受けた者に対しては、独立行政法人住宅金融支援機構の災害復興住宅資金の融資を行います。

第3節 被災者の生活の確保

担当	本 部	各部
	西土佐支部	各部

1 更正資金の支給・貸付

法令等の規定に基づき、被災者に対して、災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付等を行います。

2 租税の減免措置

被災者の納付すべき市税について、法令等の規定に基づき、軽減又は減免の措置を、災害の状況に応じて実施します。

3 生活保護

生活保護法に基づく保護の要件に適合している被災者に対しては、その実情に応じ最低生活を保障する措置を行います。

第4節 復興計画

担当	本部	土木部
	西土佐支部	—

1 計画の方針

被災した住民の生活や企業活動等の健全な回復には、迅速な被災地域の復興が不可欠です。

復興は復旧とは異なり、被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造等をより良いものに改変する事業と位置付けられています。復興事業は、住民や企業、その他多数の機関が関係する高度かつ複雑な事業であり、これを効果的に実施するためには、被災後すみやかに復興計画を作成し、関係する主体との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進します。

2 事前復興対策の実施

災害発生後の限られた時間内に復興に関する意思決定、都市計画決定や事業認可等の行政手続き、土地区画整理や市街地再開発等の事業を行ううえでの人材の確保や情報の収集等、膨大な作業を処理する必要があります。

しかし、被災後の混乱期には、これらの作業が錯綜して円滑に行えない可能性があることから、手続きの流れや人材の確保等事前に確認しておけることや対応できることについては、平常時から復興マニュアルとして整備しておきます。

(1) 復興手続きの明確化

過去の復興事例等を参考として、方針の決定、計画の策定、法定手続き、住民の合意形成等復興対策の手順をあらかじめ整理しておきます。

(2) 復興基礎データの整備

復興対策に必要なとなる測量図面、建物状況、土地の権利関係等の各種データをあらかじめ整備し、データベース化を図るよう努めます。

3 復興対策本部の設置

被害状況をすみやかに把握し、復興の必要性を確認した場合には、市長を本部長とする災害復興対策本部を設置します。

4 復興方針・計画の策定

(1) 復興方針の策定

学識経験者、有識者、市議会議員、住民代表、行政関係職員より構成される復興検討委員会を設置し、復興方針を策定します。復興方針を策定した場合は、すみやかにその内容を住民に公表します。

なお、復興を進めていく際には、この復興方針策定の段階はもとより、次に述べる復興計画の策定から復興事業・施策の展開に至るまで、住民の意見を十分反映させていきます。その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進します。併せて、要配慮者の参画を促進します。

(2) 復興計画の策定

復興方針に基づき具体的な復興計画の策定を行います。

復興計画は、その範囲をどのように設定するかによって大きく広義と狭義の2タイプが考えられます。前者は、市の総合計画的な性格を持ち都市整備、産業、福祉等の多岐にわたる領域での施策を復興計画として取りまとめるものであり、市のイメージ実現に向けた計画的復興といえます。一方、後者（狭義）の復興計画は都市整備に限定したものであり、さらに被災地全体を対象とするものと、個別の被災地区別に取りまとめるものに分けられます。

市において復興計画を作成する場合、このような計画のタイプを明確にし、事業手法、財源確保、推進体制に関する事項を含めた適切な内容で構成します。

5 復興事業の実施

復興は、市と県及び国との綿密な連携の中で実施しなければ円滑な事業遂行は望めません。特に、都市計画決定や事業認可等行政上の手続きを迅速に進めるためには、県との間の十分な調整作業等が重要であり、また、復興にあたっての財源の確保等においては国との調整等が重要であるため、県及び国との綿密な連携のもとに事業を推進します。

(1) 被災市街地復興推進地域の指定

市は、「被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第5条」の規定により、都市計画区域内に被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行うことができます。被災市街地復興推進地域の決定は、通常の都市計画決定の手続きと同様の手順で行います。指定の要件は次のとおりです。

ア 大規模な火災、震災その他の被害により当該区域内で相当数の建築物が滅失したこと

イ 公共のように供する施設の整備状況、土地利用動向からみて不良な街区の環境が形成される恐れがあること

ウ 当該区域の緊急かつ健全な復興を図るため土地区画整理事業、市街地再開発事業、その他建築物若しくは建築敷地の整備、又はこれらと併せて整備されるべき公共のように供する施設の整備に関する事業を実施する必要があること

(2) 復興事業の実施

ア 専管部署の設置

復興に関する専管部署を設置します。

イ 復興事業の実施

復興に関する専管部署を中心に復興計画に基づき、県及び国と連携して復興事業を推進します。

(3) 石綿の飛散防止

建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言します。

第5章	公共事業施設防災計画
------------	-------------------

実施担当	四国電力送配電(株)中村支社、西日本電信電話(株)高知支店、 四国旅客鉄道(株)、土佐くろしお鉄道(株)
------	---

第1節 災害予防計画

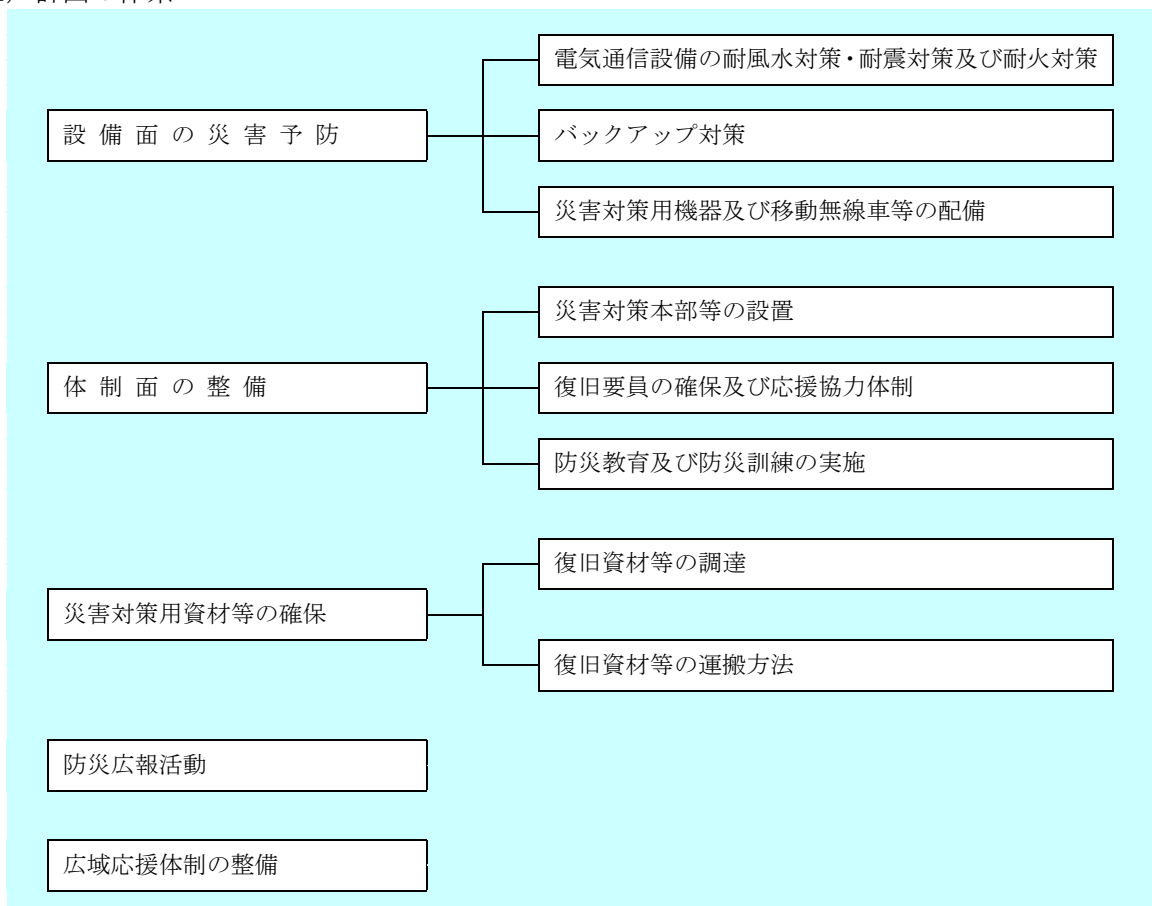
この計画は、電力施設、公衆通信施設及び鉄道施設に係る災害予防を図るため、円滑かつ適切な災害対策の遂行を行うことを目的とします。

1 電力設備の災害予防計画

- (1) 電力供給設備の機能を維持するため、点検・整備を実施するとともに、平時から災害を考慮した対策に努めます。
- (2) 災害の未然防止と早期復旧を図るための防災体制の整備に努めます。
- (3) 病院、防災拠点等重要施設の復旧について、計画を策定します。
- (4) 災害復旧用資機材の確保・整備を図ります。
- (5) 平時から、感電の防止等災害発生時の電気安全の確保について、広報活動を行います。

2 公衆通信施設予防計画

(1) 計画の体系



(2) 設備面の災害予防

電気通信施設の公共性にかんがみ、災害時においても重要通信を確保できるよう平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備の設計、設置を図るとともに、直接被害をうけなかった都市相互間の通信が途絶したり、麻痺したりしないよう通信網についてシステムとしての信頼性の向上を更に促進します。

ア 電気通信施設の耐風水対策・耐震対策及び耐火対策

(ア) 通信建物及び電気通信設備等の補強

通信建物、鉄塔設備、電気通信設備、電力設備(エンジン、バッテリー)等について、耐風水対策を施してきたが、一部の施設については、大規模災害に耐えうるように調査点検を実施し補強を計画的に進めて行きます。

(イ) 耐火構造

火災に備えて、電気通信設備等については耐火構造化を図っているが、必要に応じて機能改善等を実施します。

イ バックアップ対策

風水害等における通信の疎通を維持、確保するため、通信網についてシステムの信頼性向上を更に促進します。

(ア) 主要伝送路のループ構成、多ルート構成或いは2ルート構成による通信網の整備は概ね完了しているが、今後も計画的に整備促進を図ります。

(イ) 電気通信設備監視制御システムの分散設置による代替監視系統の整備を図ります。

(ウ) 交換、伝送・無線システム等データファイルの分散化を図ります。

(エ) 通信網輻輳マニュアルを作成します。

ウ 災害対策用機器及び移動無線車等の配備

主要支店等に災害対策用機器等を配備し、必要により増設及び新装置導入を図ります。

(ア) 孤立防止用無線機及び災害復旧用無線電話機

(イ) 可搬型移動無線機

(ウ) 移動電源車及び可搬電源装置

(エ) 応急復旧光ケーブル

(オ) ポータブル衛星局及び衛星車載局

(カ) その他応急復旧装置

(3) 体制面の整備

日常における防災準備体制の整備を図るとともに、風水害等の防災活動を安全かつ迅速に遂行するため、社員の安全確保と関係社員が迅速に防災業務を遂行できるよう、風水害に関する教育及び災害復旧に必要な防災訓練に積極的に参加し、また、これに協力します。

ア 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準に従い規模に応じた体制をとり、設置場所の明確化及びあらかじめ定められた震度以上の出社体制と、本部長不在時の代行順位により責任体制を明確にします。

(ア) 情報連絡室

(イ) 準備警戒体制

(ウ) 災害対策本部

イ 復旧要員の確保及び応援協力体制

(ア) 全社体制による応急復旧部隊、本格復旧部隊等の非常招集

(イ) N T Tグループ会社等関連会社による応援

(ウ) 工事請負会社の応援

ウ 防災教育及び防災訓練の実施

(ア) 災害対策マニュアルによる各社員の行動及び連絡方法を明確にし、情報伝達訓練及び

徒歩による出社訓練等の実施により、防災業務の浸透を図ります。

(イ) 中央防災会議及び県、市が実施する防災訓練に積極的に参加、又はこれに協力します。

(ウ) 防災関係者等を講師とする講習及び研修の実施並びに各種講習会へ参加します。

(4) 災害対策用資材等の確保

災害発生時の通信を確保し電気通信設備を迅速に復旧するため、災害復旧資材等を主要支店へ配備充実を図ります。

ア 復旧資材等の調達

復旧に必要な資材は、県内各支店保有の資材及び全国より資材等の調達を行います。

(ア) 各種ケーブル類、電柱等の復旧資材及び工事用機材

(イ) 電気通信設備の予備パッケージ等

イ 復旧資材等の運搬方法

状況に応じた運搬方法を確保し、必要によりヘリコプターや船舶等を使用した輸送を行います。

(5) 防災広報活動

風水害によって電気通信サービスに支障を来たした場合又は利用制限を行った場合、正確かつ速やかに広報活動を行うため関係部門との連絡体制や連絡ルートの整備を図り、基礎データ等を事前に準備します。

ア 防災広報活動

(ア) 広報車で呼びかけ

(イ) テレビ、ラジオ及び新聞掲載等を通じての広報

イ 広報項目

(ア) 被害状況

(イ) 復旧見込み

(ウ) 特設公衆電話設置場所の周知

(エ) 臨時お客様対応窓口の周知

(オ) 災害用伝言ダイヤル利用方法の周知

(6) 広域応援体制の整備

大規模災害が発生した場合は、県内の電気通信設備の被災状況を把握し自支店だけでは対処できないと判断した場合は、本社災害対策本部等に応援要請を行い、計画に基づいた資機材の確保と輸送体制及び作業体制を確立し、迅速な災害復旧を図ります。

3 鉄道施設予防計画

鉄道事業者は、それぞれの事業規模に応じて災害時に対応する体制、災害対策マニュアル等を作成するとともに、次のような対策を実施します。

(1) 体制の確立

災害対策本部の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定めます。

(2) 情報の伝達

市及び防災関係機関との緊急な連絡及び部内機関相互間の情報伝達を円滑に行うため、次の通信設備を整備します。(電話回線の不通等通信手段が途絶した場合、市は必要に応じ市防災行政無線を貸出し、鉄道事業者と市及び防災関係機関との連絡体制を確保します。)

ア 緊急連絡用電話

イ FAX

ウ 列車無線

エ 携帯無線機等

(3) 防災上必要な教育、訓練

関係者に対し、次の事項について防災教育を行うとともに、必要な訓練を実施します。

ア 災害発生時の旅客の案内

- イ 避難誘導等混乱防止対策
- ウ 緊急時の通信確保
- エ 旅客対策等

第2節 災害応急対策計画

この計画は、電力施設、ガス施設、公衆通信施設、鉄道施設に係る災害応急対策及び災害復旧を図るため、円滑かつ適切な災害対策の遂行を行うことを目的とします。

1 電力施設復旧対策計画

(1) 災害復旧対策組織の設置

災害が発生し、又は災害の発生が予想される場合は、災害対策活動を円滑かつ適切に遂行するため、災害対策組織を設置します。

(2) 要員、資機材対策

ア 電気供給設備の被災状況等に応じ要員・資機材を効果的に投入し、早期復旧に努めます。

イ 要員・資機材が不足する場合は、関係事業者等に応援要請を行います。

(3) 保安対策

ア 送電を継続することが危険と認められる場合、又は防災関係機関から要請のあった場合には、当該地域の保安停電を行います。

イ 保安停電は、被害の状況及び地域住民の影響を十分に考慮し、停電範囲の縮小・時間の短縮に努めます。

(4) 供給設備の復旧対策

関係機関と協力し、公共保安の確保に必要なものから、電気供給設備の復旧を行います。

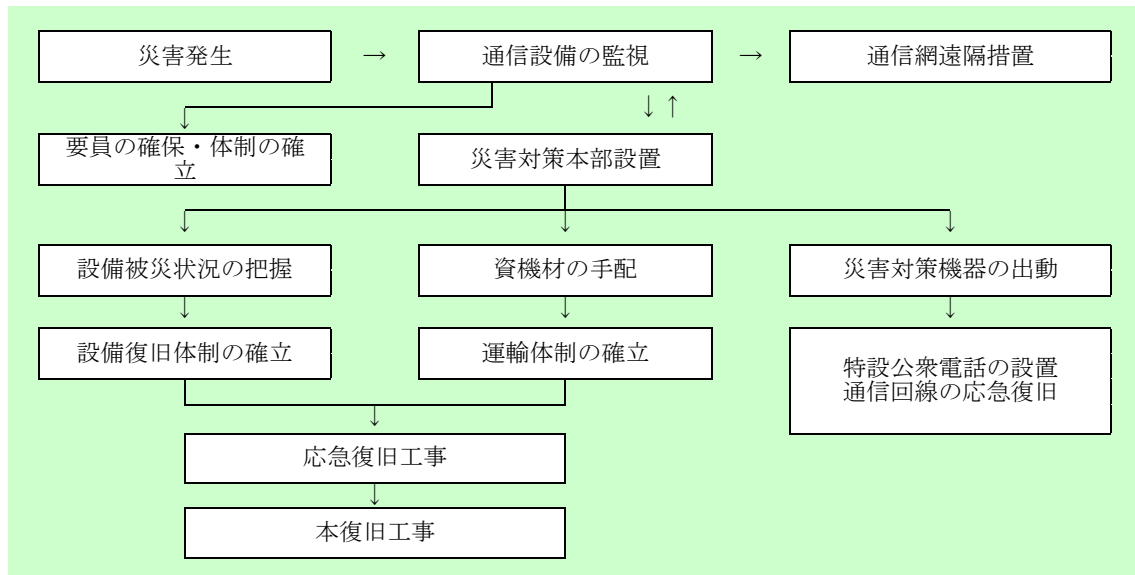
(5) 広報の実施

防災関係機関・報道機関・インターネット等を通じて、電気供給設備の被災概況・停電状況等について、適切迅速な情報提供を行います。

2 公衆通信施設応急対策計画

災害の発生に際しては、通信設備等を災害から防護するとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の確保を図ります。

(1) 公衆通信施設（N T T）応急対策フロー図



(2) 応急対策計画

ア 被災地通信設備の監視と通信網の遠隔措置

県内の電気通信設備を常時監視し、被災状況の情報収集とともに通信の疎通確保のための遠隔切替制御及び輻輳による規制、トーキ挿入措置を行います。

イ 災害時の組織体制

災害の発生又は発生する恐れのある場合は、N T T西日本高知支店に設置基準に基づく次の組織体制を設置します。

- (ア) 情報連絡室
- (イ) 災害対策本部

ウ 設備復旧体制の確立

防災業務の運営或いは応急復旧に必要な動員を行うため、次の事項について措置方法を定めています。

- (ア) 全社体制による応急復旧部隊、本格復旧部隊等の非常招集
- (イ) N T Tグループ会社等関連会社による応援
- (ウ) 工事請負会社の応援

エ 被災状況の把握

- (ア) 被害の概況について、社内外からの被害に関する情報を迅速に収集します。
- (イ) 被害の詳細調査について、車両の通行が困難なことが想定される場合はバイク、自転車等により全貌を把握します。

オ 災害対策機器等の出動

重要回線の救済及び特設公衆電話を設置するため、各種災害対策用機器、移動無線車の出動により対応します。

- (ア) 孤立防止用無線機及び災害復旧用無線電話機
- (イ) 可搬型移動無線機
- (ウ) 移動電源車及び可搬電源装置
- (エ) 応急復旧ケーブル
- (オ) ポータブル衛星局及び衛星車載局
- (カ) その他応急復旧用諸装置

カ 復旧資材等の調達及び運搬体制の確立

応急復旧に必要な資材等については、当該支店保有の資材及び全国から資材等の調達を行い、必要に応じヘリコプターで空輸します。

(3) 復旧計画

ア 応急復旧計画

災害による電気通信設備等を緊急に復旧する必要があるため、災害対策機器、応急用資機材等の仮設備で復旧する工事により、通信の疎通を早急に確保します。

イ 復旧の順位

通信の途絶解消及び重要通信の確保のため、災害の状況、電気通信設備の被害状況に応じ下表の復旧順位を参考とし、適切な措置をもって復旧に努めます。

重要通信を確保する機関	
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関 警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係ある機関 通信の確保に直接関係ある機関 電力の供給の確保に直接関係ある機関
第2順位	ガス、水道の供給の確保に直接関係ある機関 選挙管理機関、預貯金業務を行う機関 新聞社、通信社、放送事業 第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

ウ 本復旧工事

災害の再発を防止する必要な防災設計を織り込んだ復旧又は将来の設備拡張を見込んだ工事及び設備等が全く滅失した場合に復旧工事を実施します。

(4) 利用者への広報

N T T西日本高知支店は、災害によって電気通信サービスに支障を来した場合又は利用の制限を行った場合、次に掲げる事項について、支店前掲示及び広報車により地域の需要家に広報するとともに報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等により、広範囲に渡っての広報活動を行います。

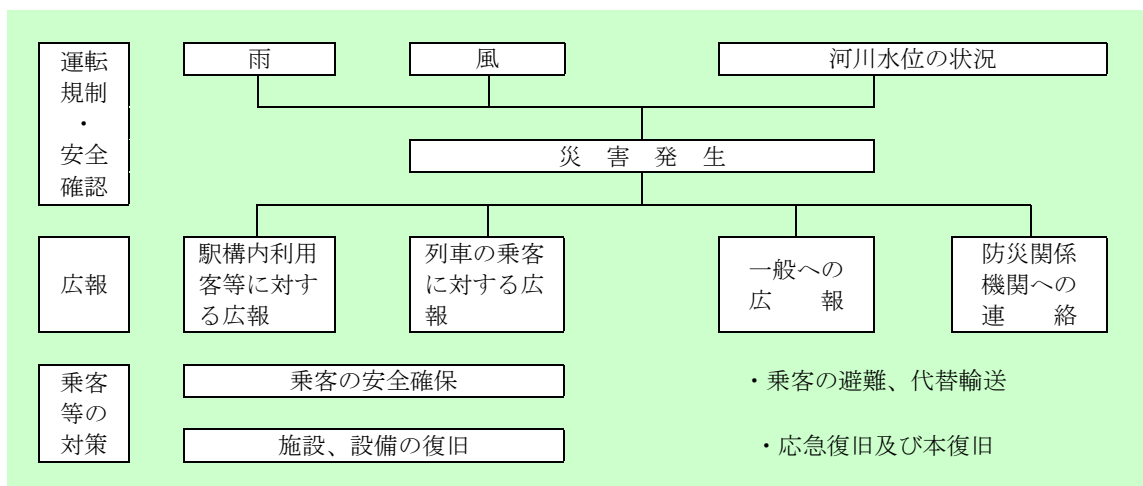
- ア 災害に対してとられている措置及び応急復旧状況等
- イ 通信の途絶又は利用制限をした理由
- ウ 通信の途絶又は利用制限の状況
- エ 需要家に対して協力を要請する事項
- オ 災害用伝言ダイヤル利用案内
- カ その他必要な事項

(5) 広域応援体制の整備

大規模災害が発生した場合は、県内の電気通信設備の被害状況を把握し、自支店だけでは対処できないと判断した場合は、本社災害対策本部等に応援要請を行い、計画に基づいた資機材の確保と輸送体制及び作業体制を確立し、迅速な災害復旧を図ります。

3 鉄道施設応急対策計画

(1) 鉄道施設応急対策フロー



ア 運転規制

災害発生時には、あらかじめ定めた運転基準、運転規制区間に基づき、その強度により運転規制等を実施するとともに、安全確認を行います。

- (ア) 強風の取扱い
- (イ) 豪雨の取扱い

(雨量(時間、連続雨量)及び河川水位により運転規制区間毎の運転基準を定めます。)

イ 旅客等に対する広報

(ア) 駅等における利用客に対する広報

災害時の旅客の不安感を除き、動揺、混乱を防止するため、駅構内掲示、放送等により次の事項を利用客に案内します。

- ・災害の規模
- ・被害範囲
- ・被害の状況
- ・不通線区
- ・開通の見込み等

(イ) 列車乗務員の広報

輸送指令からの指示、情報及び自列車の状況等を把握したうえで、車内放送等により次の事項を乗客に案内し、動揺及び混乱の防止に努めます。

- ・停車地点と理由
- ・災害の規模
- ・被害の状況
- ・運転再開の見込み
- ・避難の有無、方法等

ウ 救護、救出及び避難

(ア) 駅、列車等に救護、救出に必要な器具等を整備します。

(イ) 災害による火災、建物倒壊、車両事故等により負傷者が発生した場合は、消防機関に通報するとともに、負傷者の応急手当、乗客の安全な場所への移動等適切な処置を講じます。

(ウ) 災害による列車の脱線転覆、衝突等の被害により多数の死傷者が発生した場合は、乗務員等は協力して速やかに負傷者の救出、救護措置を行い、被害の概要、死傷者数及び救護班の派遣等の必要事項を運転指令に通報するとともに、県、市、各警察署等に協力を依頼します。

エ 代替輸送計画

災害による列車の運転不能線区の輸送については、次に掲げる代替・振替輸送等の措置を講じ、輸送の確保を図ります。

(ア) 折り返し運転の実施及び運転不能線区の実代行輸送

オ 応急復旧対策

災害の復旧に当たっては、早急な運転再開を図るため応急工事を実施し、終了後早急に復旧計画をたて実施します。

(ア) 建設機材の運用

復旧作業に必要な応急建設機材については、あらかじめ定めた借用方法、運用方法により適切に対応します。

(イ) 技術者の活用

復旧作業に従事する技術者等を適切に配置するとともに、緊急時は関係会社に対し技術者等の派遣を要請します。

(ウ) 災害時における資材の供給等

災害時における資材の供給については、災害用貯蔵品の適正な運用を図るとともに、必要なときは関経協力会社から緊急調達します。

(2) 住民に対する広報

鉄道事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞等により周知を図ります。

第6章

大規模火災対策計画

第1節 火災の予防

大規模な火災の防止のため、市は幡多中央消防組合と連携し、市街地の整備等火災に強いまちづくりや防火管理の徹底等火災予防の充実強化を図ります。また、大規模な火災が発生した場合において、市及び防災関係機関は、相互に連携して、迅速かつ的確な消火活動を実施します。

1 火災に強いまちづくり

市は、火災による被害を防止、軽減するため火災に強いまちづくりを行います。

(1) 建築物の不燃化の推進

準防火地域の指定による、防火に配慮した土地利用を進めるとともに一般建築物や公共施設の耐震性能・防火性能の向上を推進します。

2 建築物の火災予防

建築物の出火防止及び初期消火の徹底を図ります。

(1) 火災予防査察の強化

区域内の建築物について予防査察を実施し、火災発生危険箇所の点検、消防用設備等の整備、耐震性の強化等について改善指導します。

(2) 防火管理制度の推進

建築物の所有者等に対し、防火管理者を活用するなど、防火管理上の必要な業務を適切に実施するよう指導します。

ア 消防用設備等の設置及び定期点検等による適正な維持管理の徹底

イ 消防計画の作成及び消防計画に基づく訓練の実施

3 防火思想の普及啓発

住民、事業者に対し、全国火災予防週間、防災週間、建築物防災週間等の中で、幅広く防火思想の普及啓発等を行うとともに、地域において防災訓練等を実施し、避難の方法や基本的な防火用資機材の操作方法等について習熟を図ります。

4 消防力の強化

ア 大規模な火災に備え、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努めます。

イ 消防団、自主防災組織の育成に努め、地域防災力の向上に努めます。

5 火の取扱

ア 県から火災気象通報の伝達を受けたときは、必要により火災警報を発令します。警報が発令された区域内にいる者は、警報が解除されるまで、火の取扱に注意します。

第2節 火災応急対策

大規模な火災が発生した場合において、市及び防災関係機関は、相互に連携して、迅速かつ的確な消火活動を実施します。

- 1 情報の収集と伝達
 - ア 火災の発生状況や被災状況等の情報収集と県への報告
 - イ 火災・災害等即報要領に基づく総務省消防庁及び県への即報
- 2 消火活動等
 - ア 市及び消防機関は、火災の災害状況に応じ応急措置を実施します。
 - (ア) 県警察等と連携した火災防御活動
 - (イ) 現地指揮本部の設置
 - イ 火災が拡大し、市単独での消火が困難なときに応援要請をします。
 - (ア) 県への空中消火の要請（県消防防災ヘリコプターによる空中消火）
 - (イ) 他の市町村への応援要請
「高知県内広域消防相互応援協定」及び市町村間の協定
 - (ウ) 消防庁長官への応援要請
「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」
「緊急消防援助隊運用要綱」

第7章

林 野 火 災 対 策 計 画

第1節 林野火災予防対策

幡多中央消防組合と連携して、森林所有者や地域の林業関係団体に対して、必要な林野火災の予防対策を講じます。また、林野火災が発生した場合において、市及び防災関係機関は、相互に連携して、迅速かつ的確な消火活動を実施します。

1 予防対策

ア 住民の林野火災予防意識の啓発

イ 火入れに対する幡多中央消防組合火災予防条例に基づく届出（許可）及び条件の確認、違反事項の中止の指示

ウ 火災発生危険期における重点的な巡視の実施

エ 消防力強化のための防護資機材の整備及び備蓄

2 火災気象通報

ア 県から火災気象通報の伝達を受けたとき又は火災警報の発令基準に該当したときは、必要により火災警報を発令します。

イ 火の使用制限

防災行政無線や広報車等を活用して、住民に対し、警報が発令された区域内にいる者は、警報が解除されるまで、火の使用制限に従うよう火災警報の発令を広報します。

〔火災気象通報の基準〕

（ア） 実効湿度 60%以下で、最小湿度 40%を下回り、最大風速 7m/s をこえる見込みのとき

（イ） 平均風速 10m/s 以上の風が 1 時間以上連続して吹く見込みのとき

（降雨、降雪中は通報しないこともある。）

第2節 林野火災応急対策

1 情報の収集と伝達

ア 火災の発生状況や被災状況等の情報収集と県への報告

イ 火災・災害等即報要領に基づく総務省消防庁及び県への即報

2 消火活動等

ア 市及び消防機関は、火災の災害状況に応じ応急措置を実施します。

（ア） 県警察等と連携した火災防御活動

（イ） 現地指揮本部の設置

イ 火災が拡大し、市単独での消火が困難なときに応援要請をします。

（ア） 県への空中消火の要請（県消防防災ヘリコプターによる空中消火）

（イ） 他の市町村への応援要請

「高知県内広域消防相互応援協定」及び市町村間の協定

「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」

（ウ） 消防庁長官への応援要請

「緊急消防援助隊運用要綱」

（エ） 自衛隊の災害派遣要請の県への要求

第8章

特殊災害対策計画

第1節 突発的重大事故対策計画

突発的に発生する航空機、列車、車両、爆発事故等により一時に多数の負傷者が生じ、日常の態勢では救急対策が困難な場合には、県、警察、消防等関係機関等の連携により本格的治療活動にいたるまでの救急活動の迅速かつ適切な実施を図ります。

1 市の措置

- (1) 市長は、通報その他により事故の発生を知ったときは、直ちに状況確認を行うとともに、災害の規模が大きく必要と認めたときは災害対策本部を設置し、防災関係機関に協力及び応援を要請します。

配備体制については、災害の規模等により本部長が指示します。

- (2) 本部長（市長）の判断により、必要に応じ現地対策本部を設置し、救出・救急業務が迅速に行えるようにします。

現地対策本部長及び部員は、本部長が指名します。

- (3) 被害が甚大で総合的な救急医療活動を実施する必要があると認められる場合は、市、県、警察、消防、医療機関等の代表者による総合対策本部を設け、主に次の事項について各防災関係機関の役割を定め、有機的な活動を行うように努めます。

その場合の各防災関係機関間の調整は、県に要請することとします。

- ア 各防災関係機関の総合調整
- イ 現場の救出作業実施機関
- ウ 救急搬送実施機関
- エ 救急医療実施機関
- オ 遺体収容実施機関
- カ 被災者の家族、報道機関、事故発生原因機関等への事務対応実施機関
- キ 救出用資材等の調達実施機関
- ク その他

2 事故発生原因機関（者）の措置

事故発生原因機関（者）は、事故発生後又は事故発生の覚知後、直ちに市及び中村警察署に通報するとともに、自力による救急活動を実施します。

なお、必要に応じてその他の救急関係機関に協力を要請し、次の事項について積極的に協力をしなければなりません。

- (1) 現地における応急的医療施設の設置並びに管理
- (2) 死傷者等の住所、氏名等の確認
- (3) 死傷者の家族に対する通知
- (4) 遺族の処遇

第2節 排出油災害対策計画

1 陸上施設事故対策

排出油事故に対する措置は、個々の状況（場所、排出量、油の種類、風向、風速、周辺の状況等）に応じ適切な方法で考えるべきですが、一般的には次により処理することとします。なお、排出油が水質に影響を及ぼすような場合は、四万十川水質汚濁防止連絡協議会（会長：中村河川国道事務所長）の定めにより対応します。

(1) 事故原因者の措置

- ア 排出量を最小限にとどめるため、迅速かつ的確な措置
- イ 関係機関への通報
- ウ 引火防止と延焼防止の警戒措置、既に燃焼している場合は延焼防止の措置、消火作業、周囲の人命、財産の救助保護に対する適切な措置
- エ 拡散防止
- オ 排出油の回収除去
- カ 近隣施設への応援要請
- キ その他必要な措置

(2) 市の措置

陸上施設事故により排出油災害が発生した場合、災害の態様、規模を勘案し、災害対策を迅速かつ的確に実施するため災害対策本部を設置します。ただし、災害の態様、規模等により本部設置前においては所管課において適切な措置を講じることとします。

- ア 事故原因者、その他関係機関等との連絡調整及び指導
- イ 災害の拡大防止のための活動
- ウ 死傷者等の救出収容
- エ 警戒区域の指定
- オ 広報活動及び避難の指示
- カ 他市町村への応援要請
- キ その他必要な措置

(3) 県の措置

- ア 事故原因者、その他関係機関等との連絡調整及び指導
- イ 他市町村長に対し応援出動の指示
- ウ 他府県への応援要請
- エ 自衛隊に対する災害派遣要請
- オ その他必要な措置

(4) 警察の措置

- ア 災害の拡大防止及び犯罪防止等の警戒警備
- イ 死傷者の身元確認とその救出協力
- ウ 避難誘導及び警戒区域の指定
- エ 交通規制及び交通整理
- オ 災害の波及防止及び災害応急措置等の救助協力
- カ その他必要な措置

2 海上排出油事故対策

タンカーの事故等により、大量の油の排出や油火災が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、その海域における船舶の安全確保並びに周辺港湾及び沿岸地域の人命、財産の保護、海上汚染の防止を図るために、高知県排出油等防除協議会（会長：高知海上保安部長）との緊密な連携のもとに有効適切な排除活動を推進するとともに、幡多中央地区排出油防除計画による応援活動を円滑に実効あるものとし、災害波及の防止及び被害の軽減を図ります。

(1) 応急対策

ア 海上排出油事故が発生した場合、災害対策を迅速かつ的確に実施するため災害対策本部を設置し情報の収集、応急対策の策定及び調整、関係機関に対する協力要請等を行います。ただし、災害の態様、規模等により本部設置前においては、市関係課において、それぞれ応急対策を講じます。

イ 排出油の処理等

(ア) 人命の救助、救援作業

(イ) 消火作業

(ウ) 排出油の処理作業

ウ 沿岸警戒

排出油による災害が沿岸地域に波及する恐れがある場合は、関係機関は必要に応じ当該地域における現場警戒に従事します。

3 費用

油排出事故対策に要した費用については、現行関係法により処理しうるものは同法により、その他のものについては、事故原因者と応急対策実施機関が協議し負担を決定します。

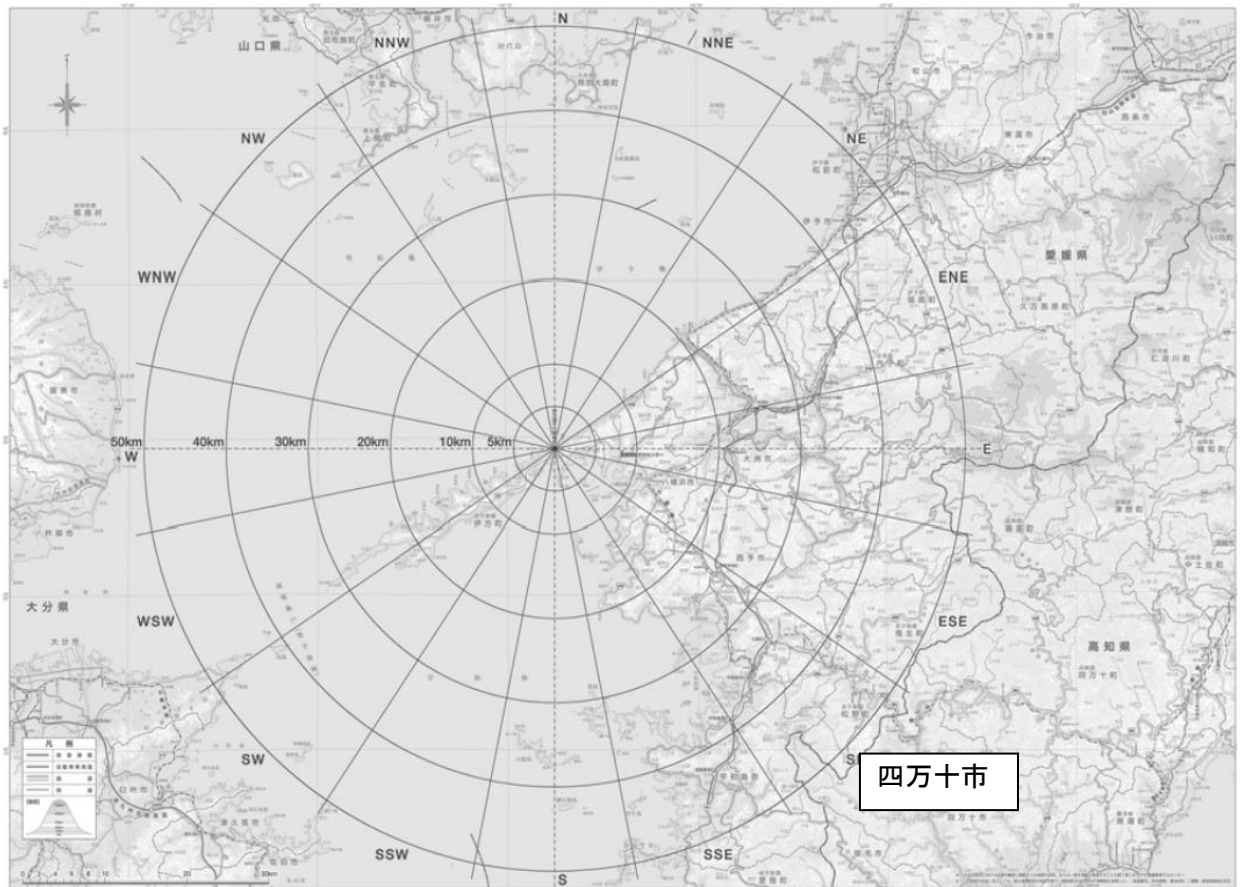
第9章

原子力事故災害対策計画

大規模な原子力事故災害の発生に備え、県や本市が実施する予防対策、応急対策及び復旧対策について定めます。このような災害の場合、県が主体となって対策を講じますが、市も連携して取り組みます。したがって、市が行う対策ばかりでなく、県の行う対策も記載します。

なお、本章における原子力事故災害対策は、愛媛県に所在する「伊方発電所」での事故を対象とします。

*ブルーム：「煙流」と呼ばれる。原発事故における爆発などで放射性物質を含んだ気流がブルームとして立ち上ることを特に「放射性ブルーム」などといいます。



伊方原子力発電所からの距離

出典：愛媛県地域防災計画 原子力災害対策編・資料編

第1節 予防対策

1 情報連絡体制等の整備

県は、平時から原子力事故災害の発生に備え、国、市町村、原子力事業者、愛媛県及びその他防災関係機関との間で、原子力防災に関する情報の収集や事故発生時の連絡、通報を円滑に行うため、以下の事項について体制等を整備します。

(1) 防災関係機関等との相互の連携体制

県は、原子力防災に万全を期すため、国、市町村、原子力事業者、愛媛県及びその他防災関係機関との間において、情報の収集、連絡体制の整備を図ります。

(2) 異常事態発生時の通報体制

県は、原子力発電所において原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第10条第1項に規定する事象（以下「特定事象」という。）が発生した場合に、原子力事業者からの速やかな通報を得て、相互に協力のうえ原子力事故災害に対応できるよう、原子力事業者との間における情報通報体制の整備を図ります。

(3) 情報連絡要員の派遣等

県は、原子力事故災害が発生し、愛媛県において災害対策本部が設置された場合に、情報収集のための職員を愛媛県の災害対策本部等へ派遣できるよう、予め派遣手段等を定めます。

2 住民等への情報伝達体制の整備

県及び本市は、原子力事故災害の正確な情報を住民等に対して確実かつ速やかに伝達できるよう、情報伝達体制の整備を図ります。

3 安定ヨウ素剤の供給体制の確保

県は、プルーム通過時に必要となる安定ヨウ素剤の服用方針等について定めておくとともに、本市は県と協議のうえ、安定ヨウ素剤の供給体制を確保します。

4 モニタリング体制の整備

県は、原子力事故災害発生時における放射性物質または放射線の放出による県内の環境への影響を評価するため、平常時から必要な環境放射線モニタリングを実施し、原子力事故災害発生時に用いる比較データの収集に努めます。また、原子力事故災害発生時における緊急時のモニタリング実施体制を整備します。

5 食品等の安全性を確保する体制整備

(1) 検査体制

県は、放射性物質にかかる検査機器の整備を行い、スクリーニング等の検査方法や検査体制を確立します。また、原子力事故災害が発生した場合に検査する対象品目を予め整理するとともに、流通に関する実態把握に努めます。

(2) 連絡体制

県は、食品等の安全宣言、または出荷制限や自主回収など、注意喚起や情報提供を迅速に行うため、関係機関との連絡体制を整備します。

6 緊急時の医療体制の整備

県は、住民等が万が一被ばくした場合に備え、初期被ばく医療を中心とする体制を整備するとともに、医療機関における放射線の基礎知識や、除染等の放射線防護にかかる技術等の習得に努めるよう関係機関に要請し、発生時に迅速な対応がとれるよう、医療機関との連携を図ります。

7 広域的な避難対策等の整備

県及び本市は、県内外からの避難者を想定し、一時的に受け入れる避難所及び長期的に受け入

れ可能な避難所について、予め選定します。

8 物資の備蓄

県及び本市は、原子力事故災害の発生も想定した必要な物資の備蓄に努めます。

9 緊急輸送活動等の整備

県は、住民等の避難にかかる人員の搬送や物資の輸送、さらに避難誘導や緊急輸送路の確保等が必要となる場合に備え、消防機関、警察、自衛隊、海上保安部、トラック協会やバス協会など防災関係機関等との連携を図ります。

10 県内産品の保護と観光対策の整備

県は、農林水産物等の県内産品に対する速やかな安全宣言又は基準値を超えた場合の出荷の自粛、規制等を行うため、検査対象品目を予め整理するとともに、関係機関との連絡体制を整備します。また、県及び本市は、原子力事故災害発生時における空間放射線量率等の検査、測定結果を、各観光施設がインターネット等で広く情報発信できるよう体制を整備します。

第2節 応急対策

1 原子力事業者からの通報連絡

原子力事業者は、特定事象を把握した場合には、速やかに県へ通報します。また、原子力事業者は、特定事象の発生後、事態が収束するまでの間、事象の進展に応じ、県に対して必要な情報を適宜連絡します。

2 情報収集

(1) 情報連絡要員の派遣

県は、特定事象が発生し、愛媛県で災害対策本部が設置された場合、情報連絡要員を愛媛県の災害対策本部等に派遣し、現地の情報収集にあたりるとともに、愛媛県との調整を行います。

(2) 国の職員や専門家等の派遣要請

原子力緊急事態に伴い、県だけで対応することが困難と認められるときは、国に対して、職員や専門家の派遣を要請します。

3 情報伝達

(1) 市町村及び住民等への情報伝達

県は、原子力事故災害に関する情報を、本市を含む関係する市町村に対して速やかに連絡します。また、本市は、住民等に対して、防災行政無線、広報車等のあらゆる情報伝達手段を活用して、原子力事故災害に関する状況や屋内退避等の指示など、必要に応じて、速やかに伝達します。

(2) 防災関係機関等への連絡

県は、把握した情報を、関係する防災関係機関等に対して速やかに連絡し、必要に応じて、応急対策活動への協力を要請します。

4 広報活動

県は、事故の現状や今後の予測、県の応急対策、住民等のとるべき措置及びその他必要事項について、ホームページへの掲示やその他の情報伝達手段を活用するとともに、報道機関への情報提供をその都度速やかに行い、広く県民に向けての広報活動を行います。

5 防護活動

(1) 屋内退避と避難

県は、国の指示を受け、又は事故の状況や放射性物質の拡散予測等を踏まえ、独自の判断により必要と認めた場合には、住民等への屋内退避または避難等の指示を行うよう、本市に対して要請します。この場合、県は、屋内退避や避難を要する区域の決定や避難先、その他必要事項について、本市と調整を行います。

(2) 安定ヨウ素剤の配布と服用

県は、国の決定した方針または独自の判断により必要と認めた場合には、市と協力し、対象となる住民等へ安定ヨウ素剤を配布し、服用の指示を行います。

(3) 防災関係機関との協力

市は、県と連携し、住民等の避難や物資の搬送等、応急対策活動を迅速かつ円滑に行うため、防災関係機関との調整を図ります。

(4) 要配慮者への配慮

市は、要配慮者について十分に配慮した応急対策活動を実施します。

6 緊急時のモニタリングの実施

県は、県内の放射性物質の拡散状況を把握するため、国と調整のうえ、緊急時のモニタリングを実施し、空間放射線量率等の測定を行います。また、必要に応じて、海上や上空のモニタリング

や測定機器の調達などの支援を国に求めます。

7 住民等の健康対策

(1) 食品等の検査と摂取制限

県は、食品等について、予め整理した検査対象品目の検査を実施します。検査結果は速やかに公表し、関係機関への情報提供を行います。また、検査結果が厚生労働省の定める基準値を超え、又は超える恐れがある場合には、食品等の出荷制限や摂取制限を行います。

(2) 医療体制の確立

県は、医療機関と連携し、必要に応じて住民等のスクリーニング、被ばく線量の測定及び除染等を実施します。

(3) 相談専用窓口の設置

市は、住民からの相談、問合せに対応するため、相談専用窓口を設けることとします。また、県との連絡を密にして情報の一元化を図ります。

8 広域的な避難対策と支援要請

(1) 県内での広域的な避難

市は、県内の他の市町村への避難が必要と判断した場合、避難について、受入先となる市町村と直接協議をします。県は、必要に応じて、市町村間の調整を図ります。

また、県は、他の市町村への避難について、本市が、地震、津波など複合災害による通信手段の途絶、役場機能の喪失等のため、緊急を要すると判断したときは、本市に代わって、受入先となる市町村と協議します。

(2) 県外への避難と支援要請

市は、県外への避難が必要と判断した場合、避難に関し、県に対して他の都道府県と協議するよう求めます。県は、本市からの協議の要請があった場合、又はその他支援が必要となった場合は、災害時応援協定を締結している他の都道府県または国に対して支援要請を行い、必要な調整を図ります。

県は、県外への避難について、地震、津波など複合災害による通信手段の途絶、役場機能の喪失等のため、緊急を要し、本市からの協議要請を待ついとまがないと判断したときは、市からの協議要請を待つことなく、他の都道府県または国への要請を行います。

(3) 他県からの避難者の受け入れ

他県から避難者受け入れの要請があった場合、市は県と調整のうえ、指定避難所の開設又は避難者用住宅の提供を行います。

(4) 生活支援と情報提供

県及び市は、住居や生活、医療、教育、介護など避難者の多様なニーズを把握するように努め、必要な支援を行います。

9 物資の調達と供給活動

県及び市は、備蓄物資及び調達した物資について、被災者への供給を行います。

県は、供給すべき物資が不足し、調達する必要があると判断したときは、災害時応援協定を締結する他の都道府県のほか、国の原子力災害対策本部、又は、国の原子力災害対策本部が設置されていない場合は関係省庁に対して、物資の調達を要請します。

また、本市において物資が不足した場合、県は、地震、津波など複合災害による通信手段の途絶、役場機能の喪失等のため、緊急を要し、市からの要請を待つ暇がないと判断したときは、市の要請を待つことなく、市町村に対して必要な物資を確保し、輸送します。

10 緊急輸送活動等

県は、消防機関、警察、自衛隊、海上保安部、トラック協会やバス協会など防災関係機関等に対し、必要に応じて、人員や物資の搬送、避難誘導や緊急輸送路の確保等について支援を要請しま

す。

11 県内産品の検査と観光対策

(1) 県内産品の検査実施

県は、調査機関と調整のうえ、予め整理した農林水産物等の県内産品の検査を実施します。検査結果はすべて、市や各関係機関へ積極的に伝達するとともに、速やかに公表します。また、検査品目の結果が基準値を超過した場合、速やかに公表するとともに、国や市及び各関係機関との協力のもと、迅速に採取、出荷の自粛及び規制を行い、適正な流通を確保します。

(2) 観光対策

県は、大気、土壌、飲料水、農林水産物及び食品等に関する放射性物質または放射線の検査、測定を行います。

県及び市は、検査、測定結果について、速やかにかつ分かりやすい形で、HP等様々な広報媒体や報道機関を通じて公表するとともに、各観光施設においても情報発信できるよう情報提供を行います。また、避難等により、観光施設を閉鎖する場合であっても、継続的な情報発信による広報活動を行います。

第3節 復旧対策

1 緊急時のモニタリングの継続

県は、放射性物質又は放射線の放出が減少又は収束したと認められるときは、周辺環境に対する全般的な評価等を行うためのモニタリングを実施し、空間放射線量率が平常時の状態に戻るまで継続します。実施する項目は、県内の原子力事故災害による放射性物質又は放射線に関する各種数値について評価等を行い、住民等の健康対策や除染等の活動に資するためのデータを収集します。

2 住民等の健康対策

(1) 相談専用窓口の継続

県内の空間放射線量率が平常時より高い場合、市は、相談専用窓口の運用を継続します。

(2) 健康相談と健康影響調査等の実施

市は、住民等の健康に対する不安を払拭するとともに、心のケアの必要性も考慮し、対象とする地域を選定して、県及び医療機関を始めとする関係機関と協力して、地域の住民等を対象とする健康相談を実施します。

また、県は、事故の発生により、住民等への健康影響調査が必要と認められる場合には、速やかに対象となる地域の住民等への健康影響調査を実施します。

3 放射性物質による汚染の除去等

(1) 国との連携と専門家等の派遣要請

県は、住民等の健康対策や除染活動等の復旧対策を行ううえで、国との連携を密にし、必要な助言、指導等を求めていきます。また、長期的な防護措置が必要となる場合、専門家による知見を交えた復旧計画の策定、さらには県と国の方針の調整等のため、必要に応じて、国の職員や専門家の派遣の要請を行います。

(2) 除染及び汚染廃棄物の処理

県は、国が示す除染基準や、放射性物質により汚染された廃棄物の処理方針に則って、国や市町村と協力し、必要な除染作業や汚染廃棄物の処理を行います。また、汚染廃棄物の処理については、必要に応じて、国、市町村、他の都道府県及び防災関係機関等に対して支援を要請します。

4 広域的な避難対策と支援

(1) 他県への支援

県は、他県への支援に関し、必要な物資の提供、避難者の受け入れ、避難者の搬送や物資の輸送にかかる移動手段の提供、職員の派遣等、必要な支援を継続します。

(2) 避難者への支援

県は、本市と協力して、市町村域を越えての避難者及び県外からの避難者について、健康調査や心のケア及び生活上の困難等について、継続的に聞き取り調査等を行い、必要な支援を行います。

県外への避難者に対しては、避難先の県を通じて、困り事や要望等を把握し、必要な支援を継続します。

(3) 避難の解除

県は、環境のモニタリングによる地域の調査等を踏まえ、国と協議、調整のうえ、避難対象となった地区の市町村に対して、避難の解除を要請し、市町村は避難の解除を行います。

5 風評被害への対策

(1) 県内産品の検査継続と安全宣言

県は、農林水産物等の県内産品について検査を継続するとともに、安全性の確認された品目

については、関係機関と協力のうえ、県内外においてキャンペーンやイベントを企画するなど、本県産品の適正な流通促進に努めます。

(2) 観光客の誘致に向けた安全性のPR等

県は、大気、土壌、飲料水、農林水産物及び食品等に関する放射性物質又は放射線の検査、測定を継続するとともに、安全性を確認した場合には、県のHP等様々な広報媒体や報道機関を通じて積極的な情報発信に努めます。また、観光客の誘致促進を図るため、キャンペーンやイベントの企画に取り組み、本県の安全性を積極的にPRするなどの対策を講じます。

6 フェーズに基づく市の対応

フェーズに基づく市の対応を以下に示します。

		県の配備基準	県の配備体制	県の解除基準	市の対応
応急対応	フェーズ0	伊方発電所におけるA区分事象発生の通報連絡を受けたとき、又は警戒事態に該当する事象の発生を把握したとき	危機管理部による情報収集体制	事態の進展の恐れがないと危機管理部長が判断したとき	地震防災課及び支所地域企画課による情報収集
	フェーズ1	施設敷地緊急事態に該当する事象の発生を把握したとき	厳重警戒体制	事態の復旧又は復旧の見込みが立ち、本県への影響がないと危機管理部長が判断したとき	屋内退避や避難指示を速やかに出せるよう、防災行政無線の点検や広報車の準備を行う
	フェーズ2	全面緊急事態に該当する事象の発生を把握したとき、又は知事が必要と判断したとき	災害対策本部体制 ※防保措置の準備体制	原子力緊急事態宣言の解除、国の原子力災害対策本部の解散、又は事態が収束し本県への影響がないと知事が判断したとき	○災害対策本部を設置して、防護措置の準備を行う体制を構築 ○屋内退避と一時移転の準備 ・屋内退避等の指示を速やかに出せる体制を整える ・一時移転等の受入れ可能な指定避難所の開設準備 ○住民等からの相談への対応 ・県と連携を密にして、情報の共有を図る（県の開設している相談窓口の案内） ○避難者の受入れ準備 ・受入れ可能な戸数の調査と把握 ・県や他の市町村と調整し、避難者を受け入れる
	フェーズ3	SPEED1 による予測結果により、ブルームが本県を通過することが見込まれるとき、又は知事が必要と判断したとき	災害対策本部体制 ※防護措置の準備体制	ブルームの通過に伴う応急対策の完了後、本県における被害の拡大が見込まれない状況に達した以後、復旧対策が主となると知事が判断したとき	○屋内避難や一時移転等の指示 ・ブルームの通過が予測される地区の住民等に対して、屋内退避の指示を行う ・空間放射線量率が一時移転や避難の基準値を超える場合等には、一時移転等の指示を行う ○住民等からの相談への対応・県と連携を密にして、情報の共有を図る（県の開設している相談窓口の案内）※フェーズ2での対応を継続 ○避難者の受入れ準備 ・県や他の市町村と調整し、避難者を受け入れる※フェーズ2での対応を継続
復旧対応	復旧対策体制	フェーズ2又はフェーズ3での応急対策が完了後引き続き復旧対策が必要となると知事が必要と判断したとき	災害対策本部体制	災害対策本部による対応がなくなったと知事が判断したとき	県と連携して復旧対応を実施

四万十市水防計画

1 目的

この水防計画は、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）第4条の規定に基づき高知県知事から指定された指定水防管理団体である四万十市が、法第33条の規定に基づき四万十市の地域にかかる河川の洪水、津波又は高潮（以下「洪水等」という。）の水災に対処し、その被害を軽減することを目的とします。

また、この計画は高知県水防計画書との整合性・関連性を有するものとします。

2 水防活動の実施

洪水等に際し、水災を警戒し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため、水防警戒の通知を受けたときから洪水等による危険が除去される間、この水防計画に基づいて水防活動を実施するものとします。

3 定義

本計画において用語の定義は、次のとおりです。

水防管理団体	：	四万十市
水防管理者	：	四万十市長
水防本部長	：	四万十市長
水防副本部長	：	四万十市副市長、教育長

4 水防の責任と義務

水防の責任及び義務は、水防法等に次のとおり規定されています。

(1) 県の責任（法第3条の6）

県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

(2) 市の責任（法第3条）

市は、その区域内における水防を十分に果すべき責任を有する。

(3) 市民等の水防義務（法第24条）

水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、市内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

(4) 異常な現象発見者の通報義務（災害対策基本法第54条）

ア 災害の発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、遅滞なく、その旨を市長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。

イ 通報を受けた警察官若しくは海上保安官は、その旨すみやかに市長に通報する。

ウ 全各号により通報を受けた市長は、その旨すみやかに次の機関に通報する。

（ア） 高知地方気象台

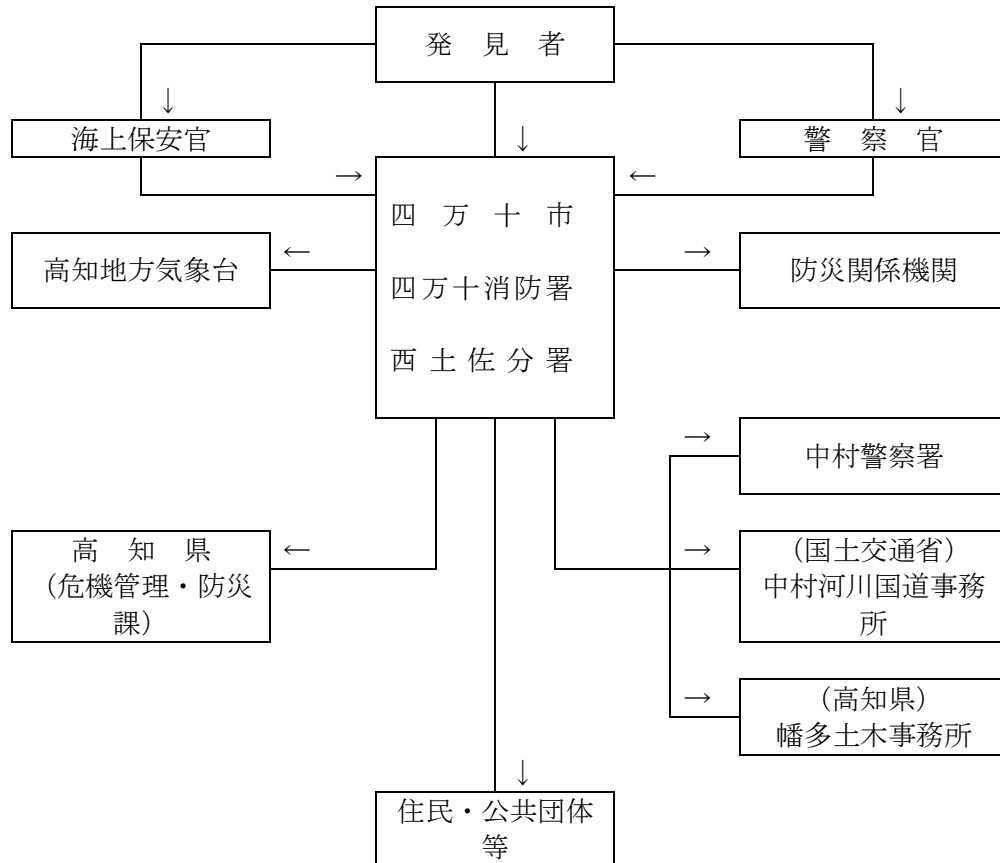
（イ） 知事（危機管理・防災課経由）

（ウ） 警察署、国土交通省中村河川国道事務所、幡多土木事務所等予想される災害に関係がある機関

（エ） 市長は（ウ）による通報と同時に、住民その他関係の公私の団体に周知させるとともに、とるべき必要な措置について指示する。

（オ） 夜間休日等勤務時間外における通報については、消防署において受理し、消防署長に報告し指示を受けるものとする。本庁警備員に連絡のあった場合は、消防署に連絡するとともに、総務課長及び防災担当者に報告する。

(カ) 異常現象発見者からの通報系統図



5 水防組織

(1) 水防本部の設置

水防管理者は、洪水等について水防活動の必要があると認めたときからその危険が除去するまでの間、市に「水防本部」(又は支部。以下同じ。)を設置します。なお、災害対策本部が設置された時は、本計画に定める水防組織は、そのまま災害対策本部に吸収され水防業務にあたることとなります。

注) 水防支部…西土佐地域において水防活動を実施する場合に、支所長を支部長として対応にあたる組織であり、水防本部に準じ水防活動を実施します。

(2) 本部員会議

本部長は、水防活動の重要な事項等を協議決定するため、必要に応じて本部員会議を招集します。

(3) 本部組織

本部組織は、四万十市地域防災計画(一般災害対策編)第3章 災害応急対策計画 第1節 組織 1 四万十市災害対策本部の設置及び解散 における「第1水防配備」の体制とする。

(4) 所掌事務

本部の所掌事務は、四万十市地域防災計画(一般災害対策編)第3章 災害応急対策計画 第1節 組織 2 四万十市災害対策本部の組織及び運営 (9) 災害対策本部の事務所掌とします。

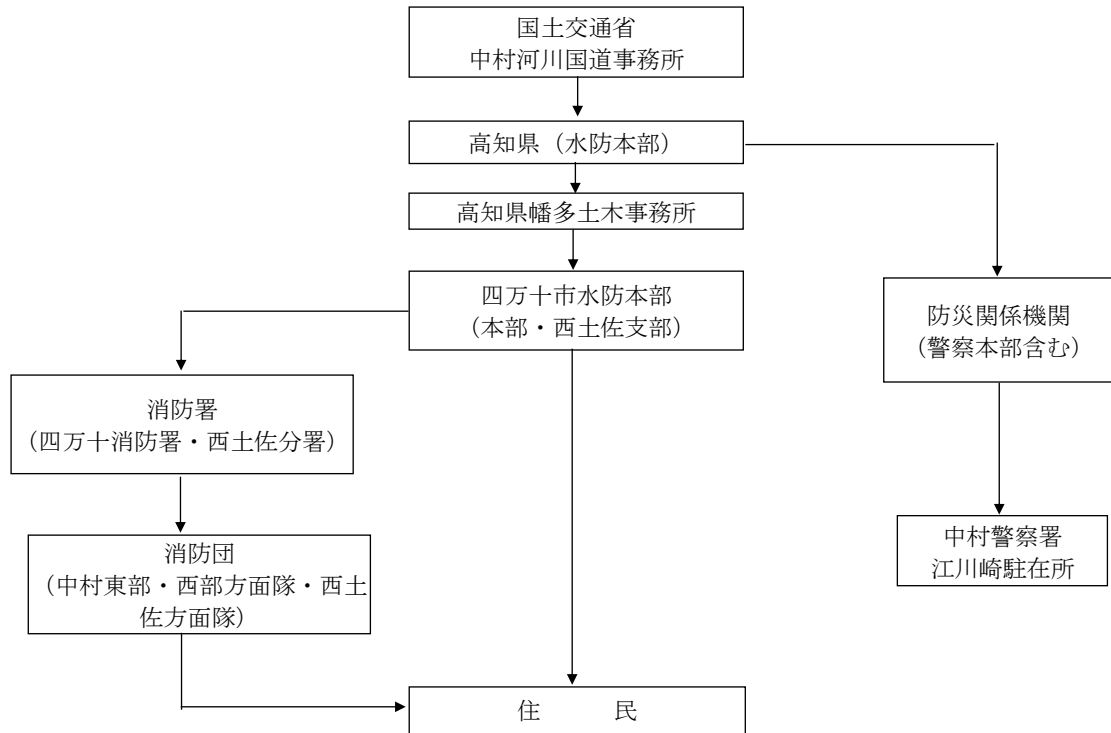
6 職員の動員計画

水災の発生が予想され、又は発生した場合、水防活動を迅速かつ的確に実施するための職員の動員計画は、四万十市地域防災計画(一般災害対策編)第3章 災害応急対策計画 第2節 動員計画 とします。

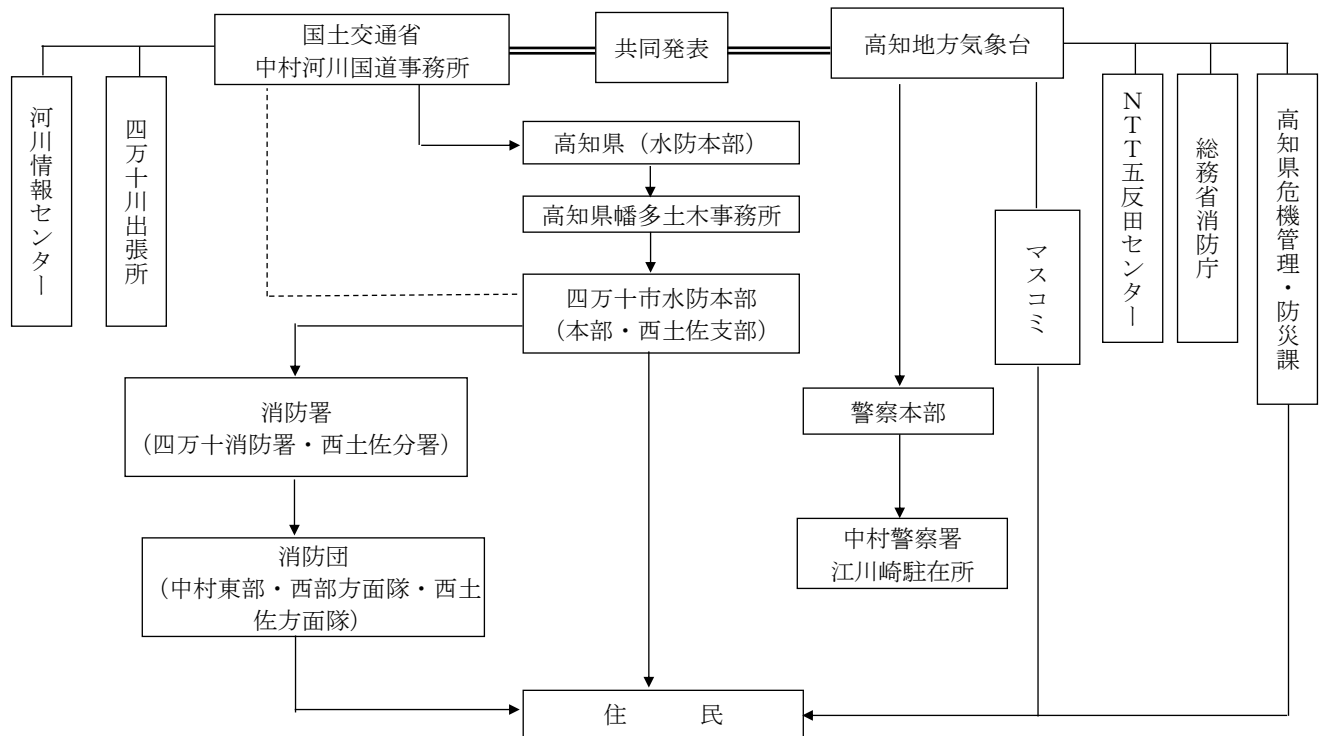
7 伝達系統図

国土交通省からの水防警報等及び県からの水防指令の通報を受けた場合の伝達系統は、次のとおりとします。

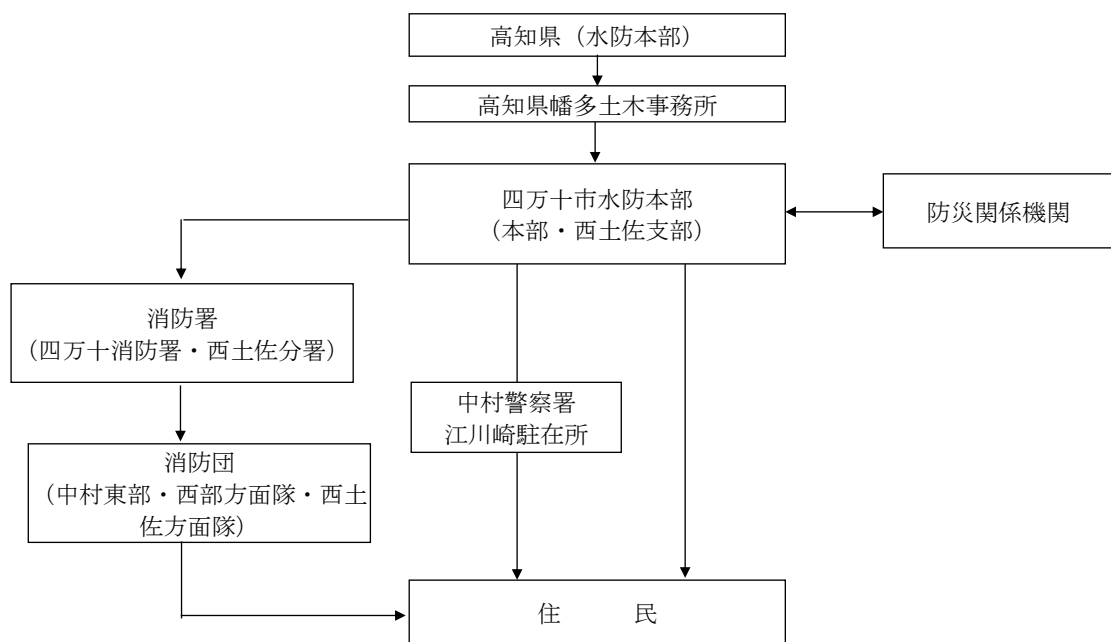
(1) 国の行う水防警報（四万十川・後川・中筋川）



(2) 国の行う洪水予報（四万十川）



(3) 高知県水防指令



8 水防活動等

(1) 高知県水防指令による水防活動基準

号 種	発 令 基 準	水 防 活 動
水防指令 第1号	気象注意報、気象警報等の状況 判断により発令 水防団待機水位に達したとき	水防団の待機
水防指令 第2号	潮位が上がり、高潮、波浪の危 険が予測されるとき等の状況 判断により発令 水防団待機水位を超え、さらに 上昇中のとき	水防団の準備 水防資機材の整備 避難場所の再確認 輸送の再確認
水防指令 第3号	はん濫注意水位に達したとき、 高潮、津波の危険があるとき等 の状況判断により発令	水防団の出動 警戒区域の設定時期の検討 住民の避難準備及び避難の勧告の検討 水防信号等による住民周知の検討
水防指令 第4号	決壊、溢流等のおそれがある とき	防災関係機関等への出動協力要請（水防信 号等による。）
水防指令 第5号	水防の限度を予測し、危険を判 断したとき	危険区域住民への避難の指示（水防信号等 による。）
解除	はん濫注意水位以下となり危 険がなくなったとき	水防信号等により住民へ周知

※ 水防信号は、高知県水防法施行細則（昭和24年高知県規則第43号）に基づき次のように行うものとします。

別表（第3条関係）

種類	打鐘信号	サイレン信号
警戒水位に達し、なお増 水のおそれがあるとき （水災警報）	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ 3点打5回	30秒 ○——6秒○—— ○—— ○—— ○—— 6秒を間し30秒吹鳴5回
関係諸機関の出動信号	○○○ ○○○ ○○○ ○○○ ○○○ 3連打5回	3秒 10秒 ○—3秒○—— ○— ○—— ○— ○—— ○— ○—— ○— ○—— 3秒吹鳴、3秒を間し10秒吹鳴を5 回
（危険区域内住民） 避難退去信号	○○○○○○○○○○○○ 乱打 ○○○○○○○○○○○○	3秒 ○——1秒○—— ○—— ○— — ○—— ○—— ○—— ○— — ○—— ○—— 1秒を間し3秒吹鳴10回
解除信号	○ ○○ ○ ○○ ○ ○○ ○ ○○ ○ ○○ 1点 2点の斑打5回	○—— 長声1回

(2) 水防巡視（出動）

本部長は、水防警報等の通知を受けたときは、速やかに各河川の水防受持区域の消防分団長に対しその通報を通知し、必要団員を河川等の巡視を行うよう指示するものとします。なお、各分団の水防受持区域は、原則として各地区区分によりますが、必要に応じ適時応援体制を敷くものとします。

また、河川水位が水防団待機水位、はん濫注意水位に達したときは、速やかに関係消防分団長に通知するとともに、必要に応じ住民に水防信号又は防災無線、消防無線、地区有線放送等により周知し、さらに必要な団員を招集し、警戒、水防活動にあたらせるものとします。なお、招集は招集信号サイレン（火災信号の招集信号による。）により招集できるものとします。

水防巡視は、水防区域の巡視及び警戒を厳にし、既往の被害箇所、その他特に重要な箇所を中心として堤防の表側、天端、裏側の3部分につき巡回し、特に次の状態に注意し、異常を発見した場合は、直ちに当該河川、海岸堤防等の管理者及び水防本部に報告するとともに水防活動を開始するものとします。

- ア 堤防の溢水状況
- イ 表法で水当たりの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ウ 天端の亀裂又は沈下
- エ 裏法の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- オ 樋門の両袖又は底部よりの漏水と扉の締り具合
- カ 橋梁その他の建造物と堤防との取付部分の異常

(3) 警戒区域の設定（法第21条）、居住者の水防義務（法第24条）

水防管理者は、水防活動上必要ある場合、警戒区域を設定し、無用の者の立入を禁止し、若しくは制限し、或いはその区域内の居住者又は水防現場に居る者をして水防に従事させることができるものとします。

(4) 決壊

- ア 堤防その他の施設が決壊溢流した時は、水防管理者、消防団長及び消防組合長は、直ちにその旨当該河川、海岸堤防等の管理者等に通報しなければなりません。（法第25条）また、水防管理者、消防団長及び消防組合長は、破堤後といえども出来る限り氾濫による被害を最小限に止めるよう最善の努力をしなければなりません。（法第26条）
- イ 水防管理者は、氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、時機を失することなく必要と認める地域内の居住者に対し、避難のため立退きを指示することができるものとします。この場合、警察署長にその旨を通知しなければなりません。（法第29条）
- ウ 水防管理者は、必要な時に警察署長に対し、警察官の出動を要請し、居住者の避難誘導、立退き後の家屋及び避難場所の警備等を求めることができるものとします。（法第22条）
- エ 水防管理者は、水防のため緊急の必要があるときは、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができるものとします。（法第23条）
- オ 水防管理者は、破堤、溢流等により被害を生じた時は、中村河川国道事務所長、幡多土木事務所長等に対し、次の報告を行うものとします。

- （ア） 日時
- （イ） 場所
- （ウ） 人の被害
- （エ） 家屋、田畑、橋の流失、道路の決壊、破堤等の事実
- （オ） 被災概要
- （カ） 復旧見込等の所要事項

(5) 水防解除

水防管理者は、水位がはん濫注意水位以下に減し、かつ危険がなくなったとき若しくは津波又は高潮の恐れがなくなったときは、水防活動の停止を命じ、これを一般に周知するとともに、関係各機関に通報するものとします。

(6) 水防活動実施報告

洪水等により水防活動を実施する時又は実施したときの報告等は次のとおりとします。

ア 各分団長は、水防活動を実施するときは、速やかに消防団方面隊長又は消防署長若しくは分署長に次の報告をするものとし、消防団方面隊長又は消防署長若しくは分署長は水防本部長にその旨報告するものとし、

(ア) 出水の概要

(イ) 水防活動状況（水防実施箇所、出動人員、水防作業の概況及び工法等）

(ウ) 避難状況等（避難場所、避難者数、食料・飲料水・被服等生活必需品の状況）

イ 各分団長は、水防活動終了後、すみやかに別紙様式 1 により水防本部長に報告するものとし、

ウ 水防本部の各部長は、すみやかに水防活動状況及び被害状況等を水防本部長に報告するものとし、

エ 水防本部長は、遅滞なく水防活動速報を別紙様式 2 により県土木部長に報告、中村河川国道事務所長に情報提供するものとし、

オ 水防本部長は、現地の写真、水防資材受払簿、資材購入の際の証拠書類の整備を行い、別紙様式 3 により調査表を作成しておくものとし、

9 公用負担

(1) 公用負担権限

水防管理者、水防団長又は消防機関の長は水防のため必要があるときは、次の権限を行使することができます。

ア 必要な土地の一時使用

イ 土石、竹木、その他の資材の使用

ウ 土地、土石、竹木、その他の資材の収用

エ 車輛その他の運搬具又は器具の使用

オ 工作物その他の障害物の処分

(2) 公用負担権限委任証明書

水防管理者、水防団長又は消防機関の長が、法第28条により公用負担の権限を行使する場合は、その身分を示す証明書をその他これらの者の委任を受けた者にあつては、次のような証明書を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければなりません。

公 用 負 担 権 限 委 任 証 明 書		
受任者		
身 分		
氏 名		
うえの者に四万十市の区域における水防法第28条第 1 項の権限行使を委任したことを証明する。		
年	月	日
水防管理者	氏 名	印
又は水防団長		
消防機関の長		

(3) 公用負担の証票

法第28条の規定により公用負担の権限を行使する者は、次のような証票を2通作成してその1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずべき者に手渡さなければなりません。

公 用 負 担 証				
負担者	住 所	氏 名		
物件 (使用、収用、処分等)	数量	負担内容	期間	
年 月 日				
命令者 氏 名 印				

上記の権限行使によって損失を受けた者に対しては、水防管理団体は時価によりその補償をしなければなりません。

10 水防従事者の厳守事項

水防管理者は、水防従事者に対し、次の事項を遵守させなければなりません。

- (1) 命令なくして部署を離れたり、勝手な行動をとってはならないこと。
- (2) 作業中は私語を慎み終始敢闘精神を以って守り抜くこと。
- (3) 夜間など特に言動に注意し、みだりに「溢流」とか「破堤」等の想像による言語を使用してはならないこと。
- (4) 命令及び情報の伝達は特に迅速、正確、慎重を期し、みだりに人心を動揺させたり、いたずらに水防員を極度に疲れさせないように留意し、最悪時に最大の水防能力を発揮できるよう心掛けること。

11 安全配慮

洪水等により水防活動を実施する場合は、水防団員自身の安全確保に留意するとともに、各分団長は次の点に配慮し活動しなければなりません。

- (1) 水防活動時にはライフジャケットを着用させること。
- (2) 水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させること。
- (3) 最新の気象情報や現場状況の把握に努め、団員の安全を確保するため、必要に応じ速やかに待避を含む具体的な指示や注意を行うこと。
- (4) 団員の安全確保のため、予め活動可能な時間等を団員等へ周知し、共有すること。
- (5) 活動中の不測の事態に備え、待避方法、待避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底すること。
- (6) 津波災害の際、津波浸水予想地域で活動する場合は、津波到達予想時刻の10分前には安全な場所への避難が完了できるよう活動を終了すること。また、気象台の津波警報解除の発表までは、浸水予想地域での活動は行わないとともに、津波注意報解除の発表までは、海岸付近での活動は行わないこと。

12 水防用語

水防に関する堤防等の災害用語は次のとおりとし、他の紛らわしい用語は用いないものとします。

区 分	用 語	状 況
河 川	亀 裂	堤防に亀裂を生じること。
	決 壊	堤防が崩壊し、水が堤防から流れ出すこと。
	越 水	堤防を超えて、水があふれ出すこと。
	溢 水	堤防のないところなどから、水があふれ出すこと。
	洗 堀	激しい川の流れなどにより、堤防等の土が削りとられること。
	漏 水	河川の水位が上がることにより、その水圧で堤防や地盤の中に水みちができて、川の水が漏れること。
	法 崩 れ	雨の浸透や川の流れなどにより、堤防の斜面が崩れること。
海 岸	亀 裂	堤防に亀裂を生じること。
	決 壊	高波等により堤防が壊れて崩れること。(破堤)
	越 波	堤防よりも高い波が来た場合に、海水が陸側へ流入すること。
道 路	路側決壊	道路の側面が欠けること。
	路面流出	道路の表面がデコボコになること。
	崩 土	道路に土砂が崩れること。
	落 石	風化などにより不安定になった岩塊や石が斜面から転落すること。
砂 防	土 石 流	山腹、川底の石や土砂が長雨や集中豪雨などによって、一気に下流へと押し流されるもの。
	地すべり	斜面の一部あるいは全部が地下水の影響と重力によって、ゆっくりと斜面下方に移動する現象。
	がけ崩れ	地中にしみ込んだ水分により斜面が不安定になり、雨や地震などの影響によって急激に崩れ落ちること。

13 水防用資材

(1) 水防倉庫には、水防資材を常時付属資料のとおり備蓄しておくものとします。

(2) 水防資材の調達

水防管理者は、自ら保有し、又は直接調達できる水防資材を使用し水防活動を行うが、なお不足する場合は、当該地域の業者等より調達するものとします。

14 水防工法

(1) 概 説

水防工法は、資機材の入手が容易であり、出水緊急時の暗夜暴風雨の中においても、迅速確実に実施が可能であり、より効果のあがるものを選ばなければなりません。なお、洪水時において堤防に異常の起こる時期は滞水時間にもよるが大体水位の最大の時又は前後である。しかし、法崩れ陥没等は通常減水時に生ずる場合が多い(水位が最大洪水の3/4位に減少した時が最も危険)ので洪水最盛期を過ぎても完全に流過するまでは警戒を解いてはなりません。

水防工法一覧表

現象	工法	工法の概要	利用箇所、河川	主要資材	備考
越水	積み土のう工	堤防天端に土俵または土のうを数段積み上げる。	一般河川	土のう、杭または竹	
	せき板工(その1)	堤防天端にくいを打ち、せき板を当てる。	都市周辺河川	杭、板、くぎ	

		〃 (その2)	同上	同上（木材の得にくいところ）	鉄パイプ、鉄板、防水シート	
		じゃかご積み土	堤防天ばに土のうの代わりにじゃかごを積む。	急流河川	じゃかご、詰石、防水シート	
		連結水のう	堤防天ばに土のうの代わりにビニロン帆布連結水のう（水マット）を置く。	都市周辺河川（土砂、土のう、杭、板の入手困難なところ）	帆布製水のう、鉄パイプ、ポンプ	
		裏むしろ（シート）張り工	堤防裏のり面をむしろ（シート）で被覆する。	あまり高くない堤体の固い箇所	むしろ、かご、竹、土のう、シート	応急越流堤工
漏水	川表	詰め土のう工	川表の漏水口に土のうを詰める。	構造物などのあるところ、水深のあまり深くないところ	土のう、縄、むしろ、杭、竹	
		むしろ張り工	川表の漏水面にむしろを張る。	水深のあまり深くないところ	竹、縄、土のう、むしろ	
		継ぎむしろ張り工	川表の漏水面にむしろを張る。	漏水面のひろいところ、水深の浅いところ	むしろ、縄、竹、杭、土のう	
		たたみ（シート）張り工	川表の漏水面にたたみ（シート）を張る。	水深のあまり深くないところ	古たたみ、杭、土のう、縄、シート	
	川裏	かま段工	裏小段、裏のり先平地に円形に積み土のうする。	一級河川	土のう、むしろ、杭または竹、樋	
		水マット式かま段工	裏小段、裏のり先平地にビニロン帆布製中空円形水のうを積み上げる。	同上（土砂、土のうの入手困難なところ）	帆布製、中空水のう、鉄パイプ、樋、ポンプ	
漏水	川裏	鉄板式かま段工	裏小段、裏のり先平地に鉄板を円筒形に組みたてる。	一般河川	鉄板、土のう、樋、杭または鉄パイプ	
		月の輪工	裏小段、裏のり先にかかるように、欠円形に積み土のうする。	同上	土のう、むしろ、杭または竹、樋	
		水マット月の輪工	裏小段、裏のり先にかかるように、ビニロン帆布製水のうを組みたてる。	同上	帆布製水のう、杭、土のう、樋	
		導水むしろ張り工	裏のり、犬走りにむしろを並べる。	同上（漏水量の少ないところ）	むしろ、丸太または竹	

		たる伏せ工	裏小段、裏のり先平地に底抜きたる又はおけを置く。	一般河川	たるまたはおけ、むしろまたはシート、土のう	
決壊		むしろ張り工、継ぎむしろ張り工、たたみ（シート）張り工	漏水対策と同じ。	比較的緩流河川	漏水対策と同じ	
現象		工法	工法の概要	利用箇所、河川	主要資材	備考
		木流し工	樹木に重り土のうをつけて流し被覆する。（竹を使うこともある。）	急流河川	立木、土のう、縄、鉄線、杭	
		立てかご工	表のり面にじゃかごを立てて被覆する。	砂利質堤防、急流河川	じゃかご、詰石、杭、鉄線	
		すて土のう工	土のうを表のり面決壊箇所に投入する。	比較的急流河川	土のう、竹	
		すて石工	大きな石または石のうなどを投入する。	急流河川	石、石のう	
		竹網流し工	竹を格子形に結束し土のうをつけ、のり面を被覆する。	緩流河川	杭、竹、縄、土のう	
		わく入れ工	深掘れ箇所に川倉、牛杵、追牛、鳥脚、猪の子等を投入する。	急流河川、かなり河幅の広い河川	杵工材	
		築きまわし工	堤防の表が決壊したとき、断面の不足を裏のりで補うため杭を打ち中詰の土のうを入れる。	凸側堤防、他の工法と併用	杭丸太、鉄線、土のう	表のり崩れの断面補充に用いる。
		びょうぶ返し工	竹を骨格とし、かや、よしでびょうぶを作りのり面にたおし被覆する。	比較的緩流河川	杭、竹、かや、よし、縄、土のう	
き裂	天端～川裏法面	折り返し工	天ばのき裂をはさんで両肩附近に竹を突きさし折り曲げて連結する。	粘土質堤防	竹、土のう、縄	
		杭打ち継ぎ工	天ばのき裂を竹の代わりに杭を用い鉄線でつなぐ。	砂質堤防	杭、鉄線	

崩壊	川裏	控え取り工	き裂が天ばから裏のりにかかるもので折り返し工と同様に行なう。	粘土質堤防	竹、土のう、縄	
		継ぎ縫い工	同上現象のとき、杭をき裂の両端に打ち竹で連結し土のうでおさえる。	砂質堤防	杭、竹、鉄線、土のう	
		ネット張り き裂防止工 法	同上の現象で竹のかわりに金網を用いる。	同上	杭、金網、土のう	
	川裏	五徳縫い工 (その1)	裏のり面のき裂を竹で縫い崩壊を防ぐ。	粘土質堤防	竹、縄、土のう	
		〃 (その2)	裏のり面のき裂をはさんで杭を打ちロープで引き寄せる。	同上	杭、ロープ、土のう	
		竹刺し工	裏のり面のき裂が浅いとき、のり面が滑らないように竹を深く刺す。	同上	竹、土のう	
		力杭打ち工	裏のり面附近に大きな杭をならべる。	粘土質堤防の滑り面に沿い滑動するヶ所	杭または竹	
		かご止め工	裏のりにひし形になるよう杭を打ち、竹または鉄線で縫う。	砂質堤防	杭、竹、鉄線、土のう	
		立てかご工	裏のり面にじゃかごを立て被覆する。	砂利質堤防 急流河川	じゃかご、詰石、杭	川表にも用いる。
		杭打ち積み 土のう工	裏のり面に杭を打ちならべ中詰めに土のうを入れる。	砂質堤防	杭、布木、土のう、鉄線	
		土のう羽口工	裏のり面に土のうを小口に張り上げる。	一般堤防	土のう、竹または杭	
		つなぎ杭打ち工	裏のり面に杭を打ちならべ連結して中詰めに土のうを入れる。	同上	杭、土のう、鉄線	
		さくかき詰 め土のう工	杭を数列のりの上下に打ちならべてこれを連結して中詰め土のうを入れる。	同上	杭、丸太、鉄線、土のう	

(2) 使用材料

水防資材は、いつでも入手でき、加工が簡単で、かつ流水に対して強靱であり施工しやすいものでなければなりません。

解 説

従来の自然の材料を主体とした水防工法も沿川の都市化に伴う耕地や山地等の減少、並びに農業形態の変化によるわら製品の減少により土俵、むしろ、縄および竹木等の入手が次第に困難となっています。また、水防団員の確保も困難となりつつある現在、水防工法の省力化、機械化、近代資材の活用を考えなければなりません。旧来の土俵、むしろ、縄、竹木等に変わる主材料として塩化ビニール系などの土のう、シート、合成繊維ロープ、鉄パイプ、鉄線などが考えられます。これらは、備蓄が可能であり、しかも事前に加工できる利点があり省力化の面でも見直さなければならない材料です。

水防活動のために必要な準備工（土のう作り等）、主な水防工法の作業過程やロープワーク等については、高知県水防計画書や水防ベーシック A to Z（国土交通省四国地方整備局監修）を参照し実施します。

15 水位観測所

※テ：テレメーター

管轄区分	河川名	観測所名	所在地	※種別	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	零点高 Elm	備考
国土交通省中村河川国道事務所	四万十川	具同	具同中出分	テ	5.00	6.50	7.70 9.70	8.15 10.10	1.11	T.P.W
幡多土木事務所	〃	川登	鵜ノ江	〃	8.20	10.40	13.20	13.60	7.61	
国土交通省中村河川国道事務所	〃	津野川	橘字竹カサコ	〃	6.50	8.50	11.90	12.70	25.13	T.P.W
〃	後川	秋田	麻生字土居の前	〃	3.80	5.00	5.67	6.66	4.37	T.P.W
〃	中筋川	磯ノ川	上ノ土居字東サワナカ	〃	3.80	5.50	7.40	8.11	0.46	T.P.W

※具同観測所の避難判断水位及び氾濫危険水位の上段は無堤部、下段は有堤部の水位

16 高齢者等避難、避難指示

本部長（市長）は、河川の水位が避難判断水位を超えた場合等、その状況により必要と判断されるときには高齢者等避難、避難指示を発令します。なお避難に必要な措置等については、四万十市地域防災計画一般災害対策編第3章第6節の定めに基づき行います。

17 水防訓練（法第32条の2）

水防管理者は、水防活動を迅速かつ的確に遂行するために毎年消防団あるいは水防関係機関が相互に連携して水防訓練を行うものとします。

18 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

法第15条第1項の規定により本市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の所有者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとします。

市から要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法は、7 伝達系統図のとおりです。

19 水防協力団体

地域の水防力強化のため、水防団が行う水防活動を支援・サポートする企業・団体等を「水防協力団体」として指定し、連携して水防活動を行います。

水防協力団体の概要は以下のとおりです。

(1) 水防協力団体の指定

水防管理団体は、下記に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

(2) 水防協力団体の業務

- ア 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
- イ 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
- ウ 水防に関する情報又は資料の収集、提供
- エ 水防に関する調査研究
- オ 水防に関する知識の普及、啓発
- カ 前各号に附帯する業務

(3) 水防協力団体と水防団等の連携

水防協力団体は、水防団との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。

また、水防協力団体は、毎年水防団及び消防機関が行う水防訓練に参加するものとする。

津波災害警戒区域に係わる水防協力団体は、津波防災地域づくりに関する法律に規定された津波避難訓練に参加する。（水防法第32条の3）

別紙様式 1

水防活動実施報告書

年 月 日

作成責任者

印

出水の概要		警戒水位 m 川							
		雨 量 mm							
水防実施箇所		右 岸 地先 m							
		左							
日 時		自 年 月 日 至 年 月 日							
出 動		水防団員		消防団員		その他		合計	
人 員		人		人		人		人	
水防作業の概況及び工法		箇所 m 工 法							
水防の結果	効果	堤防 m	田 m ²	畑 m ²	家 戸	鉄道 m	道路 m	人口 人	その他
	被害	m	m ²	m ²	戸	m	m	人	
使用機材	かます・俵			居住者の 出動状況					
	万年・土俵								
	なわ								
	丸太			水 防 関係者の 死 傷					
	その他								
				雨 量 水位の 状 況					
水防に関する自己批判									
備 考									

(注) 水防を行った箇所ごとに作成すること。

別紙様式 2（並びに記載例）

水防活動実施報告（速報）

年 月 日

市 長

高知県土木部長あて

下記のとおり報告します。

水防管理 団 体 名 土木事務 所 名	水防活動 延 人 数	水 防 活動費 (A)	使用（消費）資材費			合 計 (A+B)	水防活動 を 実 施 し た 日	備 考
			主要資材	その他 資器材	小計 (B)			
〇〇市	人 80	円 200,000	円 350,000	円 200,000	円 550,000	円 750,000	6月20日	梅雨前線 豪 雨

- 註 1. 主要資材とは俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠及び置石である。
2. 用紙はA4書とする。

別紙様式 3

水 防 活 動 実 施 調 査 票

年 月 日 台風
豪雨
高潮

四万十市

日時		位置	実施 工法	出 動 人 員					左記出動人員中他団体 からの応援の有無
				水防団員	消防団員	その他	自衛隊員	合計	
自 至	日 時			延 実 人	延 人	延 人	延 人	延 人	延 実 人
実施箇所 河川名				及 実 施 箇 所 の 原 因				の 団 体 名 及 氏 名 功 又 は	
所要経費		使用資材数量							水防効果
県費		俵	俵	板類	枚				
管理団体費		かます	俵	鉄線	kg				
その他		布袋類	枚	釘	kg				
計		たたみ	枚	かすがい	本				
内 訳	人件費	むしろ	枚	蛇籠	本				
	食料費	なわ	kg	置石	m ³				
	資材費	竹	束	その他					
	器材費	生木	本						
	その他	丸木	本						
計		くい	本						